

託送供給等約款変更認可申請書

令和 5 年 12 月 1 日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等約款変更認可申請書

経料発 5 第 12 号

令和 5 年 12 月 1 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 則

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第1項の規定により申請します。

変 更 の 内 容	別紙 託送供給等約款のとおりであります。
実 施 期 日	令和 6 年 4 月 1 日

別 紙

託 送 供 給 等 約 款

令和 6 年 4 月 1 日 実施

東京電力パワーグリッド株式会社

託 送 供 給 等 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	託送供給等約款の認可および変更	2
3	定 義	2
4	代表契約者の選任	8
5	託送供給等に関する取扱い	8
6	単位および端数処理	9
7	実 施 細 目	10
II	契 約 の 申 込 み	11
8	契 約 の 要 件	11
9	検討および契約の申込み	15
10	契約の成立および契約期間	23
11	託送供給等の開始	24
12	供給準備その他必要な手続きのための協力	25
13	電気方式、電圧および周波数	25
14	発電場所および需要場所	27
15	供給および契約の単位	29
16	承 諾 の 限 界	33
17	契 約 書 の 作 成	34
III	料 金	35
18	料 金	35
19	接続送電サービス	36
20	臨時接続送電サービス	58

21	予備送電サービス.....	67
22	系統連系受電サービス.....	68
23	発電量調整受電計画差対応電力.....	73
24	接続対象計画差対応電力.....	74
25	需要抑制量調整受電計画差対応電力.....	75
26	給電指令時補給電力.....	76
IV	料金の算定および支払い.....	79
27	料金の適用開始の時期.....	79
28	検 針 日.....	79
29	料金の算定期間.....	80
30	計 量.....	81
31	電力および電力量の算定.....	82
32	損 失 率.....	102
33	料 金 の 算 定.....	102
34	支払義務の発生および支払期日.....	106
35	料金その他の支払方法.....	108
36	保 証 金.....	112
37	連 帯 責 任.....	114
V	供 給	115
38	託送供給等の実施.....	115
39	給電指令の実施等.....	119
40	適正契約の保持等.....	123
41	契 約 超 過 金.....	124
42	力 率 の 保 持.....	127
43	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施.....	127
44	託送供給等にとまなう協力.....	128
45	託送供給等の停止.....	129
46	託送供給等の停止の解除.....	131

47	託送供給等の停止期間中の料金.....	131
48	違 約 金.....	131
49	損害賠償の免責.....	132
50	設 備 の 賠 償.....	133
VI	契約の変更および終了.....	134
51	契 約 の 変 更.....	134
52	名 義 の 変 更.....	136
53	契 約 の 廃 止.....	136
54	供給開始後の契約の消滅または変更にとりなう料金および 工事費の精算.....	138
55	解 約 等.....	142
56	契約消滅後の債権債務関係.....	144
VII	受電方法および供給方法ならびに工事.....	146
57	受電地点、供給地点および施設.....	146
58	架 空 引 込 線.....	148
59	地 中 引 込 線.....	149
60	連 接 引 込 線 等.....	150
61	中高層集合住宅等における受電方法および供給方法.....	151
62	引込線の接続.....	151
63	計量器等の取付け.....	152
64	通信設備等の施設.....	153
65	専用供給設備.....	153
66	電流制限器等の取付け.....	155
VIII	工 事 費 の 負 担	156
67	受電地点への供給設備の工事費負担金.....	156
68	受電用計量器等の工事費負担金.....	160
69	会社間連系設備の工事費負担金.....	161

70	供給地点への供給設備の工事費負担金.....	161
71	工事費負担金の申受けおよび精算.....	169
72	供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け.....	172
73	臨時工事費.....	173
74	工事費等に関する契約書の作成.....	173
Ⅸ	保 安	174
75	保安の責任.....	174
76	保安等に対する発電者および需要者の協力.....	174
77	調 査.....	175
78	調査等の委託.....	175
79	調査に対する需要者の協力.....	175
80	検査または工事の受託.....	176
81	自家用電気工作物.....	176
附	則.....	177
1	実施期日.....	177
2	標準周波数についての特別措置.....	177
3	受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての 特別措置.....	177
4	揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の 特別措置.....	177
5	発電量調整供給契約についての特別措置 〔再生可能エネルギー発電設備〕	182
6	離島についての特別措置.....	189
7	受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い.....	190
8	記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....	190
9	発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の 特別措置.....	194

10	損害賠償の免責についての特別措置 〔再生可能エネルギー発電設備〕	195
11	みなし登録特定送配電事業者についての特別措置.....	195
12	受電地点への供給設備の工事費負担金 〔電源接続案件募集プロセス〕	195
13	発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け〔電源接続案件募集プロセス〕	196
14	軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置.....	196
15	再エネ海域利用法に係る特別措置.....	200
16	給電指令時補給電力料金に係る特別措置.....	201
17	バランシンググループの設定に係る特別措置.....	201
18	N－1電制の実施についての特別措置.....	227
19	系統連系受電サービス等についての特別措置.....	228
20	令和7年3月31日までの給電指令の実施等についての特別措置.....	238
21	料金についての切替措置.....	240
別	表.....	241
1	契約設備電力の算定.....	241
2	系統設備効率化割引の対象変電所等.....	241
3	契約電力および契約容量の算定方法.....	249
4	負荷設備の入力換算容量.....	250
5	平均力率の算定.....	254
6	契約負荷設備の総容量の算定.....	255
7	発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および 需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い.....	255
8	電力量の協定.....	258
9	需要計画・調達計画・販売計画.....	262
10	発電計画・調達計画・販売計画.....	264
11	需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン.....	266
12	進相用コンデンサ取付容量基準.....	267

13	標準設計.....	269
14	スポットネットワーク方式の工事費の算式.....	281

I 総 則

1 適 用

当社が、小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものをいいます。

(1) 託 送 供 給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ 接 続 供 給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ 振 替 供 給

当社が契約者から小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発 電 量 調 整 供 給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ 需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から、特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気、電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2 託送供給等約款の認可および変更

- (1) この約款は、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発 電 契 約 者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

(5) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供

給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中 継 振 替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地 内 振 替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力

量をいいます。

(24) 接 続 対 象 電 力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損 失 率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス

契約電力、臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって、接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37) 契 約 受 電 電 力

受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては、同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

(38) 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で、発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39) 最大連系電力等

低圧で受電する場合は、発電量調整受電電力の最大値をいいます。

高圧または特別高圧で受電する場合は、30分ごとの連系電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(40) 最大需要電力等

低圧で供給する場合は、接続供給電力の最大値をいいます。

高圧または特別高圧で供給する場合は、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(41) 発電バランスンググループ

31（電力および電力量の算定）(18)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(19)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定する

ものをいいます。

(42) 需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(20)に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(43) 需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）(22)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(23)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(45) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(46) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(47) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(48) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(49) 定 期 検 査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(50) 定 期 補 修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(51) 給 電 指 令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(52) 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(53) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、当該接続供給契約においては1 需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報については、託送供給、電力量

調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、接続供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、同時最大受電電力、最大連系電力等、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（2）イまたは20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
 - ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（2）イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (4) 発電量調整受電電力量、発電量調整受電計画電力量、接続受電電力量、接続供給電力量、接続対象電力量、接続対象計画電力量、需要抑制量調整受電電力量、需要抑制量調整受電計画電力量、ベースライン、発電量調整受電計画差対応補給電力量、発電量調整受電計画差対応余剰電力量、接続対象計画差対応補給電力量、接続対象計画差対応余剰電力量、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量、給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。た

だし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。

(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 実 施 細 目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ 契約の申込み

8 契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ 接続供給の場合、契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ 振替供給の場合、契約者が営む小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしがうこと。

ヘ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ 契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電

契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしがたうこと。

ホ 発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

へ 発電契約者が、原則として、18（料金）（3）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金を、34（支払義務の発生および支払期日）（4）に定める期日までの間、当社に代わり、発電者から受領し、当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト 発電契約者が、35（料金その他の支払方法）（3）ロの場合を除き、18（料金）（3）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ 発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合、発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ 当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、発電契約者が、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし、当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については、ホ、へ、ト、チおよびリの要件を除きます。

なお、当社は、発電契約者に対して、系統連系受電契約の締結または変更について、当社を代理する権利を付与いたします。

（3） 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電

気設備に関する技術基準，その他の法令等にしがたが，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ 発電者が，原則として，18（料金）（3）に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ 発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

（4） 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

（イ） 需要者に対して，次の a および b の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

a 需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

b 需要抑制の実施頻度および時期

（ロ） （イ）によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

（ハ） 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

（ニ） 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

（ホ） 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

- ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
- ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
- ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が30（計量）（3）に該当しないこと。
- ホ 需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合、発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（1）受電側接続検討の申込み

- イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接

続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限ります。) するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討(以下「受電側接続検討」といいます。)をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約(受電地点が会社間連系点の場合に限ります。)もしくは振替供給契約(受電地点が会社間連系点の場合に限ります。)または発電量調整供給契約(発電者から電気を受電する場合に限ります。)の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称(契約者が複数の場合に限ります。)
- c 当該接続供給に必要な当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当該振替供給に必要な当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
- d 供給地点
- e 振替供給の開始希望日

(ハ) 発電量調整供給の場合

- a 発電契約者の名称
- b 発電者の名称、発電場所および受電地点
- c 発電設備等の発電・放電方式、発電・放電出力および系統安定上必要な仕様

- d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
- e 受電地点における受電電圧
- f 発電場所における負荷設備および受電設備
- g 発電量調整供給の開始希望日

ハ 検討期間および調査料

- (イ) 当社は、原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は、1受電地点1検討につき22万円を調査料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、調査料を申し受けません。
 - a 検討を要しない場合
 - b 受電側接続検討の回答後、他の発電契約者の契約の申込みにもともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等、受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で、かつ、調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

- イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の可否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
- ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。
 - (イ) 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
 - (ロ) 契約電力、契約電流または契約容量
 - (ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ニ) 負荷設備または主開閉器

(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。
この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ 当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ 当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要抑制契約者の名称

(ロ) 需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ 当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供するこ

とに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し， 8（契約の要件）（2）ホに定める要件を満たすことを証明する文書および 8（契約の要件）（2）ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは 8（契約の要件）（4）ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は， 8（契約の要件）（1）リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，（1）の申込みに対する当社の回答日から 1 年以内（電源接続案件一括検討プロセスにも

とづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。)に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）（4）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等
- (ニ) 契約電力，契約電流または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 連 絡 体 制
- (ル) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間
また，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1
年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社
所定の様式により申し出ていただきます。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 連 絡 体 制

- (ロ) 当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ 発電量調整供給の場合

- (イ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
- (ロ) 契約受電電力および同時最大受電電力
- (ハ) 発電量調整受電計画電力
- (ニ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (ホ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ヘ) 連絡体制

ニ 需要抑制量調整供給の場合

- (イ) 需要抑制契約者の名称
- (ロ) 需要抑制量調整受電計画電力
- (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する，需要抑制の予定電力量（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
- (ニ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
- (ホ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
- (ヘ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
- (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）（14）イまたはロ
- (チ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

(ル) 連絡体制

なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる31(電力および電力量の算定)(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

- (5) 当社は、接続供給契約(受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。)または振替供給契約について、当日等の利用分および翌日等の利用分に関し、(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約(以下「契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

- (6) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約(以下「発電契約者に係る基本契約」とい

います。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

- (7) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

- (1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、系統連系受電契約は、系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 接続供給の場合

- (イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、

接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- (イ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ 振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は、振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき、契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系

受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者は、当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式、電圧および周波数

- (1) 受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相2線式、交流単相3線式または交流3相3線式
	高圧または特別高圧	交流3相3線式

- (2) 供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。
- (3) 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点

は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約受電電力
(発電場所における発電設備等、受電設備および負荷設備等を基準として、
発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。)に応じて、
次のとおりといたします。

契 約 受 電 電 力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

- (4) 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ(料金)の各項に定めるところによります。

ただし、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合
(契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所
における受電設備を変更される場合等に限ります。)は、別表1(契約設
備電力の算定)により定めた供給地点(1建物内の2以上の需要場所に共
同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は、需要場所ご
とに異なる地点とみなします。)における契約設備電力に応じて次のとお
りいたします。

契 約 設 備 電 力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧 6,000ボルト

なお、1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別
接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電
サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サー
ビスとをあわせて契約する場合、契約設備電力の合計が50キロワット未
満となるときは供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボ
ルトとし、契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときは供給電
圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし、契約者が
希望され、かつ、

電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (5) 受電電圧については発電者に、供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で、受電または供給することがあります。
- (6) 周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、中部電力パワーグリッド株式会社との会社間連系点を供給地点とする場合には、当社は、周波数変換設備を使用して標準周波数60ヘルツで供給いたします。

14 発電場所および需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

(4) (1)に定める1構内、(1)イに定める1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガ

ス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（１），（２）または（３）にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ 次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

（イ） 非特例区域等について，（１），（２）または（３）に準じて発電場所または需要場所を定めること。

（ロ） 当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく，他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15 供給および契約の単位

（１） 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまた

は1 臨時接続送電サービスを適用し、1 電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって託送供給を行ない、1 発電場所について1 系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し、1 電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ 1 需要場所につき、(イ)および(ロ)の2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の1 臨時接続送電サービス（(イ)および(ロ)の2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合は、2 臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1 接続送電サービス（ロの場合は、2 接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1 臨時接続送電サービス

(ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1 臨時接続送電サービス

(ハ) 高圧臨時接続送電サービス

(ニ) 特別高圧臨時接続送電サービス

ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2 接続送電サービスをあわせて契約する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1 接続送電サービス

(ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1 接続送電サービス

ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、契約者または発

電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。

へ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

- (2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、1 接続供給契約を結び、1 需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として1 接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、1 契約者に対して1 接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1 供給地点とみなすことがあります。

- (3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものいたします。）および1 供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1 供給地点とみなします。）について、1 振替供給契約を結びます。
- (4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものいたします。）および発電バランシンググループについて、1 発電量調整供給契約を結びます。また、当社は、当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き、原則として、あらかじめ定めた発電場所について、1 系統連系受電契約を結びます。

なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。

す。)に該当する発電場所は、原則として1発電バランシンググループに属するものいたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりいたします。

イ 附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（5）または（6）に該当する場合で、インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ 附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（5）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものいたします。

ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合、当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款

に係る発電場所は、1 発電量調整供給契約に属するものといたします。

- (5) 需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および需要抑制バランシンググループについて、1 需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、1 需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が1 需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕）といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者、

発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に、託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅲ 料 金

18 料 金

料金は、次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ 契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金、24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）（1）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

(イ) 検 針 日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）（25）の場合、その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合、応当日

(ニ) 28（検針日）（5）の場合、実際に検針を行なった日

(ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

(ヘ) 31（電力および電力量の算定）（29）の場合、電力量または最大需要

電力等が協議によって定められた日

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）（2）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

イ 発電者に係る料金は、ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ 系統連系受電サービス料金は、22（系統連系受電サービス）によって、(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

(イ) 検 針 日

(ロ) 28（検針日）（5）の場合、実際に検針を行なった日

(ハ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）

(ニ) 31（電力および電力量の算定）（29）の場合、電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし、その1月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は、25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19 接続送電サービス

(1) 適 用 範 囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供す

る電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別

の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。

- c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

- (p) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となる時に限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

- a 接続送電サービス契約電流

- (a) 接続送電サービス契約電流は、5アンペア、10アンペア、15ア

ンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

- (b) 当社は，接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

- (ハ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときに接続送電サービス契約電力は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

- (ニ) (イ)の適用後1年に満たない場合は，(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また，(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は，(イ)を適用いたしません。
- (ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

- ロ 高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力が500キロワット

以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適当と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、51（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

（3） 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	35円54銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	71円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	142円19銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	213円28銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	355円47銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	355円47銭

ii ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算

するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	106円17銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	212円34銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	212円34銭

e そ の 他

- (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

- (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、
(ロ) a (c), (ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス(自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。)を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、
(2)イ(ロ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接

続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- (b) 1 需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

- (c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、

まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	230円67銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	152円24銭

ただし、(2)イ(ロ)aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流5アンペア	76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円97銭

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ロ)aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合に

は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	230円67銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	152円24銭

ただし、(2)イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1 キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5 アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1 月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1 キロワット時につき	7円36銭

ii 夜間時間

1 キロワット時につき	6円64銭

(二) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	10円76銭

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供

給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	731円97銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ii)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	461円14銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	4円54銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(h) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	731円97銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合

合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	461円14銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼 間 時 間

1キロワット時につき	4円79銭

ii 夜 間 時 間

1キロワット時につき	4円35銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト) 動力従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(ホ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	16円54銭

d そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ 高圧で供給する場合

(イ) 高圧標準接続送電サービス

a 適 用 範 囲

接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（2）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、

当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	653円87銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円84銭

(p) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、

補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	653円87銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼 間 時 間

1キロワット時につき	1円93銭

ii 夜 間 時 間

1キロワット時につき	1円75銭

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	12円55銭

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（2）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上

回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	423円39銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	91銭

(p) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(イ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，二によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，（2）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた

不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	423円39銭

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼 間 時 間

1キロワット時につき	94銭

ii 夜 間 時 間

1キロワット時につき	89銭

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適 用 範 囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	7円85銭

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。

- (イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サー

ビス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後1年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	555円80銭
	特別高圧で供給する場合	359円89銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20 臨時接続送電サービス

（1）適用範囲

契約使用期間が1年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただ

し、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次の a または b により、臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電流

- (a) 臨時接続送電サービス契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。
- (b) 当社は、臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 臨時接続送電サービス契約容量

- (a) 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表6（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(p) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合

等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）によって１日につき次のとおりいたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円15銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円30銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円30銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	63円02銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	63円02銭

(p) 電灯臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき19（接続送電サービス）（3）イ（ロ）c（a）ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	7円67銭

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が 5 キロワット以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が 1 キロワッ

トの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	96円39銭

d そ の 他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(二) 動力臨時接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ、50キロワット未満であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）（3）イ（ホ）c（a）iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	5円46銭

ロ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたし

ます。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）（3）ロ（イ）c（a）において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円20銭

ハ 特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）（3）ハ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円10銭

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19（接続送電サービス）（3）ニに準じて適用いたします。

ホ その他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19（接続送

電サービス)に準ずるものといたします。ただし、19(接続送電サービス)(4)は、適用いたしません。

21 予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、19(接続送電サービス)を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧(高圧および特別高圧に限ります。)で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし、受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で、契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときに予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者または発電契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力

量は、接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービス A

予備送電サービス 契約電力 1 キロワットにつき	高圧で供給する場合	87円62銭
	特別高圧で供給する場合	71円13銭

ロ 予備送電サービス B

予備送電サービス 契約電力 1 キロワットにつき	高圧で供給する場合	109円20銭
	特別高圧で供給する場合	86円37銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

(5) そ の 他

イ 予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ 受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

22 系統連系受電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし、当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに定めます。

イ 発電場所が1発電バランシンググループに属している場合

- (イ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力といたします。

- (ロ) (イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその1月の接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

- (イ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

- (ロ) (イ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

ハ イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。

- (イ) 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット

- (ロ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし、接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は、0.5キ

ロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。

(ハ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1
キロボルトアンペア

(ニ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力1
キロワット

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は、半額といたします。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき

87円01銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

28銭

ハ 系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は、基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引A」といいます。）および特別高压系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引B」といいます。）とし、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに、次により算定いたします。

(イ) 適用

a 系統設備効率化割引A

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表2「系統設備効率化割引の対象変電所等」（1）に定める割引区分A－1，A－2またはA－3に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b 系統設備効率化割引B

低压または高压で受電する場合で、連系変電所等が割引対象変電所等（別表2「系統設備効率化割引の対象変電所等」（1）に定める割引区分B－1またはB－2に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ロ) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は、aの系統設備効率化割引A単価およびbの系統設備効率化割引B単価を合計した値といたします。

a 系統設備効率化割引A単価

系統設備効率化割引Aに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単 価
系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合	30円86銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合	5円72銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合	2円86銭

(b) (a)以外の場合

	連系変電所等	単 価
系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合	30円86銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合	11円44銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合	5円72銭

b 系統設備効率化割引B単価

系統設備効率化割引Bに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単 価
系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－1の場合	48円99銭
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－2の場合	17円80銭

(ハ) 系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は、（2）の系統連系受電課金対象電力に（ロ）の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は、半額といたします。

ニ そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

23 発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

発電バランスンググループにおいて、39（給電指令の実施等）（5）または（6）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に（ハ）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に（ハ）の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

24 接続対象計画差対応電力

(1) 適用

39（給電指令の実施等）（4）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

25 需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適 用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

26 給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

39（給電指令の実施等）（4）により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）（20）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を

加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

39（給電指令の実施等）（5）または（6）により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）（18）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（5）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。また、当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備につい

ては、当該契約によるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

27 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

なお、高压で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高压で供給する場合で19（接続送電サービス）（2）ロによって契約電力を定めるとき、または特別高压で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

また、受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、受電地点における検針日と供給地点における検針日は、原則とし

て同一の日といたします。

- (2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29 料金の算定期間

- (1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の計量日（接続供給の場合、当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の

計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）
(25)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は、前月の計量日（発電量調整供給の場合、当社があらかじめ発電契約者および発電者にお知らせする電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

30 計 量

(1) 当社は、発電量調整受電電力量および最大連系電力等は、原則として、

受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるときは、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、仕訳に必要な発電設備等ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお、30分ごとに、受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

- (2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお、発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは、発電契約者を通じて行ないます。

- (3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

31 電力および電力量の算定

- (1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

- (2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。
- ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間の発電量調整受電電力量は、30分ごとの発電量調整受電電力量を、受電地点ごとに、料金の算定期間（ただし、発電契約者が受電地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

（３） 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、（４）の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

（４） 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発

電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（1）のとおりといたします。

（5） 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、（6）の接続受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

（6） 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとの（12）の接続対象計画電力量といたします。

（7） 接続供給電力

接続供給電力は、（8）の接続供給電力量の値を2倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

（8） 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）（3）イ（ハ）および（ヘ）の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯

の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)} }{1}}$$

ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。

(イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)イを適用している場合は、次のaまたはbによって算定された値

a 1 ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

$$\left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)} }{1}} \right\} \\ \text{－需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損

失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

- (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}{1}}$$

- b 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

- (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る (d) によって算定された値の合計値
－需要抑制量調整受電計画電力量

- (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

- (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

- (d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}{1}}$$

- (㍑) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)ロを適用している場合は、次の式によって算定された値

ベースラインー需要抑制量調整受電計画電力量

- (11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

- (12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたもの）といたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(2)のとおりといたします。

- (13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は、(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

- (14) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分

ごとの電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の式によって算定された値

- (イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインを上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = 0$$

- (ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量

$$= \text{ベースライン} - \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}} \right\}$$

- (ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量

ロ イ以外の場合は、次の式によって算定された値（1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量

＝ベースライン

$$- \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}} \right\}$$

ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（3）のとおりといたします。

(17) ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合

の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕（1）イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して1ベースラインといたします。

(18) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、（2）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（4）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、（2）イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は、次の（イ）、（ロ）および（ハ）によって算定された値といたします。

（イ）（2）ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（4）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

（ロ）次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、（2）ロにかかわらず、当該発電設備等

の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

- a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
 - b 39（給電指令の実施等）（2）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線1回線、変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「N－1電制」といいます。）を実施したとき。
 - c 39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。
 - d 39（給電指令の実施等）（2）ヘの場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。
- (ハ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、（2）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。

a 39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕（2）ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

b ファーム電源に対して、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕（2）への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたし

ます。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

c ノンファーム電源であり、かつ、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（2）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給

電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

d 39（給電指令の実施等）（2）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

e 39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）（2）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

とし、39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

- (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量とし、39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量

－39（給電指令の実施等）（2）ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

(19) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、（2）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（4）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、（2）イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で、（2）ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（4）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なった場合、39（給電指令の実施等）（2）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－1電制を実施し、給電指令時補給を行なったとき、39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を

行なったときまたは39（給電指令の実施等）（2）への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、（2）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、（18）ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

（20） 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（8）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

（21） 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（8）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその

30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

(22) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)イまたはロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となる時の上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+ \left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}}{\text{損失率}}} \right\}$$

－ベースライン

(23) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの(14)の需要抑

制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)ロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

- (24) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表8（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。
- (25) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表8（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
- (26) 28（検針日）（2）または（4）の場合で、検針を行なわなかったときの電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表8（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需要電力等といたします。
- (27) 15（供給および契約の単位）（1）において、1需要場所または1発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分

ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

(28) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

(29) 計量器の故障等により電力量、最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表8（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表8（電力量の協定）(3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損 失 率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	6.9パーセント
高圧で供給する場合	3.7パーセント
特別高圧で供給する場合	1.3パーセント

33 料 金 の 算 定

(1) 送電サービス料金、系統連系受電サービス料金、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合
 - ロ 契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合
 - ハ 発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合
 - ニ 接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合
 - ホ 29（料金の算定期間）（1）イの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
 - ヘ 29（料金の算定期間）（2）の場合で，受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
- （2）当社は，（1）ロ，ハ，ニ，ホまたはヘの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。
- イ 基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側計量期間または受電側計量期間の日数}}$$

ただし，（1）ホまたはヘに該当する場合は，

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。

ロ ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側計量期間または受電側計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ホまたはへに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。

- (3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (4) (1)ハの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (5) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側計量期間または受電側計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点ま

たは受電地点の属する検針区域の計量日から、その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の計量日から、当社が次回の計量日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(25)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側計量期間の日数は、(5)に準ずるものといたします。この場合、(5)にいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の計量日といたします。

- (7) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側計量期間または受電側計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (8) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

- (9) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(2)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み、接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

34 支払義務の発生および支払期日

- (1) 日程等別料金の支払義務は、18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に発生いたします。
- (2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は、18（料金）(3)ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。
- (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、28（検針日）(5)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合、または31（電力および電力量の算定）(29)の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。
- (4) (1)の日程等別料金、(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

- イ 55（解約等）（1）により解約となった場合
 - ロ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ハ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ニ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ホ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ヘ その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合
- （5） 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が（4）イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。
- イ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が（4）イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が（4）イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が（4）イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
 - ロ 契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が（4）イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

- (6) 当社は、(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35 料金その他の支払方法

- (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象とな

る料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 発電者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電者の料金については、ロによって支払われる場合を除き、そのつど、発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお、引き渡しにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ 次の場合には、発電者の料金について、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

- (イ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合
- (ロ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。
- (ハ) その他当社が必要と認めた場合

ハ 発電者の料金について、支払いは、次のときになされたものといたします。

- (イ) イの場合、発電者から発電契約者に支払われたとき。
- (ロ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合、発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ 発電者の料金は、原則として、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金、延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金、違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

(4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（5） 当社の料金の支払方法は、次によります。

イ 当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36 保 証 金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(イ) 料金の支払いの延滞があった場合

(ロ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって、31（電力および電力量の算定）(20)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(20)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ、40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、その求めに応じていただけないとき。

(ハ) 新たに接続供給を開始し、または契約電力等を増加される場合

ロ 契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ニ 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ 当社は、保証金について利息を付しません。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(3) 発電者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電者、新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から、系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって、または系統連系受電サービス継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(4) 需要抑制契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けてい

ただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

37 連 帯 責 任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合、接続対象計画差対応補給電力料金、給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、契約超過金、違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

V 供 給

38 託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 契約者は、別表 9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにさせていただきます。

(ロ) 契約者は、別表 9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表 9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにさせていただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 9（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がロまたはニで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ヘ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）（4）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。

（2） 振替供給の場合

イ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ロ 契約者がイで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ハ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

（3） 発電量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

（イ） 発電契約者は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

（ロ） 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および

通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、39（給電指令の実施等）および76（保安等に対する発電者および需要者の協力）（4）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

（4） 需要抑制量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

（イ） 需要抑制契約者は、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・

ベースライン) に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ロ) 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

39 給電指令の実施等

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、38（託送供給等の実施）（3）ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
- (2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。
- イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
- ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。
- ホ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要性が生じたとき。
- ヘ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可

能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要があるとき。

ト その他電気の需給上または保安上必要がある場合

- (3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2)イ、ロ、ホ、ヘまたはトのときには、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (4) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。
- (5) 当社は、発電量調整供給において、(2)イ、ロ、ホ、ヘまたはトの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。
- (6) 当社は、発電量調整供給において、(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電も

しくは放電を制限し、または中止したときは、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

- (7) 当社は、(2)イ、ロ、ホ、へ、トまたは(3)によって、発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合、(2)ロの場合で、発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止することが明らかな場合または(2)トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で、電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは、その部分については割引いたしません。

イ 低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で、同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。

(イ) 割 引 の 対 象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ハ、ニまたはへの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で受電する場合で、同時最大受電電力が500キロワット以上とな

るときまたは特別高圧で受電する場合

(イ) 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（1）イ、ハ、ニまたはヘの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

（算式）

a 発電量調整受電電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該受電地点の同時最大受電電力

d = 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値

b 発電量調整受電電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量

- c 発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

- (8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。
- (9) 当社は、(2)または(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。
- (10) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。
- (11) 当社は、(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制を実施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「N-1電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、N-1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、N-1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN-1電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

- (2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合には、その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、31（電力および電力量の算定）(20)もしくは(21)によって算定された値が著しく大きい場合、31（電力および電力量の算定）(18)イもしくは(19)イによって算定された値が著しく大きい場合、31（電力および電力量の算定）(18)ロもしくは(19)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）、31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインが著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41 契約超過金

- (1) 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には、当

社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として発電者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過受電電力は、次によって受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに定めます。

イ 発電場所が1発電バランシンググループに属している場合

- (イ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その1月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

- (ロ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合

その1月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

- (イ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

- (ロ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、

差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

ハ イおよびロにおいて、契約超過受電電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。

(イ) 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット

(ロ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア

ただし、接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は、0.5キロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。

(ハ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペア

(ニ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）1キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力1キロワット

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については、次のとおりといたします。

イ 契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用した月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ 発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電

サービス料金がない場合は、受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。)の支払期日までに、原則として、その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42 力率の保持

(1) 低圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

43 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もし

くは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- （１） 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- （２） 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- （３） 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- （４） 計量器の検針または計量値の確認
- （５） 45（託送供給等の停止）、53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置
- （６） その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44 託送供給等にもなう協力

- （１） 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については

発電契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45 託送供給等の停止

- (1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 62（引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

- (2) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、電気を使用または発電もしくは放電された場合

- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
ヘ 44（託送供給等にもなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（３） 契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕（３）イ（ニ）に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕（３）イ（ト）に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕（３）ロ（ハ）に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕（３）ハ（ハ）に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

（４） 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- (5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46 託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47 託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

48 違 約 金

- (1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から、系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ 1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 45（託送供給等の停止）(2)ロ、ハまたはニの場合

- (2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定

された金額と、不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

49 損害賠償の免責

- (1) 11（託送供給等の開始）（2）によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合、39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）（1）ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設 備 の 賠 償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

51 契約の変更

(1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

(2) 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ 契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ 契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

(イ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

- (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといいたします。
- (3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといいたします。

イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といいたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といいたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といいたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知

らせいたします。

- (4) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

52 名 義 の 変 更

合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が、それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者、発電契約者または発電者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約、当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は、8（契約の要件）（1）リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

53 契 約 の 廃 止

- (1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合、発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合、発電者が系統連系受電契約を廃止しようとする場合または需要抑制契約者が需要抑

制量調整供給契約を廃止しようとする場合は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

(2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず、発電契約者または発電者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は、正当な理由がない限り、(1)にかかわらず、発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものいたします。

(3) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は、55（解約等）および次の場合を除き、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点

の接続供給契約に限ります。)が廃止されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお、この場合には、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

- (5) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

54 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

- a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増

ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サー

ビス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、a およびbにかかわらず精算いたしません。

d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、bおよびcに準ずるものといたします。

(ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたし

ます。

- (ハ) 19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕（２）イ（イ）に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）（２）イ（イ）cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとする場合は，（イ）または（ロ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）または（ロ）にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）（２）イ（イ）cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- （イ） 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- （ロ） 発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとする場合は，当社の供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

- (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

55 解 約 等

- (1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することができます。

なお、系統連系受電契約を解約した場合には、当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ) 発電契約者と当社が、発電者の料金、延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

(ハ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、発電量

調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ニ) 料金以外の債務を支払われない場合

(ホ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ 契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

(イ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ニ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

(ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

(ト) その他この約款に反した場合

(2) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量

調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

- (3) 発電者がその発電場所において、その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

- (4) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており、かつ、発電者の料金その他の支払期日を経過してなお支払われない場合で、系統連系受電契約を解約したときは、当該発電契約者からの申出がない場合であっても、発電量調整供給契約を変更していただくものとし、当社は、その旨を発電契約者に通知いたします。

なお、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

- (5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

56 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制

量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事

57 受電地点，供給地点および施設

(1) 受 電 地 点

イ 電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(イ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ニ) 59（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を受電する場合

(ホ) その他特別の事情がある場合

(2) 供 給 地 点

イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ロ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の

地点を供給地点とすることがあります。

- a 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - c 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなる
とき。
 - d 59（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合
 - e その他特別の事情がある場合
- ロ 振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

- （3） 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

- （4） 付帯設備（（3）により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

- （5） 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、（1）

または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

58 架 空 引 込 線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。
- (5) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。

また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

59 地 中 引 込 線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，67（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)，(4)または70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60 接続引込線等

- (1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，接続引込線（1 発電場所または1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。

す。) または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

61 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

62 引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

63 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要

者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で利用できるものといえます。

- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で利用できるものといえます。
- (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。
- (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けます。

64 通信設備等の施設

- (1) 給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (2) 通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者または発電契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。
- (4) 系統連系技術要件に定めるN－1電制の実施に必要な装置は、発電契約者で施設していただきます。

なお、施設等に要した費用の実費について、当社から発電契約者にお支払いいたします。

65 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給

設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（2）または（4）の工事費負担金を、供給地点への供給設備については70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（2）の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ 44（託送供給等にとまなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（2）（1）の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（3）（2）において、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。

（4）（1）および（2）において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

（5）当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（1）イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電

することまたは供給することを希望されるとき。

ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

66 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

67 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表13（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

- (イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額
なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（専用供給設備）（2）によるものといたします。

(ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、a およびb の金額

a 当該供給設備の工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）（2）イ（ハ）a ただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。

b 発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、a にかかわらず、次の金額

新増加契約受電電力1キロワットにつき	2,090円00銭

ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、65（専用供給設備）（2）によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）また

は64（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ 44（託送供給等にもなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（4） 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、（2）イ（イ）、（ロ）および（3）にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（（2）イ（ハ）により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

（5） 工事費の算定

（1）、（2）、（3）および（4）の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

（イ） 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（ロ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

（ハ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にもなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

- (ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ホ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。
- (ハ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。
- ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- (イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

- (ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

- ホ (2)イ(ハ)の場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を

除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。)とみなします。

へ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。

ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

(7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、(1)、(2)または(4)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたします。

68 受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするとき

には、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

69 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力等を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

70 供給地点への供給設備の工事費負担金

（１） 供給側接続設備の工事費負担金

イ 低圧または高圧で供給する場合

（イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,520円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,830円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供

給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (v) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(1)イ(i)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
- b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用する部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。
- (ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(i)の超過こう長は、次により算定いたします。
- a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
- b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$\begin{aligned} &= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \\ &\times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

- (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について a により算定される工事費が b の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工 事 費

(a) 架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	583円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	198円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	99円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	594円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	264円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

- (c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、

別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当 社 負 担 額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19（接続送電サービス）（2）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この（1）の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供 給 地 点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工 事 こ う 長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なる

ることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

(イ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの
場合の契約負荷設備の総容量

(ロ) 契 約 電 力

(ハ) 契 約 電 流

(ニ) 契 約 容 量

なお、19（接続送電サービス）（2）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（2）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（2）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（2）イ（イ）に準じて定める場合を含みます。）には、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

（2）供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位

の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

- (イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

ただし、供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中供給側接続設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

- (ロ) 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- ロ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、65（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接

続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。)は、62(引込線の接続)、63(計量器等の取付け)、64(通信設備等の施設)または66(電流制限器等の取付け)によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ 44(託送供給等にもなう協力)によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。)の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

- (イ) 材料費は払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。
- (ロ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にもなう費用(地役権の登記に要する費用を除きます。)の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ハ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ニ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事

費に含みます。

- (ホ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。
- (ハ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、73（臨時工事費）に準じて算定いたします。
- ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 低圧または高圧で供給する場合で、(2)イ(イ)に該当し、かつ、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ) a に準じて算定いたします。

へ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高压で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高压で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、(1)ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。

なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト 低圧または高压で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

- (5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたします。

71 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約

者から申し受けます。

なお、9（検討および契約の申込み）（4）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。

（2） 工事費負担金は、次の場合には、工事完成后すみやかに精算するものいたします。

イ 70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（1）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

（イ） 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

（ロ） その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 67（受電地点への供給設備の工事費負担金）、68（受電用計量器等の工事費負担金）、69（会社間連系設備の工事費負担金）、70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（2）（70〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（1）の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものいたします。）および70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（3）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

（イ） 低圧または高圧で受電または供給する場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（ロ） 特別高圧で受電または供給する場合
原則としてすべての場合

（3） 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供

給設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

- (4) 当社は、67（受電地点への供給設備の工事費負担金）（2）イ（ハ）に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

- (5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（1）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

72 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

（１） 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

（２） 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、系統連系保証金をお返しいたします。

また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

73 臨時工事費

- (1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、71（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

74 工事費等に関する契約書の作成

当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

IX 保 安

75 保 安 の 責 任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

76 保安等に対する発電者および需要者の協力

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。

77 調 査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点 検

- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。

78 調査等の委託

- (1) 当社は、77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

79 調査に対する需要者の協力

- (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、77（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80 検査または工事の受託

- (1) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

81 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうちのものは、適用いたしません。

- (1) 77（調査）
- (2) 78（調査等の委託）
- (3) 79（調査に対する需要者の協力）
- (4) 80（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式，供給電気方式，受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト，10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に，また，10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものいたします。

4 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適 用 範 囲

イ 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、（イ）および（ロ）を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、（イ）および（ロ）をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

（イ） 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

（ロ） 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等にしがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

（２） 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）c、（ハ）c、（ニ）c、（ホ）c、（ヘ）c、（ト）c、ロ（イ）c、（ロ）c、（ハ）c、ハ（イ）c、（ロ）cもしくは（ハ）c、または、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ロ）c、（ニ）c、ロ（ハ）もしくはハ（ハ）の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ（イ）または（ロ）により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨

時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）（4）ロにかかわらず，ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

（イ） 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，10アンペアを1キロワットと，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

$$\begin{aligned} \text{接続供給課金対象電力} &= \text{揚水最大電力等} \times \text{揚水等損失率} \\ &+ \text{その他最大電力等} \end{aligned}$$

（ロ） 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

$$\begin{aligned} \text{接続供給課金対象電力量} &= \text{揚水等接続供給電力量} \times \text{揚水等損失率} \\ &+ \text{その他接続供給電力量} \end{aligned}$$

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ その他

(イ) 19（接続送電サービス）（３）イ（イ）aに該当する場合は、19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）a，（ハ）aまたは（ニ）aにかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ロ) 20（臨時接続送電サービス）（３）イ（イ）aに該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ロ）aにかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ハ）aに該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ニ）aにかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

（３） 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）（12）、（20）および（21）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結

する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものいたします。

ロ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、31（電力および電力量の算定）（8）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量}$$
$$- \text{接続対象計画電力量}$$

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生した

ときを除きます。)は、31(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{接続対象計画差対応余剰電力量} &= \text{接続対象計画電力量} \\ &\quad - \text{接続対象電力量} \end{aligned}$$

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、63(計量器等の取付け)によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気(揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。)とを、(1)ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、30(計量)および附則7(受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い)にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

5 発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

- (1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただ

きます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものいたします。

- (2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。
- (3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、51（契約の変更）（3）に準じて契約を変更していただくことがあります。
- (4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。
- (5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であると

きを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 8 (契約の要件) (2)イは、適用いたしません。

ロ 発電量調整供給に係る料金は、18 (料金) (2)にかかわらず、18 (料金) (2)に定める料金、ホにより算定されるインバランスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23 (発電量調整受電計画差対応電力) (2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条 (卸電力取引所が公表する額に限ります。) にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23 (発電量調整受電計画差対応電力) (2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条 (卸電力取引所が公表する額に限ります。) にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、23 (発電量調整受電計画差対応電力) (2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ23 (発電量調整受電計画差対応電力) (2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ23 (発電量調整受電計画差対応電力) (2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26 (給電指令時補給電力) (2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算

定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限りです。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

なお、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26（給電指令時補給電力）（2）ロにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条（卸電力取引所が公表する額に限りです。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。ただし、39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は、39（給電指令の実施等）（5）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうもの）に限りです。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合、26（給電指令時補給電力）（2）ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ26（給電指令時補給電力）（2）ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 29 (料金の算定期間)
- (ロ) 33 (料金の算定)
- (ハ) 34 (支払義務の発生および支払期日)
- (ニ) 35 (料金その他の支払方法)
- (ホ) 36 (保証金)
- (ヘ) 48 (違約金)
- (ト) 55 (解約等)

ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までには契約者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までには契約者に再通知いたします。

なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要なとなる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、トにかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ 契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ リで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

ル この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシンググループ((5)において、契約者が希望される場合を除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る料金は、18(料金)(2)にかかわらず、18(料金)(2)に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。

ハ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

(イ) 29(料金の算定期間)

(ロ) 33(料金の算定)

(ハ) 34(支払義務の発生および支払期日)

(ニ) 35(料金その他の支払方法)

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所(低圧で受電する場合に限ります。)において、イに該当する複数の発電設備等(各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。)を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、当分の間、必要となるその他の供給条件は、ロからホのとおりといたします。

イ 適 用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

(イ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設

備以外の電気を発電契約者が受電する場合

- (ロ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ 供給および契約の単位

当社は、15（供給および契約の単位）（1）にかかわらず、1 発電場所について1 系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し、1 電気方式、1 引込、2 計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電場所に係る発電バランシンググループは、計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ 計 量

当社は、30（計量）（1）にかかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランシンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ 38（託送供給等の実施）（3）へは、適用いたしません。

ホ イの適用を廃止しようとする場合またはイの適用に該当しなくなった場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、必要に応じて契約者、発電契約者および発電者に協力していただきます。

(8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、38（託送供給等の実施）（3）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(9) その他の事項については、発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

6 離島についての特別措置

(1) 系統連系受電サービス料金

電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス料金の基本料金は、22（系統連系受電サービス）（3）イにかかわらず、次のとおりといたします。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	79円85銭

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価，接続対象計画差対応補給電力料金単価，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ），24（接続対象計画差対応電力）（2）イ（ハ），25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ），26（給電指令時補給電力）（1）ニまたは（2）ニにかかわらず，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	71円53銭

(3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については，23（発電量調整受電計画差対応電力）（2）ロ（ハ），24（接続対象計画差対応電力）（2）ロ（ハ）または25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）ロ（ハ）にかかわらず，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23円83銭

7 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

8 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。

イ 料金の算定期間

送電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「供給側検針期間等」といいます。）といたします。

また、系統連系受電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「受電側検針期間等」といいます。）といたします。

ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点または受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし、契約者または発電契約者が供給地点または受電地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

ロ 料 金 の 算 定

- (イ) 当社は、33（料金の算定）（1）ロ、ハもしくはニの場合またはイの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときを除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (ロ) 当社は、33（料金の算定）（1）ロ、ハもしくはニの場合またはイの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給

側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、もしくは下回るときは、基本料金、予備送電サービス料金、ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について、次の式により日割計算をいたします。

a 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

b ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ハ) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(ロ) a および b にいう供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数は、33 (料金の算定) (5) イまたはロに準ずるものといたします。この場合、33 (料金の算定) (5) イまたはロにいう供給側計量期間または受電側計量期間の日数は、供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数といたします。

(2) 低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ、19 (接続送電サービス) (2) イ(ロ)、(ハ)または20 (臨時接続送電サービス) (2) イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力

等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）（2）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）（2）イ（イ）にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

- （3） 発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

9 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

- （1） 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）（18）イおよび（19）イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）（2）イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。
- （2） 1 発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定

していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

10 損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができる」とされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、49（損害賠償の免責）（1）にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

11 みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第4条第2項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が、特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち、この約款によりがたい事項については、みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

12 受電地点への供給設備の工事費負担金〔電源接続案件募集プロセス〕

2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であって、発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは、67（受電地点への供給設備の

工事費負担金) (6)ロにかかわらず, 当該入札等において算定された金額を, 発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。

13 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け〔電源接続案件募集プロセス〕

供給設備の一部または全部を施設した後, 発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で, 発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは, 72 (供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け) (2)ただし書にかかわらず, 供給設備の工事を行なう前であっても, 原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

14 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で, あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は, 当分の間, 次のとおりといたします。

イ 適用範囲

契約者が次の時間帯に, 19 (接続送電サービス) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において, 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

- (イ) 軽負荷期 (毎年4月1日から5月31日までの期間をいいます。) における毎日午前8時から午後4時までの時間
- (ロ) その他期 (軽負荷期以外の期間をいいます。) における土曜日, 日曜日, 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日, 1月2日, 1月3日, 12月30日および12月31日の午前8時から午後4時までの時間
- (ハ) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間 (当社が再生可能エ

エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。)

ロ 特別措置の適用申込みおよび使用の申出

(イ) 契約者は、この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称、需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。

(ロ) 原則として、当社が指定する期限までに、使用の申出をしていただきます。

ハ 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、19（接続送電サービス）（2）二によって定めた値といたします。

なお、19（接続送電サービス）（2）二の不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上、この特別措置により電気を使用したその1月の最大需要電力等は、その1月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）（2）二の契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ 接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は、19（接続送電サービス）（3）ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)における需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし、その1月にこの特別措置により電気を使用し、かつ、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は、19（接続送電サービス）（3）ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ そ の 他

(イ)当社は、契約者との間で、この特別措置の適用に必要となる事項について、別途覚書を締結することがあります。

- (ロ) 当社は、電気の需給状況その他によってやむをえない場合には、この特別措置の適用をしないことがあります。
- (2) 1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置
- イ 19（接続送電サービス）（4）の適用を受ける供給地点において、需要者が土曜日、軽負荷期における平日の午前8時から午後4時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、土曜日、軽負荷期における平日の午前8時から午後4時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（4）にかかわらず、19（接続送電サービス）（3）によって算定された金額から（イ）によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
- (イ) ピークシフト割引額
- ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）（4）イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）（4）イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。
- (ロ) ピークシフト電力
- ピークシフト電力は、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
- なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
- (ハ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消い

たします。

なお、それが19（接続送電サービス）（4）の取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕（4）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(ニ) この特別措置の適用にともない、19（接続送電サービス）（4）ハに該当する場合であっても、19（接続送電サービス）（4）ハに定める適用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（3）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(イ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）（4）イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）（4）イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。

(ロ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやか

にピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

- (ハ) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

- ハ 附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け、かつ、イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は、附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（2）ロまたはイ（ロ）もしくはロ（ロ）にかかわらず、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

15 再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について、電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は、受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし、9（検討および契約の申込み）（1）にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合、検討料については、選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

16 給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）（2）への場合で、連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和5年1月31日までに受領し、当該受電側接続検討を当社が令和5年3月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、26（給電指令時補給電力）（2）ニ、31（電力および電力量の算定）（18）ロおよび（19）ロにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

17 バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者、発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい、電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で、当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について、当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ、発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときは、当分の間、次のとおりといたします。

（1） 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、1需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとお

りとしていただきます。

イ 4（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1 需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，1 接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては1 需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ 契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて1 需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

（2） 契 約 の 要 件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，8（契約の要件）（4）イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ 需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の（イ）および（ロ）の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

（イ） 需要抑制量（1 キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

(ロ) 需要抑制の実施頻度および時期

ロ イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

ニ 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

ホ 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

(3) 供給および契約の単位

イ 接続供給の場合、契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について、この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお、需要抑制契約者は、需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕（14）イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシ

グループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものいたします。

（４） 料 金

イ 発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて、発電量調整受電計画差対応電力の算定上、23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりいたします。

（イ） 適 用

発電バランシンググループにおいて、39（給電指令の実施等）（５）もしくは（６）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

（ロ） 発電量調整受電計画差対応電力

α 発電量調整受電計画差対応補給電力

（α） 適 用 範 囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

（β） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に（c）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

（γ） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定さ

れる金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

b 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（5）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

ロ 接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて、接続対象計画差対応電力の算定上、24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 適用

39（給電指令の実施等）（4）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応電力

a 接続対象計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対

象電力量を含みます。)が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて、需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上、25(需要抑制量調整受電計画差対応電力)にかかわ

らず、次のとおりといたします。

(イ) 適 用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（5）への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適 用 範 囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（5）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその

1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ 給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて、給電指令時補給電力の算定上、26（給電指令時補給電力）にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

39（給電指令の実施等）（4）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（5）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

39（給電指令の実施等）（5）もしくは（6）または配電事業者の約

款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（5）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。また、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、31（電力および電力量の算定）（3）にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、31（電力および電力量の算定）（4）ロにかかわらず、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（1）のとおりといたします。

ハ 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、31（電力および電力量の算定）（11）にかかわらず、ニの接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ニ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、31（電力および電力量の算定）（12）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたもの）といたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（2）のとおりといたします。

ホ 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、31（電力および電力量の算定）（15）にかかわらず、への需要抑制量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

ヘ 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、31（電力および電力量の算定）（16）にかかわらず、当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（3）のとおりといたします。

ト ベースライン

ベースラインは、31（電力および電力量の算定）（17）にかかわらず、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行わない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（1）イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、1接続送電サービス等ごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、31（電力および電力量の算定）（18）ロにかかわらず、次の（イ）、（ロ）および（ハ）によって算定された

値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。

- (イ) 30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- (ロ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

- a 当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
- b 39（給電指令の実施等）（2）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－1電制（配電事業者の約款に定めるN－1電制を含みます。）を実施したとき。
- c 39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
- d 39（給電指令の実施等）（2）ヘの場合で、ファーム電源（配電事

業者の約款に定めるファーム電源を含みます。) に対して出力の抑制を実施したとき。

- (ハ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。

- a 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

- b 当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

- c 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり、かつ、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含み

ます。)を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

- d 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（2）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電

力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

- e 当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）（2）ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）（2）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

- (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り、かつ、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施し

た場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

- (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）（2）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（2）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（2）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）（2）ホによる出力抑制対象電力量

－39（給電指令の実施等）（2）ヘによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）（19）ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合、39（給電指令の実施等）（2）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－1電制（配電事業者の約款に定めるN－1電制を含みます。）を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき、39（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）（2）ヘの場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発

電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、31（電力および電力量の算定）(20)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(21)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごと

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量

$$+ \left\{ \begin{array}{l} \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (32 [損失率] に定める)}} \\ \text{損失率といたします。)} \end{array} \right\}$$

－ベースライン

ワ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランスグループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、31（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

（6） 託送供給等の実施

イ 接続供給の場合、契約者は、別表9（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は、別表10（発電計画・調達計

画・販売計画)の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は、別表11(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解 約 等

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、40(適正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには、55(解約等)(1)ハ(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)にかかわらず、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ 託送供給の場合は、8(契約の要件)(1)を、発電量調整供給の場合は、8(契約の要件)(2)を、需要抑制量調整供給の場合は、8(契約の要件)(4)ロ、ハ、ニもしくはホまたは(2)を欠くに至った場合

ロ 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

(8) 発電量調整供給契約についての特別措置[再生可能エネルギー発電設備]

イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特

定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（1）にかかわらず、原則として、当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものいたします。

ロ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりいたします。

(イ) 発電量調整供給に係る料金は、附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（5）ロにかかわらず、18（料金）（2）に定める料金、(ロ)により算定されるインバランスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

(ロ) インバランスク料は、附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（5）ホにかかわらず、特

例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

- (ハ) 当社は、附則5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（5）トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要なとなる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

- (ニ) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、(ハ)にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて、契約者が希望される場

合を除きます。)に係るインバランスリスク料は、附則 5 (発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]) (6)ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量 (配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計 (合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。

(9) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39 (給電指令の実施等) (2)への場合で、みなしファーム電源 (配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。)に対して出力の抑制を実施したときは、(4)ニ(ロ) d, (5)チおよび(5)リにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

(10) その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

18 N-1 電制の実施についての特別措置

(1) 当社は、39 (給電指令の実施等) (2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN-1 電制を実施したときは、39 (給電指令の実施等) (11)にかかわらず、N-1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのN-1 電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の3の4に定める回避可能費用単価 (以下「回避可能費用単価」といいます。)に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1 電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2) 当社は、39 (給電指令の実施等) (2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN-1 電制を実施したときは、39 (給電指令の実施等) (11)にかかわらず、N-1 電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N-1 電制が実施された発電設備を再

度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－1電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項または第8条第1項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、N－1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がN－1電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのN－1電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－1電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

- (3) 当社は、39（給電指令の実施等）（2）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してN－1電制を実施したときは、39（給電指令の実施等）（11）にかかわらず、N－1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N－1電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－1電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第2条の4にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、N－1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がN－1電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－1電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

19 系統連系受電サービス等についての特別措置

- (1) 発電場所が、次のいずれかに該当する場合、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は、22（系統連系受電サービス）（2）ロおよびハならびに41（契約超過金）（2）ロおよびハに準じて定めます。

なお、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上、次に定める比を、22（系統連系受電サービス）（2）ロおよび41（契約超過金）（2）ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また、発電場所がイ(ハ)に該当する場合、22(系統連系受電サービス)(3)イの基本料金および22(系統連系受電サービス)(3)ハ(ハ)の系統設備効率化割引額の算定上、まったく発電または放電しない場合とは、1月においてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ 発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

- (イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

- (ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

- (ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され、かつ、当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で、接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ イ(イ)、(ロ)または(ハ)に該当する場合で、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条の2第2項第9号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（8）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

- （2）（1）の場合で、特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず、当該契約を解約したときは、受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、系統連系受電契約は消滅するものとし、また、すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお、この場合には、当社は、その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

- （3）発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また、複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は、当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が、（1）イ（ハ）またはロ〔（1）イ（ハ）に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は、当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金

および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 低圧で受電する場合で、その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10未満のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）（3）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（2）に定める契約超過金は申し受けません。

ロ 低圧で受電する場合で、その1月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10以上のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その1月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

(イ) 22（系統連系受電サービス）（2）イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

(ロ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力が10キロワット未満の場合は、次のとおりといたします。

a 41（契約超過金）（2）イ(イ)またはロ(イ)における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b 41（契約超過金）（2）イ(ロ)またはロ(ロ)における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

(4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当

分の間、次のとおりといたします。

イ 適用範囲

原則として、令和6年3月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第9条第4項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置法第7条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。

ロ 系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）（3）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（2）に定める契約超過金は申し受けません。

なお、発電場所において、イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、(イ)、(ロ)または(ハ)により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(イ) 系統連系受電課金対象電力

- a イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、あん分に必要となる発電出力は、契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

- b イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（8）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

（ロ） 発電量調整受電電力量

a イの発電設備が、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（1）ただし書または附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（7）ハもしくは（8）イに準じて算定いたします。

b イの発電設備が、再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 2 第 1 項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（1）ただし書または附則 5（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（7）ハに準じて算定いたします。ただし、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき、算定いたします。

なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者また

は発電者から提出していただきます。

(ハ) 契約超過受電電力

a イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の
場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サー
ビス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点にお
いて電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を発電出力等
の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比
であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サー
ビス契約電力を下回る場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を発電出力等
の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1
月の接続送電サービス契約電力を発電出力等の比であん分してえ
た値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を
下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

b イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サー
ビス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点にお
いて電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を認定バイオ
マス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオ
マス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サー
ビス契約電力を下回る場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を認定バイオ
マス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のそ
の1月の接続送電サービス契約電力を認定バイオマス比率であん
分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた

値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

- (5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供給に係る電気の電力量については、22（系統連系受電サービス）（3）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は、次のとおりといたします。

イ 発電設備が（4）イに定める適用範囲に該当する場合

22（系統連系受電サービス）（3）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（2）に定める契約超過金を申し受けません。

ロ 発電設備が（4）イに定める適用範囲に該当しない場合

発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し、22（系統連系受電サービス）（3）ロに定める電力量料金を申し受けます。

- (6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は、次のとおりといたします。

イ 18（料金）（3）ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ 22（系統連系受電サービス）（2）における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）（2）における契約超過受電電力の算定上、次のとおりといたします。

(イ) 当社との電気の需給契約において、定額電灯または公衆街路灯A（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を、電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。

(ロ) 当社との電気の需給契約において、公衆街路灯A（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合、公衆街路灯Aの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。

- (ハ) 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし、当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし、当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし、当社との電気の需給契約における臨時電灯 A の契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。
- ハ 39（給電指令の実施等）（7）において、当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。
- ニ 53（契約の廃止）（4）または55（解約等）（5）において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
- （7） 令和6年3月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で、イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は、別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間、ロまたはハといたします。
- イ 近接性評価地域
- 次の地域を近接性評価地域といたします。

都または県	対象となる市区町村
東 京 都	東京都23区（品川区を除く）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町
栃 木 県	宇都宮市、小山市、真岡市、野木町
群 馬 県	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
茨 城 県	土浦市、古河市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、大洗町、五霞町
埼 玉 県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
千 葉 県	千葉市（中央区、若葉区を除く）、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
神 奈 川 県	横浜市（鶴見区、中区、磯子区を除く）、川崎市（川崎区を除く）、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、二宮町、中井町、開成町、愛川町
山 梨 県	中央市、昭和町、忍野村
静 岡 県	沼津市、三島市、富士市、清水町、長泉町

ロ 受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)の割引区分A－2およびB－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)の割引区分A－2およびB－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ 受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)の割引区分

A－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）（3）ハ（ロ）にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（3）ハ（ロ）の割引区分A－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

20 令和7年3月31日までの給電指令の実施等についての特別措置

この約款実施の日から令和7年3月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については、39（給電指令の実施等）（9）または（10）にかかわらず、次のとおりといたします。

- （1） 当社は、39（給電指令の実施等）（2）イ、ロ、ハ、トまたは（3）によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。

（イ） 割 引 の 対 象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）（1）イ、ロ、ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

（ロ） 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、33（料金の算定）（1）イ，ロ，ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

（算式）

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

- c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

- (3) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

21 料金についての切替措置

令和6年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、33（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

なお、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の電力量料金は、料金の算定期間における令和6年4月1日の前後それぞれの期間の接続供給電力量により算定いたします。

別 表

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、電流を制限する計量器により制限される電流、電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ 主開閉器による場合

別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2 系統設備効率化割引の対象変電所等

- (1) 系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	都または県	割引対象変電所等
A-1	東京都	上野変電所，青梅変電所，北多摩変電所，城南変電所，新宿変電所，新多摩変電所，水道橋変電所，世田谷変電所，西東京変電所，練馬変電所，東新宿変電所，墨東変電所，南多摩変電所
	埼玉県	新所沢変電所，新飯能変電所，豊岡変電所，中東京変電所，新座変電所，南狭山変電所
	神奈川県	荏田変電所，北相模変電所1・2・3バンク，新秦野変電所

	山 梨 県	東山梨変電所
	静 岡 県	新富士変電所
A－2	東 京 都	多摩変電所
	群 馬 県	西毛変電所，新新田変電所，新榛名変電所，東毛変電所，西群馬開閉所，東群馬変電所
	埼 玉 県	上尾変電所，北熊谷変電所，北与野変電所，京北変電所，新岡部変電所，新坂戸変電所，新秩父開閉所，西越谷変電所，南川越変電所
	神 奈 川 県	北相模変電所 4・5 バンク，港北変電所
	新 潟 県	信濃川変電所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）
	長 野 県	新信濃変電所（中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域）
A－3	東 京 都	江東変電所
	栃 木 県	新今市開閉所，新栃木変電所
	茨 城 県	新古河変電所
	埼 玉 県	北葛飾変電所，北東京変電所
	神 奈 川 県	中相模変電所，西横浜変電所
	福 島 県	南いわき開閉所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）
B－1	東 京 都	葵町変電所，青戸変電所，青葉町変電所，青山変電所，赤坂変電所，赤羽変電所，昭島変電所，秋留変電所，浅川変電所，浅草変電所，旭町変電所，麻布変電所，小豆沢変電所，愛宕変電所，綾瀬変電所，新井宿変電所，荒木町変電所，有明町変電所，飯倉変電所，飯田橋変電所，井口変電所，伊興変電所，石川町変電所，板橋変電所，市ヶ谷変電所，一之江変電所，稲城変電所，稲荷台変電所，稲荷町変電所，犬目変電所，井之頭変電所，今川変電所，入谷町変電所，岩淵変電所，岩本町変電所，上野変電所，宇喜田変電所，浮間変電所，内幸町変電所，厩橋変電所，梅島変電所，梅田東変電所，江古田変電所，枝川町変電所，江戸橋変電所，荏原変電所，扇橋変電所，青梅変電所，青梅橋変電所，大泉変電所，大久野変電所，王子変電所，大島変電所，尾久変電所，奥戸変電所，小作変電所，押部変電所，落合変電所，お茶の水変電所，音羽変電所，小名木川変電所，尾山台変電所，貝取変電所，蠣浜変電所，梶野変電所，鍛冶橋変電所，柏町変電所，春日変電所，霞ヶ関変電所，片倉変電所，金町変電所，要町変電所，上大崎変電所，上荻変電所，加美平変電所，上高田変電所，上平井変電所，上富士変電所，上用賀変電所，亀戸変電所，茅場町変電所，河田町変電所，河原町変電所，神田変電所，神田東口変電所，菊川変電所，北綾瀬変電所，北小岩変電所，北渋谷変電所，北新宿変電所，北千住変電所，北園変電所，北戸山変電所，北野変電所，北堀切変電所，北山変電所，吉祥寺変電所，御苑前変電所，清瀬変電所，錦糸町変電所，久ヶ原変電所，九段変電所，国立変電所，久保町変電所，久米川変電所，蔵前変電所，車返変電所，久留米変

	電所，月光町変電所，小合変電所，恋ヶ窪変電所，小岩変電所，麴町変電所，庚申塚変電所，郷地変電所，小金井変電所，国分寺南変電所，小島変電所，小平変電所，五反田変電所，狛江変電所，駒沢変電所，小松川変電所，小峰変電所，小茂根変電所，金王坂変電所，境変電所，笹塚変電所，左門町変電所，沢井変電所，三番町変電所，残堀変電所，鹿浜変電所，鹿骨変電所，信濃町変電所，篠崎変電所，柴崎変電所，渋谷変電所，渋谷変電所，志村変電所，下清戸変電所，下十条変電所，下沼田変電所，下丸子変電所，石神井変電所，自由ヶ丘変電所，十間川変電所，白魚橋変電所，白子変電所，新和泉町変電所，新小川町変電所，神泉町変電所，新富変電所，新橋変電所，神保町変電所，巣鴨変電所，鈴木町変電所，須田町変電所，砂川変電所，砂町変電所，隅田変電所，駿河台変電所，諏訪木変電所，成城変電所，清正公前変電所，聖蹟桜ヶ丘変電所，関町変電所，世田谷変電所，浅間町変電所，千石町変電所，千人町変電所，祖師谷変電所，外神田変電所，台町変電所，大楽寺変電所，高井戸変電所，高砂変電所，高島平変電所，高幡変電所，高幡不動変電所，鷹番変電所，高松変電所，田柄変電所，内匠変電所，堅川変電所，田無変電所，田端変電所，田町変電所，玉の井変電所，千歳変電所，千歳船橋変電所，千早変電所，調布変電所，調布ヶ丘変電所，築地変電所，月島変電所，堤方変電所，弦巻変電所，鶴巻町変電所，寺島変電所，寺田変電所，田園調布変電所，通町変電所，徳丸変電所，戸崎変電所，等々力変電所，飛田給変電所，富ヶ谷変電所，戸山変電所，豊玉変電所，仲御徒町変電所，中神変電所，中川変電所，中河原変電所，中小岩変電所，長島変電所，中台変電所，永田町変電所，中野変電所，中丸変電所，長峰変電所，中村橋変電所，並木橋変電所，西赤羽変電所，西新井変電所，西板橋変電所，西大泉変電所，西落合変電所，西蒲田変電所，西亀有変電所，西茅場変電所，西北原変電所，錦町変電所，西銀座変電所，西久保変電所，西五反田変電所，西新宿変電所，西巣鴨変電所，西台変電所，西八丁堀変電所，西舟渡変電所，日暮里変電所，二の橋変電所，貫井変電所，根ヶ布変電所，根岸変電所，練馬変電所，野方変電所，拝島変電所，白山変電所，箱根ヶ崎変電所，橋場変電所，蓮沼変電所，蓮根変電所，八王子変電所，八幡山変電所，初台変電所，花園変電所，馬場先変電所，浜町変電所，浜松町変電所，原宿変電所，晴海変電所，番衆変電所，番町変電所，東池袋変電所，東内幸町変電所，東尾久変電所，東葛西変電所，東亀有変電所，東銀座変電所，東小岩変電所，東品川変電所，東中野変電所，東村山変電所，東大和変電所，光が丘変電所，氷川変電所，一ツ橋変電所，日野変電所，日之出変電所，日比谷変電所，碑文谷変電所，平山変電所，広尾変電所，深川変電所，福神橋変電所，福住変電所，袋町変電所，布田変電所，二葉町変電所，府中変電所，福生変電所，船堀橋変電所，別所変電所，保谷変電

		所，保木間変電所，堀江変電所，堀切変電所，本蒲田変電所，本銀町変電所，本郷変電所，本所変電所，前野変電所，馬込変電所，増戸変電所，町田変電所，町屋変電所，松島変電所，松葉町変電所，松原変電所，丸の内変電所，三河島変電所，瑞穂町変電所，水元変電所，三鷹変電所，三鷹台変電所，道塚変電所，緑町変電所，南青山変電所，南池袋変電所，南泉変電所，南木挽町変電所，南鞘町変電所，南柴崎変電所，南新橋変電所，南砂町変電所，南千住変電所，南田中変電所，南中野変電所，みなみ野変電所，南浜橋変電所，南馬込変電所，明神町変電所，向島変電所，向台変電所，村山変電所，目黒変電所，目白変電所，元麻布変電所，元横山変電所，師岡変電所，矢口変電所，八坂変電所，矢崎変電所，柳島変電所，柳田変電所，谷原変電所，谷保変電所，大和町変電所，由木変電所，湯島変電所，用賀変電所，芳町変電所，六本木変電所，若葉町変電所，早稲田変電所
	茨 城 県	学園都市変電所，木有戸変電所，五霞変電所
	埼 玉 県	秋ヶ瀬変電所，朝霞変電所，旭台変電所，あずま変電所，愛宕町変電所，天沼変電所，伊奈変電所，伊原変電所，入曽変電所，入間変電所，植田谷変電所，上ノ原変電所，浦和変電所，大石変電所，大瀬変電所，大広戸変電所，大袋変電所，大宮変電所，大宮桜木変電所，大和田変電所，加倉変電所，加納変電所，上青木変電所，上吉羽変電所，亀久保変電所，川口変電所，川口芝変電所，川口戸塚変電所，川口本町変電所，川寺変電所，川西変電所，木崎変電所，岸町変電所，北足立変電所，北大宮変電所，北川口変電所，北坂戸変電所，久喜変電所，栗橋変電所，黒谷変電所，鴻巣変電所，幸松変電所，越谷変電所，越谷宮本変電所，小堤変電所，小手指変電所，さいたま新都心変電所，幸町変電所，鷺高変電所，笹目北町変電所，幸手変電所，狭山変電所，三野宮変電所，慈恩寺変電所，志木変電所，下郷変電所，下富変電所，菖蒲変電所，庄和変電所，白岡変電所，白幡変電所，新郷変電所，杉戸変電所，清門変電所，草加変電所，草加稲荷変電所，大門変電所，武里変電所，田島変電所，竹間沢変電所，所沢変電所，戸田公園変電所，豊岡変電所，中曽根変電所，並木変電所，西川越変電所，西草加変電所，西袋変電所，西堀変電所，西蔵変電所，二度栗山変電所，野火止変電所，蓮田変電所，原山変電所，東浦和変電所，東川口変電所，東北野変電所，東久喜変電所，東越谷変電所，東町変電所，東八潮変電所，膝折変電所，美女木変電所，平方変電所，深作変電所，福原変電所，ふじみ野変電所，星の宮変電所，堀の内変電所，前谷変電所，松郷変電所，松伏変電所，美笹変電所，三郷変電所，瑞穂変電所，南越谷変電所，南町変電所，南辻変電所，宮代変電所，宮戸変電所，宮前変電所，武蔵大井変電所，武蔵藤沢変電所，宗岡変電所，館橋変電所，八木崎変電所，八潮変電所，谷塚町変電所，柳瀬変電所，横曽根変電所，吉川変電所，吉野変電所，与野変電所，寄巻変電

		所，領家変電所，脇田変電所，和光変電所，鷺宮変電所，蕨変電所
	千葉県	茜浜変電所，我孫子変電所，市川第二変電所，浦安変電所，江戸川台変電所，大洲変電所，大谷口変電所，海神変電所，海浜変電所，柏変電所，柏井変電所，柏高田変電所，柏東口変電所，葛飾変電所，金ヶ作変電所，鎌ヶ谷変電所，北栄変電所，北三咲変電所，行徳変電所，検見川変電所，小金変電所，酒井根変電所，鷺沼変電所，作草部変電所，塩焼変電所，下貝塚変電所，菅野変電所，園生変電所，鷹の台変電所，塚田変電所，津田沼変電所，坪井変電所，出洲変電所，富塚変電所，長作変電所，長沼変電所，流山変電所，習志野変電所，西千葉変電所，西松戸変電所，根戸変電所，原木変電所，東松戸変電所，二和東変電所，船橋変電所，平和台変電所，本町変電所，舞浜変電所，幕張変電所，幕張本郷変電所，増尾変電所，松戸変電所，松飛台変電所，湊町変電所，南園生変電所，南山変電所，美浜変電所，麦丸変電所，本大久保変電所，本中山変電所，矢切変電所，八柱変電所，八幡変電所，六和変電所
	神奈川県	愛川変電所，青木町変電所，あざみ野変電所，綾瀬台変電所，生田変電所，伊勢原変電所，市ヶ尾変電所，岩戸変電所，梅田変電所，恵比須町変電所，海老名変電所，大磯変電所，大塚変電所，大沼変電所，大野変電所，大庭変電所，大谷変電所，岡田変電所，片瀬変電所，亀井野変電所，鴨志田変電所，川井変電所，木古庭変電所，北相模変電所，衣笠変電所，鵠沼変電所，久里浜変電所，高座変電所，御所見変電所，佐江戸変電所，相模大野変電所，相模台変電所，桜山変電所，座間変電所，寒川変電所，三田変電所，下沖変電所，湘南変電所，白鷺変電所，神明変電所，末広町変電所，清新変電所，瀬谷変電所，大黒ふ頭変電所，宝町変電所，武山変電所，城藤沢変電所，田村変電所，茅ヶ崎変電所，辻堂変電所，中井変電所，中津変電所，中山変電所，西鶴間変電所，西横浜変電所，根坂間変電所，長谷変電所，秦野変電所，馬入変電所，引地川変電所，ひばりが丘変電所，比々多変電所，平台変電所，平塚変電所，比留川変電所，深見変電所，二ツ橋変電所，平成町変電所，馬堀変電所，三浦変電所，三崎変電所，緑が丘変電所，宮地変電所，六会変電所，大和変電所，横須賀変電所，若松町変電所
B－2	東京都	阿佐ヶ谷変電所，池尻変電所，牛込変電所，宇田川変電所，梅屋敷変電所，恵比寿変電所，追分変電所，大井変電所，大岡山変電所，大崎変電所，大宮前変電所，大森変電所，荻窪変電所，柏木変電所，蒲田変電所，上北沢変電所，上通変電所，木曽変電所，糀谷変電所，桜丘変電所，鮫洲変電所，三軒茶屋変電所，芝浦変電所，下井草変電所，凶師町変電所，洗足変電所，千駄ヶ谷変電所，代沢変電所，台場変電所，平町変電所，竹町変電所，角筈変電所，鶴川変電所，天空橋変電所，戸越変電所，豊島町変電

		所，成宗変電所，成瀬変電所，南海橋変電所，南郷変電所，西芝浦変電所，原町田変電所，東大崎変電所，東北沢変電所，東世田谷変電所，広町変電所，前沢変電所，南荏原変電所，森ヶ崎変電所，森野変電所，祐天寺変電所，淀橋変電所，代々木変電所，六郷変電所，和田堀変電所
	栃 木 県	宇都宮変電所，江曾島変電所，栗山変電所，宿郷変電所，砂田変電所，匠町変電所，中禅寺変電所，鶴田変電所，戸祭変電所，馬場通変電所，平石変電所，平出変電所，松ヶ峰変電所，真岡変電所，築瀬町変電所
	群 馬 県	天川変電所，伊勢崎変電所，井野川変電所，岩神変電所，北高崎変電所，倉賀野変電所，曲輪町変電所，下和田変電所，新前橋変電所，須田貝変電所，高崎変電所，館林変電所，問屋町変電所，前橋変電所，水上変電所，宮郷変電所，宮元町変電所
	茨 城 県	牛谷変電所，大町変電所，北川辺変電所，北多賀変電所，古河変電所，下館変電所，白梅変電所，助川変電所，総和変電所，多賀変電所，高津変電所，つくば並木変電所，土浦変電所，取手変電所，中土浦変電所，根本変電所，東取手変電所，日立変電所，常陸海浜変電所，水戸変電所，南古河変電所，守谷変電所，結城変電所
	埼 玉 県	吾野変電所，今井変電所，大中居変電所，桶川変電所，柏原変電所，加須変電所，上広瀬変電所，上福岡変電所，川越変電所，北加須変電所，北本変電所，行田変電所，熊谷変電所，腰越変電所，坂戸変電所，指扇変電所，千本桜変電所，草加青柳変電所，秩父変電所，飯能変電所，東熊谷変電所，日高変電所，深谷変電所，本庄変電所，的場変電所，三ヶ尻変電所，箕田変電所，南篠崎変電所，南山田変電所，芳野台変電所
	千 葉 県	吾妻町変電所，市原変電所，犬吠変電所，うすい変電所，運河変電所，上高野変電所，鴨川変電所，黒砂変電所，五井変電所，公津東変電所，三ヶ尾変電所，潮見変電所，鹿渡変電所，志津変電所，蘇我変電所，高師変電所，千種変電所，千葉変電所，出口変電所，寺台変電所，東金変電所，富浦変電所，長浦変電所，西成田変電所，根郷変電所，野田変電所，富士見町変電所，船尾変電所，宮崎変電所，明神変電所，八千代台変電所，吉橋変電所，若松台変電所
	神 奈 川 県	足柄変電所，厚木変電所，新玉変電所，有馬変電所，飯山変電所，石川変電所，伊勢佐木町変電所，磯子変電所，井田変電所，市沢変電所，井土ヶ谷変電所，稲荷変電所，浮島変電所，内山変電所，大船変電所，恩田変電所，貝山変電所，笠間町変電所，梶ヶ谷変電所，鹿島田変電所，加瀬変電所，神奈川変電所，金沢変電所，金子変電所，鎌倉変電所，上大岡変電所，上永谷変電所，上和田変電所，川崎変電所，川尻変電所，菊名変電所，岸根変電所，北幸変電所，北寺尾変電所，北の原変電所，久地変電所，弘明寺変電所，黒川変電所，国府津変電所，港南台変電所，強羅変

		電所，古渕変電所，小港変電所，子安変電所，境木変電所，栄町変電所，相模原変電所，桜木町変電所，桜橋変電所，笹下変電所，幸浦変電所，さちが丘変電所，塩浜変電所，品濃変電所，下野毛変電所，白根変電所，末吉変電所，菅沼変電所，杉田変電所，住吉町変電所，仙石変電所，センター北変電所，大師変電所，高田変電所，竹松変電所，多古変電所，田名変電所，多摩川変電所，丹沢湖変電所，長後変電所，長者町変電所，塚原変電所，津久井変電所，土橋変電所，綱島変電所，鶴ヶ峰変電所，鶴見変電所，戸塚変電所，富岡変電所，鳥山変電所，中島変電所，中町変電所，仲通変電所，中野島変電所，中野町変電所，中原変電所，中堀変電所，中和田変電所，生麦変電所，日進町変電所，新羽変電所，能見台変電所，登戸変電所，箱根変電所，橋本変電所，早川変電所，東扇島変電所，東方変電所，東神奈川変電所，東戸塚変電所，東橋本変電所，東山田変電所，日吉変電所，福浦変電所，藤野変電所，星川変電所，保土ヶ谷変電所，堀川変電所，堀西変電所，本牧変電所，舞岡変電所，水沢変電所，溝ノ口変電所，三ツ沢変電所，みなとみらい変電所，南吉田変電所，峰変電所，宮本変電所，御幸変電所，六浦変電所，矢部変電所，山下町変電所，山手変電所，湯河原変電所，百合ヶ丘変電所，横浜変電所，林間変電所，若宮変電所，渡田変電所
	山 梨 県	飯田町変電所，飯富変電所，上野原変電所，大津変電所，鐘ヶ淵変電所，上吉田変電所，河口湖変電所，国母変電所，駒橋変電所，幸変電所，桜町変電所，塩沢変電所，田野倉変電所，玉諸変電所，徳行変電所，富沢変電所，初狩変電所，早川第一変電所，早川第三変電所，平野変電所，富士吉田変電所，身延変電所，八代変電所，山中変電所，山梨変電所，竜王変電所
	静 岡 県	熱海変電所，厚原変電所，伊豆戸田変電所，伊東変電所，稲取変電所，今泉変電所，宇佐美変電所，大室変電所，岡宮変電所，香貫変電所，三軒家変電所，下田変電所，城内変電所，新富士変電所，堰原変電所，高島変電所，堅堀変電所，津田変電所，土肥変電所，堂庭変電所，長岡変電所，中土狩変電所，沼津変電所，初川変電所，原変電所，広小路変電所，富士変電所，間門変電所，松崎変電所，松本変電所，三島変電所，南御殿場変電所，宮島変電所，八幡野変電所，吉原変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は，10(契約の成立および契約期間)(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお、連系変電所等については、原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

また、令和6年3月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場所については、原則としてこの約款の実施期日までに当社が選定し、発電者にお知らせした連系変電所等により適用いたします。

- ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても、(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものいたします。
- ハ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても、(1)の割引区分は、イにより適用するものいたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものいたします。
- ニ 令和6年4月1日以降、受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について、発電量調整供給の開始または変更以降、(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は、その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間1回に限り、次のとおりいたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものいたします。

見直し前の 割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
A－1	A－1，A－2，A－3 または割引対象外	A－1
A－2	A－1	A－1
	A－2，A－3または 割引対象外	A－2
A－3	A－1	A－1
	A－2	A－2
	A－3または割引対象外	A－3
B－1	B－1，B－2または 割引対象外	B－1
B－2	B－1	B－1
	B－2または割引対象外	B－2

3 契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）bもしくは（ハ）または20（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）b（b）もしくは（ロ）bの場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- （1） 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- （2） 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケーブル管灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（メートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

（２） 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力（馬力）	× 93.3パーセント
出力（キロワット）	×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次 最 大 入 力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド 以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ 以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3) および (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、30（計量）に準ずるも

のいたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、30（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

6 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

7 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不相当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランシンググループごとの発電計画

$$= \frac{\text{みなし発電計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

（２） 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表 9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不相当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

（３） 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

(イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。）

(ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、(イ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

- ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の(イ)または(ロ)に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となる時の31（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

$$\begin{aligned} & \text{当日計画の通知の期限における需} \\ & \text{みなし需要抑制計画の値} \times \text{要抑制バランシンググループごと} \\ & \text{の需要抑制計画の値} \\ = & \frac{\quad}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}} \end{aligned}$$

- (イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

- (ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

8 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、33（料金の算定）
 (1)イ、ロ、ニまたはホの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額 接続送電 サービス	電灯である 契約負荷設 備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別 使用時間
		10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	20ワット×ロに定める月別 使用時間
		20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	40ワット×ロに定める月別 使用時間
		40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	60ワット×ロに定める月別 使用時間
		60ワットをこえ100ワットま での1灯につき	100ワット×ロに定める月別 使用時間
		100ワットをこえる1灯につ き100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月別 使用時間
	小型機器である契約負荷設備1機器につき		20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯个数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使用 時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使用 時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間}}{\text{の 日 数}}$$

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間}}{\text{の 日 数}}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間}}{\text{の 日 数}}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

100パーセント+（±誤差率）

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

- (イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月
 - (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
- ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
- (4) 発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

9 需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対 象 期 間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜 日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給 の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力	週間計画と同一の時刻の接続対象電力	30分ごとの接続対象電力量	
	需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)					—

(注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、

より詳細な断面を提出していただく場合があります。

(注4) 翌々日計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対 象 期 間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日 計画	翌日計画	当日計画	
通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
通知の内容	発 電 計 画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力	週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量		
	調 達 計 画 ・ 販 売 計 画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの発電量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の発電量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値		
	発 電 設 備 等 の 停 止 計 画	作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な項目			—	—	—	
		—	—	計画外作業 計画作業の変更分				

- (注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
- (注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- (注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
- (注4) 計画外作業および計画作業の変更分については、発生のつど、すみやかに提出していただきます。
- (注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
- (注6) 翌々日計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対 象 期 間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの実需給 の開始時刻の1時間前
通知の内容	需 要 抑 制 計 画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力	週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量	
	調 達 計 画 ・ 販 売 計 画	各月の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の需要抑制量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの需要抑制量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	週間計画と同一の時刻の需要抑制量調整受電電力に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	—	—	30分ごとの値

(注1) 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

(注4) 翌々日計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ ケ イ 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯 (標準周波数50ヘルツの場合といたします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水銀灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

（２）誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

（イ）単相誘導電動機

電動機定格出力 （キロワット）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	使用電圧100ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	30	40	40	50

（ロ） 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機 定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	2極	50ヘルツ	—	—	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
		60ヘルツ	—	—	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	50ヘルツ	—	—	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
		60ヘルツ	—	—	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	50ヘルツ	—	—	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300
		60ヘルツ	—	—	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b その他の電動機

電動機 定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	50ヘルツ		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶 接 機 最 大 入 力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コ ン デ ン サ 取 付 容 量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ の 他

(1)，(2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

13 標 準 設 計

(1) 高圧および低圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 区 域	高 圧		低 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
市 街 地		300ボルト	6ボルト	20ボルト
そ の 他		600ボルト	6ボルト	20ボルト

ロ 電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架空電線路

(イ) 電線路の施設方法

a 高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として分割式複合柱といたします。ただし、当社が技術上、経済上適当と認めた場合には、鉄筋コンクリート柱、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。

(ハ) 径 間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施 設 地 域	径 間
市 街 地	30メートル
そ の 他	40メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

施設地域 装 柱	市 街 地	そ の 他
高 圧	15メートル	15メートル
高 低 圧 併 架	15メートル	15メートル
低 圧	11メートル	11メートル
低 圧 引 込	6.9メートル	6.9メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

電 圧		使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧			高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低 圧	本 線		低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引 込 線		低圧引留がいし，多溝がいし，平形がいし，分割ねじ込みがいし（普通，長足）	

(ヘ) 装 柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については，水平配列による装柱とし，電灯用低圧電線路については，垂直配列による装柱といたします。ただし，他の電気工作物，樹木等との離隔距離を確保するため，または消防活動の円滑化等地域の事情により，D型装柱，スペーサー装柱，架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は，軽腕金を施設いたします。
- b 支柱，支線柱は，技術上適当と認められる分割式複合柱等といたします。
- c 変圧器の1次側に使用する開閉器は，高圧カットアウトといたします。
- d 高圧の電線路を保守するため，電線路の分岐箇所その他必要な箇所に，自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(f) 電線の種類および太さ

a 高圧および低圧の電線は，導体が銅線，アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。

b 電線の太さは，許容電流，電圧降下，短絡容量，機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電線の種類 電 圧		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
低 圧	本線		公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
	引込線	直径2.6ミリメートル 以上	公称断面積120平方 ミリメートル以上	直径2.0ミリメー トル以上

c 電線の許容電流は、次によります。

(単位：アンペア)

種 別		太 さ			よ り 線 (平方ミリメートル)														
		線 (ミリメートル)			2.0	2.6	3.2	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高 圧 絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)											132				288			
	硬アルミ線 (HAL-OC線)																		530
高圧架空 ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高圧架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル												155		275			475	
緑廻し用電線	銅 線 (I J P)														345		450	545	
高圧引下用電線 (P D C 線)						72													
低 圧 絶縁電線	鋼心アルミより線 (A C S R - O E 線)											132				288			
	硬 アル ミ 線 (H A L - O C 線)																		530
600ボルトビニル絶縁電線 (I V 線)			48				61			115		162							
低圧架空 ケーブル (SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己 支持形特殊耐熱 ビニル絶縁ビニルシース ケーブル (150平方ミリ メートル×2+100平方 ミリメートル×2)														270		340		
ビニル絶縁ケーブル (SVケーブル)	2 心 (2 S V)	27	39				51	70				138	188	259					
	3 心 (3 S V)		34				45	65	86			121	165	217		286			
引込用ビニル 絶縁電線 (DV線)	2個より (2 D V)		38	50				70				130							
	3個より (3 D V)		34	44				62	80			113	152						
600ボルト架橋 ポリエチレン 絶縁ケーブル (CVケーブル)	2個より (2 C V)						70	100	130			185	245	335		440			
	3個より (3 C V)						68	94	120			170	230	315		415			

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算
定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(り) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の
中から選定いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)
10, 20, 30, 50, 75, 100, 50+125, 30+70, 20+50, 10+30, 15+50, 20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

高压および低压の電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 条 件	6, 600ボルト	100ボルトまたは200ボルト				
種 類	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (CV-Tケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (クワドルプレックス型) (CV-Qケーブル)	600ボルトビニル絶縁 ビニルシースケーブル (SVケーブル)	600ボルト架 橋 ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (CVケーブル)		
線 心 数	3	4	2	3	2	3
公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)	60	60	8	8	8	8
	150	150	14	14	14	14
	250	250	38	22	22	22
	325		60	38	38	38
	500		100	60	60	60
				100	100	100
				150		150

(ハ) 多回路開閉器、高压供給用配電箱、低压分岐装置および低压屋側分岐箱の施設

- a 多回路開閉器は、高压線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高压供給用配電箱は、高压で電気を供給する場合に接続装置とし

て施設いたします。

- c 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

- (二) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路から π 型の引込線を施設いたします。

へ その他

技術上その他やむをえない場合で、中高層集合住宅等への供給のために当社が発電者または需要者の土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは、発電者または需要者施設柱方式、集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

(2) 特別高圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

電線路の電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、受電地点または供給地点から受電地点または供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧	22, 000ボルト	66, 000ボルト	154, 000ボルト
電圧降下の許容限度	2, 000ボルト	6, 000ボルト	14, 000ボルト

ロ 電線路の経路

電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替等のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

なお、他の電線路との併架により施設する場合には、上部に電圧の高いものを施設いたします。

(ロ) 支持物の種類

電線路の支持物は、鉄塔といたします。ただし、公称電圧22,000ボルトの場合で、当社が技術上、経済上適当と認めたときには、電線路の支持物は、電柱とすることがあります。この場合には、分割式複合柱を使用いたします。

(ハ) 径 間

a 支持物を鉄塔とする場合

径間は、原則として250メートル以上、350メートル以下といたします。

b 支持物を電柱とする場合

径間は、原則として40メートルといたします。

(ニ) がいしの種類および連結個数

a がいしは、直径250ミリメートルの懸垂がいし（以下「懸垂がいし」といいます。）または長幹がいしといたします。

b 懸垂がいしの連結個数は、次によります。ただし、煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には、その個数に1個または2個を加えることがあります。

塩分付着量 (ミリグラム/ 平方センチメートル)		0.01以下	0.01超過 0.03以下	0.03超過 0.06以下	0.06超過 0.12以下	0.12超過 0.25以下	0.25超過
公 称 電 圧	22,000ボルト	3	3	3	3	3	3以上
	66,000ボルト	5	6	7	8	9	10以上
	154,000ボルト	11	14	16	18	21	22以上

c 長幹がいしとする場合は、bに準ずるものといたします。

(ホ) 電線の種類および太さ

a 支持物を鉄塔とする場合

電線は、アルミ覆鋼心アルミより線といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものとする場合があります。

なお、アルミ覆鋼心アルミより線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし、他の電線路との併架により施設する場合には、その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとすることがあります。

公 称 断 面 積	許 容 電 流
160平方ミリメートル	484アンペア
240平方ミリメートル	635アンペア
410平方ミリメートル	873アンペア
610平方ミリメートル	1,088アンペア

b 支持物を電柱とする場合

電線は、架空ケーブルといたします。

なお、その太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

(a) 架空ケーブル（CVT-SS）の場合

公 称 断 面 積	許 容 電 流
100平方ミリメートル	275アンペア

(b) 架空ケーブル（HCVT-SS）の場合

公 称 断 面 積	許 容 電 流
200平方ミリメートル	475アンペア

(へ) 電 線 の 間 隔

電線の間隔は、技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるように決定いたします。

(ト) 電線の地表上の高さ

電線の地表上の高さは、次によります。ただし、支持物に電柱を使用する場合には、電線の地表上の高さは、6メートルといたします。

区 分 \ 公称電圧	22, 000 ボルト	66, 000 ボルト	154, 000 ボルト
山林等で人が容易に立ち入らない地域	9メートル	9メートル	10メートル
一般的な地域	13メートル	13メートル	14メートル
建造物の過密化および高層化が進展している地域，またはそれが予想される地域	15メートル	15メートル	16メートル

(チ) 耐雷設備の施設

a 公称電圧66, 000ボルトおよび154, 000ボルトの電線路の場合

電線路には，1条または2条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは，アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし，機械的強度上，電磁誘導障害対策上必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には，これ以外のものを使用することがあります。

b 公称電圧22, 000ボルトの電線路の場合

電線路には，避雷器，架空地線その他の技術上，経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(リ) そ の 他

a 搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は，搬送波を阻止するための装置を施設いたします。

b 支持物に電柱を使用する場合で，電線路の保守上，系統運用上必要なときには，開閉器を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は，管路式または暗きょ式のうち，技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

ケーブルは，許容電流，電圧降下，短絡容量，施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に施

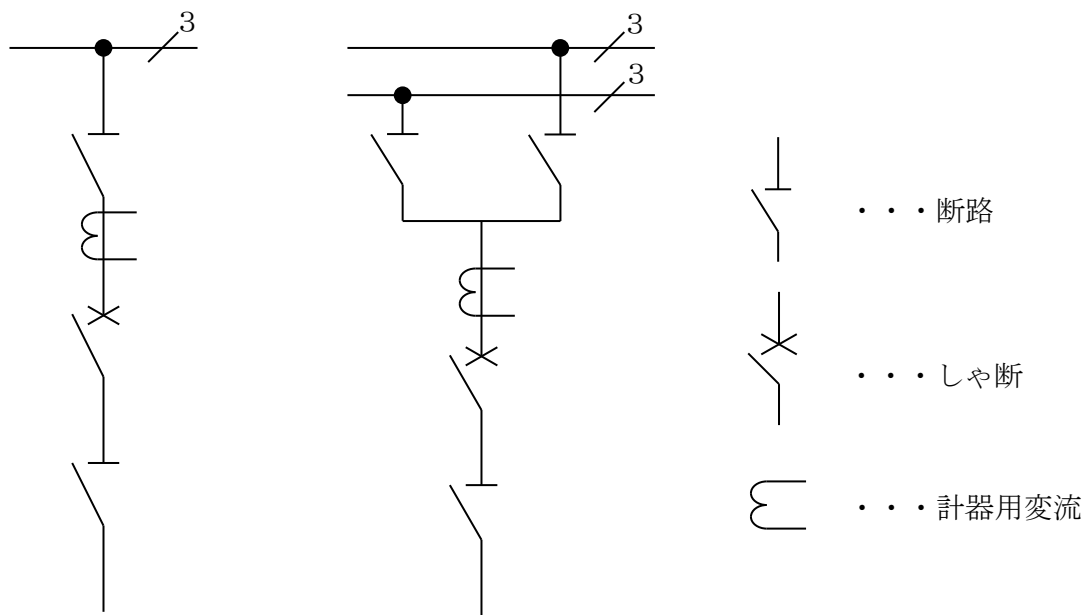
設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 条 件	22, 000ボルト		66, 000ボルト		154, 000ボルト	
種 類	架 橋 ポ リ エ チ レ ン ケ ー ブ ル (C V ケ ー ブ ル)		架 橋 ポ リ エ チ レ ン ケ ー ブ ル (C V ケ ー ブ ル)		架 橋 ポ リ エ チ レ ン ケ ー ブ ル (C V ケ ー ブ ル)	
	トリプレ ックス型	単心	トリプレ ックス型	単心	トリプレ ックス型	単心
線 心 数	3	1	3	1	3	1
公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)	60	600	80	600	200	200
	100	800	100	800	400	400
	150	1, 000	150	1, 000	600	600
	200	1, 200	200	1, 200	800	800
	250		250	1, 400	1, 000	1, 000
	325		325	1, 600		1, 200
	400		400	2, 000		1, 400
	500		500	2, 500		1, 600
			600	3, 000		1, 800
			800	3, 500		2, 000
			1, 000			2, 500

(3) 変 電 設 備

イ 結 線 方 式

電線路の引出口設備の結線方式は、次のとおりといたします。



単母線の場合

2重母線の場合

ロ しゃ断器の選定

しゃ断器は，系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され，または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として，最小のものといたします。

ハ 断路器の選定

断路器は，系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として，最小のものといたします。

ニ 変流器の選定

変流器は，系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として，最小のものといたします。

ホ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には，電流計，電力計，電圧計，しゃ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ヘ 保護装置の施設

電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。

(4) 通 信 設 備

イ 電力保安通信用電話設備の施設方法

電力保安通信用電話設備は、原則として、当社が、電気を受電し、または特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は、架空電話線または地中電話線のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によります。

(イ) 架空電話線の種類および施設方法

架空電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルとし、電柱への添架により施設いたします。

(ロ) 地中電話線の種類および施設方法

地中電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルといたします。

なお、この場合の施設方法は、(1)ホ(イ)または(2)ホ(イ)の施設方法に準ずるものといたします。

(ハ) 保安装置の施設

電力保安通信用電話設備には、適切な保安装置を施設いたします。

ロ 電線路保護装置用通信設備の施設

電線路保護装置用通信設備を施設する場合は、イ(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。

(5) その他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。

14 スポットネットワーク方式の工事費の算式

70（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(イ) a (c)の工事費の算定は、次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

70（供給地点への供給設備

の工事費負担金）（1）ロ（イ） × {100パーセント+20パーセント×（利用回線数－1）}

a（b）の工事費単価

系 統 連 系 技 術 要 件

【託送供給等約款別冊】

令和 6 年 4 月 1 日 実施

東京電力パワーグリッド株式会社

目 次

I 総則	1

II 発電者設備（低圧）

1 発電設備等の種類	2
2 電気方式	2
3 運転可能周波数	2
4 力率	3
5 高調波	3
6 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	4
7 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	5
8 不要解列の防止	5
9 保護装置の設置	8
10 保護装置の設置場所	10
11 解列箇所	10
12 保護リレーの設置相数	10
13 接地方式	11
14 直流流出防止変圧器の設置	11
15 電圧変動対策	12
16 短絡容量	15
17 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置	15
18 サイバーセキュリティ対策	15
19 電力品質に関する対策	16
20 発電機諸元	17

III 発電者設備（高圧）

1 電気方式	18
2 運転可能周波数	18
3 力率	19
4 高調波	19
5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	19

6	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	20
7	不要解列の防止	20
8	保護装置の設置	23
9	保護装置の設置場所	26
10	解列箇所	26
11	保護リレーの設置相数	26
12	自動負荷制限	27
13	線路無電圧確認装置の設置	27
14	接地方式	28
15	直流流出防止変圧器の設置	28
16	電圧変動対策	29
17	短絡容量	32
18	発電機定数・諸元	32
19	昇圧用変圧器	34
20	連絡体制	35
21	バンク逆潮流の制限	36
22	サイバーセキュリティ対策	36
23	電力品質に関する対策	37

IV 発電者設備（特別高圧）

1	電気方式	39
2	運転可能周波数・並列時許容周波数	39
3	力率	40
4	高調波	40
5	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	40
6	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	41
7	不要解列の防止	41
8	保護装置の設置	44
9	再閉路方式	50
10	保護装置の設置場所	51
11	解列箇所	51
12	保護リレーの設置相数	51
13	自動負荷制限・発電抑制	52
14	線路無電圧確認装置の設置	53

1 5	発電機運転制御装置の付加	54
1 6	中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	59
1 7	直流流出防止変圧器の設置	59
1 8	電圧変動対策	60
1 9	出力変動対策	62
2 0	短絡・地絡電流対策	63
2 1	発電機定数・諸元	63
2 2	昇圧用変圧器	67
2 3	連絡体制	68
2 4	電気現象記録装置	71
2 5	サイバーセキュリティ対策	71
2 6	電力品質に関する対策	72

V 需要者設備（低圧）

1	力率	74
2	保護装置の設置	74

VI 需要者設備（高圧）

1	電気方式	76
2	保護装置の設置	76
3	連絡体制	76
4	電力品質に関する対策	76
5	サイバーセキュリティ対策	81

VII 需要者設備（特別高圧）

1	電気方式	82
2	保護装置の設置	82
3	中性点接地装置の付加	84
4	連絡体制	84
5	電力品質に関する対策	86
6	サイバーセキュリティ対策	90

I 総 則

この要件は、発電者の発電設備および蓄電池（以下、「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等であっても、当該設備等のリブレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時、または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には、この要件を適用いたします。また、需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても、この要件を適用いたします。

なお、この要件の詳細については、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、別に定める「系統連系に係る設備設計について」、及びその他のルール等によります。

また、この要件は、系統連系に関する技術要件であり、実際の連系にあたっては、この要件に定めのない事項も含め、個別に協議させていただきます。

Ⅱ 発電者設備（低圧）

1 発電設備等の種類

逆潮流有りの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない場合でも，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流有りの連系とすることができます。

2 電気方式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相 2 線式・単相 3 線式・三相 3 線式・三相 4 線式）と同一としていただきます。

- (1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合
- (2) 単相 3 線式の系統に単相 2 線式 200V の発電設備等を連系する場合に，受電点の遮断器を開放したときなどに負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，又は発電設備等を解列する対策を行う場合

3 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は，次のとおりとし

ていただきます。

a 連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

b 運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz、それ以外は 48.5Hz とし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒）

ただし、逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については、これによりません。

4 力率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には、受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものいたします。

5 高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電

設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%，各次電流歪率 3%以下とさせていただきます。

6 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔平成 24 年経済産業省令第 46 号、その後の改正を含み、以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス発電であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお、停止による対応も可能とします。

自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

7 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち 10kW 以上の設備には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行っていただきます。

8 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて、保護協調を図ることを目的に、適正な保護装置を設置していただきます。なお、構内設備の故障に対しては、「V 需要者設備（低圧）」に準じた対策を実施していただきます。

- a 発電設備等の異常及び故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないために、発電設備等を即時に解列すること。
- b 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。
- c 上位系統事故時など、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。
- d 事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。
- e 連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

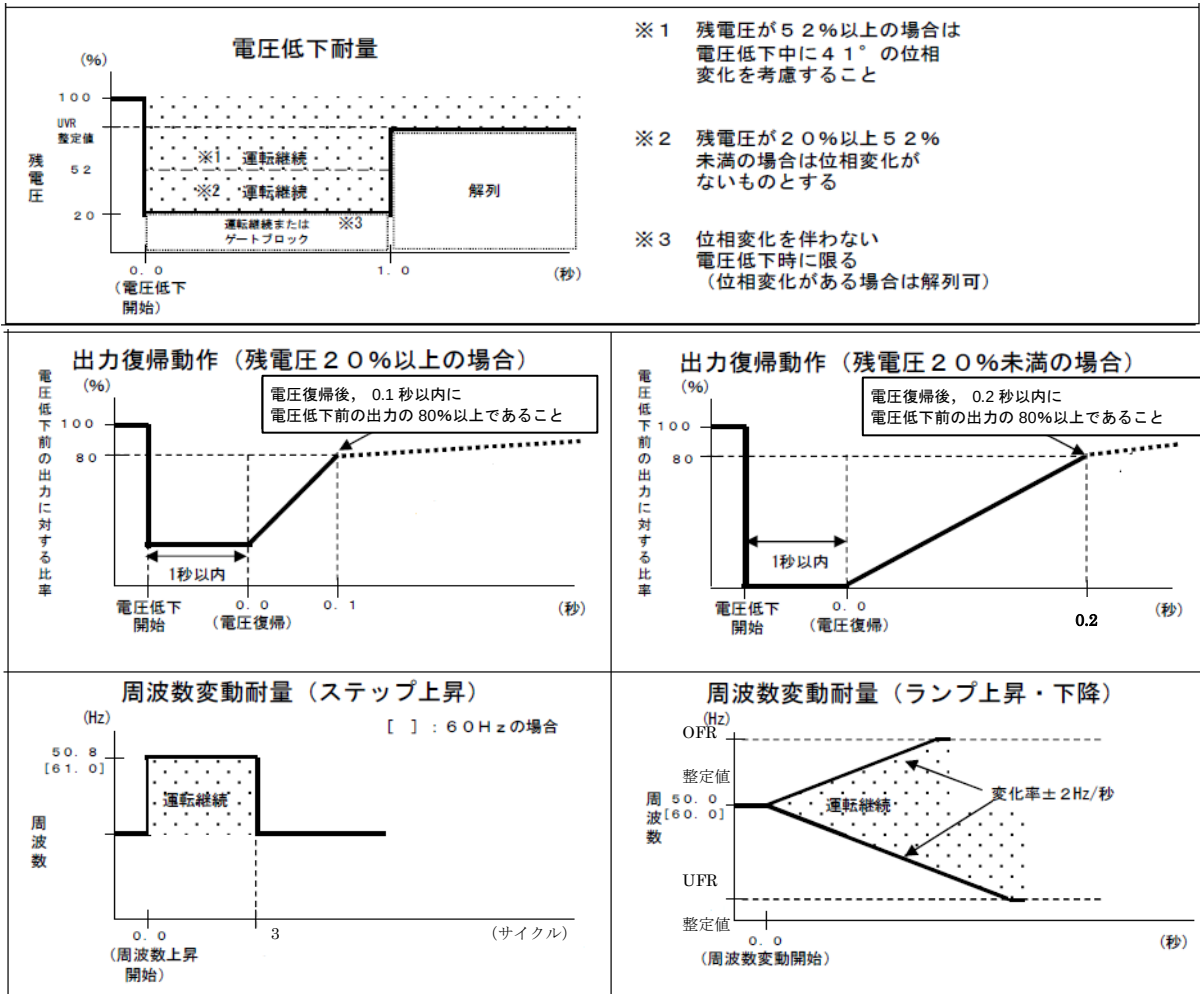
系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められる FRT 要件を満たしていただきます。なお，満たすべき FRT 要件は次の通りです。

発電設備等			電圧低下			周波数変動 (運転継続)
			残電圧 20%以上 (運転継続)	残電圧 20%未満 (運転継続またはゲート ブロック)	残電圧 52%以上・位相 変化 41 度以下(運転継 続)	50Hz 系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰 (RPR が設置され る場合は出力電力特性 と RPR の協調を図るた め, 0.4 秒以内の復帰 としてもよい。)	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰 (RPR が設置され る場合は出力電力特性 と RPR の協調を図るた め, 0.4 秒以内の復帰 としてもよい。)	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池※		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガス	単機出力 2kW 未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続

	エンジン	単機出力 2kW 以上 10kW 未満 ※	・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・レンジ ^① 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	複数直流入力システム	太陽光 +蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰 (RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため、0.4 秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御 (構内の負荷電力に応じて出力制御) 状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4 秒以内としてもよい。)	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰 (RPR が設置される場合は出力電力特性と RPR の協調を図るため、0.4 秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御 (構内の負荷電力に応じて出力制御) 状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4 秒以内としてもよい。)	・ステップ ^② 状態に+0.8Hz、3 サイクル間継続 ・レンジ ^① 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
		燃料電池+ 蓄電池 ガスエンジン+ 蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ ^② 状態に+0.8Hz、3 サイクル間継続 ・レンジ ^① 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
三相	太陽光	蓄電池 燃料電池 ガスエンジン	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池					
	燃料電池					
	ガスエンジン					
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰	・ステップ ^② 状態に+0.8Hz、3 サイクル間継続 ・レンジ ^① 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

※発電機能を備えたガスエンジン (空調を主目的としたもの) を除く。

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）



9 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により、検出できる場合は省略できることといたします。

- a 発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。
- b 発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限を

もって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

- a 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備等を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備等の故障対策用不足電圧リレー、又は過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これで代用できる。
- b 誘導発電機、二次励磁発電機又は逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し、発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 構内設備故障対策

発電設備等構内の短絡故障及び地絡故障保護用として、過電流保護機能付き漏電遮断器を設置していただきます。

(5) 単独運転防止対策

単独運転防止のため、過電圧リレー、不足電圧リレー、周波数上昇リレー、周波数低下リレー及び次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

- a 連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。
- b 頻繁な不要解列を生じさせないこと。
- c 能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

10 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 機械的な解列箇所 2 箇所
- (2) 機械的な解列箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック
- (3) 発電設備等連絡用遮断器

12 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 過電圧リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式及び三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお，単相 3 線式では中性線と両電圧

線間とすること。

(2) 不足電圧リレー及び短絡方向リレーは、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式においては 2 相、三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお、単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

(3) 周波数上昇リレー、周波数低下リレー及び逆電力リレーは、単相 2 線式、単相 3 線式及び三相 3 線式について 1 相に設置すること。

(4) 逆充電検出の場合は、次のとおりとする。

a 不足電力リレーは、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式においては 2 相、三相 3 線式については 3 相に設置すること。なお、単相 3 線式では中性線と両電圧線間、三相 3 線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできる。

b 不足電圧リレーは、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式及び三相 3 線式については 2 相に設置すること。なお、単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

1 3 接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

1 4 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

1 5 電圧変動対策

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正值（標準電圧 100V に対しては 101 ± 6 V，標準電圧 200V に対しては 202 ± 20 V）以内に維持する必要があるため、発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正值を逸脱するおそれがあるときは、進相無効電力制御機能又は出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行っていただきます。なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行います。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。

- a 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、自動的に同期する機能を有するものを用いること。

- b 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときには、限流リアクトル等を設置すること。
- c 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
- d 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。
- e 誘導発電機の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行うこと。
- f 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は、出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は、発電設備等の頻繁な並解列や出力変動、単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。

- a 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といい

ます。)などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

b 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。

c 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合など）は，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置などの対策を行うこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響の無い範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限值の変更などにより，配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお，ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については，機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ ΔV_{10} ）を 0.45 V 以下（当該設

備のみの場合は、0.23 V以下）に維持する。

1 6 短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

1 7 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相3線式の電気方式に連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、発電設備等及び負荷設備等の並列点よりも系統側に、3極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

1 8 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い、速やかに必要な措置を講じる必要があるため、発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名及び一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。

19 電力品質に関する対策

- (1) 高周波障害対策

高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう、対策を行っていただきます。

20 発電機諸元

当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。（第3者認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカー，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

Ⅲ 発電者設備（高圧）

1 電気方式

発電設備等の電気方式は、最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。

2 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

a 連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

b 運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz、それ以外は 48.5Hz とし、検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒）

ただし、逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については、これによりません。

3 力率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率 85%以上とするとともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には、受電点の力率を系統側からみて遅れ力率 80%まで制御できるものといたします。

4 高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%，各次電流歪率 3%以下としていただきます。

また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、「VI 需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。なお、この場合、表 2（高調波流出電流の上限値）の契約電力は、原則として、負荷設備の容量と読み替えます。

5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施してい

たきます。なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお、停止による対応も可能とします。

自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

6 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行っていただきます。

7 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて、保護協調を図ることを目的に適

正な保護装置を設置していただきます。なお、構内設備の故障に対しては、

「Ⅵ 需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

- a 発電設備等の異常及び故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないために、発電設備等を即時に解列すること。
- b 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。
- c 上位系統事故時など、連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。
- d 事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。
- e 連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

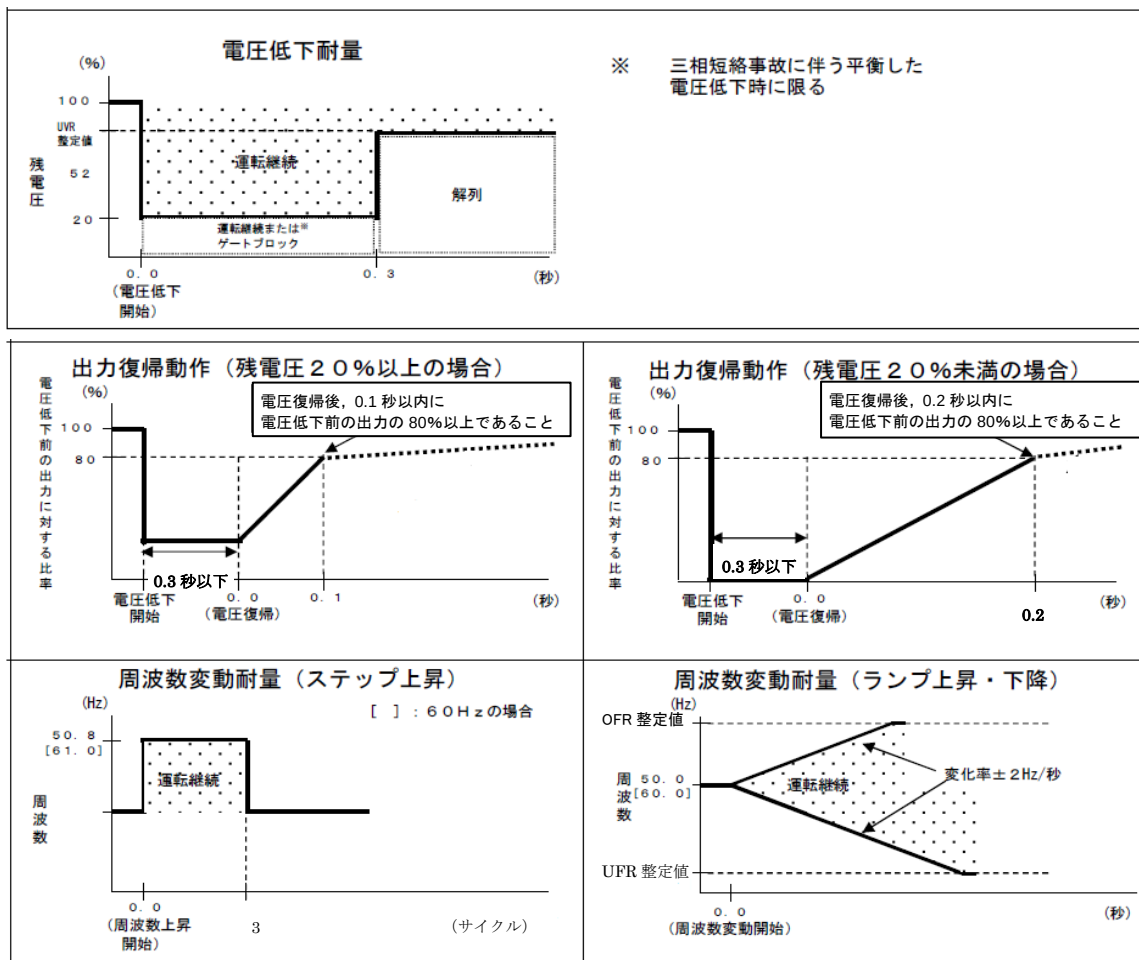
(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別毎に定められる FRT 要件を満たしていただきます。なお、満たすべき FRT 要件は次の通りです。

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上 (運転継続)	残電圧 20%未満 (運転継続またはゲート ブロック)	残電圧 52%以上・位相 変化 41 度以下(運転継 続)	50Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	風力	残電圧 0%・継続時間 0.15 秒と残電圧 90%・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の 残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し、電圧復帰後 1.0 秒以内に 電圧低下前の出力の 80%以上の出力まで復帰			・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰 (RPR が設置され る場合は出力電力特性 と RPR の協調を図るた め、0.4 秒以内の復帰 としてもよい。)	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰 (RPR が設置され る場合は出力電力特性 と RPR の協調を図るた め、0.4 秒以内の復帰 としてもよい。)	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	燃料電池※	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz
	ガスエンジン (単機出力 35kW 以下)	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以 内に電圧低下前の出力 の 80%以上の出力まで 復帰	・ステップ 状に+0.8Hz, 3 サイクル間継続 ・ランプ 上の±2Hz/s (周波数上限)51.5Hz (周波数下限)47.5Hz

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除く。

FRT 要件のイメージ（太陽光発電設備を例に記載）



8 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により、検出できる場合は省略できることといたします。

- a 発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。
- b 発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限を

もって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

- a 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備等を解列するための短絡方向リレーを設置すること。
- b 誘導発電機、二次励磁発電機及び逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため、地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略できるものとします。

- a 発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合
- b 逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さい場合
- c 逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が 10kW 以下の場合

(4) 逆潮流が有る場合の単独運転防止対策

逆潮流が有る場合、単独運転防止のため、発電設備等故障対策用の過電圧

リレー及び不足電圧リレーに加えて、周波数上昇リレー及び周波数低下リレーを設置するとともに、転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含む。）を有する装置を設置していただきます。ただし、専用線の場合は、周波数上昇リレーを省略できるものとします。

- a 連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し、確実に単独運転を検出できること。
- b 頻繁な不要解列を生じさせないこと。
- c 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

(5) 逆潮流が無い場合の単独運転防止対策

逆潮流が無い場合、単独運転防止のため、逆電力リレー及び周波数低下リレーを設置していただきます。ただし、専用線の場合であって、逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できる場合は、周波数低下リレーを省略できるものとします。

なお、構内低圧線に連系する発電設備等において、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能（受動的方式及び能動的方式それぞれ1方式以上を含む。）を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備等が停止、または解列する場合は、逆電力リレーを省略できるものといたします。

単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

9 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

10 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 受電用遮断器
- (2) 発電設備等出力端遮断器又はこれと同等の機能を有する装置
- (3) 発電設備等連絡用遮断器
- (4) 母線連絡用遮断器

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電氣的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

11 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー及び逆電力リレーは，1相設置とすること。

- (3) 短絡方向リレーは，3相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる2相設置とすることができる。
- (4) 不足電圧リレーは，3相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，1相設置とすることができる。
- (5) 不足電力リレーは，2相設置とすること。

1 2 自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

1 3 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

- (1) 専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合
- (2) 転送遮断装置及び単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合
- (3) 2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限る。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

- (4) 単独運転検出機能（能動的方式に限る。）を有する装置及び整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合
- (5) 逆潮流がない場合であり、かつ、系統との連系に係わる保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器及び制御用電源配線が2系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし、2系列目の上記装置については、次のうちいずれか1方式以上を用いて簡素化を図ることができる。
- a 保護リレーの2系列目は、不足電力リレーのみとすることができる。
 - b 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合、1系列目と2系列目を兼用できる。
 - c 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した場合、1系列目と2系列目を兼用できる。

1 4 接地方式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

1 5 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略するこ

とができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

1 6 電圧変動対策

(1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正值（標準電圧 100V に対しては $101 \pm 6V$ ，標準電圧 200V に対しては $202 \pm 20V$ ）以内に維持する必要があるため、発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正值を逸脱するおそれがあるときは、次に示す電圧変動対策を行っていただきます。なお、これにより対応できない場合には、配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行うなどの対策を行います。

- a 発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正值を逸脱するおそれがあるときには、自動的に負荷を制限すること。
- b 発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正值を逸脱するおそれがあるときには、自動的に電圧を調整すること。

なお、自動的に電圧を調整する対策等とは、発電設備等の進相運転、力率

改善用コンデンサの制御，パワーコンディショナー（PCS）の力率一定制御あるいは SVC などによる対策であること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の 10%以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

- a 同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
- b 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。
- c 誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策を行うこと。
- d 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。
- e 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。
- f 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

- g 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施すること。

(3) 電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策などを行っていただきます。

- a 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。
- b 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC などの設置や配電線の太線化などによる系統インピーダンスの低減などの対策を行うこと。なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強などを行うか，専用線による連系とする。
- c 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統や当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとする。また，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の

系統状況の変化や発電設備等の連系量増加などによって、配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり、連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため、能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響の無い範囲で、能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更などにより、配電線に注入する無効電力の注入量を低減するなどの対策を講じていただきます。なお、ソフトウェア改修不可などで対応できない場合については、機器取替や対応時期などを含めて個別に協議させていただきます。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ ΔV_{10} ）を 0.45 V 以下（当該設備のみの場合は、0.23 V 以下）に維持する。

1 7 短絡容量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

1 8 発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から、発電機定数を当社から指定

させていただく場合があります。

また、当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。（第3者
認証機関発行の認証証明書による提供可）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック

電源種	設備	諸元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカー，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

19 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また、電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

20 連絡体制

- (1) 発電者の構内事故及び系統側の事故等により、連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生する恐れがある場合を含みます。）には、当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、発電者の技術員駐在箇所等と当社との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。

ただし、保安通信用電話設備は次のうちいずれかを用いることができます。

- a 専用保安通信用電話設備
- b 電気通信事業者の専用回線
- c 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話
 - (a) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
 - (b) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
 - (c) 停電時においても通話可能なものであること。
 - (d) 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が

取れるまでの間、発電設備等の解列または運転を停止すること。また、保安規程上明記されていること。

- (2) 当社が系統運用上必要な情報を収集するため、テレメータ装置を設置していただきます。なお、当社が系統運用上必要な情報とは、以下のとおりとなります。

a 情報種別：テレメータ

b 情報内容：受電地点の有効電力、受電地点の電力量

2 1 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると、電力品質面及び保護協調面で問題が生じるおそれがあることから、原則として逆潮流が生じないよう発電設備等設置者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし、配電用変電所に保護装置等を設置することにより、電力品質面及び保護協調面で問題が生じないよう対策を行う場合はこの限りではありません。

2 2 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は、電気事業法に基づき、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対

策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。

2 3 電力品質に関する対策

発電者の発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が発生すると、電圧管理面や保護協調面で問題が生ずるおそれがあることから、発電者側で発電・放電出力を抑制するなどの措置をしていただきます。ただし、電圧管理面や保護協調面で問題が生じないような対策が可能な場合はこの限りではございません。

(1) 高周波障害対策

逆変換装置を用いた発電設備等を連系する場合には、高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう、対策を行っていただきます。

(2) その他

負荷設備を有する発電者は、「Ⅵ 需要者設備（高圧）」に準じた対策を

実施していただきます。

IV 発電者設備（特別高圧）

1 電気方式

発電設備等の電気方式は、最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流三相 3 線式）と同一としていただきます。

2 運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：48.5Hz を超え 50.5Hz 以下

運転可能周波数 ：47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上とすること。

周波数低下リレーの整定値は、原則として、検出レベルを 47.5Hz、検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とすること。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒以上）

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正值に維持するため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。なお、並列時許容周波数は、標準周波数 +0.1Hz 以下（設定可能範囲：標準周波数+0.1～+1.0Hz）とします。ただし、離

島など系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

3 力率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし、必要な場合は当社からの求めに応じて、力率を変更できるものとしていただきます。発電設備等の安定に運転できる範囲は、原則として発電設備等側からみて遅れ力率 90%～進み力率 95%としていただきます。

逆潮流が無い場合は、原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ 85%以上とするとともに、系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

4 高調波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルター類を含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率 5%，各次電流歪率 3%以下としていただきます。また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、「Ⅶ 需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

5 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備及び風力発電設備ならびに蓄電池には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0%から 100%の範囲（1%刻み）で発電出力（自家消費分を除くことも可）の抑制ができる機

能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。なお、ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

逆潮流のある火力発電設備及びバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く）は、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、多くとも 50%以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。なお、停止による対応も可能とします。自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

6 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を行っていただきます。

7 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保などを行うために、次の考え方に基

づき保護協調を図っていただきます。なお、構内設備の故障に対しては、
「Ⅶ 需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

- a 発電設備等の異常及び故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないために、発電設備等を当該系統から解列すること。
- b 連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合もある。
- c 上位系統事故，連系する系統の事故などにより当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には、発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。
- d 連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。
- e 連系する系統以外の事故時には、原則として発電設備等は解列しないこと。
- f 連系する系統から発電設備等が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行うこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に

大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別毎に定められる事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）を満たしていただきます。なお、満たすべき FRT 要件は次のとおりです。

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20%以上 (運転継続)	残電圧 20%未満 (運転継続またはゲート ブロック)	残電圧 52%以上・位相 変化 41 度以下(運転継 続)	50Hz 系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

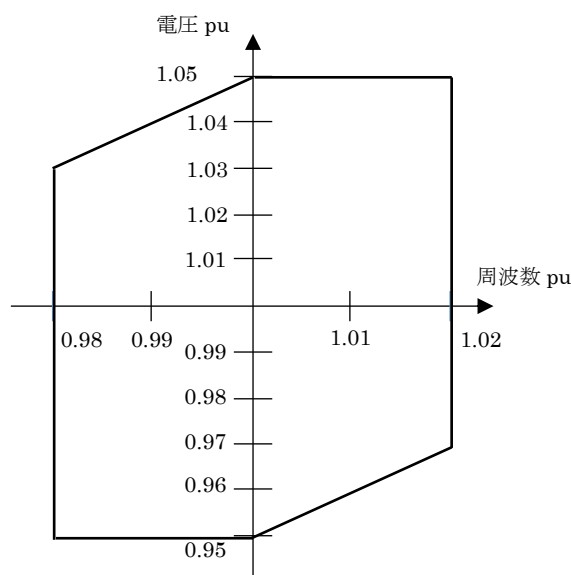
作業停止や需要増加などに伴い、電圧・周波数変動が継続する状況においても、発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため、以下の端子電圧および周波数変動範囲においては、発電設備等を連続運転し、発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

また、これを超える端子電圧および周波数変動においても、設備に支障

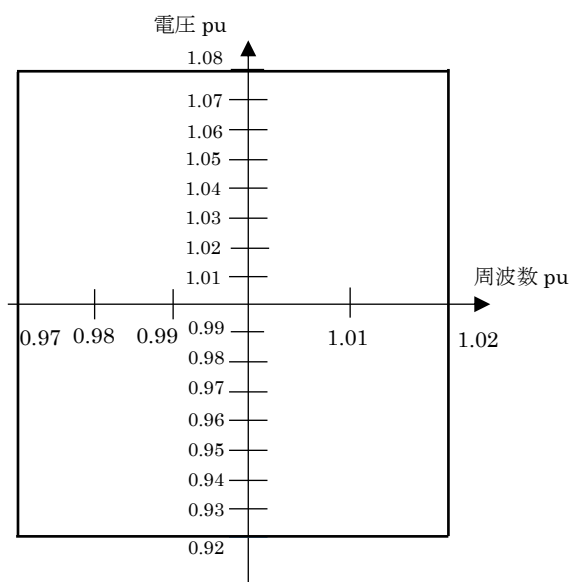
が無い範囲で運転を継続していただきます。

なお、電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や、構内設備（発電用所内電源を除く）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機



逆変換装置



ただし、周波数変動範囲に対しては、「Ⅳ－２ 運転可能周波数・並列時許容周波数（１） 運転可能周波数」に準じた対策を実施していただきます。

8 保護装置の設置

発電者の発電設備等故障時、発電者の連系設備事故時の系統保護または系統事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。また、受電電圧が 22kV で、当社変電所において逆潮流が生じる場合は、系統運用や保護協調上（単独運転防止を含む。）の支障を及ぼさないような対策を実施させていただきます。

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレー及び不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統側事故対策

a 短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

(a) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は、短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(b) 誘導発電機、二次励磁発電機又は逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に、発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

なお、この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。

連系する系統の保護方式に応じ、主保護として、当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー、方向比較リレー、回線選択リレー、環線系統保

護リレー)を採用していただきます。この場合、電流差動リレー、方向比較リレー、回線選択リレーについては、発電者側で設置していただきますが、環線系統保護リレーについては、当社で設置させていただきます。

なお、電流差動リレー、方向比較リレーについては、当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

また、電流差動リレー、方向比較リレー及び環線保護リレーの後備保護として、短絡方向距離リレー（または短絡方向リレー）を設置していただきます。

b 地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため、発電設備等の種類に関わらず、次の保護リレーを設置していただきます。なお、必要に応じて連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式の系統に連系する場合は、電流差動リレーを設置していただきます。

中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は、地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は、地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略することができます。

イ 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事

故を検出できる場合

ロ 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより

高速に単独運転を検出し解列することができる場合

ハ 逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能

を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場

合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後構内の負荷状況の変更や電力系統の変更などによって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において，地絡過電圧リレーを設置すること。

連系する系統と同じ方式の保護リレーが必要な場合は次のとおりとなります。

(a) 受電電圧 154kV 以下の場合（中性点直接接地方式以外）

連系する系統の保護方式に応じ，主保護として，当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレー，環線系統保護リレー）を採用していただきます。この場合，電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレーについては，発電者側で設置していただきますが，環線系統保護リレーについては，当社で設置させていただきます。

なお，電流差動リレー，方向比較リレーについては，当社が採用する

リレーと同じ仕様で設置していただきます。

また、電流差動リレー、方向比較リレー及び環線保護リレーの後備保護として、地絡方向リレー（または地絡過電圧リレー）を設置していただきます。

(b) 受電電圧 275kV 以上の場合（中性点直接接地方式）

連系する系統の保護方式に応じ、主保護として、当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー、方向比較リレー）を当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。また、後備保護として、地絡方向距離リレーを設置していただきます。

c 系列数

154kV 以下の系統へ連系する場合、系統保護リレーを 1 系列設置していただきます。

ただし、主保護リレー不動作時に、後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、主保護リレーを 2 系列設置していただくことがあります。

275kV 以上の系統へ連系する場合は、主保護として電流差動リレーを 2 系列設置していただきます。後備保護として短絡方向距離リレーと地絡方向距離リレーを 2 系列設置していただきます。

(3) 単独運転防止対策

a 逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇リ

レー及び周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。

また、周波数上昇リレー及び周波数低下リレーは、単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40%程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。なお、上記特性を有しないときは、単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。なお、必要により周波数上昇リレー及び周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また、単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり、系統電源と当該発電設備等の周波数、電圧及び位相差が合致しない場合には、当社からの指令を受け、当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

b 逆潮流がない場合

単独運転防止のため、周波数上昇リレー及び周波数低下リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって、周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは、逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

発電機が脱調したときの事故波及を防止するため、脱調分離リレーを必要により設置していただく場合があります。

(5) 構内設備事故対策

構内設備事故対策として「Ⅶ 需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

(6) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては、同期安定度確保、瞬時電圧低下の影響、電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため、連系点および同一電圧階級設備の遮断器、保護リレーの動作時間を以下の通りとしていただきます。

遮断器：2 サイクル以内

保護リレー（短絡・地絡事故除去用）：2 サイクル以内

なお、上記を基本とし、中性点直接接地系統以外を含め、系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

9 再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で、自動再閉路方式を採用する場合は、連系送電線の再閉路方式と協調を図り、必要な設備を設置していただきます。

当社の送電線で採用している標準の再閉路方式は、以下の通りです。

(1)	22kV, 66kV 送電線	三相再閉路方式	(低速)
(2)	154kV 送電線	三相再閉路方式（一部単相再閉路方式）	(中速)
(3)	275kV 以上送電線	多相、三相あるいは単相再閉路方式	(高速)

なお、再閉路方式の運用にあたっては、発電設備の回転軸強度等に支障が無

いようにしていただきます。

10 保護装置の設置場所

保護リレーは、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

11 解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 受電用遮断器
- (2) 発電設備等出力端遮断器
- (3) 発電設備等連絡用遮断器
- (4) 母線連絡用遮断器

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電氣的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

12 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレー、地絡方向リレー、地絡検出用電流差動リレー及び

地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

- (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレー及び逆電力リレーは1相設置とすること。
- (3) 不足電力リレーは2相設置とすること。
- (4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレー及び地絡方向距離リレーは3相設置とすること。

1 3 自動負荷制限・発電抑制

- (1) 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

また，系統事故等により他の送電線及び変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含む）を行っていただくことがあります。

なお，この場合発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，本要件の適用範囲外とします。

- (2) あらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台，その他の電力設

備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「N－1電制」といいます。）を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合、N－1電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「N－1電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して、N－1電制装置の設置を求めることがあります。この場合、正当な理由がない限り、発電場所へのN－1電制装置の設置およびその他N－1電制の実施に必要な対応をしていただきます。

1 4 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。なお、この場合はその費用を発電者側に負担していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

- (1) 逆潮流が無い場合であって、電力系統との連系に係る保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、遮断器及び制御用電源配線が、相互予備となるように2系列化されているとき。ただし、次のいずれかにより簡素化を図ることができる。

- a 2系列の保護リレーのうちの1系列は、不足電力リレーのみとすることができる。
 - b 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、1系列目と2系列目を兼用できる。
 - c 計器用変圧器は、不足電力リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合、1系列目と2系列目を兼用できる。
- (2) 受電電圧が22kVで系統運用や保護協調上の支障を及ぼすおそれのある系統に連系する場合であって、2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含む。）を設置し、それぞれが別の遮断器により発電設備等を解列する場合など、条件によっては線路無電圧確認装置の設置は不要となります。

1 5 発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化、潮流制御のための機能

系統安定化、潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には、以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。なお、設置については個別に協議させていただきます。

a 超速応励磁制御方式

(a) 受電電圧が275kV以上の発電者の発電機には、超速応励磁制御方式を採用していただきます。

(b) 受電電圧が154kV以下の発電者の発電機でも、必要により、超速応

励磁制御方式を採用していただく場合があります。

b 系統安定化装置 (PSS)

(a) 超速応励磁制御方式など、応答速度の速い励磁方式（励磁系電圧応答時間が 0.1 秒以下の励磁方式）を採用する発電機には、系統安定化装置 (PSS) を設置していただきます。

(b) 上記 a 以外の励磁制御方式を採用する発電機でも、当該発電機の安定運転上あるいは連系する系統の安定度上必要な場合は、PSS を設置していただくことがあります。

(c) 連系する系統の広域的な安定度上必要な場合は、複数入力 PSS を設置していただくことがあります。

(なお、PSS とは、電力系統の事故等によって生じる発電機の出力動揺を速やかに収斂させるため、端子電圧を制御する装置で、Power System Stabilizer のことです。)

c 励磁系頂上電圧

必要により、励磁系頂上電圧を指定させていただく場合があります。

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備及び混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除く）については、以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお、その他の発電設備等については、個別に協議させていただきます。

a ガバナフリー運転

タービンの調速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を

変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

b LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からの LFC 信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

c 周波数変動補償機能

標準周波数 $\pm 0.2\text{Hz}$ を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

d EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

e 出力低下防止機能

100MW以上の火力発電設備は，周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない，周波数 49.0Hz 以下については，1Hz 低下するごとに 5%以内の出力低下に抑える，もしくは，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりです。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。

	発電機定格出力	100MW以上	
		GT 及び GTCC	その他の火力発電設備及び 混焼バイオマス発電設備※ ⁶

機能・仕様等	GF 調定率	5 %以下	5 %以下
	GF 幅※ ¹	5 %以上 (定格出力基準)	3 %以上 (定格出力基準)
	GF 制御応答性	2 秒以内に出力変化開始, 10 秒以内に GF 幅の出力変化完了※ ⁷	
	LFC 幅	± 5 %以上 (定格出力基準)	± 5 %以上 (定格出力基準)
	LFC 変化速度※ ²	5 %/分以上 (定格出力基準)	1 %/分以上 (定格出力基準)
	LFC 制御応答性	20 秒以内に出力変化 開始※ ⁷	60 秒以内に出力変化開始 ※ ⁷
	EDC 変化速度※ ²	5 %/分以上 (定格出力基準)	1 %/分以上 (定格出力基準)
	EDC 制御応答性	20 秒以内に出力変化 開始※ ⁷	60 秒以内に出力変化開始 ※ ⁷
	EDC+LFC 変化速度	10%/分以上 (定格出力基準)	1 %/分以上 (定格出力基準)
	最低出力※ ³ ※ ⁴ (定格出力基準)	50%以下 DSS 機能具備※ ⁵	30%以下

※1 ガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GT 及び GTCC）については負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の 5 %以上、その他の発電機については定格出力の 3 %以上を確保。定格出力付近などの要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス (BOG) 処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議。

※4 EDC・LFC 指令で制御可能な最低出力。

※5 日間起動停止運転（DSS）は、発電機解列～並列まで 8 時間以内で可能な

こと。

※6 地域資源バイオマス発電設備を除く。

※7 記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。

また、周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC 指令値，EDC・LFC 運転指令）を受信する機能及び、必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力[GT 及び GTCC のみ。]，EDC・LFC 使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

定格出力の合計が 400MW 以上の火力（GTCC）発電設備については、送電系統の停電解消後、早期に再並列するために必要な装置を設置、または機能を具備していただきます。

(4) 電圧調整のための機能

(a) 275kV 以上の系統に連系する発電設備等は、当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

(b) 受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電設備等でも，必要により，上記 (a)と同じ機能を具備していただくことがあります。

(c) 受電電圧が 500kV 以上の発電者の発電機には，送電電圧制御励磁装置（PSVR）もしくはこれに準ずる装置を設置していただきます。受電電圧が 275kV 以下の発電者の発電機でも，系統電圧を適正に維持するために必要

な場合は、PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。

（なお、PSVR とは、昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で、Power System Voltage Regulator のことです。）

1 6 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策及び地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を講じていただきます。

- (1) 154kV 以下の系統に連系する場合は、必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。
- (2) 275kV 以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

1 7 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。

ただし、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力で直流を検出し，交流出力側を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

なお，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

1 8 電圧変動対策

(1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね $\pm 1 \sim 2\%$ 以内を適正值とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（AVR）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の $\pm 2\%$ を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

- a 同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。
- b 二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。
- c 誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧

が常時電圧から±2%程度を超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策をすること。

d 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

e 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の2%を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。

f 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき、適正值を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。

(a) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVCなどの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(b) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVCなどを設置すること。

[対策要否の判定基準例]

受電点における電圧フリッカレベル（ ΔV_{10} ）を0.45V以下（当該設備のみの場合は、0.23V以下）に維持する。

(3) その他

- a 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。
- b 22kV 系統（公称電圧。以下同様とします。）については，高圧または低圧の需要者等に配電塔や柱上変圧器等を介して供給しうる系統であることから，受電地点における電圧変動が(1)，(2) 及び(3) a で示す値以内であっても，発電設備等からの逆潮流や発電設備等の脱落等により，他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101\pm 6V$ ， $202\pm 20V$ ）を逸脱するおそれがあります。このような場合には，自動的に電圧を調整する対策や自家消費の負荷を制限する対策を実施していただきます。

1 9 出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1) 風力発電設備の場合

- a 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での 5 分間の最大変動幅が発電所設備容量の 10%以下となるよう対策を行うこと。

なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所につい

ては、対策を別途協議する。

- b 高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、ストーム制御機能を具備する等の対策を行うこと。また、カットインが予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行うこと。
- c 系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて自動的に抑制すること。なお、調定率は、2～5%の範囲で当社から指定する値とし、不感帯は0.2Hz以下とする。

2 0 短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が当社や他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

2 1 発電機定数・諸元

連系系統、電圧階級によっては、発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策、慣性低下対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

なお、標準的な発電機の過渡リアクタンス等は、次のとおりです。

発電機定数	標準的な値（火力機）
直軸過渡リアクタンス (X_d')	0.2～0.3[pu]※
直軸同期リアクタンス (X_d)	1.5～1.8[pu]※
直軸開路過渡時定数 (T_{do}')	4.0～8.0[pu]
単位慣性定数 ($M=2H$)	6.0～9.0[MW・SEC/MVA]

※発電機定格容量ベース

当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数

電源種	設備	諸元
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比, VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再開路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値, 不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル, モデル構築に必要なプラント, 制御系の各種定数（ボイラ, タービン, 水車等）
		並解列所要時間（平常時, 事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率, GF 幅, CV, ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎, 上げ下げ）

電源種	設備	諸元
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
		応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR, PSS, PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL, UEL ブロック
水力	発電プラント	揚水待機・開始所要時間
	制御装置	上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m ³ /s)）
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカー, 型式
		単独運転検出方式, 整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ, 供給時間）
		一, 二相事故時の事故電流（大きさ, 供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式, 整定値
		慣性力供給能力
風力	発電プラント	周波数調定率設定可能範囲, 不感帯設定可能範囲
	制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池, ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

2 2 昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては、短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調などの面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）などを指定させていただく場合があります。

(1) 定格電圧，タップ電圧

当社の標準的な定格電圧及びタップ電圧は，次のとおりです。

定格一次電圧		発電機定格電圧の 97.5%
二次 電圧	22kV 系統	22kV
	66kV 系統（4 タップ）	64.5kV， 66kV， 67.5kV， 69kV
	154kV 系統（4 タップ）	150.5kV， 154kV， 157.5kV， 161kV
	275kV 系統（4 タップ）	275kV， 281.25kV， 287.5kV， 293.75kV

(2) 定格容量

発電機の定格力率に対応した昇圧用変圧器の定格容量の設定が必要です。

(3) インピーダンス電圧値

連系系統，受電電圧によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流抑制対策，送電線保護リレー協調等の面から，インピーダンス電圧値を指定させていただくことがあります。

なお，当社の標準的な昇圧用変圧器のインピーダンス電圧値は，次のとおりです。

受電電圧	インピーダンス電圧値
22kV※ ¹	5.5 [%]
66kV※ ¹	7.5 [%]

154kV※ ²	11.0 [%]
275kV※ ²	14.0 [%]

※¹10MVA ベース，※² 変圧器定格容量ベース

2 3 連絡体制

- (1) 発電者の構内事故及び系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社給電所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行い，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社給電所等と発電者の技術員駐在箇所等との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。

なお，受電電圧が 275kV 以上または発電機が大容量機（概ね定格出力 100MW 以上）の場合は，別ルートによる 2 回線となります。

専用保安通信用電話設備は当社にて設置させていただきます。ただし，伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は，発電者側で設置していただきます。

保安通信用電話設備は，22kV の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

- a 専用保安通信用電話設備
- b 電気通信事業者の専用回線電話
- c 次の条件を全て満たす場合においては，一般加入電話又は携帯電話
 - (a) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換

機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式)とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

(b) 話中の場合に割り込みが可能な方式(キャッチホン等)であること。

(c) 停電時においても通話可能なものであること。

(d) 災害時等において当社の給電所等と連絡が取れない場合には、当社の給電所等との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列又は運転を停止すること。また、保安規程上明記されていること。

(2) 特別高圧電線路と連系する場合には、当社給電所等と発電者との間に、系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョン及びテレメータを設置していただきます。この場合、収集する情報は、原則として次のとおりといたします。

発電者設備	情報種別	情報内容
受電電圧が 22kV の場合	スーパー ビジョン	連系用遮断器の開閉状態
		発電機並列用遮断器の開閉状態※ ⁴
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		発電機並列用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメー タ	受電地点の有効電力
		受電地点の電力量
		代表風車地点の風向・風速※ ¹ （風力発電設備の場合） 発電最大能力値※ ² （風力発電設備の場合）
受電電圧が 66kV 以上 の場合	スーパー ビジョン	連系用遮断器の開閉状態
		発電機並列用遮断器の開閉状態※ ⁴
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		発電機並列用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
		ケーブル事故区間検出装置の動作表示※ ³
		電圧・無効電力の制御モード
	テレメー タ	各発電機の有効電力と無効電力(受電電圧 275kV 以上 または定格出力が概ね 100MW 以上の場合)
		連系する母線の電圧(受電電圧 275kV 以上または定格 出力が概ね 100MW 以上の場合)
		受電地点の有効電力と無効電力
		受電地点の電力量
		代表風車地点の風向・風速※ ¹ （風力発電設備の場合） 発電最大能力値※ ² （風力発電設備の場合）

※1 ナセルで計測する風向・風速

※2 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備の台数

※3 ケーブル事故区間検出装置の動作表示は、受電保護リレーの保護範囲より当社系統側に構内ケーブルを施設する場合に限る。

※4 慣性把握のため、系統に慣性を供給できる同期発電機は、最小単位の発電設備 1 台毎に設置していただきます。

2 4 電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため、短い周期で時刻同期のとれた電圧、電流、電力などの計測値を連続的に記録し、当社給電所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置、高調波監視記録装置等含む）を設置していただくことがあります。

2 5 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は、電気事業法に基づき、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常

動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。

2 6 電力品質に関する対策

(1) 高周波障害対策

逆変換装置を用いた発電設備等を連系する場合には、高周波電磁障害及び伝導障害が発生しないよう、対策を行っていただきます。

(2) 力率の保持

- a 受電地点の力率（無効電力）については、原則として、次のとおりいたします。

(a) 受電地点の電圧を基準にして、

イ 昼間帯は無効電力を系統側に供給（進み力率）

ロ 夜間帯は力率 100%または無効電力を系統側より吸収

受電地点の力率（無効電力）は、発電設備等または調相設備にて適正に維持できるように調整していただきます。

なお、電力用コンデンサを設置する場合には、夜間・休祭日等の軽負荷時に受電地点の力率が進み力率とならないよう電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。

- (b) 受電電圧が 22kV の場合、他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101 \pm 6V$ 、 $202 \pm 20V$ ）を逸脱するおそれがあるときには、調相設備や発電設備等の無効電力制御による電圧上昇抑制対策について協議させていただきます。

- b 構内に発電設備等と負荷設備（発電機用所内電源を除く。）を有する発電者は、連系する系統の電圧を適正に維持するために、協議のうえ、調相設備を設置していただくことがあります。

(3) 系統周波数異常防止対策

系統事故等により周波数の異常上昇及び低下が懸念される場合は、同一系統内の電源と協調をとった自動解列装置を設置していただくことがあります。

(4) その他

負荷設備を有する発電者は、「Ⅶ 需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

V 需要者設備（低圧）

1 力率

(1) 需要者は、需要場所において、電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は、原則として、90%以上、その他の機器を使用する供給地点については85%以上に保持していただきます。

(2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

2 保護装置の設置

需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需用者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。

- a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 波形に著しいひずみを生じる場合

- d 著しい高周波または高調波を発生する場合
- e その他 a, b, c または d に準ずる場合

VI 需要者設備（高圧）

1 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

2 保護装置の設置

短絡故障保護用として過電流リレーを，地絡故障保護用として地絡リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には，地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

3 連絡体制

当社が系統運用上必要な情報を収集するため，給電情報伝送装置として，テレメータ装置を設置させていただきます。

なお，当社が系統運用上必要な情報とは，以下のとおりとなります。

- a 情報種別：テレメータ
- b 情報内容：供給地点の有効電力，供給地点の電力量

4 電力品質に関する対策

(1) 高調波抑制対策

a 対象となる需要者

- (a) 高調波を発生する機器の容量を6パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）

について、 50kVA を超える需要者（以下「特定需要者」といいます。）

が高調波抑制対策の対象となります。（表 1 参照）

- (b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値—高調波電流発生限度値〔1 相当たりの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。

b 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。

- (a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。
- (b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。
- (c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。
- (d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

c 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表 2 に示す需要者の契約電力 1kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則として、該当特定需要者の契約電力（kW を単位と

する。) を乗じた値といたします。

d 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。

表 1 換算係数

回路 分類	回路種別		換算係数 K _i ^{※1}	主な利用例
1	三相ブリッジ	6 パルス変換装置	K11=1	・ 直流電鉄変電所 ・ 電気化学 ・ その他一般
		12 パルス変換装置	K12=0.5	
		24 パルス変換装置	K1=0.25	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3	・ 交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	K2=0.65	
		均一ブリッジ	K23=0.7	
3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K31=3.4	・ 汎用インバータ ・ エレベータ ・ 冷凍空調機 ・ その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K32=1.8	
		リアクトルあり(直流側)	K33=1.8	
		リアクトルあり(交・直流側)	K34=1.4	
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3	・ 汎用インバータ ・ 冷凍空調機 ・ その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K4=0.35	
5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM ^{※2} 制御) (電流型 PWM 制御)	—	K5=0	・ 無停電電源装置 ・ 通信用電源装置 ・ エレベータ ・ 系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—	K6=0	・ 通信用電源装置 ・ 交流式電気鉄道車両 ・ 系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	・ 無効電力調整装置 ・ 大型照明装置 ・ 加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3	
8	サイクロコンバータ	6 パルス変換装置相当	K81=1	・ 電動機 (圧延用, セメント用, 交流式 電気鉄道車両用)
		12 パルス変換装置相当	K82=0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	・ 製鋼用
10	その他		K10: 申告値	

※1 $K_i = \text{変換回路種別毎の } \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2} / 6 \text{ パルス変換装置の } \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}$

(n : 高調波の次数, % I_n : n 次の高調波電流の基本波電流に対する比率)

※2 PWM : Pulse Width Modulation

表2 契約電力 1kW あたりの高調波流出電流上限値 (単位 : mA/kW)

5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(2) 力率の保持

力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合には、夜間・休祭日等の軽負荷時に進み力率とならないよう、電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。また、系統運用上必要な場合には、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお問い合わせすることがあります。

(3) 電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。なお、上記理由に関わらず、他者の電気の使用に影響を及ぼす、もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には、その抑制対策を実施していただきます。

(4) その他

需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需要者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設

していただきます。

- a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 波形に著しいひずみを生じる場合
- d 著しく高周波を発生する場合

5 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

VII 需要者設備（特別高圧）

1 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

2 保護装置の設置

(1) 連系設備事故時の系統保護

連系設備事故時の系統保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

a 短絡保護

(a) 供給電圧 154kV 以下の場合

過電流保護方式を適用し、各相（三相）に高整定用および低整定用の過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を併用設置していただくか、瞬時要素付過電流リレーを設置していただきます。

なお、必要により連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するため、母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b) 供給電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置し

ていただきます。

b 地絡保護

(a) 供給電圧 154kV 以下の場合

地絡過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

なお、必要により、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するため、母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b) 供給電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置していただきます。

c 系列数

154kV 以下の系統へ連系する場合、構内保護リレーを 1 系列設置していただきます。ただし、154kV 系統への連系で主保護リレー不動作時に、後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を 2 系列設置していただきます。

また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を1系列設置していただきます。

275kV以上の系統へ連系する場合は、連系設備事故時に高速に連系用しや断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を2系列、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を1系列設置していただきます。

(2) 特別高圧用変圧器保護

変圧器保護リレーが動作した場合は、その変圧器に故障電流を供給するすべての回路がしゃ断される設備としていただきます。

標準的には、比率差動リレーおよび過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。

なお、供給電圧275kV以上の変圧器に対しては、後備保護を目的としたリレー装置を設置していただきます。

3 中性点接地装置の付加

供給電圧が154kV以下の場合は、必要により、変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。また、供給電圧が275kV以上の場合は、変圧器の中性点を直接接地していただきます。

4 連絡体制

(1) 保安通信用電話

需要者と当社給電所との供給設備操作等の連絡用として、需要者構内にa，

b いずれかの保安通信用電話設備の設置が必要になります。

なお、供給電圧が 275kV 以上の場合は、別ルートによる 2 回線となります。

a 専用保安通信用電話設備を当社にて設置させていただきます。ただし、伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は、需要者側で設置させていただきます。

b 電気通信事業者の専用電話回線を需要者側で設置させていただきます。

また、供給電圧が 22kV の場合、条件によっては、一般加入電話または携帯電話等を設置していただくことが可能となります。

(2) 給電情報伝送装置

当社が系統運用上必要な情報収集するため、スーパービジョン、テレメータ装置を設置させていただきます。

なお、当社が系統運用上必要な情報とは、原則として次のとおりとなります。

需要者設備	情報種別	情報内容
供給電圧が 22kV の場合	スーパー ビジョン	連系用遮断器の開閉状態
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	供給地点の有効電力
		供給地点の電力量
供給電圧が 66kV 以上 の場合	スーパー ビジョン	連系用遮断器の開閉状態
		連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態
		連系用遮断器を開放する保護リレーの動作表示
		連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態
		線路側断路器の操作機能ロック状態
		ケーブル事故区間検出装置の動作表示※1
	テレメータ	供給地点の有効電力と無効電力
		供給地点の電力量

※1 ケーブル事故区間検出装置の動作表示は、受電保護リレーの保護範囲より
当社系統側に構内ケーブルを施設する場合に限る。

5 電力品質に関する対策

(1) 高調波抑制対策

a 対象となる需要者

- (a) 高調波を発生する機器の容量を6パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について、次に該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表3参照）

イ 供給電圧が 22kV の需要者であって、等価容量の合計が 300kVA を超える場合

ロ 供給電圧が 66kV 以上の需要者であって、等価容量の合計が 2,000kVA を超える場合

(b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔1相当たりの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。

b 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。

(a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

(b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。

(c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

(d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

c 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表 4 に示す需要者の契約電力 1 kW あたりの高調波流

出電流の上限値に，原則として，該当特定需要者の契約電力（kW を単位とする。）を乗じた値といたします。

d 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は，前記 b の高調波流出電流が，前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には，高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。

(2) 力率の保持

力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合は，以下の点を配慮していただきます。

夜間および休祭日等の軽負荷時には，進み力率とならないよう電力用コンデンサを自動的に開放する装置を設置していただくことがあります。

また，系統運用上必要な場合は，電力用コンデンサの開放を当社から需要者をお願いすることがあります。

(3) 電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは，その抑制対策を実施していただきます。

(4) その他

需要者の電気の使用にあたり，次のような場合で，他の需要者等の電気の使用もしくは当社および発電者の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには，協議のうえ，あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設し

ていただきます。

- a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 波形に著しいひずみを生じる場合
- d 著しく高周波を発生する場合

表 3 換算係数

回路 分類	回路種別		換算係数 $K_i^{※1}$	主な利用例
1	三相ブリッジ	6 パルス変換装置	$K_{11}=1$	・ 直流電鉄変電所
		12 パルス変換装置	$K_{12}=0.5$	・ 電気化学
		24 パルス変換装置	$K_{13}=0.25$	・ その他一般
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	$K_{21}=1.3$	・ 交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	$K_{22}=0.65$	
		均一ブリッジ	$K_{23}=0.7$	
3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	$K_{31}=3.4$	・ 汎用インバータ
		リアクトルあり(交流側)	$K_{32}=1.8$	・ エレベータ
		リアクトルあり(直流側)	$K_{33}=1.8$	・ 冷凍空調機
		リアクトルあり(交・直流側)	$K_{34}=1.4$	・ その他一般
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	$K_{41}=2.3$	・ 汎用インバータ
		リアクトルあり(交流側)	$K_{42}=0.35$	・ 冷凍空調機
5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM ^{※2} 制御) (電流型 PWM 制御)	—	$K_5=0$	・ 無停電電源装置 ・ 通信用電源装置 ・ エレベータ ・ 系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—	$K_6=0$	・ 通信用電源装置 ・ 交流式電気鉄道車両 ・ 系統連系用分散電源

7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	・無効電力調整装置 ・大型照明装置 ・加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3	
8	サイクロコンバータ	6パルス変換装置相当	K81=1	・電動機（圧延用，セメント用，交流式
		12パルス変換装置相当	K82=0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	・製鋼用
10	その他		K10:申告値	

※1 $K_i = \text{変換回路種別毎の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2} / 6 \text{パルス変換装置の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}$

(n : 高調波の次数, $\%I_n$: n 次の高調波電流の基本波電流に対する比率)

※2 PWM : Pulse Width Modulation

表4 契約電力1kWあたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）

供給電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
154kV	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275kV	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

6 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 19 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 電気事業法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定により提出した書類の写し
- 4 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において取りまとめられた「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（令和５年２月公表）」において、令和６年度から発電側課金制度を導入する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件にし、新たに系統連系受電サービス料金を設定するとともに、令和５年11月24日に経済産業大臣の承認を受けた託送供給等に係る収入の見通しの変更を料金率に反映するべく、託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第18条第１項の規定にもとづき、ここに託送供給等約款の変更を申請する次第であります。

2 託送供給等約款の変更の内容 および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては、発電側課金制度を導入する整理がなされたこと、託送供給等に係る収入の見通しの変更について経済産業大臣の承認を受けたことを踏まえ、必要となる変更を行うとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）	託送供給等約款（令和6年4月1日実施）
託 送 供 給 等 約 款 令和~~5~~年12月27日実施 東京電力パワーグリッド株式会社	託 送 供 給 等 約 款 令和<u>6</u>年4月1日実施 東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
託 送 供 給 等 約 款	託 送 供 給 等 約 款
目 次	目 次
I 総 則 1 1 適 用 1 2 託送供給等約款の認可および変更 2 3 定 義 2 4 代表契約者の選任 8 5 託送供給等に関する取扱い 8 6 単位および端数処理 8 7 実 施 細 目 9 II 契 約 の 申 込 み 11 8 契 約 の 要 件 11 9 検討および契約の申込み ~~13~~ 10 契約の成立および契約期間 ~~21~~ 11 託送供給等の開始 22 12 供給準備その他必要な手続きのための協力 23 13 電気方式、電圧および周波数 ~~23~~ 14 発電場所および需要場所 ~~25~~ 15 供給および契約の単位 ~~27~~ 16 承 諾 の 限 界 ~~31~~ 17 契 約 書 の 作 成 ~~31~~	I 総 則 1 1 適 用 1 2 託送供給等約款の認可および変更 2 3 定 義 2 4 代表契約者の選任 8 5 託送供給等に関する取扱い 8 6 単位および端数処理 <u>9</u> 7 実 施 細 目 <u>10</u> II 契 約 の 申 込 み 11 8 契 約 の 要 件 11 9 検討および契約の申込み <u>15</u> 10 契約の成立および契約期間 <u>23</u> 11 託送供給等の開始 <u>24</u> 12 供給準備その他必要な手続きのための協力 <u>25</u> 13 電気方式、電圧および周波数 <u>25</u> 14 発電場所および需要場所 <u>27</u> 15 供給および契約の単位 <u>29</u> 16 承 諾 の 限 界 <u>33</u> 17 契 約 書 の 作 成 <u>34</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
Ⅲ	料 金	Ⅲ	料 金
18	料 金	18	料 金
19	接続送電サービス	19	接続送電サービス
20	臨時接続送電サービス	20	臨時接続送電サービス
21	予備送電サービス	21	予備送電サービス
22	発電量調整受電計画差対応電力	22	系統連系受電サービス
23	接続対象計画差対応電力	23	発電量調整受電計画差対応電力
24	需要抑制量調整受電計画差対応電力	24	接続対象計画差対応電力
25	給電指令時補給電力	25	需要抑制量調整受電計画差対応電力
26	給電指令時補給電力	26	給電指令時補給電力
Ⅳ	料金の算定および支払い	Ⅳ	料金の算定および支払い
26	料金の適用開始の時期	27	料金の適用開始の時期
27	検 針 日	28	検 針 日
28	料金の算定期間	29	料金の算定期間
29	計 量	30	計 量
30	電力および電力量の算定	31	電力および電力量の算定
31	損 失 率	32	損 失 率
32	料 金 の 算 定	33	料 金 の 算 定
33	支払義務の発生および支払期日	34	支払義務の発生および支払期日
34	料金その他の支払方法	35	料金その他の支払方法
35	保 証 金	36	保 証 金
36	連 帯 責 任	37	連 帯 責 任
Ⅴ	供 給	Ⅴ	供 給
37	託送供給等の実施	38	託送供給等の実施
38	給電指令の実施等	39	給電指令の実施等
39	適正契約の保持等	40	適正契約の保持等

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
40 契 約 超 過 金..... 114	41 契 約 超 過 金..... 124
41 力 率 の 保 持..... 115	42 力 率 の 保 持..... 127
42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施..... 115	43 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施..... 127
43 託送供給等にもとなう協力..... 116	44 託送供給等にもとなう協力..... 128
44 託送供給等の停止..... 117	45 託送供給等の停止..... 129
45 託送供給等の停止の解除..... 119	46 託送供給等の停止の解除..... 131
46 託送供給の停止期間中の料金..... 119	47 託送供給等の停止期間中の料金..... 131
47 違 約 金..... 119	48 違 約 金..... 131
48 損害賠償の免責..... 120	49 損害賠償の免責..... 132
49 設 備 の 賠 償..... 120	50 設 備 の 賠 償..... 133
VI 契約の変更および終了..... 122	VI 契約の変更および終了..... 134
50 契 約 の 変 更..... 122	51 契 約 の 変 更..... 134
51 名 義 の 変 更..... 123	52 名 義 の 変 更..... 136
52 契 約 の 廃 止..... 124	53 契 約 の 廃 止..... 136
53 供給開始後の契約の消滅または変更にもとなう料金および 工事費の精算..... 125	54 供給開始後の契約の消滅または変更にもとなう料金および 工事費の精算..... 138
54 解 約 等..... 129	55 解 約 等..... 142
55 契約消滅後の債権債務関係..... 130	56 契約消滅後の債権債務関係..... 144
VII 受電方法および供給方法ならびに工事..... 131	VII 受電方法および供給方法ならびに工事..... 146
56 受電地点、供給地点および施設..... 131	57 受電地点、供給地点および施設..... 146
57 架 空 引 込 線..... 133	58 架 空 引 込 線..... 148
58 地 中 引 込 線..... 134	59 地 中 引 込 線..... 149
59 連 接 引 込 線 等..... 135	60 連 接 引 込 線 等..... 150
60 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法..... 136	61 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法..... 151
61 引 込 線 の 接 続..... 136	62 引 込 線 の 接 続..... 151
62 計量器等の取付け..... 137	63 計量器等の取付け..... 152
63 通信設備等の施設..... 138	64 通信設備等の施設..... 153

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~64~~ 専用供給設備..... ~~138~~ ~~65~~ 電流制限器等の取付け..... ~~140~~ Ⅷ 工事費の負担..... 141 ~~66~~ 受電地点への供給設備の工事費負担金..... ~~141~~ ~~67~~ 受電用計量器等の工事費負担金..... ~~145~~ ~~68~~ 会社間連系設備の工事費負担金..... ~~146~~ ~~69~~ 供給地点への供給設備の工事費負担金..... ~~146~~ ~~70~~ 工事費負担金の申受けおよび精算..... ~~154~~ ~~71~~ 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け..... ~~157~~ ~~72~~ 臨時工事費..... ~~158~~ ~~73~~ 工事費等に関する契約書の作成..... ~~158~~ Ⅸ 保 安..... 159 ~~74~~ 保安の責任..... ~~159~~ ~~75~~ 保安等に対する発電者および需要者の協力..... ~~159~~ ~~76~~ 調 査..... ~~160~~ ~~77~~ 調査等の委託..... ~~160~~ ~~78~~ 調査に対する需要者の協力..... ~~160~~ ~~79~~ 検査または工事の受託..... ~~161~~ ~~80~~ 自家用電気工作物..... ~~161~~ 附 則..... 162 1 実施期日..... ~~162~~ 2 標準周波数についての特別措置..... ~~162~~ 3 受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての 特別措置..... ~~162~~ 4 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の	<u>65</u> 専用供給設備..... <u>153</u> <u>66</u> 電流制限器等の取付け..... <u>155</u> Ⅷ 工事費の負担..... 156 <u>67</u> 受電地点への供給設備の工事費負担金..... <u>156</u> <u>68</u> 受電用計量器等の工事費負担金..... <u>160</u> <u>69</u> 会社間連系設備の工事費負担金..... <u>161</u> <u>70</u> 供給地点への供給設備の工事費負担金..... <u>161</u> <u>71</u> 工事費負担金の申受けおよび精算..... <u>169</u> <u>72</u> 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け..... <u>172</u> <u>73</u> 臨時工事費..... <u>173</u> <u>74</u> 工事費等に関する契約書の作成..... <u>173</u> Ⅸ 保 安..... 174 <u>75</u> 保安の責任..... <u>174</u> <u>76</u> 保安等に対する発電者および需要者の協力..... <u>174</u> <u>77</u> 調 査..... <u>175</u> <u>78</u> 調査等の委託..... <u>175</u> <u>79</u> 調査に対する需要者の協力..... <u>175</u> <u>80</u> 検査または工事の受託..... <u>176</u> <u>81</u> 自家用電気工作物..... <u>176</u> 附 則..... 177 1 実施期日..... <u>177</u> 2 標準周波数についての特別措置..... <u>177</u> 3 受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての 特別措置..... <u>177</u> 4 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
特別措置 162	特別措置 <u>177</u>
5 発電量調整供給契約についての特別措置 〔再生可能エネルギー発電設備〕 167	5 発電量調整供給契約についての特別措置 〔再生可能エネルギー発電設備〕 <u>182</u>
6 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての 特別措置 174	6 <u>離島</u> についての特別措置 <u>189</u>
7 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 175	7 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い <u>190</u>
8 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 175	8 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 <u>190</u>
9 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の 特別措置 178	9 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の 特別措置 <u>194</u>
10 損害賠償の免責についての特別措置 〔再生可能エネルギー発電設備〕 179	10 損害賠償の免責についての特別措置 〔再生可能エネルギー発電設備〕 <u>195</u>
11 みなし登録特定送配電事業者についての特別措置 179	11 みなし登録特定送配電事業者についての特別措置 <u>195</u>
12 受電地点への供給設備の工事費負担金 〔電源接続案件募集プロセス〕 180	12 受電地点への供給設備の工事費負担金 〔電源接続案件募集プロセス〕 <u>195</u>
13 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け〔電源接続案件募集プロセス〕 180	13 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け〔電源接続案件募集プロセス〕 <u>196</u>
14 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 180	14 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 <u>196</u>
15 再エネ海域利用法に係る特別措置 184	15 再エネ海域利用法に係る特別措置 <u>200</u>
16 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 185	16 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 <u>201</u>
17 バランシンググループの設定に係る特別措置 185	17 バランシンググループの設定に係る特別措置 <u>201</u>
18 近接性評価割引額の算定についての特別措置 211	18 N－１電制の実施についての特別措置 <u>227</u>
19 N－１電制の実施についての特別措置 212	19 系統連系受電サービス等についての特別措置 <u>228</u>
	20 令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置 <u>238</u>
	21 料金についての切替措置 <u>240</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
別	表…………… 214	別	表…………… <u>241</u>
1	契約設備電力の算定…………… 214	1	契約設備電力の算定…………… <u>241</u>
2	近接性評価地域および近接性評価割引額の算定…………… 215	2	系統設備効率化割引の対象変電所等…………… <u>241</u>
3	契約電力および契約容量の算定方法…………… ~~218~~	3	契約電力および契約容量の算定方法…………… <u>249</u>
4	負荷設備の入力換算容量…………… ~~219~~	4	負荷設備の入力換算容量…………… <u>250</u>
5	平均力率の算定…………… ~~223~~	5	平均力率の算定…………… <u>254</u>
6	契約負荷設備の総容量の算定…………… ~~224~~	6	契約負荷設備の総容量の算定…………… <u>255</u>
7	発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および 需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い…………… ~~224~~	7	発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および 需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い…………… <u>255</u>
8	電力量の協定…………… ~~227~~	8	電力量の協定…………… <u>258</u>
9	需要計画・調達計画・販売計画…………… ~~231~~	9	需要計画・調達計画・販売計画…………… <u>262</u>
10	発電計画・調達計画・販売計画…………… ~~232~~	10	発電計画・調達計画・販売計画…………… <u>264</u>
11	需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン…………… ~~234~~	11	需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン…………… <u>266</u>
12	進相用コンデンサ取付容量基準…………… ~~235~~	12	進相用コンデンサ取付容量基準…………… <u>267</u>
13	標準設計…………… ~~237~~	13	標準設計…………… <u>269</u>
14	スポットネットワーク方式の工事費の算式…………… ~~249~~	14	スポットネットワーク方式の工事費の算式…………… <u>281</u>
I 総 則 3 定 義 次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 契 約 者 この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。 (2) 発 電 契 約 者		I 総 則 3 定 義 次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 契 約 者 この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。 (2) 発 電 契 約 者	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。 (3) 需要抑制契約者 この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。 (4) 発電者 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。 (5) 需要者 契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。 (6) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (7) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (8) 特別高圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。 (9) 受電地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。 (10) 発電場所 発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。 (11) 供給地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。 (12) 需要場所 需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。 (13) 会社間連系点 当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。	この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。 (3) 需要抑制契約者 この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。 (4) 発電者 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。 (5) 需要者 契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。 (6) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (7) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (8) 特別高圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。 (9) 受電地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。 (10) 発電場所 発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。 (11) 供給地点 当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。 (12) 需要場所 需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。 (13) 会社間連系点 当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(14) 中 継 振 替 会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。 (15) 地 内 振 替 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。 (16) 発電量調整受電電力 発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。 (17) 発電量調整受電電力量 受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。 (18) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (19) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (20) 接続受電電力 接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。 (21) 接続受電電力量 受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。 (22) 接続供給電力 供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。 (23) 接続供給電力量 供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。 (24) 接続対象電力	(14) 中 継 振 替 会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。 (15) 地 内 振 替 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。 (16) 発電量調整受電電力 発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。 (17) 発電量調整受電電力量 受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。 (18) 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (19) 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (20) 接続受電電力 接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。 (21) 接続受電電力量 受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。 (22) 接続供給電力 供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。 (23) 接続供給電力量 供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。 (24) 接続対象電力

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。 (25) 接続対象電力量 接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。 (26) 接続対象計画電力 接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (27) 接続対象計画電力量 接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (28) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。 (29) 需要抑制量調整受電電力量 受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。 (30) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (31) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (32) ベースライン 需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (33) 損 失 率 接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。 (34) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。 (35) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）であって、接続送電サービス契約電流および	接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。 (25) 接続対象電力量 接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。 (26) 接続対象計画電力 接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (27) 接続対象計画電力量 接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (28) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。 (29) 需要抑制量調整受電電力量 受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。 (30) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (31) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (32) ベースライン 需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。 (33) 損 失 率 接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。 (34) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。 (35) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）であって、接続送電サービス契約電流および

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
臨時接続送電サービス契約電流をいいます。 (36) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。 (37) 契 約 受 電 電 力 受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。	臨時接続送電サービス契約電流をいいます。 (36) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。 (37) 契 約 受 電 電 力 受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（<u>発電量調整供給においては、同時最大受電電力をこえないもの</u>といたします。）をいいます。 (38) 同時最大受電電力 <u>発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で、発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。</u> (39) 最大連系電力等 <u>低圧で受電する場合は、発電量調整受電電力の最大値をいいます。</u> <u>高圧または特別高圧で受電する場合は、30分ごとの連系電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。</u> (40) 最大需要電力等 低圧で供給する場合は、接続供給電力の最大値をいいます。 高圧または特別高圧で供給する場合は、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。 (41) 発電バランシンググループ <u>31</u>（電力および電力量の算定）(18)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または<u>31</u>（電力および電力量の算定）(19)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。 (42) 需要バランシンググループ <u>31</u>（電力および電力量の算定）(20)に定める接続対象計画差対応補給電力量または<u>31</u>（電力および電力量の算定）(21)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。
(38) 最大需要電力等 低圧で供給する場合は、接続供給電力の最大値をいいます。 高圧または特別高圧で供給する場合は、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。 (39) 発電バランシンググループ ~~30~~（電力および電力量の算定）(18)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または~~30~~（電力および電力量の算定）(19)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。 (40) 需要バランシンググループ ~~30~~（電力および電力量の算定）(20)に定める接続対象計画差対応補給電力量または~~30~~（電力および電力量の算定）(21)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(41) 需要抑制バランシンググループ 30（電力および電力量の算定）（22）に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または30（電力および電力量の算定）（23）に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。	(43) 需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）（22）に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）（23）に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。
(42) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。	(44) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
(43) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用する、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。	(45) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用する、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
(44) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	(46) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
(45) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	(47) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
(46) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。	(48) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。
(47) 定 期 検 査 電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。	(49) 定 期 検 査 電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。
(48) 定 期 補 修 一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。	(50) 定 期 補 修 一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。
(49) 給 電 指 令 発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。	(51) 給 電 指 令 発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。
(50) 昼 間 時 間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月30日、５月１日、５月２日、12	(52) 昼 間 時 間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月30日、５月１日、５月２日、12

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
月30日および12月31日の該当する時間を除きます。 ~~(54)~~ 夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。	月30日および12月31日の該当する時間を除きます。 (53) 夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。
6 単位および端数処理 この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、接続供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イまたは20（臨時接続送電サービス）（２）イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を１キロワットといたします。 (4) 発電量調整受電電力量、発電量調整受電計画電力量、接続受電電力量、接続供給電力量、接続対象電力量、接続対象計画電力量、需要抑制量調整受電電力量、需要抑制量調整受電計画電力量、ベースライン、発電量調整受電計画差対応補給電力量、発電量調整受電計画差対応余剰電力量、接続対象計画差対応補給電力量、接続対象計画差対応余剰電力量、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量、給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低	6 単位および端数処理 この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、接続供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、<u>同時最大受電電力</u>、<u>最大連系電力</u>等、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イまたは20（臨時接続送電サービス）（２）イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を１キロワットといたします。 (4) 発電量調整受電電力量、発電量調整受電計画電力量、接続受電電力量、接続供給電力量、接続対象電力量、接続対象計画電力量、需要抑制量調整受電電力量、需要抑制量調整受電計画電力量、ベースライン、発電量調整受電計画差対応補給電力量、発電量調整受電計画差対応余剰電力量、接続対象計画差対応補給電力量、接続対象計画差対応余剰電力量、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量、給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。 （５） 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 （６） 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。	圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。 （５） 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 （６） 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。
７ 実 施 細 目 この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 なお、当社は、必要に応じて、~~発電者~~および需要者と別途協議を行なうことがあります。	７ 実 施 細 目 この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 なお、当社は、必要に応じて、需要者と別途協議を行なうことがあります。
Ⅱ 契約の申込み ８ 契約の要件 （１） 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 イ 小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。 ロ 接続供給の場合、契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。 ハ 振替供給の場合、契約者が営む小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。 ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。	Ⅱ 契約の申込み ８ 契約の要件 （１） 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 イ 小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。 ロ 接続供給の場合、契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。 ハ 振替供給の場合、契約者が営む小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。 ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ヘ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。	ヘ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。 チ <u>契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。</u>
手 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。 (イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。 (ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。 (ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。 (２) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。 ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。 ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系するこ	リ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。 (イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。 (ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。 (ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。 (２) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。 ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。 ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系するこ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
と。 ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。 ホ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、 発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	と。 ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。 <u>ホ 発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。</u> <u>ヘ 発電契約者が、原則として、18（料金）（３）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金を、34（支払義務の発生および支払期日）（４）に定める期日までの間、当社に代わり、発電者から受領し、当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。</u> <u>ト 発電契約者が、35（料金その他の支払方法）（３）ロの場合を除き、18（料金）（３）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。</u> <u>チ 発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合、発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。</u> <u>リ 当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、発電契約者が、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。</u> <u>ス 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、 発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ただし、当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については、ホ、ヘ、ト、チおよびリの要件を除きます。</u> <u>なお、当社は、発電契約者に対して、系統連系受電契約の締結または変更について、当社を代理する権利を付与いたします。</u> <u>（３） 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</u> <u>イ 新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。</u> <u>ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(3) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。 (イ) 需要者に対して、次の a および b の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 a 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） b 需要抑制の実施頻度および時期 (ロ) (イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。 (ハ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 (ニ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。 (ホ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な	ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。 ホ 発電者が、原則として、18（料金）（3）に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。 ヘ 発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。 ただし、発電契約者と同一の者である発電者については、イおよびホの要件を除きます。 (4) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。 (イ) 需要者に対して、次の a および b の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 a 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） b 需要抑制の実施頻度および時期 (ロ) (イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。 (ハ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 (ニ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。 (ホ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
契約がなされていること。 ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。 ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。 ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が29（計量）（３）に該当しないこと。 ホ 需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	契約がなされていること。 ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。 ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。 ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が30（計量）（３）に該当しないこと。 ホ 需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
９ 検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 （１） 受電側接続検討の申込み イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限りです。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限りです。）するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により	９ 検討および契約の申込み 契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合、<u>発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）</u>が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。 なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 （１） 受電側接続検討の申込み イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限りです。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限りです。）するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。 なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。 ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限り ます。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または 発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、 次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしてい ただきます。 (イ) 接続供給の場合 a 契約者の名称 b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との 振替供給契約等の内容または申込内容 d 接続受電電力の最大値および最小値 e 接続供給の開始希望日 (ロ) 振替供給の場合 a 契約者の名称 b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との 振替供給契約等の内容または申込内容 c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値 d 供給地点 e 振替供給の開始希望日 (ハ) 発電量調整供給の場合 a 発電契約者の名称 b 発電者の名称、発電場所および受電地点 c 発電設備等の発電・放電方式、発電・放電出力および系統安定上必要な仕様 d 発電量調整受電電力の最大値および最小値 e 受電地点における受電電圧 f 発電場所における負荷設備および受電設備 g 発電量調整供給の開始希望日 ハ 検討期間および調査料	既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。 ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限り ます。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または 発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、 次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしてい ただきます。 (イ) 接続供給の場合 a 契約者の名称 b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。） c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との 振替供給契約等の内容または申込内容 d 接続受電電力の最大値および最小値 e 接続供給の開始希望日 (ロ) 振替供給の場合 a 契約者の名称 b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との 振替供給契約等の内容または申込内容 c 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値 d 供給地点 e 振替供給の開始希望日 (ハ) 発電量調整供給の場合 a 発電契約者の名称 b 発電者の名称、発電場所および受電地点 c 発電設備等の発電・放電方式、発電・放電出力および系統安定上必要な仕様 d 発電量調整受電電力の最大値および最小値 e 受電地点における受電電圧 f 発電場所における負荷設備および受電設備 g 発電量調整供給の開始希望日 ハ 検討期間および調査料

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(イ) 当社は、原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ロ) 当社は、１受電地点１検討につき22万円を調査料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、調査料を申し受けません。 a 検討を要しない場合 b 受電側接続検討の回答後、他の発電契約者の契約の申込みにもなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等、受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で、かつ、調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。 (２) 供給側接続事前検討の申込み イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の可否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。 ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (イ) 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 (ロ) 契約電力、契約電流または契約容量 (ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧 (ニ) 負荷設備または主開閉器 (ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間 ハ 負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ニ 当社は、原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知	(イ) 当社は、原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。 (ロ) 当社は、１受電地点１検討につき22万円を調査料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、調査料を申し受けません。 a 検討を要しない場合 b 受電側接続検討の回答後、他の発電契約者の契約の申込みにもなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等、受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で、かつ、調査料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。 (２) 供給側接続事前検討の申込み イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の可否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。 ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (イ) 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 (ロ) 契約電力、契約電流または契約容量 (ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧 (ニ) 負荷設備または主開閉器 (ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間 ハ 負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ニ 当社は、原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
らせいたします。 (3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み イ 当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり、工事の可否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。 ロ 需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (イ) 需要抑制契約者の名称 (ロ) 需要者の名称、需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 ハ 当社は、原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (4) 契約の申込み 契約者は、(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、ニの事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し、８（契約の要件）(2)ホに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）(3)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する	らせいたします。 (3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み イ 当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり、工事の可否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。 ロ 需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。 (イ) 需要抑制契約者の名称 (ロ) 需要者の名称、需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 ハ 当社は、原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。 (4) 契約の申込み 契約者は、(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、ニの事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し、<u>８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書</u>および８（契約の要件）(2)<u>ヌ</u>に定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、<u>発電者が系統連系受電契約の締結について合意していること</u>および発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。 なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、８（契約の要件）（１）<u>手</u>に定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。 また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、系統連系保証金をお支払いいただき、かつ、電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ、（１）の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、８（契約の要件）（<u>3</u>）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ 接続供給の場合 （イ） 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 （ロ） 供給地点における供給電気方式および供給電圧 （ハ） 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備等 （ニ） 契約電力、契約電流または契約容量 （ホ） 契約受電電力 （ヘ） 希望される接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの	接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該<u>文書および承諾書</u>の提出を不要と判断するときは、当該<u>文書および承諾書</u>の提出を省略することができるものといたします。 なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、８（契約の要件）（１）<u>リ</u>に定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。 また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは、系統連系保証金をお支払いいただき、かつ、電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ、（１）の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、８（契約の要件）（<u>4</u>）イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ 接続供給の場合 （イ） 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 （ロ） 供給地点における供給電気方式および供給電圧 （ハ） 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備等 （ニ） 契約電力、契約電流または契約容量 （ホ） 契約受電電力 （ヘ） 希望される接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
種別 (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値 (チ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ヌ) 連絡体制 (ル) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には、契約使用期間 また、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ロ 振替供給の場合 (イ) 連絡体制 (ロ) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容 ハ 発電量調整供給の場合 (4) 契約受電電力 (㍑) 発電量調整受電計画電力 (㍒) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (ニ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (#) 連絡体制 ニ 需要抑制量調整供給の場合 (イ) 需要抑制契約者の名称	種別 (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値 (チ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ヌ) 連絡体制 (ル) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には、契約使用期間 また、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。 ロ 振替供給の場合 (イ) 連絡体制 (ロ) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容 ハ 発電量調整供給の場合 <u>(イ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号</u> (㍑) 契約受電電力<u>および同時最大受電電力</u> (㍒) 発電量調整受電計画電力 (ニ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (ホ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ヘ) 連絡体制 ニ 需要抑制量調整供給の場合 (イ) 需要抑制契約者の名称

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(ロ) 需要抑制量調整受電計画電力 (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する、需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値 (ニ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値 (ホ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ヘ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称 (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる~~30~~（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ (フ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 (ル) 連 絡 体 制 なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる~~30~~（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。 (5) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、当日等の利用分および翌日等の利用分に限る、(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から１	(ロ) 需要抑制量調整受電計画電力 (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する、需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値 (ニ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値 (ホ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。） (ヘ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称 (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる~~31~~（電力および電力量の算定）(14)イまたはロ (フ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値 (リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値 (ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日 (ル) 連 絡 体 制 なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる~~31~~（電力および電力量の算定）(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。 (5) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、当日等の利用分および翌日等の利用分に限る、(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から１

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。 （６） 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。 （７） 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。	年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。 （６） 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。 （７） 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。 なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議が整った日から１年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 また、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。
10 契約の成立および契約期間 （１） 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。	10 契約の成立および契約期間 （１） 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、<u>系統連系受電契約は、系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに、</u>需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(2) 契約期間は、次によります。 イ 接続供給の場合 (イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。 ロ 発電量調整供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の場合 契約期間は、振替供給契約、~~発電量調整供給契約~~または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者、~~発電契約者~~または需要抑制契約者の申込みにもとづき、契約者、~~発電契約者~~または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給、~~発電量調整供給~~または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満としないものといたします。	申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 接続供給の場合 (イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 (ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。 ロ 発電量調整供給の場合 <u>(イ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。</u> <u>(ロ) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</u> <u>(ハ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。</u> ハ 振替供給または需要抑制量調整供給の場合 契約期間は、振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき、契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満としないものといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
11 託送供給等の開始 （１） 当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。 （２） 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。	11 託送供給等の開始 （１） 当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。 （２） 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
14 発電場所および需要場所 （１） 当社は、原則として、１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。 なお、１構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、１構内をなすものとみなします。 イ 当社は、１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。 なお、１建物をなすものとは、独立した１建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、１建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または需要場所といたします。 ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。	14 発電場所および需要場所 （１） 当社は、原則として、１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。 なお、１構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、１構内をなすものとみなします。 イ 当社は、１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。 なお、１建物をなすものとは、独立した１建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、１建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の発電場所または需要場所といたします。 ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(イ) 居住用の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 ａ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 ｂ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 ｃ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 (ロ) 居住用以外の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 (ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 １建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものいたします。 (２) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(１)にかかわらず、その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。 (３) 道路その他公共の用に供せられる土地（(１)に定める構内または(２)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。 (４) (１)に定める１構内、(１)イに定める１建物、(２)に定める隣接する複数の構内または(３)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場	(イ) 居住用の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 ａ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 ｂ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 ｃ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 (ロ) 居住用以外の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 (ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 １建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものいたします。 (２) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(１)にかかわらず、その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。 (３) 道路その他公共の用に供せられる土地（(１)に定める構内または(２)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。 (４) (１)に定める１構内、(１)イに定める１建物、(２)に定める隣接する複数の構内または(３)に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。 イ 次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。 （イ） 非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて発電場所または需要場所を定めること。 （ロ） 当社が特例区域等における業務を実施するため、~~42~~（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。 イ 次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。 （イ） 非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて発電場所または需要場所を定めること。 （ロ） 当社が特例区域等における業務を実施するため、<u>43</u>（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、<u>43</u>（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。
15 供給および契約の単位 （１） 当社は、次の場合を除き、１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し、１電気方式、１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない、１発電場所に<u>つき</u>、１電気方式、１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ １需要場所につき、（イ）および（ロ）の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の１臨時接続送電サービス（（イ）および（ロ）の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合は、２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１	15 供給および契約の単位 （１） 当社は、次の場合を除き、１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し、１電気方式、１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない、１発電場所について<u>１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）</u>し、１電気方式、１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。 イ １需要場所につき、（イ）および（ロ）の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の１臨時接続送電サービス（（イ）および（ロ）の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合は、２臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の１

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
接続送電サービス（ロの場合は、２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ハ) 高圧臨時接続送電サービス (ニ) 特別高圧臨時接続送電サービス ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合 (イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス (ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合 ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合 ホ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、契約者または発電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。 ヘ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合 (２) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、１接続供給契約を結び、１需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、１契約者に対して１接続供給契約を結びます。 なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。	接続送電サービス（ロの場合は、２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合 (イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス (ハ) 高圧臨時接続送電サービス (ニ) 特別高圧臨時接続送電サービス ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の２接続送電サービスをあわせて契約する場合 (イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス (ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合 ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合 ホ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、契約者または発電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。 ヘ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合 (２) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、１接続供給契約を結び、１需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、１契約者に対して１接続供給契約を結びます。 なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものいたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について、１振替供給契約を結びます。 (4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものいたします。）および発電バランシンググループについて、１発電量調整供給契約を結びます。 なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として１発電バランシンググループに属するものいたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また、再生可能エネルギー発電設備（~~再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法~~〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約〔以下「特定契約」といいます。〕により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりいたします。 イ 附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕） (5)または(6)に該当する場合で、インバランリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係	(3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものいたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）について、１振替供給契約を結びます。 (4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものいたします。）および発電バランシンググループについて、１発電量調整供給契約を結びます。<u>また、当社は、当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き、原則として、あらかじめ定めた発電場所について、１系統連系受電契約を結びます。</u> なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（<u>極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。</u>以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として１発電バランシンググループに属するものいたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。 また、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は、次のとおりいたします。 イ 附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕） (5)または(6)に該当する場合で、インバランリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスクリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ 附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合、当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、１発電量調整供給契約に属するものといたします。 （５） 需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および需要抑制バランシンググループについて、１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 また、需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる~~30~~（電力および電力量の算定）（14）イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、	って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスクリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。 ロ 附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合、当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、１発電量調整供給契約に属するものといたします。 （５） 需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および需要抑制バランシンググループについて、１需要抑制量調整供給契約を結びます。 なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（<u>極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。</u>以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。 また、需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる~~30~~<u>31</u>（電力および電力量の算定）（14）イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。
16 承 諾 の 限 界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、<u>料金およびこの約款</u>によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせいたします。	16 承 諾 の 限 界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情ならびに<u>料金、この約款</u>によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）<u>および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務</u>の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者にお知らせいたします。
Ⅲ 料 金 18 料 金 料金は、次のとおりといたします。 （１） 契約者に係る料金 イ 契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金、<u>23</u>（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに<u>25</u>（給電指令時補給電力）（１）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ロ 日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）を合計して算定（近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたもの	Ⅲ 料 金 18 料 金 料金は、次のとおりといたします。 （１） 契約者に係る料金 イ 契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金、<u>24</u>（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに<u>26</u>（給電指令時補給電力）（１）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ロ 日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「<u>供給側</u>料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
といたします。）いたします。 (イ) 検 針 日 (ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または30（電力および電力量の算定）(25)の場合、その供給地点の属する検針区域の検針日 (ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合、応当日 (ニ) 27（検針日）(5)の場合、実際に検針を行なった日 (ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。） (ヘ) 30（電力および電力量の算定）(29)の場合、電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日 ~~ハ 近接性評価割引~~ ~~(イ) 適 用~~ 契約者が、近接性評価地域（別表２〔近接性評価地域および近接性評価割引額の算定〕(1)に定める地域といたします。）に立地する発電場所における発電設備等（以下「近接性評価対象発電設備」といいます。）を維持し、および運用する発電契約者から、当該発電設備等に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に適用いたします。 なお、契約者が、近接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合（再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が、指定した発電設備のうち近接性評価対象発電設備に係る電気を調達するときを除きます。）は、当該電気には近接性評価割引を適用いたしません。 (ロ) 近接性評価割引額の算定および割引の実施 ~~α 近接性評価割引額は、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）にもとづき、特別の事情がある場合を除き、算定の対象となる期間の翌々月１日に算定いたします。~~	(イ) 検 針 日 (ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(25)の場合、その供給地点の属する検針区域の検針日 (ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合、応当日 (ニ) 28（検針日）(5)の場合、実際に検針を行なった日 (ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。） (ヘ) 31（電力および電力量の算定）(29)の場合、電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~ｂ~~ 当社は、近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる日程等別料金といたします。）において、当該日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものといたします。 ~~ｃ~~ 近接性評価割引額が割引の対象となる日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上回る場合、その差額を近接性評価割引額として、料金算定日がその直後となる日程等別料金において、~~ｂ~~に準じて割引を行ないます。 (2) 発電契約者に係る料金 発電契約者に係る料金は、~~22~~（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに~~25~~（給電指令時補給電力）（2）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 ~~(3)~~ 需要抑制契約者に係る料金	(2) 発電契約者に係る料金 発電契約者に係る料金は、<u>23</u>（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに<u>26</u>（給電指令時補給電力）（2）によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。 <u>(3) 発電者に係る料金</u> <u>イ 発電者に係る料金は、ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。</u> <u>ロ 系統連系受電サービス料金は、22（系統連系受電サービス）によって、(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。</u> <u>(イ) 検 針 日</u> <u>(ロ) 28（検針日）（5）の場合、実際に検針を行なった日</u> <u>(ハ) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。）</u> <u>(ニ) 31（電力および電力量の算定）(29)の場合、電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日</u> <u>ただし、その1月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。</u> <u>(4) 需要抑制契約者に係る料金</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
需要抑制契約者に係る料金は、<u>24</u>（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。	需要抑制契約者に係る料金は、<u>25</u>（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。
19 接続送電サービス (1) 適用範囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 (2) 接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 イ 低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。 (イ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。 a 新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b 需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日	19 接続送電サービス (1) 適用範囲 小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。 (2) 接続送電サービス契約電力等 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 イ 低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。 (イ) 各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。 a 新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で，特別の事情があるときは，料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b 需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。 c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、１年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。 (p) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(i)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となることに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。 a 接続送電サービス契約電流	までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。 c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内に契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、１年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。 (p) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(i)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となることに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。 a 接続送電サービス契約電流

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(a) 接続送電サービス契約電流は、５アンペア、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。 (b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 b 接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときに接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (ニ) (イ)の適用後１年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後１年に満たない場合は、(イ)を適用いたしません。 (ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。）、負荷設備または受電設備を変更される場合は、~~50~~（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。 ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が５００キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、	(a) 接続送電サービス契約電流は、５アンペア、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。 (b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 b 接続送電サービス契約容量 接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときに接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (ニ) (イ)の適用後１年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後１年に満たない場合は、(イ)を適用いたしません。 (ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。）、負荷設備または受電設備を変更される場合は、<u>51</u>（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。 ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が５００キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。 ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，50（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 （３） 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 イ 低圧で供給する場合 （イ） 電灯定額接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量	１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。 なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間については，接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。 ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 （３） 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 イ 低圧で供給する場合 （イ） 電灯定額接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																								
（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 d 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。 (a) 電 灯 料 金 i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの１灯につき</td><td>37円54銭</td></tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>75円02銭</td></tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>150円05銭</td></tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>225円07銭</td></tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>375円12銭</td></tr> <tr> <td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>375円12銭</td></tr> </table> ii ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペア	10ワットまでの１灯につき	37円54銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	75円02銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	150円05銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	225円07銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	375円12銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	375円12銭	（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 d 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。 (a) 電 灯 料 金 i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの１灯につき</td><td>35円54銭</td></tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>71円09銭</td></tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>142円19銭</td></tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>213円28銭</td></tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>355円47銭</td></tr> <tr> <td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>355円47銭</td></tr> </table> ii ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペア	10ワットまでの１灯につき	35円54銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	71円09銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	142円19銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	213円28銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	355円47銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	355円47銭
10ワットまでの１灯につき	37円54銭																								
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	75円02銭																								
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	150円05銭																								
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	225円07銭																								
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	375円12銭																								
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	375円12銭																								
10ワットまでの１灯につき	35円54銭																								
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	71円09銭																								
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	142円19銭																								
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	213円28銭																								
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	355円47銭																								
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	355円47銭																								

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）												
を１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (b) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ１月につき次のとおりいたします。 <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>412円05銭</td></tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>224円08銭</td></tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>224円08銭</td></tr> </table> e その他 (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。 (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、(p) a (c), (h) a または (i) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。 (p) 電灯標準接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) (２)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(２)イ(p) bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (b) １需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペア	50ボルトアンペアまでの１機器につき	412円05銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	224円08銭	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	224円08銭	を１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (b) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ１月につき次のとおりいたします。 <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>106円17銭</td></tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>212円34銭</td></tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>212円34銭</td></tr> </table> e その他 (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。 (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、(p) a (c), (h) a または (i) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。 (p) 電灯標準接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) (２)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(２)イ(p) bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (b) １需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペア	50ボルトアンペアまでの１機器につき	106円17銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	212円34銭	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	212円34銭
50ボルトアンペアまでの１機器につき	412円05銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	224円08銭												
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	224円08銭												
50ボルトアンペアまでの１機器につき	106円17銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	212円34銭												
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	212円34銭												

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
および１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。 (c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 i (２)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1" data-bbox="156 1145 896 1209"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>230円67銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が０.５キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii (２)イ(ii)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭	および１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として５０キロワット未満であること。 (c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。 ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、１０アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 i (２)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1" data-bbox="1187 1145 1926 1209"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>230円67銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が０.５キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii (２)イ(ii)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭				
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭	接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭
ただし、（２）イ（ロ）aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。		ただし、（２）イ（ロ）aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。	
接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭	接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭	接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭
(b) 電 力 量 料 金		(b) 電 力 量 料 金	
電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。		電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。	
１キロワット時につき	7円48銭	１キロワット時につき	6円97銭
(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス		(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス	
a 適 用 範 囲		a 適 用 範 囲	
(ロ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。		(ロ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。	
b 供給電気方式および供給電圧		b 供給電気方式および供給電圧	
供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。		供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	
c 接続送電サービス料金		c 接続送電サービス料金	
接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。		接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。	
(a) 基 本 料 金		(a) 基 本 料 金	
基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	
i （２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		i （２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合	
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	230円67銭
ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたし		ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたし	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																				
ます。 ii （２）イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>152円24銭</td></tr> </table> ただし、（２）イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電流５アンペア</td><td>76円12銭</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電流15アンペア</td><td>228円36銭</td></tr> </table> (b) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼 間 時 間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>7円90銭</td></tr> </table> ii 夜 間 時 間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>7円44銭</td></tr> </table> (c) 電灯従量接続送電サービス a 適 用 範 囲 (ロ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金	接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭	接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭	接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭	１キロワット時につき	7円90銭	１キロワット時につき	7円44銭	ます。 ii （２）イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>152円24銭</td></tr> </table> ただし、（２）イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを１キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が５アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電流５アンペア</td><td>76円12銭</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電流15アンペア</td><td>228円36銭</td></tr> </table> (b) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼 間 時 間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>7円36銭</td></tr> </table> ii 夜 間 時 間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>6円64銭</td></tr> </table> (c) 電灯従量接続送電サービス a 適 用 範 囲 (ロ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金	接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭	接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭	接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭	１キロワット時につき	7円36銭	１キロワット時につき	6円64銭
接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭																				
接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭																				
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭																				
１キロワット時につき	7円90銭																				
１キロワット時につき	7円44銭																				
接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	152円24銭																				
接続送電サービス契約電流５アンペア	76円12銭																				
接続送電サービス契約電流15アンペア	228円36銭																				
１キロワット時につき	7円36銭																				
１キロワット時につき	6円64銭																				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="154 231 893 293"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>44円26銭</td></tr> </table> (ホ) 動力標準接続送電サービス a 適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。 (b) １需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。 ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。	１キロワット時につき	44円26銭	接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="1184 231 1924 293"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>10円76銭</td></tr> </table> (ホ) 動力標準接続送電サービス a 適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。 (b) １需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。 ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。	１キロワット時につき	10円76銭
１キロワット時につき	44円26銭				
１キロワット時につき	10円76銭				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）												
(a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 i (２)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>731円97銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii (２)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>461円14銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>5円20銭</td></tr> </table> (c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。 d その他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 (ハ) 動力時間帯別接続送電サービス a 適用範囲 (ホ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたしま	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭	１キロワット時につき	5円20銭	(a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 i (２)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>731円97銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii (２)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>461円14銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>4円54銭</td></tr> </table> (c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。 d その他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 (ハ) 動力時間帯別接続送電サービス a 適用範囲 (ホ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたしま	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭	１キロワット時につき	4円54銭
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭												
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭												
１キロワット時につき	5円20銭												
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭												
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭												
１キロワット時につき	4円54銭												

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																
す。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 i （２）イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>731円97銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii （２）イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>461円14銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>5円48銭</td></tr> </table> ii 夜間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>4円97銭</td></tr> </table> (c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭	１キロワット時につき	5円48銭	１キロワット時につき	4円97銭	す。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 i （２）イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>731円97銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 ii （２）イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>461円14銭</td></tr> </table> ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>4円79銭</td></tr> </table> ii 夜間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>4円35銭</td></tr> </table> (c) その他 接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭	１キロワット時につき	4円79銭	１キロワット時につき	4円35銭
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭																
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭																
１キロワット時につき	5円48銭																
１キロワット時につき	4円97銭																
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	731円97銭																
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	461円14銭																
１キロワット時につき	4円79銭																
１キロワット時につき	4円35銭																

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。 d そ の 他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 (ト) 動力従量接続送電サービス a 適 用 範 囲 (ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>47円20銭</td></tr> </table> d そ の 他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 ロ 高圧で供給する場合 (イ) 高圧標準接続送電サービス a 適 用 範 囲 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたし	１キロワット時につき	47円20銭	の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。 d そ の 他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 (ト) 動力従量接続送電サービス a 適 用 範 囲 (ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>16円54銭</td></tr> </table> d そ の 他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 ロ 高圧で供給する場合 (イ) 高圧標準接続送電サービス a 適 用 範 囲 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたし	１キロワット時につき	16円54銭
１キロワット時につき	47円20銭				
１キロワット時につき	16円54銭				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）								
ます。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（２）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>653円87銭</td></tr> </table> (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>2円37銭</td></tr> </table> (p) 高圧時間帯別接続送電サービス a 適用範囲 (i) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭	１キロワット時につき	2円37銭	ます。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（２）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>653円87銭</td></tr> </table> (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>1円84銭</td></tr> </table> (p) 高圧時間帯別接続送電サービス a 適用範囲 (i) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭	１キロワット時につき	1円84銭
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭								
１キロワット時につき	2円37銭								
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭								
１キロワット時につき	1円84銭								

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）												
c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（２）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>653円87銭</td></tr> </table> (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>2円50銭</td></tr> </table> ii 夜間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>2円26銭</td></tr> </table> (ハ) 高圧従量接続送電サービス a 適用範囲	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭	１キロワット時につき	2円50銭	１キロワット時につき	2円26銭	c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（２）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>653円87銭</td></tr> </table> (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>1円93銭</td></tr> </table> ii 夜間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>1円75銭</td></tr> </table> (ハ) 高圧従量接続送電サービス a 適用範囲	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭	１キロワット時につき	1円93銭	１キロワット時につき	1円75銭
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭												
１キロワット時につき	2円50銭												
１キロワット時につき	2円26銭												
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	653円87銭												
１キロワット時につき	1円93銭												
１キロワット時につき	1円75銭												

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																
(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>13円00銭</td></tr> </table> ハ 特別高圧で供給する場合 (イ) 特別高圧標準接続送電サービス a 適用範囲 接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table> c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）	１キロワット時につき	13円00銭	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト	(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>12円55銭</td></tr> </table> ハ 特別高圧で供給する場合 (イ) 特別高圧標準接続送電サービス a 適用範囲 接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table> c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）	１キロワット時につき	12円55銭	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト
１キロワット時につき	13円00銭																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																
１キロワット時につき	12円55銭																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																				
の基本料金は、半額といたします。また、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>423円39銭</td></tr> </table> (b) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>1円33銭</td></tr> </table> (p) 特別高圧時間帯別接続送電サービス a 適 用 範 囲 (i) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table> c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引ま	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭	１キロワット時につき	1円33銭	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト	の基本料金は、半額といたします。また、（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>423円39銭</td></tr> </table> (b) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>91銭</td></tr> </table> (p) 特別高圧時間帯別接続送電サービス a 適 用 範 囲 (i) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table> c 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引ま	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭	１キロワット時につき	91銭	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭																				
１キロワット時につき	1円33銭																				
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																				
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																				
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																				
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭																				
１キロワット時につき	91銭																				
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																				
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																				
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）												
たは割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（２）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>423円39銭</td></tr> </table> (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>1円39銭</td></tr> </table> ii 夜間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>1円28銭</td></tr> </table> (ハ) 特別高圧従量接続送電サービス a 適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭	１キロワット時につき	1円39銭	１キロワット時につき	1円28銭	たは割増しをしたものといたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（２）二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。 なお、その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力１キロワットにつき</td><td>423円39銭</td></tr> </table> (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。 i 昼間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>94銭</td></tr> </table> ii 夜間時間 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>89銭</td></tr> </table> (ハ) 特別高圧従量接続送電サービス a 適用範囲 (イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧	接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭	１キロワット時につき	94銭	１キロワット時につき	89銭
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭												
１キロワット時につき	1円39銭												
１キロワット時につき	1円28銭												
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	423円39銭												
１キロワット時につき	94銭												
１キロワット時につき	89銭												

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																
供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table> ｃ 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>8円27銭</td></tr> </table> ニ 力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。 (イ) 力率は、供給地点ごとに、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金（（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金（（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト	１キロワット時につき	8円27銭	供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table> ｃ 接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>7円85銭</td></tr> </table> ニ 力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。 (イ) 力率は、供給地点ごとに、その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。 なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金（（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金（（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。	接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト	１キロワット時につき	7円85銭
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																
１キロワット時につき	8円27銭																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																
１キロワット時につき	7円85銭																

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ホ そ の 他 (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。 (ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。 (ニ) (２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。 (ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 (４) １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(３)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）	ホ そ の 他 (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。 (ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。 (ニ) (２)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。 (ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 (４) １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(３)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）	託送供給等約款（令和6年4月1日実施）										
を差し引いたものといたします。 イ ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。 ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力 <table><tr><td rowspan="2">ピークシフト電力 1キロワットにつき</td><td>高压で供給する場合</td><td>555円80銭</td></tr><tr><td>特別高压で供給する場合</td><td>359円89銭</td></tr></table> ロ ピークシフト電力 ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	ピークシフト電力 1キロワットにつき	高压で供給する場合	555円80銭	特別高压で供給する場合	359円89銭	を差し引いたものといたします。 イ ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。 ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力 <table><tr><td rowspan="2">ピークシフト電力 1キロワットにつき</td><td>高压で供給する場合</td><td>555円80銭</td></tr><tr><td>特別高压で供給する場合</td><td>359円89銭</td></tr></table> ロ ピークシフト電力 ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	ピークシフト電力 1キロワットにつき	高压で供給する場合	555円80銭	特別高压で供給する場合	359円89銭
ピークシフト電力 1キロワットにつき		高压で供給する場合	555円80銭								
	特別高压で供給する場合	359円89銭									
ピークシフト電力 1キロワットにつき	高压で供給する場合	555円80銭									
	特別高压で供給する場合	359円89銭									
20 臨時接続送電サービス （1）適用範囲 契約使用期間が1年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、	20 臨時接続送電サービス （1）適用範囲 契約使用期間が1年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、										

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
反復使用するものには適用いたしません。 （２） 臨時接続送電サービス契約電力等 電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。 イ 低圧で供給する場合 （イ） 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合 次の a または b により、臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。 a 臨時接続送電サービス契約電流 （a） 臨時接続送電サービス契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。 （b） 当社は、臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 b 臨時接続送電サービス契約容量 （a） 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）に次の係数を乗じてえた値といいます。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。	反復使用するものには適用いたしません。 （２） 臨時接続送電サービス契約電力等 電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。 イ 低圧で供給する場合 （イ） 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合 次の a または b により、臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めます。 a 臨時接続送電サービス契約電流 （a） 臨時接続送電サービス契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。 （b） 当社は、臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 b 臨時接続送電サービス契約容量 （a） 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）に次の係数を乗じてえた値といいます。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント	最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。		(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	
(㍑) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合 次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。 a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。 (a) 契約負荷設備のうち		(㍑) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合 次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。 a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。 (a) 契約負荷設備のうち	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）			託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
最大の入力 のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント	最大の入力 のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント		次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント		上記以外のものの入力につき	90パーセント
(b) (a)によってえた値の合計のうち			(b) (a)によってえた値の合計のうち		
最初の６キロワットにつき		100パーセント	最初の６キロワットにつき		100パーセント
次の14キロワットにつき		90パーセント	次の14キロワットにつき		90パーセント
次の30キロワットにつき		80パーセント	次の30キロワットにつき		80パーセント
50キロワットをこえる部分につき		70パーセント	50キロワットをこえる部分につき		70パーセント
ｂ 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。			ｂ 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。		
ロ 高圧または特別高圧で供給する場合 需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定めます。			ロ 高圧または特別高圧で供給する場合 需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定めます。		
(3) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。			(3) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。		
イ 低圧で供給する場合 (イ) 電灯臨時定額接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量			イ 低圧で供給する場合 (イ) 電灯臨時定額接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量		

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																				
（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）によって１日につき次のとおりいたします。 <table border="1"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>3円32銭</td></tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>6円66銭</td></tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>6円66銭</td></tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td>66円51銭</td></tr> <tr> <td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td>66円51銭</td></tr> </table> (p) 電灯臨時接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円32銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円66銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円66銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	66円51銭	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	66円51銭	（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）によって１日につき次のとおりいたします。 <table border="1"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>3円15銭</td></tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>6円30銭</td></tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>6円30銭</td></tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td>63円02銭</td></tr> <tr> <td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td>63円02銭</td></tr> </table> (p) 電灯臨時接続送電サービス a 適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。 (a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円15銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円30銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円30銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	63円02銭	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	63円02銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円32銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円66銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円66銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	66円51銭																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	66円51銭																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円15銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円30銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円30銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	63円02銭																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	63円02銭																				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）イ（v）c（a）iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="154 799 893 860"> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>8円23銭</td></tr> </table> (h) 動力臨時定額接続送電サービス a 適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。	1キロワット時につき	8円23銭	(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）イ（v）c（a）iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="1182 799 1921 860"> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>7円67銭</td></tr> </table> (h) 動力臨時定額接続送電サービス a 適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。	1キロワット時につき	7円67銭
1キロワット時につき	8円23銭				
1キロワット時につき	7円67銭				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）								
す。 <table border="1"> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき</td><td>~~101円64銭~~</td></tr> </table> d その他 当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。 (二) 動力臨時接続送電サービス a 適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ、５０キロワット未満であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき１９（接続送電サービス）（３）イ(ホ) c (a) iiにおいて適用される該当基本料金率の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>~~6円23銭~~</td></tr> </table> ロ 高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。 (イ) 適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット以上であり、かつ、	臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	~~101円64銭~~	１キロワット時につき	~~6円23銭~~	す。 <table border="1"> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき</td><td><u>96円39銭</u></td></tr> </table> d その他 当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。 (二) 動力臨時接続送電サービス a 適用範囲 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ、５０キロワット未満であるときに適用いたします。 b 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧２００ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。 c 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。 (a) 基本料金 基本料金は、１月につき１９（接続送電サービス）（３）イ(ホ) c (a) iiにおいて適用される該当基本料金率の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (b) 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td><u>5円46銭</u></td></tr> </table> ロ 高圧で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。 (イ) 適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力が原則として５０キロワット以上であり、かつ、	臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	<u>96円39銭</u>	１キロワット時につき	<u>5円46銭</u>
臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	~~101円64銭~~								
１キロワット時につき	~~6円23銭~~								
臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	<u>96円39銭</u>								
１キロワット時につき	<u>5円46銭</u>								

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）																
2,000キロワット未満である場合に適用いたします。 (ロ) 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 (ハ) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 ア 基本料金 基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）ロ(イ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 イ 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="154 799 893 860"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>2円84銭</td></tr> </table> ハ 特別高压で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は、特別高压臨時接続送電サービスといたします。 (イ) 適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。 (ロ) 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="127 1209 893 1412"> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table>	１キロワット時につき	2円84銭	臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト	2,000キロワット未満である場合に適用いたします。 (ロ) 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。 (ハ) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 ア 基本料金 基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）ロ(イ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 イ 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="1180 799 1919 860"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>2円20銭</td></tr> </table> ハ 特別高压で供給する場合 臨時接続送電サービスの種別は、特別高压臨時接続送電サービスといたします。 (イ) 適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。 (ロ) 供給電気方式および供給電圧 供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="1151 1209 1919 1412"> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満</td><td>標準電圧 20,000ボルト</td></tr> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満</td><td>標準電圧 60,000ボルト</td></tr> <tr> <td>臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上</td><td>標準電圧 140,000ボルト</td></tr> </table>	１キロワット時につき	2円20銭	臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト	臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト	臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト
１キロワット時につき	2円84銭																
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																
１キロワット時につき	2円20銭																
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト																
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト																
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト																

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
(ハ) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 a 基本料金 基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）ハ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 b 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1キロワット時につき</td><td style="width: 50%; text-align: center;">1円~~50~~銭</td></tr> </table> ニ 力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19（接続送電サービス）（３）ニに準じて適用いたします。 ホ その他 臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (４) その他 イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、19（接続送電サービス）（４）は、適用いたしません。	1キロワット時につき	1円 ~~50~~ 銭	(ハ) 臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 a 基本料金 基本料金は、１月につき19（接続送電サービス）（３）ハ(イ) c (a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 b 電力量料金 電力量料金は、その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1キロワット時につき</td><td style="width: 50%; text-align: center;">1円10銭</td></tr> </table> ニ 力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19（接続送電サービス）（３）ニに準じて適用いたします。 ホ その他 臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (４) その他 イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、19（接続送電サービス）（４）は、適用いたしません。	1キロワット時につき	1円10銭
1キロワット時につき	1円 ~~50~~ 銭				
1キロワット時につき	1円10銭				
	<u>22 系統連系受電サービス</u> <u>(1) 適用範囲</u>				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし、当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。</u> <u>（２） 系統連系受電課金対象電力</u> <u>各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電バラnsingグループごとに定めます。</u> <u>イ 発電場所が１発電バラnsingグループに属している場合</u> <u>（イ） 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合</u> <u>系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力といたします。</u> <u>（ロ） （イ）以外の場合</u> <u>系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。</u> <u>ロ 発電場所が複数の発電バラnsingグループに属している場合</u> <u>（イ） 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合</u> <u>発電バラnsingグループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。</u> <u>（ロ） （イ）以外の場合</u> <u>発電バラnsingグループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービスを契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。</u> <u>ハ イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。</u> <u>（イ） 臨時接続送電サービス契約電力１キロワット</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
	(ロ) <u>接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10アンペア</u> <u>ただし、接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は、0.5キロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。</u> (ハ) <u>接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア</u> (ニ) <u>電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア</u> <u>ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。</u> (ホ) <u>附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力１キロワット</u> (３) <u>系統連系受電サービス料金</u> <u>系統連系受電サービス料金は、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。</u> <u>イ 基本料金</u> <u>基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は、半額といたします。</u> <table border="1" data-bbox="1182 1102 1921 1163"> <tr> <td>系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき</td><td>87円01銭</td></tr> </table> <u>ロ 電力量料金</u> <u>電力量料金は、その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。</u> <table border="1" data-bbox="1182 1252 1921 1313"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>28銭</td></tr> </table> <u>ハ 系統設備効率化割引</u> <u>系統設備効率化割引は、基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備</u>	系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	87円01銭	１キロワット時につき	28銭
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	87円01銭				
１キロワット時につき	28銭				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）	託送供給等約款（令和6年4月1日実施）										
	<u>備効率化割引B」といいます。）とし、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに、次により算定いたします。</u> <u>(イ) 適用</u> <u>a 系統設備効率化割引A</u> <u>受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（1）に定める割引区分A－1、A－2またはA－3に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。</u> <u>なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。</u> <u>b 系統設備効率化割引B</u> <u>低圧または高圧で受電する場合で、連系変電所等が割引対象変電所等（別表2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕（1）に定める割引区分B－1またはB－2に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。</u> <u>なお、連系変電所等は、あらかじめ発電者にお知らせいたします。</u> <u>(ロ) 系統設備効率化割引単価</u> <u>系統設備効率化割引単価は、aの系統設備効率化割引A単価およびbの系統設備効率化割引B単価を合計した値といたします。</u> <u>a 系統設備効率化割引A単価</u> <u>系統設備効率化割引Aに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。</u> <u>(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合</u> <table><tr><td></td><td><u>連系変電所等</u></td><td><u>単 価</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき</u></td><td><u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合</u></td><td><u>30円86銭</u></td></tr><tr><td><u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合</u></td><td><u>5円72銭</u></td></tr><tr><td><u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合</u></td><td><u>2円86銭</u></td></tr></table> <u>(b) (a)以外の場合</u>		<u>連系変電所等</u>	<u>単 価</u>	<u>系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき</u>	<u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合</u>	<u>30円86銭</u>	<u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合</u>	<u>5円72銭</u>	<u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合</u>	<u>2円86銭</u>
	<u>連系変電所等</u>	<u>単 価</u>									
<u>系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき</u>	<u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合</u>	<u>30円86銭</u>									
	<u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合</u>	<u>5円72銭</u>									
	<u>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合</u>	<u>2円86銭</u>									

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）		託送供給等約款（令和6年4月1日実施）											
		<table><tr><td></td><td>連系変電所等</td><td>単 価</td></tr><tr><td rowspan="3">系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき</td><td>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合</td><td>30円86銭</td></tr><tr><td>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合</td><td>11円44銭</td></tr><tr><td>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合</td><td>5円72銭</td></tr></table>		連系変電所等	単 価	系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合	30円86銭	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合	11円44銭	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合	5円72銭	
	連系変電所等	単 価											
系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－1の場合	30円86銭											
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－2の場合	11円44銭											
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分A－3の場合	5円72銭											
		b 系統設備効率化割引B単価 系統設備効率化割引Bに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td>連系変電所等</td><td>単 価</td></tr><tr><td rowspan="2">系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき</td><td>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－1の場合</td><td>48円99銭</td></tr><tr><td>別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－2の場合</td><td>17円80銭</td></tr></table>			連系変電所等	単 価	系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－1の場合	48円99銭	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－2の場合	17円80銭		
	連系変電所等	単 価											
系統連系受電 課金対象電力 1キロワット につき	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－1の場合	48円99銭											
	別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－2の場合	17円80銭											
		(ハ) 系統設備効率化割引額 系統設備効率化割引額は、（2）の系統連系受電課金対象電力に(ロ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし、まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は、半額といたします。 ニ そ の 他 系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。											
22 発電量調整受電計画差対応電力 （1） 適 用 発電バランシンググループにおいて、38（給電指令の実施等）（5）または（6）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。		23 発電量調整受電計画差対応電力 （1） 適 用 発電バランシンググループにおいて、39（給電指令の実施等）（5）または（6）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。											

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(２) 発電量調整受電計画差対応電力 イ 発電量調整受電計画差対応補給電力 (イ) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力 (イ) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。	(２) 発電量調整受電計画差対応電力 イ 発電量調整受電計画差対応補給電力 (イ) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力 (イ) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
23 接続対象計画差対応電力 （１） 適 用 38（給電指令の実施等）（４）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 （２） 接続対象計画差対応電力 イ 接続対象計画差対応補給電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 （ロ） 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に（ハ）の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応余剰電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 （ロ） 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に（ハ）の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額と	24 接続対象計画差対応電力 （１） 適 用 39（給電指令の実施等）（４）により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 （２） 接続対象計画差対応電力 イ 接続対象計画差対応補給電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 （ロ） 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に（ハ）の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応余剰電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 （ロ） 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に（ハ）の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額と

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
し、当社が30分ごとに設定するものといたします。	し、当社が30分ごとに設定するものといたします。
24 需要抑制量調整受電計画差対応電力 （１） 適 用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 （２） 需要抑制量調整受電計画差対応電力 イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 （ロ） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 （ロ） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則	25 需要抑制量調整受電計画差対応電力 （１） 適 用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 （２） 需要抑制量調整受電計画差対応電力 イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 （ロ） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 （イ） 適 用 範 囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 （ロ） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （ハ） 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。	則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
25 給電指令時補給電力 (1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ 適用範囲 38（給電指令の実施等）（4）により補給される電気を使用されているときに適用いたします。 ロ 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 ハ 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、30（電力および電力量の算定）（20）により30分ごとに算定された値といたします。 ニ 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 (2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ 適用範囲 38（給電指令の実施等）（5）または（6）により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 ハ 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、30（電力および電力量の算定）（18）により30分ごとに算定された値といたします。 ニ 給電指令時補給電力料金単価	26 給電指令時補給電力 (1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ 適用範囲 39（給電指令の実施等）（4）により補給される電気を使用されているときに適用いたします。 ロ 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 ハ 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）（20）により30分ごとに算定された値といたします。 ニ 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 (2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ 適用範囲 39（給電指令の実施等）（5）または（6）により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 ハ 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、31（電力および電力量の算定）（18）により30分ごとに算定された値といたします。 ニ 給電指令時補給電力料金単価

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、~~38~~（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、~~38~~（給電指令の実施等）（5）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。また、当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものいたします。	給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（2）ホの場合で、当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、<u>39</u>（給電指令の実施等）（5）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。また、当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものいたします。
Ⅳ 料金の算定および支払い 26 料金の適用開始の時期 接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。	Ⅳ 料金の算定および支払い 27 料金の適用開始の時期 接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
27 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 （１） 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。 なお、高压で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高压で供給する場合で19（接続送電サービス）（２）ロによって契約電力を定めるとき、または特別高压で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月１日といたします。 ただし、受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、<u>契約者または発電契約者と当社との協議によって、受電地点における検針日と供給地点における検針日を同一の日とすることがあります。</u> （２） 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 （３） 当社は、やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 （４） 当社は、次の場合には、（１）にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。 イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 （５） （３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 （６） （４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点	28 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 （１） 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。 なお、高压で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高压で供給する場合で19（接続送電サービス）（２）ロによって契約電力を定めるとき、または特別高压で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月１日といたします。 <u>また、受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、受電地点における検針日と供給地点における検針日は、原則として同一の日といたします。</u> （２） 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 （３） 当社は、やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 （４） 当社は、次の場合には、（１）にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。 イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 （５） （３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 （６） （４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
28 料金の算定期間 (1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。 イ 前月の計量日（当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 ロ 定額接続送電サービスの料金または~~30~~（電力および電力量の算定）(25)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。 (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電	29 料金の算定期間 (1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。 イ 前月の計量日（<u>接続供給の場合</u>、当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 ロ 定額接続送電サービスの料金または~~31~~（電力および電力量の算定）(25)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。 (2) <u>系統連系受電サービス料金の算定期間は、前月の計量日（発電量調整供給の場合、当社があらかじめ発電契約者および発電者にお知らせする電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。</u> (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
指令時補給電力料金の算定期間は、毎月１日から当該月末日までの期間といたします。 ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。	指令時補給電力料金の算定期間は、毎月１日から当該月末日までの期間といたします。 ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。）といたします。
29 計 量 （１） 当社は、発電量調整受電電力量は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を原則として~~37~~（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるときは、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、仕訳に必要なとなる発電設備等ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 なお、30分ごとに、受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は、~~30~~（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。 （２） 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者にお知らせいたします。 （３） 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けない	30 計 量 （１） 当社は、<u>発電量調整受電電力量および最大連系電力等</u>は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を原則として~~38~~（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるときは、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、仕訳に必要なとなる発電設備等ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 なお、30分ごとに、受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。 （２） 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者<u>および発電者</u>にお知らせいたします。 <u>なお、発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは、発電契約者を通じて行ないます。</u> （３） 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けない

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ことがあります。 30 電力および電力量の算定 （１） 発電量調整受電電力 発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。 （２） 発電量調整受電電力量 発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 （３） 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、（４）の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 （４） 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電	ことがあります。 31 電力および電力量の算定 （１） 発電量調整受電電力 発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。 （２） 発電量調整受電電力量 発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 <u>ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。</u> <u>また、料金の算定期間の発電量調整受電電力量は、30分ごとの発電量調整受電電力量を、受電地点ごとに、料金の算定期間（ただし、発電契約者が受電地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</u> （３） 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、（４）の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 （４） 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。 （５） 接続受電電力 接続受電電力は、接続供給の場合で、（６）の接続受電電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 （６） 接続受電電力量 接続受電電力量は、30分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。 （７） 接続供給電力 接続供給電力は、（８）の接続供給電力量の値を２倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。 （８） 接続供給電力量 接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。 また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の	計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。 （５） 接続受電電力 接続受電電力は、接続供給の場合で、（６）の接続受電電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 （６） 接続受電電力量 接続受電電力量は、30分ごとの(12)の接続対象計画電力量といたします。 （７） 接続供給電力 接続供給電力は、（８）の接続供給電力量の値を２倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。 （８） 接続供給電力量 接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。 また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）（３）イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。 (9) 接続対象電力 接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (10) 接続対象電力量 接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。 $\text{接続供給電力量} \times \frac{1 - \text{損失率} \text{（31〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}{1}$ ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。 (イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)イを適用している場合は、次の a または b によって算定された値 a 1 ベースラインに係る需要場所を単一とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。	算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）（３）イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。 (9) 接続対象電力 接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (10) 接続対象電力量 接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。 イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。 $\text{接続供給電力量} \times \frac{1 - \text{損失率} \text{（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}{1}$ ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。 (イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)イを適用している場合は、次の a または b によって算定された値 a 1 ベースラインに係る需要場所を単一とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
$\left\{ \begin{array}{c} \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(\text{31} \text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})} \end{array} \right\}$ －需要抑制量調整受電計画電力量 (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 $\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(\text{31} \text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})}$ b 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。	$\left\{ \begin{array}{c} \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(\text{32} \text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})} \end{array} \right\}$ －需要抑制量調整受電計画電力量 (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 $\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(\text{32} \text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})}$ b 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合 (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －需要抑制量調整受電計画電力量 (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは、次の式により算定された値といたします。 $\frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率 (31 [損失率] に定める損失率といたします。)}} \times 1$ (p) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)ロを適用している場合は、次の式によって算定された値	当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 －需要抑制量調整受電計画電力量 (b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。 ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。 当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値 (d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは、次の式により算定された値といたします。 $\frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率 (32 [損失率] に定める損失率といたします。)}} \times 1$ (p) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)ロを適用している場合は、次の式によって算定された値

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (11) 接続対象計画電力 接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (12) 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたもの）といたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。 (13) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整受電電力は、(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (14) 需要抑制量調整受電電力量 需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。 イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の式によって算定された値 (イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインを上回る場合	ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量 (11) 接続対象計画電力 接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (12) 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたもの）といたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。 (13) 需要抑制量調整受電電力 需要抑制量調整受電電力は、(14)の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (14) 需要抑制量調整受電電力量 需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。 イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の式によって算定された値 (イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインを上回る場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
需要抑制量調整受電電力量＝０ (ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $-\left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率} \text{ (31〔損失率〕に定める損失率といたします。)}} \right\}$ (ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量 ロ イ以外の場合は、次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）	需要抑制量調整受電電力量＝０ (ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合 需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $-\left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率} \text{ (32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}} \right\}$ (ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合 需要抑制量調整受電電力量＝需要抑制量調整受電計画電力量 ロ イ以外の場合は、次の式によって算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $-\left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率 (31〔損失率〕に定める損失率といたします。)}} \right\}$ ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。 (15) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は、(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (16) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。 (17) ベースライン ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行わない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して	需要抑制量調整受電電力量 ＝ベースライン $-\left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率 (32〔損失率〕に定める損失率といたします。)}} \right\}$ ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。 (15) 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は、(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 (16) 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。 (17) ベースライン ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行わない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
１ ベースラインといたします。 (18) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、(２)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(４)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(２)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 $\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$ ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は、次の(イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。 (イ) (２)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(４)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。 $\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$ (ロ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(２)ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次	１ ベースラインといたします。 (18) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、(２)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(４)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(２)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 $\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$ ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は、次の(イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。 (イ) (２)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(４)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。 $\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$ (ロ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(２)ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b ~~38~~（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線、変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「N－１電制」といいます。）を実施したとき。 c ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。 d ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ヘの場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。 (ハ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。 a ~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（~~38~~〔給電指令の実施等〕（２）ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合	の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線、変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「N－１電制」といいます。）を実施したとき。 c <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。 d <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ヘの場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。 (ハ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。 a <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（<u>39</u>〔給電指令の実施等〕（２）ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 <u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 b ファーム電源に対して、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（<u>38</u>〔給電指令の実	<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 b ファーム電源に対して、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（<u>39</u>〔給電指令の実

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
等]（２）への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 <u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$ (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 <u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$ $- \text{38（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量}$ $- \text{発電量調整受電電力量}$ c ノンファーム電源であり、かつ、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合	等]（２）への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$ (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{発電量調整受電計画電力量}$ $- \text{39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量}$ $- \text{発電量調整受電電力量}$ c ノンファーム電源であり、かつ、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 d ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合	(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 d <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$ (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 <math display="block">= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} - \text{~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量}</math> e ~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指	<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$ (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 <math display="block">= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量} - \text{発電量調整受電電力量}</math> e <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り、かつ、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量に~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量に~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合	令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り、かつ、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量に<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 (c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量に<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 （19） 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、（２）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、（２）イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で、（２）ロにより計	<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 （19） 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で、（２）イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、（２）イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量 ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で、（２）ロにより計

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なった場合、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－１電制を実施し、給電指令時補給を行なったとき、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときまたは~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、（18）ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量	量された30分ごとの発電量調整受電電力量が（４）ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なった場合、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－１電制を実施し、給電指令時補給を行なったとき、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときまたは<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合で、ファーム電源に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、（２）ロにかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、（18）ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量
（20） 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（８）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。	（20） 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（８）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量 (21) 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（８）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量 (22) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)イまたはロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用し	接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量 (21) 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、（８）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量 (22) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)イまたはロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量 ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用し

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ている場合で、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となる時の上式は、次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 $+ \left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率} \left(\text{31} \left[\text{損失率} \right] \text{に定める損失率といたします。} \right)} \right\}$ ーベースライン (23) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)ロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量 (24) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表８（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。 (25) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合	ている場合で、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となる時の上式は、次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝需要抑制量調整受電計画電力量 $+ \left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率} \left(\text{32} \left[\text{損失率} \right] \text{に定める損失率といたします。} \right)} \right\}$ ーベースライン (23) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(14)ロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量 (24) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表８（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。 (25) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表８（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。 (26) 27（検針日）（２）または（４）の場合で、検針を行なわなかったときの電力量または最大需要電力等は、別表８（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。 (27) 15（供給および契約の単位）（１）において、１需要場所または１発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。 (28) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 (29) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量または最大需要電力等は、別表８（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。ただし、その１月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表８（電力量の協定）（３）を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。	等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表８（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。 (26) 28（検針日）（２）または（４）の場合で、検針を行なわなかったときの電力量、<u>最大連系電力等</u>または最大需要電力等は、別表８（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、<u>最大連系電力等</u>または最大需要電力等といたします。 (27) 15（供給および契約の単位）（１）において、１需要場所または１発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。 (28) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。 (29) 計量器の故障等により電力量、<u>最大連系電力等</u>または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量、<u>最大連系電力等</u>または最大需要電力等は、別表８（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、<u>最大連系電力等</u>または最大需要電力等といたします。ただし、その１月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表８（電力量の協定）（３）を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。
31 損 失 率 この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。	32 損 失 率 この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）			託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
	低圧で供給する場合	6.9パーセント		低圧で供給する場合	6.9パーセント
	高圧で供給する場合	3.7パーセント		高圧で供給する場合	3.7パーセント
	特別高圧で供給する場合	1.3パーセント		特別高圧で供給する場合	1.3パーセント
32 料 金 の 算 定 (1) 送電サービス料金、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合 ハ 接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ニ 28（料金の算定期間）（１）イの場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。			33 料 金 の 算 定 (1) 送電サービス料金、 <u>系統連系受電サービス料金</u> 、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約、 <u>系統連系受電契約</u> もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合 ハ <u>発電契約者が受電地点を新たに設定し、受電地点からの発電量調整供給を再開し、もしくは停止し、または受電地点を消滅させる場合</u> ニ 接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、 <u>ピークシフト電力、契約受電電力、同時最大受電電力</u> 等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ホ 29（料金の算定期間）（１）イの場合で <u>供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。</u> ヘ 29（料金の算定期間）（２）の場合で、 <u>受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。</u>		

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（２） 当社は、（１）ロ、ハまたはニの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。 イ 基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 $\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ ただし、（１）ニに該当する場合は、 $\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 ロ ピークシフト割引額を日割りする場合 $\frac{1 \text{ 月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ ただし、（１）ニに該当する場合は、	（２） 当社は、（１）ロ、ハ、ニ、ホまたはヘの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金、<u>ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額</u>について、次の式により日割計算をいたします。 イ 基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 $\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{供給側計量期間または受電側計量期間の日数}}$ ただし、（１）<u>ホまたはヘ</u>に該当する場合は、 $\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 ロ <u>ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額</u>を日割りする場合 $\frac{1 \text{ 月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{供給側計量期間または受電側計量期間の日数}}$ ただし、（１）<u>ホまたはヘ</u>に該当する場合は、

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
$\frac{\text{１月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$	$\frac{\text{１月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$
といたします。 (3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (4) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 供給地点を新たに設定した場合 供給地点を新たに設定した日の直前のその供給地点の属する検針区域の計量日から、その供給地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。 ロ 供給地点を消滅させる場合 消滅日の直前の計量日から、当社が次の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (5) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または30（電力および電力量の算定）(25)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、(4)に準ずるものといたします。この場合、(4)にいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針	といたします。 (3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、(1)三の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (4) (1)ハの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、(1)ニの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (5) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう供給側計量期間または受電側計量期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合 供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の計量日から、その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。 ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合 消滅日の直前の計量日から、当社が次の計量日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(25)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側計量期間の日数は、(5)に準ずるものといたします。この場合、(5)にいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
区域の計量日といたします。 ~~（６）~~ 契約者が供給地点を新たに設定し、~~または~~供給地点を消滅させる場合の（２）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 供給地点を新たに設定した場合 その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点を新たに設定した日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 供給地点を消滅させる場合 その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （７） 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、（２）イにより日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。 （~~８~~） 供給地点への接続供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（２）イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	検針区域の計量日といたします。 （<u>７</u>） 契約者が供給地点を新たに設定し、<u>もしくは</u>供給地点を消滅させる場合、<u>または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合</u>の（２）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 供給地点<u>または受電地点</u>を新たに設定した場合 その供給地点<u>または受電地点</u>の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点<u>または受電地点</u>を新たに設定した日が含まれる供給側計量期間<u>または受電側計量期間</u>の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 供給地点<u>または受電地点</u>を消滅させる場合 その供給地点<u>または受電地点</u>の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる<u>供給側計量期間または受電側計量期間</u>の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （<u>８</u>） 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。 イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、（２）イにより日割計算をいたします。 ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。 （<u>９</u>） 供給地点への接続供給<u>または受電地点における発電量調整供給</u>の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（２）イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給<u>または発電量調整供給</u>を停止した日を含み、接続供給<u>または発電量調整供給</u>を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給<u>または発電量調整供給</u>を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
33 支払義務の発生および支払期日 （１） 日程等別料金の支払義務は、18（料金）（１）ロに定める料金算定日に発生いたします。	34 支払義務の発生および支払期日 （１） 日程等別料金の支払義務は、18（料金）（１）ロに定める<u>供給側</u>料金算定日に発生いたします。 <u>（２） 系統連系受電サービス料金の支払義務は、18（料金）（３）ロに定める受電側料金算定</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，<u>27</u>（検針日）（５）の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なった場合，または<u>30</u>（電力および電力量の算定）（29）の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。 (3) （１）の日程等別料金または(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。 イ <u>54</u>（解約等）（１）により解約となった場合 ロ 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ハ 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合 ニ 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合 ホ 契約者，発電契約者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合 ヘ その他の理由で契約者，発電契約者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者に通知した場合	日に発生いたします。 (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，<u>28</u>（検針日）（５）の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なった場合，または<u>31</u>（電力および電力量の算定）（29）の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。 (4) （１）の日程等別料金，(2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。 イ <u>55</u>（解約等）（１）により解約となった場合 ロ 契約者，発電契約者，<u>発電者</u>または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ハ 契約者，発電契約者，<u>発電者</u>または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合 ニ 契約者，発電契約者，<u>発電者</u>または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合 ホ 契約者，発電契約者，<u>発電者</u>または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合 ヘ その他の理由で契約者，発電契約者，<u>発電者</u>または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，<u>発電者</u>または需要抑制契約者に通知した場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(4) 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。 イ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限りです。）については、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。 ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。 なお、(3)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨を契約者、発電契約者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者、発電契約者または需要抑制契約者に通知いたします。 (5) 当社は、(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。	(5) 契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。 イ 契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限りです。）については、契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。 ロ 契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。 なお、(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨を契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者に通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者に通知いたします。 (6) 当社は、(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。
34 料金その他の支払方法 (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。 イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融	35 料金その他の支払方法 (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。 イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。 ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。 ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 （２）発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。 イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。 ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。 ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。 ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。 ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 （２）発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。 イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。 ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。 ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 <u>（３）発電者の料金その他の支払方法は、次によります。</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	イ 発電者の料金については、ロによって支払われる場合を除き、そのつど、発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。 なお、引き渡しにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。 ロ 次の場合には、発電者の料金について、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。 (イ) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合 (ロ) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。 (ハ) その他当社が必要と認めた場合 ハ 発電者の料金について、支払いは、次のときになされたものといたします。 (イ) イの場合、発電者から発電契約者に支払われたとき。 (ロ) ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合、発電者がその金融機関に払い込まれたとき。 ニ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。 ホ 発電者の料金は、原則として、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ヘ この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金、延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金、違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~(3)~~ 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。 イ 需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。 ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。 ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (4) 当社の料金の支払方法は、次によります。 イ 当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。 ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。 ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。	<u>なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。</u> (4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。 イ 需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。 なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。 ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。 ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。 ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 当社の料金の支払方法は、次によります。 イ 当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。 なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。 ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。 ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。 なお、消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
35 保 証 金 （１） 契約者の場合は、次によります。 イ 当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。 （イ） 料金の支払いの延滞があった場合 （ロ） 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって、~~30~~（電力および電力量の算定）（20）によって算定された値が著しく大きい場合または~~30~~（電力および電力量の算定）（20）によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ、~~39~~（適正契約の保持等）（3）によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、その求めに応じていただけないとき。 （ハ） 新たに接続供給を開始し、または契約電力等を増加される場合 ロ 契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。 ハ 保証金の預かり期間は、２年以内といたします。 ニ 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。 ホ 当社は、保証金について利息を付しません。 ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。 （２） 発電契約者の場合は、次によります。 イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。	36 保 証 金 （１） 契約者の場合は、次によります。 イ 当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。 （イ） 料金の支払いの延滞があった場合 （ロ） 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（20）によって算定された値が著しく大きい場合または<u>31</u>（電力および電力量の算定）（20）によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ、<u>40</u>（適正契約の保持等）（3）によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、その求めに応じていただけないとき。 （ハ） 新たに接続供給を開始し、または契約電力等を増加される場合 ロ 契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。 ハ 保証金の預かり期間は、２年以内といたします。 ニ 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。 ホ 当社は、保証金について利息を付しません。 ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。 （２） 発電契約者の場合は、次によります。 イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ロ 保証金の預かり期間は、２年以内といたします。 ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。 ニ 当社は、保証金について利息を付しません。 ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。	ロ 保証金の預かり期間は、２年以内といたします。 ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。 ニ 当社は、保証金について利息を付しません。 ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。 <u>(３) 発電者の場合は、次によります。</u> <u>イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電者、新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から、系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって、または系統連系受電サービス継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</u> <u>ロ 保証金の預かり期間は、２年以内といたします。</u> <u>ハ 当社は、系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電者の支払額に充当することがあります。</u> <u>ニ 当社は、保証金について利息を付しません。</u> <u>ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。</u> <u>(４) 需要抑制契約者の場合は、次によります。</u> <u>イ 当社は、料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</u> <u>ロ 保証金の預かり期間は、２年以内といたします。</u> <u>ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。</u> <u>ニ 当社は、保証金について利息を付しません。</u> <u>ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。	場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
36 連 帯 責 任 １ 接続供給契約において契約者が複数となる場合、接続対象計画差対応補給電力料金、給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、契約超過金、違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。	37 連 帯 責 任 １ 接続供給契約において契約者が複数となる場合、接続対象計画差対応補給電力料金、給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、契約超過金、違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。
Ⅴ 供 給 37 託送供給等の実施 （１） 接続供給の場合 イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。 （イ） 契約者は、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。 （ロ） 契約者は、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。 ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。	Ⅴ 供 給 38 託送供給等の実施 （１） 接続供給の場合 イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。 （イ） 契約者は、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。 （ロ） 契約者は、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。 ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ホ 契約者がロまたはニで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ヘ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお、当社は、~~38~~（給電指令の実施等）および~~76~~（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。 （２） 振替供給の場合 イ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ロ 契約者がイで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ハ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 （３） 発電量調整供給の場合 イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。 （イ） 発電契約者は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。 （ロ） 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。	ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ホ 契約者がロまたはニで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ヘ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお、当社は、<u>39</u>（給電指令の実施等）および<u>76</u>（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。 （２） 振替供給の場合 イ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ロ 契約者がイで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ハ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 （３） 発電量調整供給の場合 イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。 （イ） 発電契約者は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。 （ロ） 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。 ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト 発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。 チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお、当社は、~~38~~（給電指令の実施等）および~~75~~（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。	ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。 ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト 発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。 チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。 なお、当社は、<u>39</u>（給電指令の実施等）および<u>76</u>（保安等に対する発電者および需要者の協力）（４）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（４） 需要抑制量調整供給の場合 イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。 （イ） 需要抑制契約者は、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。 （ロ） 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。 ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ 原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。 ニ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ヘ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト 需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。	（４） 需要抑制量調整供給の場合 イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。 （イ） 需要抑制契約者は、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。 （ロ） 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。 ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。 ハ 原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。 ニ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。 ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。 ヘ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ト 需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
38 給電指令の実施等 (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、37(託送供給等の実施)(3)ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。 (2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合 ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。 ホ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。 ヘ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設	39 給電指令の実施等 (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、38(託送供給等の実施)(3)ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。 (2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合 ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。 ホ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。 ヘ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち、基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
備等の出力を抑制する必要があるとき。 ト その他電気の需給上または保安上必要がある場合 （３） 当社は、低圧で受電または供給する場合で、（２）イ、ロ、ホ、へまたはトのときには、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 （４） 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限り、）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。 （５） 当社は、発電量調整供給において、（２）イ、ロ、ホ、へまたはトの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 （６） 当社は、発電量調整供給において、（２）ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に	備等の出力を抑制する必要があるとき。 ト その他電気の需給上または保安上必要がある場合 （３） 当社は、低圧で受電または供給する場合で、（２）イ、ロ、ホ、へまたはトのときには、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。 なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 （４） 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限り、）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。 （５） 当社は、発電量調整供給において、（２）イ、ロ、ホ、へまたはトの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 （６） 当社は、発電量調整供給において、（２）ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止したときは、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。 ~~（７）当社は、（２）イ、ロ、ハ、トまたは（３）によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。~~ ~~イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。~~ ~~（イ） 割 引 の 対 象~~ ~~電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、32（料金の算定）（１）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~（ロ） 割 引 率~~ ~~１月中の制限し、または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。~~ ~~（ハ） 制限または中止延べ日数の計算~~ ~~延べ日数は、１日のうち延べ１時間以上制限し、または中止した日を１日として計算いたします。~~ ~~ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合~~ ~~（イ） 割 引 の 対 象~~ ~~当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、32（料金の算定）（１）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。~~ ~~（ロ） 割 引 率~~	係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~１月中の制限し、または中止した延べ時間数１時間ごとに０．２パーセントといたします。~~ ~~（ハ）制限または中止延べ時間数の計算~~ ~~延べ時間数は、１回１０分以上の制限または中止の延べ時間とし、１時間未満の端数を生じた場合は、３０分以上は切り上げ、３０分未満は切り捨てます。~~ ~~なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。~~ ~~（算式）~~ ~~ａ接続供給電力を制限した場合~~ $H' = H \times (D - d) / D$ <del> H'＝修正時間</del> <del> H＝制限時間</del> <del> D＝当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力</del> <del> d＝制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値</del> ~~ｂ接続供給電力量を制限した場合~~ $H' = H \times (A - B) / A$ <del> H'＝修正時間</del> <del> H＝制限時間</del> <del> A＝制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量</del> <del> B＝制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量</del> ~~ｃ接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、ａによる修正時間またはｂによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~	<u>（７）当社は、（２）イ、ロ、ホ、ヘ、トまたは（３）によって、発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合、（２）ロの場合で、発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限りま</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	す。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止することが明らかな場合または（２）トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で、電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは、その部分については割引いたしません。 イ 低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で、同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。 （イ） 割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ハ、ニまたはヘの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 （ロ） 割 引 率 １月中の制限し、または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 （ハ） 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、１日のうち延べ１時間以上制限し、または中止した日を１日として計算いたします。 ロ 高圧で受電する場合で、同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合 （イ） 割 引 の 対 象 当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ハ、ニまたはヘの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 （ロ） 割 引 率 １月中の制限し、または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 （ハ） 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、１時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が<u>契約者</u>に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は、１月につき１日を限って計算に入れません。 なお、<u>契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。</u> ~~(9) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(7)および(8)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。~~ (10) 当社は、(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－1電制を実	<u>なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。</u> <u>(算式)</u> <u>a 発電量調整受電電力を制限した場合</u> $H' = H \times (D - d) / D$ <u>H' = 修正時間</u> <u>H = 制限時間</u> <u>D = 当該受電地点の同時最大受電電力</u> <u>d = 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値</u> <u>b 発電量調整受電電力量を制限した場合</u> $H' = H \times (A - B) / A$ <u>H' = 修正時間</u> <u>H = 制限時間</u> <u>A = 制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量</u> <u>B = 制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量</u> <u>c 発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによりま</u> <u>す。</u> (8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が<u>発電者</u>に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は、１月につき１日を限って計算に入れません。 <u>(9) 当社は、(2)または(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。</u> <u>(10) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。</u> (11) 当社は、(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－1電制を実

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「N－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、N－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、N－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「N－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に、N－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、N－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。
39 適正契約の保持等 （１） 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。 （２） 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。 （３） 当社は、~~30~~（電力および電力量の算定）（20）もしくは（21）によって算定された値が著しく大きい場合、~~30~~（電力および電力量の算定）（18）イもしくは（19）イによって算定された値が著しく大きい場合、~~30~~（電力および電力量の算定）（18）ロもしくは（19）ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）、~~30~~（電力および電力量の算定）（22）もしくは（23）によって算定された値が著しく大きい場合または~~30~~（電力および電力量の算定）（17）のベースラインが著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。	40 適正契約の保持等 （１） 当社は、契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。 （２） 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力または<u>同時最大受電電力</u>をこえる場合には、その契約受電電力または<u>同時最大受電電力</u>をすみやかに適正なものに変更していただきます。 （３） 当社は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（20）もしくは（21）によって算定された値が著しく大きい場合、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（18）イもしくは（19）イによって算定された値が著しく大きい場合、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（18）ロもしくは（19）ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（22）もしくは（23）によって算定された値が著しく大きい場合または<u>31</u>（電力および電力量の算定）（17）のベースラインが著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には、使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
40 契約超過金 （１） 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。 なお、この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。	41 契約超過金 （１） 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。 なお、この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 （２） <u>発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として発電者から申し受けます。</u> <u>なお、この場合、契約超過受電電力は、次によって受電地点ごとに、発電バラシンググループごとに定めます。</u> <u>イ 発電場所が１発電バラシンググループに属している場合</u> <u>（イ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合</u> <u>その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。</u> <u>（ロ） 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合</u> <u>その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。</u> <u>ロ 発電場所が複数の発電バラシンググループに属している場合</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>(イ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合</u> <u>発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。</u> <u>(ロ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合</u> <u>発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。</u> <u>ハ イおよびロにおいて、契約超過受電電力の算定上、次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。</u> <u>(イ) 臨時接続送電サービス契約電力１キロワット</u> <u>(ロ) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流１０アンペア</u> <u>ただし、接続送電サービス契約電流が５アンペアの場合は、０．５キロワットとみなし、１５アンペアの場合は、１．５キロワットとみなします。</u> <u>(ハ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア</u> <u>(ニ) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア</u> <u>ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。</u> <u>(ホ) 附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力１キロワット</u> <u>(３) 契約超過金の支払期日および支払方法については、次のとおりといたします。</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~（２）契約超過金は、~~契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。	イ 契約者の場合 契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が<u>供給側</u>料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、<u>供給側</u>料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。 ロ 発電者の場合 <u>同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は、受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに、原則として、その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。</u>
44 力率の保持 （１） 低圧で供給する場合 イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。 ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。 （２） 高圧または特別高圧で供給する場合 イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることお	42 力率の保持 （１） 低圧で供給する場合 イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。 ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。 （２） 高圧または特別高圧で供給する場合 イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることお

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
よび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお、この場合の当該供給地点の１月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。	よび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお、この場合の当該供給地点の１月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。
42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 （１） 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 （２） 75（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務 （３） 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認 （４） 計量器の検針または計量値の確認 （５） 44（託送供給等の停止）、52（契約の廃止）または54（解約等）により必要な処置 （６） その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約および発電量調整供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	43 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 （１） 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 （２） 76（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務 （３） 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認 （４） 計量器の検針または計量値の確認 （５） 45（託送供給等の停止）、53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置 （６） その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約、<u>発電量調整供給契約および系統連系受電契約</u>の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
43 託送供給等にもなう協力 （１） 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最	44 託送供給等にもなう協力 （１） 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。 イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 （２） 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、（１）に準じて取り扱います。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。	も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。 イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 （２） 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、（１）に準じて取り扱います。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
44 託送供給等の停止 （１） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ハ ~~61~~（引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合 （２） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合	45 託送供給等の停止 （１） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ハ <u>62</u>（引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合 （２） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、<u>発電契約者または発電者</u>にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、または電気を使用された場合 ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ ~~42~~（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ ~~43~~（託送供給等にもなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合 （３） 契約者~~または~~発電契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者~~または~~発電契約者にその改善を求めた場合で、~~39~~（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合 ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合 ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合 ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合 ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕（３）イ（ニ）に定める電灯従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕（３）イ（ト）に定める動力従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕（３）ロ（ハ）に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕（３）ハ（ハ）に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。） （４） 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 （５） （１）から（４）によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をさせていただきます。 また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者また	ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、電気を使用<u>または発電もしくは放電</u>された場合 ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ <u>43</u>（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ <u>44</u>（託送供給等にもなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合 （３） 契約者、発電契約者<u>または</u>発電者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者<u>または</u>発電者にその改善を求めた場合で、<u>40</u>（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合 ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合 ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合 ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力<u>または同時最大受電電力</u>をこえる場合 ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕（３）イ（ニ）に定める電灯従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕（３）イ（ト）に定める動力従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕（３）ロ（ハ）に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕（３）ハ（ハ）に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。） （４） 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。 （５） （１）から（４）によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をさせていただきます。 また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者また

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
は需要者にお知らせすることがあります。	は需要者にお知らせすることがあります。
45 託送供給等の停止の解除 44（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。	46 託送供給等の停止の解除 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。
46 託送供給の停止期間中の料金 44（託送供給等の停止）によって接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。	47 託送供給等の停止期間中の料金 45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合 <u>またはまったく発電もしくは放電しない場合</u> の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。
47 違 約 金 （１） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から申し受けます。 イ １（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ 44（託送供給等の停止）（２）ロ、ハまたはニの場合 （２） （１）の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 （３） 不正に使用した期間が確認できない場合は、６月以内で当社が決定した期間といたします。	48 違 約 金 （１） 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として接続供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から、 <u>系統連系受電契約</u> については <u>発電者</u> から申し受けます。 イ １（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合 ロ 45（託送供給等の停止）（２）ロ、ハまたはニの場合 （２） （１）の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法 <u>または発電・放電方法</u> にもとづいて算定された金額との差額といたします。 （３） 不正に使用した期間または不正に <u>発電もしくは放電した期間</u> が確認できない場合は、６月以内で当社が決定した期間といたします。
48 損害賠償の免責 （１） 11（託送供給等の開始）（２）によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合、 ~~38~~ （給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の	49 損害賠償の免責 （１） 11（託送供給等の開始）（２）によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合、 <u>39</u> （給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 44（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または54（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 44（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または54（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が54（解約等）（１）ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。	電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）（１）ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
49 設備の賠償 契約者、発電契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に、発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。 (1) 修理可能な場合 修理費 (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	50 設備の賠償 契約者、発電契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に、発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。 (1) 修理可能な場合 修理費 (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
Ⅵ 契約の変更および終了 50 契約の変更 （１） 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 （２） 契約電力等の減少を希望される場合の（１）による契約の変更は，次のとおりといたします。 イ 契約者は，あらかじめ契約電力等の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者が申し出た契約電力等の減少希望日に契約電力等を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ 契約電力等は，次の場合を除き，契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 （イ） 当社が契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等が減少したものといたします。 （ロ） 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等を減少させるための処置が可	Ⅵ 契約の変更および終了 51 契約の変更 （１） 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 （２） 契約電力等，<u>契約受電電力</u>または<u>同時最大受電電力</u>の減少を希望される場合の（１）による契約の変更は，次のとおりといたします。 <u>ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。</u> イ 契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，<u>契約受電電力</u>または<u>同時最大受電電力</u>の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，<u>契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力</u>の減少希望日に<u>契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力</u>を減少させるための適当な処置を行ないます。 ロ 契約電力等，<u>契約受電電力</u>または<u>同時最大受電電力</u>は，次の場合を除き，契約者または<u>発電契約者</u>が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。 （イ） 当社が<u>契約者または発電契約者</u>からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に<u>契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力</u>が減少したものといたします。 （ロ） 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，<u>契約受電電力</u>または<u>同時最大受電電力</u>を減少させるための処置ができない場合は，

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
能となった日に減少するものといたします。 （３） 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの（１）による接続供給契約の変更は、次のとおりといたします。 イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。 また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。 ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。 ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。 （４） 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるた	契約電力等、<u>契約受電電力または同時最大受電電力</u>を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。 （３） 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの（１）による接続供給契約の変更は、次のとおりといたします。 イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。 また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。 ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。 ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。 （４） 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるた

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
めの処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものとい たします。	めの処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものとい たします。
51 名 義 の 変 更 合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者が、それ まで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、発電契約者または需要抑制契約 者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑 制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または電力 量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、 新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、その旨を当社へ文書により申し出て いただきます。ただし、新たな契約者または発電契約者が、それまで託送供給を受けてい た契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは 振替供給契約または発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続 き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約~~または~~当該発電量調整供給契約を希望され る場合は、８（契約の要件）（１）手に定める要件を満たすことを文書により証明できると きに限り、名義変更の手続きによることができます。	52 名 義 の 変 更 合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者 が、それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、発電契約者、<u>発電者</u>ま たは需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給 契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受 け継ぎ、引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続き によることができます。この場合には、新たな契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑 制契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者、 <u>発電契約者または発電者</u>が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等 への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約、<u>発電量調整供給</u> <u>契約または系統連系受電契約</u>についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続 供給契約もしくは当該振替供給契約、<u>当該発電量調整供給契約または当該系統連系受電契</u> <u>約</u>を希望される場合は、８（契約の要件）（１）<u>下</u>に定める要件を満たすことを文書により 証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。
52 契 約 の 廃 止 （１） 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合、発電契約者 が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調 整供給契約を廃止しようとされる場合は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、 あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、 原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備また は発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了さ せるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。	53 契 約 の 廃 止 （１） 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合、発電契約者 が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合、<u>発電者が系統連系受電契約を廃止し</u> <u>ようとされる場合</u>または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされ る場合は、契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者は、あらかじめその廃止 期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者 または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需 要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処 置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。 <u>（２） 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもか</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(2) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約は、<u>54</u>（解約等）および次の場合を除き、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約または<u>発電量調整供給契約</u>は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (2) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものとい	ならず、発電契約者または発電者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により<u>発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は、正当な理由がない限り、(1)にかかわらず、発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないもの</u>といたします。 (3) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約は、<u>55</u>（解約等）および次の場合を除き、契約者、<u>発電契約者、発電者</u>または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社が契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約、<u>発電量調整供給契約または系統連系受電契約</u>は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (4) <u>発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。</u> <u>なお、この場合には、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するもの</u>といたします。 (5) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものとい

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
たします。	たします。
53 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算 （１） 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。 なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。 イ 接続供給の場合 （イ） 低圧で供給する場合 a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、	54 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算 （１） 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。 なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。 イ 接続供給の場合 （イ） 低圧で供給する場合 a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、73（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、<u>72</u>（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、a および b にかかわらず精算いたしません。 d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、b および c に準ずるものといたします。 (ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合 a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、<u>72</u>（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、<u>73</u>（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、a および b にかかわらず精算いたしません。 d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、b および c に準ずるものといたします。 (ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合 a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、<u>73</u>（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、<u>72</u>（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 (h) 19（接続送電サービス）（２）イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（２）イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が、需要場所における受電設備等を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ、または19（接続送電サービス）（２）イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、19（接続送電サービス）（２）イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。 ロ 発電量調整供給の場合 (イ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ロ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、ま	b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、<u>73</u>（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 (h) 19（接続送電サービス）（２）イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（２）イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が、需要場所における受電設備等を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ、または19（接続送電サービス）（２）イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、19（接続送電サービス）（２）イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。 ロ 発電量調整供給の場合 (イ) 発電契約者が契約受電電力、<u>同時最大受電電力</u>または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 (ロ) 発電契約者が契約受電電力、<u>同時最大受電電力</u>または予備送電サービス契約電力

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
たは増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 （２） 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が１年以上になる場合には、１年以上利用される契約電力等に見合う部分については、（１）にかかわらず精算いたしません。 なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に（１）に準じて精算を行います。 （３） 非常変災等やむをえない理由による場合は、（１）にかかわらず精算いたしません。	を新たに設定し、または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力、<u>同時最大受電電力</u>または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。 （２） 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が１年以上になる場合には、１年以上利用される契約電力等に見合う部分については、（１）にかかわらず精算いたしません。 なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に（１）に準じて精算を行います。 （３） 非常変災等やむをえない理由による場合は、（１）にかかわらず精算いたしません。
54 解 約 等 （１） 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また、契約者、発電契約者または需要抑制契約者がロに該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ 44（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 （イ） 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合	55 解 約 等 （１） 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 なお、<u>系統連系受電契約を解約した場合には、当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。</u> この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者にお知らせいたします。 また、契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者がロに該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。 イ 45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ 契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 （イ） 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 <u>（ロ） 発電契約者と当社が、発電者の料金、延滞利息および契約超過金の支払いに関する</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(㉔) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (㉕) 料金以外の債務を支払われない場合 ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、~~39~~（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。 (イ) ８（契約の要件）を欠くに至った場合 (ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ニ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。 (ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合 (ト) その他この約款に反した場合 (２) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させ	<u>る期日をあらかじめ定めた場合で、あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。</u> (㉔) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、<u>系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）</u>または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 (㉕) 料金以外の債務を支払われない場合 <u>(ホ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合</u> ハ 契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者、<u>発電者</u>または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、<u>40</u>（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。 (イ) ８（契約の要件）を欠くに至った場合 (ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ニ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 (ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。 (ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力<u>または同時最大受電電力</u>をこえる場合 (ト) その他この約款に反した場合 (２) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
るための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものいたします。	るための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものいたします。 <u>（３） 発電者がその発電場所において、その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。</u> <u>この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものいたします。</u> <u>（４） 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており、かつ、発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で、系統連系受電契約を解約したときは、当該発電契約者からの申出がない場合であっても、発電量調整供給契約を変更していただくものとし、当社は、その旨を発電契約者に通知いたします。</u> <u>なお、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものいたします。</u> <u>（５） 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が（１）によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。</u> <u>この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものいたします。</u>
55 契約消滅後の債権債務関係 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。	56 契約消滅後の債権債務関係 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、<u>系統連系受電契約</u>または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事	Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事
56 受電地点、供給地点および施設 (1) 受電地点 イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。 ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。 ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。 (イ) 山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合 (ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合 (ハ) １建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 (ニ) ~~58~~（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を受電する場合 (ホ) その他特別の事情がある場合 (2) 供給地点 イ 接続供給の場合 (イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。 (ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。 a 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合	57 受電地点、供給地点および施設 (1) 受電地点 イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。 ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。 ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。 (イ) 山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合 (ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合 (ハ) １建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 (ニ) <u>59</u>（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を受電する場合 (ホ) その他特別の事情がある場合 (2) 供給地点 イ 接続供給の場合 (イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。 (ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。 a 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 c １建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 d 58（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合 e その他特別の事情がある場合 ロ 振替供給の場合 供給地点は、会社間連系点といたします。 （３） 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。 なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。 （４） 付帯設備（（３）により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 （５） 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、（１）または（２）に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、１受電地点または１供給地点といたします。	b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 c １建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 d 59（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合 e その他特別の事情がある場合 ロ 振替供給の場合 供給地点は、会社間連系点といたします。 （３） 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。 なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。 （４） 付帯設備（（３）により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 （５） 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、（１）または（２）に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、１受電地点または１供給地点といたします。
57 架空引込線 （１） 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。	58 架空引込線 （１） 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（２） 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 （３） 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。 （４） 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。 （５） 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。 ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。	（２） 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 （３） 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。 （４） 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。 （５） 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。 ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。
58 地 中 引 込 線 （１） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者	59 地 中 引 込 線 （１） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点 ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。 （２）（１）により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。 イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所 ロ 建物の３階以下にある場所 ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所 （３）地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。 イ 鉄管、暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール	の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点 ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。 （２）（１）により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。 イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所 ロ 建物の３階以下にある場所 ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所 （３）地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。 イ 鉄管、暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ハ その他イまたはロに準ずる設備 （４） 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（１）に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、~~66~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）、（４）または~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。	ハ その他イまたはロに準ずる設備 （４） 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（１）に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、<u>67</u>（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）、（４）または<u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。
59 接続引込線等 （１） 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。 なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。 （２） 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。	60 接続引込線等 （１） 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。 なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。 （２） 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。 イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
60 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 中高層集合住宅等の場合で、１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。 なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いたします。この場合、変圧器の２次側接続点までは、当社が施設いたします。	61 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 中高層集合住宅等の場合で、１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。 なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いたします。この場合、変圧器の２次側接続点までは、当社が施設いたします。
64 引込線の接続 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。 なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。	62 引込線の接続 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。 なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。
62 計量器等の取付け （１）料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。 イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けいただくことがあります。 ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を	63 計量器等の取付け （１）料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の２次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。 イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けいただくことがあります。 ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は68（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
発電契約者から申し受けます。 (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。 (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で利用できるものといたします。 (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けま	発電契約者から申し受けます。 (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。 (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で利用できるものといたします。 (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けま
63 通信設備等の施設 (1) 給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。 (2) 通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (3) 契約者または発電契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更し、またはこ	64 通信設備等の施設 (1) 給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。 (2) 通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。 なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で提供していただきます。 (3) 契約者または発電契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更し、またはこ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
れに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 （４） 系統連系技術要件に定めるN－１電制の実施に必要な装置は、発電契約者で施設していただきます。 なお、施設等に要した費用の実費について、当社から発電契約者にお支払いいたします。	れに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。 （４） 系統連系技術要件に定めるN－１電制の実施に必要な装置は、発電契約者で施設していただきます。 なお、施設等に要した費用の実費について、当社から発電契約者にお支払いいたします。
64 専用供給設備 （１） 当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については~~66~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）または（４）の工事費負担金を、供給地点への供給設備については~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を申し受けます。 イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合 ロ ~~43~~（託送供給等にもなう協力）の場合 ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合 （２） （１）の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限りです。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 （３） （２）において、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。 （４） （１）および（２）において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。	65 専用供給設備 （１） 当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については~~67~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）または（４）の工事費負担金を、供給地点への供給設備については~~70~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）の工事費負担金を申し受けます。 イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合 ロ ~~44~~（託送供給等にもなう協力）の場合 ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合 （２） （１）の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限りです。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 （３） （２）において、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。 （４） （１）および（２）において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（５） 当社は、供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（１）イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。 イ ２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。 ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合	（５） 当社は、供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（１）イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。 イ ２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。 ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合
65 電流制限器等の取付け （１） 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。 （２） 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。 （３） 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。	66 電流制限器等の取付け （１） 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。 （２） 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。 （３） 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。
Ⅷ 工事費の負担 66 受電地点への供給設備の工事費負担金 （１） 受電側接続設備の工事費負担金 イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表13（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的とし	Ⅷ 工事費の負担 67 受電地点への供給設備の工事費負担金 （１） 受電側接続設備の工事費負担金 イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表13（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的とし

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
て施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。 （２） 受電地点への特別供給設備の工事費負担金 イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 （イ） 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も、（１）の工事費負担金を申し受けます。 （ロ） 64（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、64（専用供給設備）（２）によるものといたします。 （ハ） 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、 a および b の金額 a 当該供給設備の工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ（ハ） a ただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。 b 発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、 a にかかわらず、次の金額	て施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。 （２） 受電地点への特別供給設備の工事費負担金 イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 （イ） 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も、（１）の工事費負担金を申し受けます。 （ロ） 65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、65（専用供給設備）（２）によるものといたします。 （ハ） 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、 a および b の金額 a 当該供給設備の工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第59号認可。）65（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ（ハ） a ただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。 b 発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、 a にかかわらず、次の金額

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
新増加契約受電電力１キロワットにつき	2,090円00銭	新増加契約受電電力１キロワットにつき	2,090円00銭
ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、<u>64</u>（専用供給設備）（２）によるものといたします。		ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、<u>65</u>（専用供給設備）（２）によるものといたします。	
（３） 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金		（３） 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	
イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、<u>61</u>（引込線の接続）、<u>62</u>（計量器等の取付け）または<u>63</u>（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。		イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、<u>62</u>（引込線の接続）、<u>63</u>（計量器等の取付け）または<u>64</u>（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	
ロ <u>43</u>（託送供給等にもなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。		ロ <u>44</u>（託送供給等にもなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	
（４） 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、（２）イ（イ）、（ロ）および（３）にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（（２）イ（ハ）により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。		（４） 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、（２）イ（イ）、（ロ）および（３）にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（（２）イ（ハ）により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	
（５） 工事費の算定		（５） 工事費の算定	
（１）、（２）、（３）および（４）の場合の工事費は、次により算定いたします。		（１）、（２）、（３）および（４）の場合の工事費は、次により算定いたします。	
イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。		イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。	
（イ） 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。		（イ） 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 （ロ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 （ハ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ニ） 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ホ） 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。 （ヘ） 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。 ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。 ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 （イ） 鉄塔を利用して電気を受電する場合 $\frac{\text{工事費} \times \text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ （ロ） 管路等を利用して電気を受電する場合	なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 （ロ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 （ハ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ニ） 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ホ） 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。 （ヘ） 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。 ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。 ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 （イ） 鉄塔を利用して電気を受電する場合 $\frac{\text{工事費} \times \text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ （ロ） 管路等を利用して電気を受電する場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
$\frac{\text{工事費} \times \text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$	$\frac{\text{工事費} \times \text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$
ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。 ホ （２）イ（ハ）の場合、使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限り、また、専用供給設備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限り、また、専用供給設備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限り、また、専用供給設備を除きます。）とみなします。 ヘ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 （６） 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし、２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 イ ２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。 ロ ２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。 （７） 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときに	ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。 ホ （２）イ（ハ）の場合、使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限り、また、専用供給設備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限り、また、専用供給設備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限り、また、専用供給設備を除きます。）とみなします。 ヘ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 （６） 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。 ただし、２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 イ ２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。 ロ ２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。 （７） 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときに

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
は、当社は、（１）、（２）または（４）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお、この場合の工事費負担金は、（２）の場合に準じて算定いたします。	は、当社は、（１）、（２）または（４）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。 なお、この場合の工事費負担金は、（２）の場合に準じて算定いたします。
67 受電用計量器等の工事費負担金 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	68 受電用計量器等の工事費負担金 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
68 会社間連系設備の工事費負担金 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力等を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。	69 会社間連系設備の工事費負担金 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力等を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。
69 供給地点への供給設備の工事費負担金 （１） 供給側接続設備の工事費負担金 イ 低圧または高圧で供給する場合 （イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金	70 供給地点への供給設備の工事費負担金 （１） 供給側接続設備の工事費負担金 イ 低圧または高圧で供給する場合 （イ） 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）			託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
は、供給地点ごとに算定いたします。			は、供給地点ごとに算定いたします。		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520円00銭	架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,830円00銭	地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,830円00銭
なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。 (ロ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 a ２以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(１)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。 b ２以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除して得た値にその供給地点に係って単独で 사용되는部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。 (ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は、次により算定いたします。 a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。			なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。 (ロ) ２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 a ２以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(１)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。 b ２以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除して<u>えた</u>値にその供給地点に係って単独で 사용되는部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。 (ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は、次により算定いたします。 a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。		

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）		
架空供給側接続設備の超過こう長		
＝ 架空供給側接続－（ 地中供給側接続－ 地中供給側接続）		
設備の工事こう長	設備の無償こう長	設備の工事こう長
× 架空供給側接続設備の無償こう長		
地中供給側接続設備の無償こう長		
ロ 特別高压で供給する場合		
(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。		
a 工 事 費		
(a) 架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	583円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	198円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	99円00銭
なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといた		

託送供給等約款（令和6年4月1日実施）		
架空供給側接続設備の超過こう長		
＝ 架空供給側接続－（ 地中供給側接続－ 地中供給側接続）		
設備の工事こう長	設備の無償こう長	設備の工事こう長
× 架空供給側接続設備の無償こう長		
地中供給側接続設備の無償こう長		
ロ 特別高压で供給する場合		
(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。		
a 工 事 費		
(a) 架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	583円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	198円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	99円00銭
なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといた		

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）		
します。		
(b) 地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	594円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	264円00銭
なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。		
(c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。		
なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。		
b 当 社 負 担 額		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭	
(p) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。		
ハ 19（接続送電サービス）（2）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この（1）の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。		
ニ 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。		
(イ) 供給側接続設備		

託送供給等約款（令和6年4月1日実施）		
します。		
(b) 地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	649円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	594円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	264円00銭
なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。		
(c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。		
なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。		
b 当 社 負 担 額		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭	
(p) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。		
ハ 19（接続送電サービス）（2）ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この（1）の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。		
ニ 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。		
(イ) 供給側接続設備		

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であつて、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。 （ロ） 供 給 地 点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。 （ハ） 工 事 こ う 長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ホ 低圧で供給する場合、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。 （イ） 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの契約負荷設備の総容量 （ロ） 契 約 電 力 （ハ） 契 約 電 流 （ニ） 契 約 容 量 なお、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また、供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 ヘ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてられるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（２）イ（イ）に準じて定める場合を含みます。）には、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サ	供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であつて、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。 （ロ） 供 給 地 点 会社間連系点以外の供給地点をいいます。 （ハ） 工 事 こ う 長 標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、１メートルとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ホ 低圧で供給する場合、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。 （イ） 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの契約負荷設備の総容量 （ロ） 契 約 電 力 （ハ） 契 約 電 流 （ニ） 契 約 容 量 なお、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 また、供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。 ヘ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）（２）イ（イ）によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕（２）ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてられるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕（２）イ（イ）に準じて定める場合を含みます。）には、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。 (２) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金 イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 (イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も、(１)の工事費負担金を申し受けます。 ただし、供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中供給側接続設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。 (ロ) <u>64</u>（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、<u>64</u>（専用供給設備）(２)によるものといたします。 ロ 19（接続送電サービス）(２)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、<u>64</u>（専用供給設備）(２)によるものといたします。 (３) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にと	ービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。 (２) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金 イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 (イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額 なお、この場合も、(１)の工事費負担金を申し受けます。 ただし、供給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中供給側接続設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。 (ロ) <u>65</u>（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、<u>65</u>（専用供給設備）(２)によるものといたします。 ロ 19（接続送電サービス）(２)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、<u>65</u>（専用供給設備）(２)によるものといたします。 (３) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にと

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）	託送供給等約款（令和6年4月1日実施）
もなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、~~61~~（引込線の接続）、~~62~~（計量器等の取付け）、~~63~~（通信設備等の施設）または~~65~~（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 ロ ~~43~~（託送供給等にもなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 （4） 工事費の算定 （2）および（3）の場合の工事費は、次により算定いたします。 イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また、算定にあたっては、次のとおりといたします。 （イ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 （ロ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にもなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ハ） 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ニ） 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。 （ホ） 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。	もなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、~~62~~（引込線の接続）、~~63~~（計量器等の取付け）、~~64~~（通信設備等の施設）または~~66~~（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 ロ ~~44~~（託送供給等にもなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 （4） 工事費の算定 （2）および（3）の場合の工事費は、次により算定いたします。 イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。 なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 また、算定にあたっては、次のとおりといたします。 （イ） 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 （ロ） 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にもなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ハ） 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。 （ニ） 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。 （ホ） 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（ハ） 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、~~72~~（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。 ハ 低圧または高圧で供給する場合で、（２）イ（イ）に該当し、かつ、その工事費を（１）イ（イ）に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも（１）イ（イ）にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 （イ） 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\frac{\text{工事費} \times \text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ （ロ） 管路等を利用して電気を供給する場合 $\frac{\text{工事費} \times \text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお、この場合の工事費は、（１）ロ（イ）a に準じて算定いたします。 ヘ （２）ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。	（ハ） 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、<u>73</u>（臨時工事費）に準じて算定いたします。 ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。 ハ 低圧または高圧で供給する場合で、（２）イ（イ）に該当し、かつ、その工事費を（１）イ（イ）に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも（１）イ（イ）にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 （イ） 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\frac{\text{工事費} \times \text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ （ロ） 管路等を利用して電気を供給する場合 $\frac{\text{工事費} \times \text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後３年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。 なお、この場合の工事費は、（１）ロ（イ）a に準じて算定いたします。 ヘ （２）ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(イ) 高压で供給する場合 （１）イ(イ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を（１）イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ロ) 特別高压で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、（１）ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。 なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、（１）ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 ト 低圧または高压で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、（１）または（２）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお、この場合の工事費負担金は、（２）の場合に準じて算定いたします。	(イ) 高压で供給する場合 （１）イ(イ)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を（１）イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。 (ロ) 特別高压で供給する場合 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、（１）ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。 なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、（１）ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。 ト 低圧または高压で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。 (5) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、（１）または（２）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。 なお、この場合の工事費負担金は、（２）の場合に準じて算定いたします。
70 工事費負担金の申受けおよび精算 (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお、9（検討および契約の申込み）（４）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。 (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。	71 工事費負担金の申受けおよび精算 (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。 なお、9（検討および契約の申込み）（４）にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合は、系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。 (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
イ ~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。 （イ） 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合 （ロ） その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合 ロ ~~66~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）、~~67~~（受電用計量器等の工事費負担金）、~~68~~（会社間連系設備の工事費負担金）、~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）（~~69~~〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（１）の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（３）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。 （イ） 低圧または高圧で受電または供給する場合 a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 b 設計時と払出しとの間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合 （ロ） 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合 （３） 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。 （４） 当社は、~~66~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ（ハ）に定める供給設備の全	イ <u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。 （イ） 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合 （ロ） その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合 ロ <u>67</u>（受電地点への供給設備の工事費負担金）、<u>68</u>（受電用計量器等の工事費負担金）、<u>69</u>（会社間連系設備の工事費負担金）、<u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）（２）（<u>70</u>〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕（１）の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および<u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）（３）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。 （イ） 低圧または高圧で受電または供給する場合 a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 b 設計時と払出しとの間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合 （ロ） 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合 （３） 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。 （４） 当社は、<u>67</u>（受電地点への供給設備の工事費負担金）（２）イ（ハ）に定める供給設備の全

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお、当社が受電する電気または特別高压で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。 （５） 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 （６） 低圧または高压で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）の工事費負担金を当初に申し受けま す。 また、工事費負担金契約書（73〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。	部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。 なお、当社が受電する電気または特別高压で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。 （５） 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 （６） 低圧または高压で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）の工事費負担金を当初に申し受けま す。 また、工事費負担金契約書（74〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。
74 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け （１） 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合	72 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け （１） 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。 （２） 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、系統連系保証金をお返しいたします。 また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。	供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。 （２） 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。 なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は、当社は、系統連系保証金をお返しいたします。 また、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。
72 臨時工事費 （１） 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。 なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。 また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間１月（１月未満は、１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。	73 臨時工事費 （１） 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。 なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。 また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間１月（１月未満は、１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（２） 臨時工事費を申し受ける場合は、~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 （３） 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 （４） 臨時工事費の精算は、~~70~~（工事費負担金の申受けおよび精算）（２）ロの場合に準ずるものといたします。	（２） 臨時工事費を申し受ける場合は、<u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 （３） 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 （４） 臨時工事費の精算は、<u>71</u>（工事費負担金の申受けおよび精算）（２）ロの場合に準ずるものといたします。
<u>73</u> 工事費等に関する契約書の作成 当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。	<u>74</u> 工事費等に関する契約書の作成 当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。
Ⅸ 保 安	Ⅸ 保 安
<u>74</u> 保 安 の 責 任 当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。	<u>75</u> 保 安 の 責 任 当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。
<u>75</u> 保安等に対する発電者および需要者の協力 （１） 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。 イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を	<u>76</u> 保安等に対する発電者および需要者の協力 （１） 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。 イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。 (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。	及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。 (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。
76 調 査 (1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。 イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ハ 点 検 (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。 なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。	77 調 査 (1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。 イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ 接地抵抗値の測定 ハ 点 検 (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。 なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
<u>77</u> 調査等の委託 （１） 当社は、76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 （２） 当社は、（１）によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。	<u>78</u> 調査等の委託 （１） 当社は、<u>77</u>（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 （２） 当社は、（１）によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。
<u>78</u> 調査に対する需要者の協力 （１） 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 （２） 当社は、76（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	<u>79</u> 調査に対する需要者の協力 （１） 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 （２） 当社は、<u>77</u>（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
<u>79</u> 検査または工事の受託 （１） 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査当社に申し込むことができます。 （２） （１）の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。 （３） 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 （４） （３）の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	<u>80</u> 検査または工事の受託 （１） 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査当社に申し込むことができます。 （２） （１）の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。 （３） 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 （４） （３）の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。
<u>80</u> 自家用電気工作物 需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。 （１） 76（調査）	<u>81</u> 自家用電気工作物 需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。 （１） <u>77</u>（調査）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(２) ~~77~~ （調査等の委託） (３) ~~78~~ （調査に対する需要者の協力） (４) ~~79~~ （検査または工事の受託）	(２) <u>78</u> （調査等の委託） (３) <u>79</u> （調査に対する需要者の協力） (４) <u>80</u> （検査または工事の受託）
附 則	附 則
１ 実 施 期 日 この約款は、令和 ~~５年~~ <u>12月27日</u> から実施いたします。	１ 実 施 期 日 この約款は、令和 <u>６年４月１日</u> から実施いたします。
４ 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (１)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (１) 適 用 範 囲 イ 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続	４ 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置 (１)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (１) 適 用 範 囲 イ 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。 ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。 (イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。） (ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
供給電力量」といいます。） ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等に従って揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 （２） 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ，（ハ）ｃ，（ニ）ｃ，（ホ）ｃ，（ヘ）ｃ，（ト）ｃ，ロ（イ）ｃ，（ロ）ｃ，（ハ）ｃ，ハ（イ）ｃ，（ロ）ｃもしくは（ハ）ｃ，または、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ，（ニ）ｃ，ロ（ハ）もしくはハ（ハ）の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ（イ）または（ロ）により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）（４）ロにかかわらず、ロといたします。 イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 （イ） 接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアを１キロワットと、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率 ＋その他最大電力等 （ロ） 接続供給課金対象電力量	供給電力量」といいます。） ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等に<u>したがって</u>揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。 （２） 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ，（ハ）ｃ，（ニ）ｃ，（ホ）ｃ，（ヘ）ｃ，（ト）ｃ，ロ（イ）ｃ，（ロ）ｃ，（ハ）ｃ，ハ（イ）ｃ，（ロ）ｃもしくは（ハ）ｃ，または、20（臨時接続送電サービス）（３）イ（ロ）ｃ，（ニ）ｃ，ロ（ハ）もしくはハ（ハ）の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ（イ）または（ロ）により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。 なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、１年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）（４）ロにかかわらず、ロといたします。 イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量 （イ） 接続供給課金対象電力 当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアを１キロワットと、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。 接続供給課金対象電力＝揚水最大電力等×揚水等損失率 ＋その他最大電力等 （ロ） 接続供給課金対象電力量

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。 $\text{接続供給課金対象電力量} = \text{揚水等接続供給電力量} \times \text{揚水等損失率} + \text{その他接続供給電力量}$ ロ １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ その他 (イ) １９（接続送電サービス）（３）イ(イ) a に該当する場合は、１９（接続送電サービス）（３）イ(ロ) a、(ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ロ) ２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(イ) a に該当する場合は、２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(ロ) a にかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ハ) ２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(ハ) a に該当する場合は、２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(ニ) a にかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。 (３) 電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対	当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。 $\text{接続供給課金対象電力量} = \text{揚水等接続供給電力量} \times \text{揚水等損失率} + \text{その他接続供給電力量}$ ロ １年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ その他 (イ) １９（接続送電サービス）（３）イ(イ) a に該当する場合は、１９（接続送電サービス）（３）イ(ロ) a、(ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 (ロ) ２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(イ) a に該当する場合は、２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(ロ) a にかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 (ハ) ２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(ハ) a に該当する場合は、２０（臨時接続送電サービス）（３）イ(ニ) a にかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。 (３) 電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（12）、（20）および（21）にかかわらず、次のとおりといたします。 イ 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（8）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 $\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$ ハ 接続対象計画差対応余剰電力量	応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（12）、（20）および（21）にかかわらず、次のとおりといたします。 イ 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（8）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 $\text{接続対象計画差対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$ ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（8）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 $\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$ （４） 計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については、<u>62</u>（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、（１）イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、（１）ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。 （５） 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は、<u>29</u>（計量）および附則７（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。	接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（8）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 $\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$ （４） 計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器等については、<u>63</u>（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、（１）イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを、（１）ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。 （５） 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 接続供給電力量および最大需要電力等は、<u>30</u>（計量）および附則７（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
５ 発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 （１） 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものいたします。 （２） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。 （３） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、~~50~~（契約の変更）（３）に準じて契約を変更していただくことがあります。 （４） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。 （５） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイ	５ 発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 （１） 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものいたします。 （２） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。 （３） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、<u>51</u>（契約の変更）（３）に準じて契約を変更していただくことがあります。 （４） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。 （５） （１）により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
オマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 イ ８（契約の要件）（２）イは、適用いたしません。 ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）（２）にかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）およびロ（ハ）にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限りします。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。 ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）およびロ（ハ）にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限りします。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。 この場合、22（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ロ）およびロ（ロ）にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ロ）に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ（ロ）に準じて算定したものの合計といたします。 ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、25（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取	オマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 イ ８（契約の要件）（２）イは、適用いたしません。 ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）（２）にかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）およびロ（ハ）にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限りします。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。 ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ハ）およびロ（ハ）にかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限りします。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。 この場合、23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ロ）およびロ（ロ）にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）イ（ロ）に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）（２）ロ（ロ）に準じて算定したものの合計といたします。 ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、26（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
引所が公表する額に限りま。す。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたしま。す。 なお、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、<u>25</u>（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限りま。す。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたしま。す。ただし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は、~~38~~（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りま。す。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたしま。す。 この場合、<u>25</u>（給電指令時補給電力）（２）ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ~~25~~（給電指令時補給電力）（２）ロに準じて算定したものの合計といたしま。す。 ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたしま。す。）といたしま。す。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたしま。す。 ヘ インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたしま。す。 (イ) ~~28~~（料金の算定期間） (ロ) ~~32~~（料金の算定） (ハ) ~~33~~（支払義務の発生および支払期日） (ニ) ~~34~~（料金その他の支払方法）	引所が公表する額に限りま。す。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたしま。す。 なお、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、<u>26</u>（給電指令時補給電力）（２）ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限りま。す。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたしま。す。ただし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限りま。す。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたしま。す。 この場合、<u>26</u>（給電指令時補給電力）（２）ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ<u>26</u>（給電指令時補給電力）（２）ロに準じて算定したものの合計といたしま。す。 ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたしま。す。）といたしま。す。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたしま。す。 ヘ インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたしま。す。 (イ) <u>29</u>（料金の算定期間） (ロ) <u>33</u>（料金の算定） (ハ) <u>34</u>（支払義務の発生および支払期日） (ニ) <u>35</u>（料金その他の支払方法）

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(ホ) ~~35~~（保証金） (ヘ) ~~47~~（違約金） (ト) ~~54~~（解約等） ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 チ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、トにかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 リ 契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ヌ リで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。 ル この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。 (6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において、契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。	(ホ) <u>36</u>（保証金） (ヘ) <u>48</u>（違約金） (ト) <u>55</u>（解約等） ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。 なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。 チ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、トにかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 リ 契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 ヌ リで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。 ル この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。 (6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（(5)において、契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
イ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）（２）にかかわらず、18（料金）（２）に定める料金およびロにより算定されるインバランスク料といたします。 ロ インバランスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 ハ インバランスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (イ) ~~28~~（料金の算定期間） (ロ) ~~32~~（料金の算定） (ハ) ~~33~~（支払義務の発生および支払期日） (ニ) ~~34~~（料金その他の支払方法） (7) （１）により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において、イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、当分の間、必要となるその他の供給条件は、ロからホのとおりといたします。 イ 適用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。 (イ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合 (ロ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合 ロ 供給および契約の単位 当社は、15（供給および契約の単位）（１）にかかわらず、１発電場所に<u>つき</u>、１電気方式、１引込、２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電	イ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）（２）にかかわらず、18（料金）（２）に定める料金およびロにより算定されるインバランスク料といたします。 ロ インバランスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 ハ インバランスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。 (イ) <u>29</u>（料金の算定期間） (ロ) <u>33</u>（料金の算定） (ハ) <u>34</u>（支払義務の発生および支払期日） (ニ) <u>35</u>（料金その他の支払方法） (7) （１）により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において、イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、当分の間、必要となるその他の供給条件は、ロからホのとおりといたします。 イ 適用 次のいずれかに該当する場合に適用いたします。 (イ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合 (ロ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合 ロ 供給および契約の単位 当社は、15（供給および契約の単位）（１）にかかわらず、１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
場所に係る発電バランスンググループは、計量区分ごとに発電バランスンググループを設定していただきます。 ハ 計 量 当社は、~~29~~（計量）（１）にかかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランスンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、~~30~~（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。 ニ ~~37~~（託送供給等の実施）（３）へは、適用いたしません。 ホ イの適用を廃止しようとする場合またはイの適用に該当しなくなった場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、必要に応じて契約者、発電契約者および発電者に協力していただきます。 （８） 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。 イ 特例発電バランスンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。 ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランスンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、~~37~~（託送供給等の実施）（３）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。	者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）し、 1 電気方式、1 引込、2 計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電場所に係る発電バランスンググループは、計量区分ごとに発電バランスンググループを設定していただきます。 ハ 計 量 当社は、<u>30</u>（計量）（１）にかかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランスンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、<u>31</u>（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。 ニ <u>38</u>（託送供給等の実施）（３）へは、適用いたしません。 ホ イの適用を廃止しようとする場合またはイの適用に該当しなくなった場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、必要に応じて契約者、発電契約者および発電者に協力していただきます。 （８） 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。 イ 特例発電バランスンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。 ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランスンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、<u>38</u>（託送供給等の実施）（３）へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）						
ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。 この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。 ニ 特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。 (9) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものといたします。	ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。 この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。 ニ 特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。 (9) その他の事項については、<u>発電契約者および発電者</u>の場合に準ずるものといたします。						
6 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置 (~~1~~) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、~~22~~（発電量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）、~~23~~（接続対象計画差対応電力）（2）イ（ハ）、~~24~~（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）、~~25~~（給電指令時補給電力）（1）ニまたは（2）ニにかかわらず、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>71円~~67~~銭</td></tr> </table> (2) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については、~~22~~（発電量調整受電計画差対応電力）（2）ロ（ハ）、~~23~~（接続対象計画差対応電力）（2）ロ（ハ）または~~24~~（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）ロ（ハ）にかかわらず、次のとおりと	1キロワット時につき	71円 ~~67~~ 銭	6 離島についての特別措置 (1) <u>系統連系受電サービス料金</u> <u>電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における系統連系受電サービス料金の基本料金は、22（系統連系受電サービス）（3）イにかかわらず、次のとおりといたします。</u> <table border="1"> <tr> <td>系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき</td><td>79円85銭</td></tr> </table> (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、<u>23</u>（発電量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）、<u>24</u>（接続対象計画差対応電力）（2）イ（ハ）、<u>25</u>（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）、<u>26</u>（給電指令時補給電力）（1）ニまたは（2）ニにかかわらず、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>71円~~53~~銭</td></tr> </table> (3) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については、<u>23</u>（発電量調整受電計画差対応電力）（2）ロ（ハ）、<u>24</u>（接続対象計画差対応電力）（2）ロ（ハ）または<u>25</u>（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）ロ（ハ）にかかわらず、次のとおりと	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	79円85銭	1キロワット時につき	71円 ~~53~~ 銭
1キロワット時につき	71円 ~~67~~ 銭						
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	79円85銭						
1キロワット時につき	71円 ~~53~~ 銭						

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
たします。 <table border="1" data-bbox="159 233 893 293"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>23円83銭</td></tr> </table>	１キロワット時につき	23円83銭	たします。 <table border="1" data-bbox="1189 233 1924 293"> <tr> <td>１キロワット時につき</td><td>23円83銭</td></tr> </table>	１キロワット時につき	23円83銭
１キロワット時につき	23円83銭				
１キロワット時につき	23円83銭				
７ 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 発電量調整受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力等は、29（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、発電量調整受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された発電量調整受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力等を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。	７ 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 発電量調整受電電力量、接続供給電力量、<u>最大連系電力等</u>および最大需要電力等は、30（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、発電量調整受電電力量、接続供給電力量、<u>最大連系電力等</u>および最大需要電力等は、計量された発電量調整受電電力量、接続供給電力量、<u>最大連系電力等</u>および最大需要電力等を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。				
８ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 （１） 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、次のとおりといたします。 イ 料金の算定期間 送電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「<u>検針期間等</u>」といいます。）といたします。 ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算	８ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 （１） 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、次のとおりといたします。 イ 料金の算定期間 送電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「<u>供給側検針期間等</u>」といいます。）といたします。 また、<u>系統連系受電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「受電側検針期間等」といいます。）といたします。</u> ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、<u>もしくは供給地点を消滅させる場合ま</u>				

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。	<u>または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点または受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし、契約者または発電契約者が供給地点または受電地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。</u>
ロ 料 金 の 算 定 (イ) ~~送電サービス料金は、32~~（料金の算定）（１）ロもしくは~~ハ~~の場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るときを除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 (ロ) 当社は、32（料金の算定）（１）ロもしくは~~ハ~~の場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、もしくは下回るときは、基本料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。 a 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 $\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$ ただし、イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るときは、	ロ 料 金 の 算 定 (イ) 当社は、33（料金の算定）（１）ロ、<u>ハ</u>もしくは<u>ニ</u>の場合またはイの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るときを除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 (ロ) 当社は、33（料金の算定）（１）ロ、<u>ハ</u>もしくは<u>ニ</u>の場合またはイの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、もしくは下回るときは、基本料金、予備送電サービス料金、<u>ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額</u>について、次の式により日割計算をいたします。 a 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 $\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数}}$ ただし、イの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るときは、

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
$\frac{\text{１月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 b ピークシフト割引額を日割りする場合 $\frac{\text{１月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$ ただし、イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るときは、 $\frac{\text{１月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 (ハ) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(ロ) a および b にいう検針期間等の日数は、~~32~~（料金の算定）（~~4~~）イまたはロに準ずるものといたします。この場合、~~32~~（料金の算定）（~~4~~）イまたはロにいう計量期間の日数は、検針期間等の日数といたします。 (2) 低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。	$\frac{\text{１月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 b ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 $\frac{\text{１月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数}}$ ただし、イの場合で供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の日数がその供給側検針期間等もしくは受電側検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るときは、 $\frac{\text{１月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 (ハ) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(ロ) a および b にいう供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数は、<u>33</u>（料金の算定）（<u>5</u>）イまたはロに準ずるものといたします。この場合、<u>33</u>（料金の算定）（<u>5</u>）イまたはロにいう供給側計量期間または受電側計量期間の日数は、<u>供給側検針期間等または受電側検針期間等の日数</u>といたします。 (2) 低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量 その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量 ハ、19（接続送電サービス）（２）イ(ロ)、(ハ)または20（臨時接続送電サービス）（２）イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。 ハ 接続送電サービス契約電力 契約者が19（接続送電サービス）（２）イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、19（接続送電サービス）（２）イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。 （３） 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型	イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量 その１月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量 ハ、19（接続送電サービス）（２）イ(ロ)、(ハ)または20（臨時接続送電サービス）（２）イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。 この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。 ハ 接続送電サービス契約電力 契約者が19（接続送電サービス）（２）イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、19（接続送電サービス）（２）イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。 （３） 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。	計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。
９ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置 (１) １発電場所において、調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、<u>30</u>（電力および電力量の算定）(18)イおよび(19)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、<u>30</u>（電力および電力量の算定）(２)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 (２) １発電場所において、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、<u>30</u>（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。	９ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置 (１) １発電場所において、調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、<u>31</u>（電力および電力量の算定）(18)イおよび(19)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、<u>31</u>（電力および電力量の算定）(２)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 (２) １発電場所において、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、<u>31</u>（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。
10 損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で、<u>38</u>（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限りします。）を受けたときは、<u>48</u>（損害賠償の免責）(１)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として、補償するものといたします。 なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。	10 損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で、<u>39</u>（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限りします。）を受けたときは、<u>49</u>（損害賠償の免責）(１)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として、補償するものといたします。 なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
12 受電地点への供給設備の工事費負担金〔電源接続案件募集プロセス〕 ２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であつて、発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは、~~66~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）（６）ロにかかわらず、当該入札等において算定された金額を、発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。	12 受電地点への供給設備の工事費負担金〔電源接続案件募集プロセス〕 ２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合であつて、発電契約者ごとの共用部分の工事費を電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定するときは、<u>67</u>（受電地点への供給設備の工事費負担金）（６）ロにかかわらず、当該入札等において算定された金額を、発電契約者ごとの共用部分の工事費といたします。
13 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け〔電源接続案件募集プロセス〕 供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で、発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは、<u>71</u>（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）（２）ただし書にかかわらず、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。	13 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け〔電源接続案件募集プロセス〕 供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等で、発電契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもとづき入札保証金および工事費負担金補償金等を定めるときは、<u>72</u>（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）（２）ただし書にかかわらず、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。
14 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 （１） 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 イ 適用範囲 契約者が次の時間帯に、19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 （イ） 軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間 （ロ） その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日、日曜日、「国民の	14 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 （１） 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 イ 適用範囲 契約者が次の時間帯に、19（接続送電サービス）（２）ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 （イ） 軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までの期間をいいます。）における毎日午前８時から午後４時までの時間 （ロ） その他期（軽負荷期以外の期間をいいます。）における土曜日、日曜日、「国民の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１２月３０日および１２月３１日の午前８時から午後４時までの時間 （ハ）再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ 特別措置の適用申込みおよび使用の申出 （イ）契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に~~かかる~~事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 （ロ）原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 ハ 接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，１９（接続送電サービス）（２）ニによって定めた値といたします。 なお，１９（接続送電サービス）（２）ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から１９（接続送電サービス）（２）ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 ニ 接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，１９（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ア），（ロ）ｃ（ア），ハ（イ）ｃ（ア）または（ロ）ｃ（ア）における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，１９（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ア），（ロ）ｃ（ア），ハ（イ）ｃ（ア）または（ロ）ｃ（ア）に準じて算定いたします。 ホ その他 （イ）当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。	祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，１２月３０日および１２月３１日の午前８時から午後４時までの時間 （ハ）再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ 特別措置の適用申込みおよび使用の申出 （イ）契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 （ロ）原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 ハ 接続送電サービス契約電力 接続送電サービス契約電力は，１９（接続送電サービス）（２）ニによって定めた値といたします。 なお，１９（接続送電サービス）（２）ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から１９（接続送電サービス）（２）ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 ニ 接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，１９（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ア），（ロ）ｃ（ア），ハ（イ）ｃ（ア）または（ロ）ｃ（ア）における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，１９（接続送電サービス）（３）ロ（イ）ｃ（ア），（ロ）ｃ（ア），ハ（イ）ｃ（ア）または（ロ）ｃ（ア）に準じて算定いたします。 ホ その他 （イ）当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(ロ) 当社は、電気の需給状況その他によってやむをえない場合には、この特別措置の適用をしないことがあります。 (2) １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ 19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において、需要者が土曜日、軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、土曜日、軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（４）にかかわらず、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (イ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。 (ロ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお、それが19（接続送電サービス）（４）の取扱い適用後１年に満たない場合は、	(ロ) 当社は、電気の需給状況その他によってやむをえない場合には、この特別措置の適用をしないことがあります。 (2) １年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ 19（接続送電サービス）（４）の適用を受ける供給地点において、需要者が土曜日、軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間、土曜日、軽負荷期における平日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、19（接続送電サービス）（４）にかかわらず、19（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (イ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は、19（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合、19（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。 (ロ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお、それが19（接続送電サービス）（４）の取扱い適用後１年に満たない場合は、

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
既に適用したピークシフト割引額（１９〔接続送電サービス〕（４）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 (ニ) この特別措置の適用にともない、１９（接続送電サービス）（４）ハに該当する場合であっても、１９（接続送電サービス）（４）ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。 ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、１９（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (イ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は、１９（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合、１９（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。 (ロ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお、それが本取扱い適用後１年に満たない場合は、既に適用したピークシフト	既に適用したピークシフト割引額（１９〔接続送電サービス〕（４）によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 (ニ) この特別措置の適用にともない、１９（接続送電サービス）（４）ハに該当する場合であっても、１９（接続送電サービス）（４）ハに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。 ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、１年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、１９（接続送電サービス）（３）によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (イ) ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は、１９（接続送電サービス）（４）イに準じて算定された金額といたします。この場合、１９（接続送電サービス）（４）イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。 (ロ) ピークシフト電力 ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 (ハ) １年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお、それが本取扱い適用後１年に満たない場合は、既に適用したピークシフト

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ 附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け、かつ、イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は、附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（２）ロもしくはイ(ロ)またはロ(ロ)にかかわらず、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 ハ 附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け、かつ、イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は、附則４（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（２）ロまたはイ(ロ)もしくはロ(ロ)にかかわらず、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお、各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
16 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 38（給電指令の実施等）（２）への場合で、連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和５年１月31日までに受領し、当該受電側接続検討を当社が令和５年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限り、以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、25（給電指令時補給電力）（２）ニ、30（電力および電力量の算定）（18）ロおよび(19)ロにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。	16 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 39（給電指令の実施等）（２）への場合で、連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が令和５年１月31日までに受領し、当該受電側接続検討を当社が令和５年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限り、以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは、26（給電指令時補給電力）（２）ニ、31（電力および電力量の算定）（18）ロおよび(19)ロにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。
17 バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限り、以下「配電事業者」といいます。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい、電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で、当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受	17 バランシンググループの設定に係る特別措置 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限り、以下「配電事業者」といいます。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい、電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で、当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について、当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ、発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときはの料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 （１） 代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとおりとさせていただきます。 イ ４（代表契約者の選任）にかかわらず、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし、１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合、当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、この約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。 ロ 契約者は、配電事業者と締結する接続供給契約においても、イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし、イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し、イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。 （２） 契約の要件 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要抑制契約者が特	電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について、当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ、発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときはの料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。 （１） 代表契約者の選任 契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとおりとさせていただきます。 イ ４（代表契約者の選任）にかかわらず、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし、１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合、当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、この約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。 ロ 契約者は、配電事業者と締結する接続供給契約においても、イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし、イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し、イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。 （２） 契約の要件 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要抑制契約者が特

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
定卸供給を行なう事業を営むものであるときは、８（契約の要件）（~~3~~）イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。 イ 需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して、次の（イ）および（ロ）の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 （イ） 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） （ロ） 需要抑制の実施頻度および時期 ロ イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。 ハ 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 ニ 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。 ホ 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。 （３） 供給および契約の単位 イ 接続供給の場合、契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。 ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について、この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお、需要抑制契約者は、需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（~~30~~〔電力および電力量の算定〕（14）イまたはロならびに配電事業者の約款に定める	定卸供給を行なう事業を営むものであるときは、８（契約の要件）（<u>4</u>）イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。 イ 需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して、次の（イ）および（ロ）の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。 （イ） 需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。） （ロ） 需要抑制の実施頻度および時期 ロ イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。 ハ 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 ニ 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。 ホ 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。 （３） 供給および契約の単位 イ 接続供給の場合、契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。 ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について、この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。 ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について、この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。 なお、需要抑制契約者は、需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（<u>31</u>〔電力および電力量の算定〕（14）イまたはロならびに配電事業者の約款に定める

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。 （４） 料 金 イ 発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて、発電量調整受電計画差対応電力の算定上、<u>22</u>（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 （イ） 適 用 発電バランシンググループにおいて、~~38~~（給電指令の実施等）（５）<u>または</u>（６）<u>もしくは</u>配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 （ロ） 発電量調整受電計画差対応電力 a 発電量調整受電計画差対応補給電力 （a） 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 （b） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に（c）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （c） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 発電量調整受電計画差対応余剰電力	需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。 （４） 料 金 イ 発電量調整受電計画差対応電力 発電バランシンググループにおいて、発電量調整受電計画差対応電力の算定上、<u>23</u>（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 （イ） 適 用 発電バランシンググループにおいて、<u>39</u>（給電指令の実施等）（５）<u>もしくは</u>（６）<u>または</u>配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 （ロ） 発電量調整受電計画差対応電力 a 発電量調整受電計画差対応補給電力 （a） 適 用 範 囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 （b） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金 発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に（c）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 （c） 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 発電量調整受電計画差対応余剰電力

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(a) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて、接続対象計画差対応電力の算定上、~~23~~（接続対象計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 適用 ~~38~~（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ロ) 接続対象計画差対応電力 a 接続対象計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	(a) 適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ロ 接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて、接続対象計画差対応電力の算定上、<u>24</u>（接続対象計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 適用 <u>39</u>（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ロ) 接続対象計画差対応電力 a 接続対象計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 接続対象計画差対応余剰電力 (a) 適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて、需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上、<u>24</u>（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 適用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いた	(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 接続対象計画差対応余剰電力 (a) 適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が、その30分の（５）ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて、需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上、<u>25</u>（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 適用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応電力 a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力 (a) 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いた

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
します。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ニ 給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて、給電指令時補給電力の算定上、25（給電指令時補給電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 a 適用範囲	します。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (a) 適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が、その30分の（５）への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。 (b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 ニ 給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて、給電指令時補給電力の算定上、26（給電指令時補給電力）にかかわらず、次のとおりといたします。 (イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金 a 適用範囲

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
<u>38</u>（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（５）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 (ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a 適用範囲 <u>38</u>（給電指令の実施等）（５）または（６）もしくは配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（５）チにより30分ごとに算定された値といたします。 d 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづ	<u>39</u>（給電指令の実施等）（４）または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（５）ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。 (ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a 適用範囲 <u>39</u>（給電指令の実施等）（５）<u>もしくは（６）または</u>配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b 給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c 給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、（５）チにより30分ごとに算定された値といたします。 d 給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづ

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
きインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、~~38~~（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。また、当社~~または~~配電事業者が指定する要件を有する発電設備等~~もしくは~~ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社~~または~~配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものいたします。 （５） 電力および電力量の算定 イ 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、~~30~~（電力および電力量の算定）（３）にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 ロ 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、~~30~~（電力および電力量の算定）（４）ロにかかわらず、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。 ハ 接続対象計画電力 接続対象計画電力は、~~30~~（電力および電力量の算定）（11）にかかわらず、ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。	きインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、<u>39</u>（給電指令の実施等）（５）により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。また、当社<u>もしくは</u>配電事業者が指定する要件を有する発電設備等<u>または</u>ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社<u>もしくは</u>配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものいたします。 （５） 電力および電力量の算定 イ 発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（３）にかかわらず、ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 ロ 発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（４）ロにかかわらず、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（１）のとおりといたします。 ハ 接続対象計画電力 接続対象計画電力は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（11）にかかわらず、ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ニ 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は、~~30~~（電力および電力量の算定）（12）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。 ホ 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は、~~30~~（電力および電力量の算定）（15）にかかわらず、への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 ヘ 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は、~~30~~（電力および電力量の算定）（16）にかかわらず、当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。 ト ベースライン ベースラインは、~~30~~（電力および電力量の算定）（17）にかかわらず、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごととい	ニ 接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（12）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（２）のとおりといたします。 ホ 需要抑制量調整受電計画電力 需要抑制量調整受電計画電力は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（15）にかかわらず、への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし、30分ごとに算定いたします。 ヘ 需要抑制量調整受電計画電力量 需要抑制量調整受電計画電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（16）にかかわらず、当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表７（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）（３）のとおりといたします。 ト ベースライン ベースラインは、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（17）にかかわらず、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕（１）イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごととい

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
たします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、１接続送電サービス等ごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 チ 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~30~~（電力および電力量の算定）（18）ロにかかわらず、次の（イ）、（ロ）および（ハ）によって算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。 （イ） 30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 （ロ） 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a 当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b ~~38~~（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始	たします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、１接続送電サービス等ごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 チ 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（18）ロにかかわらず、次の（イ）、（ロ）および（ハ）によって算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。 （イ） 30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 （ロ） 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 a 当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合 b <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－１電制（配電事業者の約款に定めるN－１電制を含みます。）を実施したとき。 c ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ヘの場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 (ハ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。 a 当社または配電事業者が~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量	時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－１電制（配電事業者の約款に定めるN－１電制を含みます。）を実施したとき。 c <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 d <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ヘの場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。 (ハ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。 a 当社または配電事業者が<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 b 当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。	(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 b 当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 <u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 c 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり、かつ、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 <u>38</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 c 当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり、かつ、当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 d 当社または配電事業者が~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合	令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 d 当社または配電事業者が<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 e 当社または配電事業者が~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~	<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 e 当社または配電事業者が<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合の給電指令等および<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、<u>39</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 38（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、38（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および38（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、38（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り、かつ、38（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に38（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 38（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、38（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、38（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、38（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。	（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り、かつ、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、39（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、39（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値とし、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 （c） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －~~38~~（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 （c） 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合 <u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホによる出力抑制対象電力量 －<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）へによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量 リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（19）ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－１電制（配電事業者の約款に定めるN－１電制を含みます。）を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき、<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは<u>38</u>（給電指令の実施等）（２）ヘの場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量 ヌ 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（20）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式に	発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（19）ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN－１電制（配電事業者の約款に定めるN－１電制を含みます。）を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）ヘの場合で、ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量 ヌ 接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（20）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
より算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、~~30~~（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量	より算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
ル 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、~~30~~（電力および電力量の算定）（21）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、~~30~~（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量	ル 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（21）にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（８）にかかわらず、当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量
ヲ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、~~30~~（電力および電力量の算定）（22）にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランスンググループごとに、30分ごとに、次の式に	ヲ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（22）にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランスンググループごとに、30分ごとに、次の式に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
より算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（14）イまたはロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} - \text{需要抑制量調整受電電力量}$ ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として<u>30</u>（電力および電力量の算定）（14）ロを適用し、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となる時の上式は、次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$ $+ \left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率（31〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$ －ベースライン ワ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、<u>30</u>（電力および電力量の算定）（23）にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需	より算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（14）イまたはロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{需要抑制量調整受電計画電力量} - \text{需要抑制量調整受電電力量}$ ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として<u>31</u>（電力および電力量の算定）（14）ロを適用し、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となる時の上式は、次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 $= \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$ $+ \left\{ \frac{\text{接続供給電力量} \times 1}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} \right\}$ －ベースライン ワ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）（23）にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、~~30~~（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量 （６） 託送供給等の実施 イ 接続供給の場合、契約者は、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 （７） 解 約 等 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、~~39~~（適正契約の	要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、<u>31</u>（電力および電力量の算定）(14)ロにかかわらず、当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量 （６） 託送供給等の実施 イ 接続供給の場合、契約者は、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に、配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。 ロ 発電量調整供給の場合、発電契約者は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。 ハ 需要抑制量調整供給の場合、需要抑制契約者は、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。 （７） 解 約 等 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、<u>40</u>（適正契約の

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには、<u>54</u>（解約等）（１）ハ（イ）、（ロ）、（ハ）または（ニ）にかかわらず、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ 託送供給の場合は、８（契約の要件）（１）を、発電量調整供給の場合は、８（契約の要件）（２）を、需要抑制量調整供給の場合は、８（契約の要件）（<u>3</u>）ロ、ハ、ニもしくはホまたは（２）を欠くに至った場合 ロ 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 （８） 発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（１）にかかわらず、原則として、当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バラン	保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには、<u>55</u>（解約等）（１）ハ（イ）、（ロ）、（ハ）または（ニ）にかかわらず、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。 イ 託送供給の場合は、８（契約の要件）（１）を、発電量調整供給の場合は、８（契約の要件）（２）を、需要抑制量調整供給の場合は、８（契約の要件）（<u>4</u>）ロ、ハ、ニもしくはホまたは（２）を欠くに至った場合 ロ 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ハ 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 ニ 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。 （８） 発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕 イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（１）にかかわらず、原則として、当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。 ロ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは、契約者の指定する発電バラン

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
シンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (イ) 発電量調整供給に係る料金は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）ロにかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、（ロ）により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ロ) インバランスリスク料は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ハ) 当社は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。	シンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が平成28年４月１日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。 (イ) 発電量調整供給に係る料金は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）ロにかかわらず、18（料金）（２）に定める料金、(ロ)により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。 (ロ) インバランスリスク料は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (ハ) 当社は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（５）トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。 また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。 (二) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、(ハ)にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（６）ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 (９) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 ~~38~~（給電指令の実施等）（２）への場合で、みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、（４）ニ(ロ) d,（５）チおよび(５)リにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 (10) その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。	なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。 (二) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、(ハ)にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。 ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（６）ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。 (９) 給電指令時補給電力料金に係る特別措置 ~~39~~（給電指令の実施等）（２）への場合で、みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは、（４）ニ(ロ) d,（５）チおよび(５)リにおいて、当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。 (10) その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。
~~18—近接性評価割引額の算定についての特別措置~~ (1) ~~契約者が、配電事業者の供給区域に立地する近接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者から、当該発電設備等に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）の近接性評価割引額の算定上、次のとおりといたします。~~	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
~~イ 当該近接性評価対象発電設備から配電事業者が受電した電力量を別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）ロ（イ）の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量とみなします。~~ ~~ロ 契約者が、附則17（バランシンググループの設定に係る特別措置）の適用を受けている発電契約者から当該近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）ロ（イ）bの当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量は、附則17（バランシンググループの設定に係る特別措置）（５）ロとし、当該発電バランシンググループの発電量調整受電電力量には、配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。~~ ~~ハ 契約者が、配電事業者の約款に定める発電契約者（附則17〔バランシンググループの設定に係る特別措置〕の適用を受けている発電契約者を除きます。）から当該近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）ロ（イ）aの当該発電バランシンググループに係る発電契約者が販売する電力量の計画値ならびに別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）ロ（イ）bの当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量および当該発電バランシンググループの発電量調整受電電力量は、配電事業者の約款に定めるところによります。~~ ~~（２） 契約者が、附則17（バランシンググループの設定に係る特別措置）の適用を受けている場合、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）における近接性評価割引額の算定上、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）ロ（ロ）および（ハ）の接続対象計画電力量は、附則17（バランシンググループの設定に係る特別措置）（５）ニとし、別表２（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）（２）ロ（ハ）の接続対象電力量には、配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。~~	
19 N－１電制の実施についての特別措置 （１） 当社は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN－１電制を実施したときは、~~38~~（給電指令の実施等）（~~10~~）にかかわらず、N－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのN－１電制時調達不足電力量に	18 N－１電制の実施についての特別措置 （１） 当社は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN－１電制を実施したときは、<u>39</u>（給電指令の実施等）（<u>11</u>）にかかわらず、N－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのN－１電制時調達不足電力量に

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 （２） 当社は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN－１電制を実施したときは、~~38~~（給電指令の実施等）（~~40~~）にかかわらず、N－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、N－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がN－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのN－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 （３） 当社は、~~38~~（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してN－１電制を実施したときは、~~38~~（給電指令の実施等）（~~40~~）にかかわらず、N－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、N－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がN－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。	再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。 （２） 当社は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN－１電制を実施したときは、<u>39</u>（給電指令の実施等）（<u>11</u>）にかかわらず、N－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、N－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がN－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのN－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。 （３） 当社は、<u>39</u>（給電指令の実施等）（２）イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してN－１電制を実施したときは、<u>39</u>（給電指令の実施等）（<u>11</u>）にかかわらず、N－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から、N－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がN－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>19 系統連系受電サービス等についての特別措置</u> <u>(1) 発電場所が、次のいずれかに該当する場合、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は、22（系統連系受電サービス）（２）ロおよびハならびに41（契約超過金）（２）ロおよびハに準じて定めます。</u> <u>なお、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上、次に定める比を、22（系統連系受電サービス）（２）ロおよび41（契約超過金）（２）ロに定める契約受電電力の比とみなします。</u> <u>また、発電場所がイ（ハ）に該当する場合、22（系統連系受電サービス）（３）イの基本料金および22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ハ）の系統設備効率化割引額の算定上、まったく発電または放電しない場合とは、1月においてイ（ハ）における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。</u> <u>イ 発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合</u> <u>(イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約等が締結されている場合</u> <u>発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比</u> <u>(ロ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合</u> <u>発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比</u> <u>(ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され、かつ、当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で、接続された電気を当社が無償で受電しているとき。</u> <u>発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比</u> <u>ロ イ（イ）、（ロ）または（ハ）に該当する場合で、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	とき。 <u>当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）</u> <u>なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。</u> <u>また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。</u> <u>ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。</u> <u>（２）（１）の場合で、特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず、当該契約を解約したときは、受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、系統連系受電契約は消滅するものとし、また、すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。</u> <u>なお、この場合には、当社は、その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。</u> <u>また、発電契約者と同一の者である発電者の場合は、当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。</u> <u>（３） 発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また、複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は、当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が、（１）イ（ハ）またはロ〔（１）イ（ハ）に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は、当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりとい</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>たします。</u> <u>イ 低圧で受電する場合で、その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。</u> <u>22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。</u> <u>ロ 低圧で受電する場合で、その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき、または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その１月の受電地点で記録型計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。</u> <u>（イ） 22（系統連系受電サービス）（２）イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。</u> <u>（ロ） 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力が10キロワット未満の場合は、次のとおりといたします。</u> <u>a 41（契約超過金）（２）イ（イ）またはロ（イ）における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。</u> <u>b 41（契約超過金）（２）イ（ロ）またはロ（ロ）における契約超過受電電力の算定上、10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。</u> <u>（４） 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>原則として、令和６年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。</u> <u>ロ 系統連系受電サービス料金等</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金は申し受けません。 <u>なお、発電場所において、イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、（イ）、（ロ）または（ハ）により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。</u> <u>（イ） 系統連系受電課金対象電力</u> a <u>イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合</u> <u>系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。</u> <u>なお、あん分に必要となる発電出力は、契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。</u> b <u>イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合</u> <u>系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。</u> <u>なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。</u> <u>また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。</u> <u>ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（８）イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	(ロ) 発電量調整受電電力量 a イの発電設備が、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（７）ハもしくは（８）イに準じて算定いたします。 b イの発電設備が、再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について、30（計量）（１）ただし書または附則５（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）（７）ハに準じて算定いたします。ただし、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき、算定いたします。 なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。 (ハ) 契約超過受電電力 a イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 (b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合 契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。</u> <u>b イの発電設備が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合</u> <u>(a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合</u> <u>契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。</u> <u>(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合</u> <u>契約超過受電電力は、その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。</u> <u>(５) 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供給に係る電気の電力量については、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は、次のとおりといたします。</u> <u>イ 発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当する場合</u> <u>22（系統連系受電サービス）（３）に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）（２）に定める契約超過金を申し受けません。</u> <u>ロ 発電設備が（４）イに定める適用範囲に該当しない場合</u> <u>発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し、22（系統連系受電サービス）（３）ロに定める電力量料金を申し受けます。</u> <u>(６) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款または離島等供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	は、次のとおりといたします。 イ 18（料金）（３）ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。 ロ 22（系統連系受電サービス）（２）における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）（２）における契約超過受電電力の算定上、次のとおりといたします。 （イ） 当社との電気の需給契約において、定額電灯または公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア未満の場合に限ります。）が適用されている場合を、電灯定額接続送電サービスが適用されている場合とみなします。 （ロ） 当社との電気の需給契約において、公衆街路灯Ａ（契約負荷設備の総容量が400ボルトアンペア以上の場合に限ります。）が適用されている場合、公衆街路灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量に準じて取り扱います。 （ハ） 当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなし、当社との電気の需給契約における契約電流を接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流とみなし、当社との電気の需給契約における契約容量を接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量とみなし、当社との電気の需給契約における臨時電灯Ａの契約負荷設備の総容量を電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量とみなします。 ハ 39（給電指令の実施等）（７）において、当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。 ニ 53（契約の廃止）（４）または55（解約等）（５）において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。 （７） 令和６年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で、イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は、別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間、ロまたはハといたします。 イ 近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年 12 月 27 日実施）		託送供給等約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）	
	都または県	対象となる市区町村	
	東京都	東京都23区（品川区を除く）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町	
	栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、野木町	
	群馬県	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
	茨城県	土浦市、古河市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、大洗町、五霞町	
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町	
	千葉県	千葉市（中央区、若葉区を除く）、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市	
	神奈川県	横浜市（鶴見区、中区、磯子区を除く）、川崎市（川崎区を除く）、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、二宮町、中井町、開成町、愛川町	
	山梨県	中央市、昭和町、忍野村	
	静岡県	沼津市、三島市、富士市、清水町、長泉町	
ロ 受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価			
22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)の割引区分A－2およびB－2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）（3）ハ(ロ)にかかわらず、22（系統連系受電サービス）			

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>（３）ハ(ロ)の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。</u> <u>ハ 受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価</u> <u>22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ロ)によって算定された系統設備効率化割引単価が、22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ロ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は、22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ロ)にかかわらず、22（系統連系受電サービス）（３）ハ(ロ)の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。</u>
	20 令和７年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置 <u>この約款実施の日から令和７年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または予備送電サービスの使用を制限または中止した場合の料金については、39（給電指令の実施等）（９）または(10)にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>（１） 当社は、39（給電指令の実施等）（２）イ、ロ、ハ、トまたは(３)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。</u> <u>イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。</u> <u>（イ） 割 引 の 対 象</u> <u>電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ロ、ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。</u> <u>（ロ） 割 引 率</u> <u>１月中の制限し、または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	(ハ) 制限または中止延べ日数の計算 <u>延べ日数は、１日のうち延べ１時間以上制限し、または中止した日を１日として計算いたします。</u> ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合 (イ) 割引の対象 <u>当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、33（料金の算定）（１）イ、ロ、ニまたはホの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。</u> (ロ) 割引率 <u>１月中の制限し、または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。</u> (ハ) 制限または中止延べ時間数の計算 <u>延べ時間数は、１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、１時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。</u> <u>なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。</u> <u>（算式）</u> a 接続供給電力を制限した場合 $H' = H \times (D - d) / D$ <u>H' = 修正時間</u> <u>H = 制限時間</u> <u>D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力</u> <u>d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値</u> b 接続供給電力量を制限した場合 $H' = H \times (A - B) / A$

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>H' = 修正時間</u> <u>H = 制限時間</u> <u>A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量</u> <u>B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量</u> <u>c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。</u> <u>(２) (１)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は、１月につき１日を限って計算に入れません。</u> <u>なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。</u> <u>(３) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(１)および(２)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</u>
	21 料金についての切替措置 <u>令和６年４月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、33（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u> <u>なお、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の電力量料金は、料金の算定期間における令和６年４月１日の前後それぞれの期間の接続供給電力量により算定いたします。</u>
別 表 ~~2~~ 近接性評価地域および近接性評価割引額の算定 (1) 近接性評価地域 次の地域を近接性評価地域といたします。	別 表

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）			託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
	都または県	対象となる市区町村			
	~~東 京 都~~	~~東京都23区（品川区を除く）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町~~			
	~~栃 木 県~~	~~宇都宮市、小山市、真岡市、野木町~~			
	~~群 馬 県~~	~~伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町~~			
	~~茨 城 県~~	~~土浦市、古河市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、大洗町、五霞町~~			
	~~埼 玉 県~~	~~さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志本市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町~~			
	~~千 葉 県~~	~~千葉市（中央区、若葉区を除く）、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市~~			
	~~神 奈 川 県~~	~~横浜市（鶴見区、中区、磯子区を除く）、川崎市（川崎区を除く）、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、二宮町、中井町、開成町、愛川町~~			
	~~山 梨 県~~	~~中央市、昭和町、忍野村~~			
	~~静 岡 県~~	~~沼津市、三島市、富士市、清水町、長泉町~~			
なお、平成28年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で、次の地域（以下「旧近接性評価地域」といいます。）に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所については、当分の間、近接性評価対象地域に含めるものといたします。					

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）			託送供給等約款（令和6年4月1日実施）		
都または県	対 象 と な る 市 区 町 村				
東 京 都	品川区、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村				
埼 玉 県	秩父市、飯能市、加須市、本庄市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町				
神 奈 川 県	横浜市鶴見区、横浜市中区、横浜市磯子区、川崎市川崎区、相模原市緑区、三浦市、葉山町、大磯町、大井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村				
山 梨 県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北柱市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村				
静 岡 県	熱海市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町				

また、近接性評価地域および近接性評価割引単価については、原則として、国において検討を実施している系統に係る費用の一部を発電者から回収する制度における割引地域設定等にともない見直しを行なうものといたします。

（２）近接性評価割引額の算定

イ 近接性評価割引単価

近接性評価割引単価は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	69銭
	受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	41銭
	受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	21銭

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
ただし、平成28年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場で、旧近接性評価地域に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所に係る近接性評価割引単価は、受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合の単価を適用いたします。 ~~ロ 近接性評価割引電力量~~ ~~(イ) 近接性評価割引電力量は、次の a および b にもとづき算定した発電バランシンググループごとの電力量を30分ごとに合計したものとし、近接性評価割引単価の区分ごとに算定いたします。~~ ~~a 発電バランシンググループごとの電力量は、30分ごとに次の算式により算定いたします。~~ 当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量 × 当該発電バランシンググループに係る発電契約者から調達する電力量の計画値 当該発電バランシンググループに係る発電契約者が販売する電力量の計画値の合計値 ~~ｂ 発電バランシンググループの発電量調整受電電力量が、当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量を上回る場合、当該発電バランシンググループに係る a の電力量の算定上、その30分の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量は、次の算式により算定された値といたします。~~	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量の実績値 $\times \frac{\text{当該発電バランシンググループの発電量調整受電計画電力量}}{\text{当該発電バランシンググループの発電量調整受電電力量}}$ ~~(v) 契約者が調達する電力量が接続対象計画電力量を上回る場合、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(i)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。~~ $(i) \text{によって近接性評価割引電力量として算定された値} \times \frac{\text{接続対象計画電力量}}{\text{契約者が調達する電力量}}$ ~~(v) 接続対象電力量が接続対象計画電力量を下回る場合は、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(i)および(v)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。~~ $(i) \text{および}(v) \text{によって近接性評価割引電力量として算定された値} \times \frac{\text{接続対象電力量}}{\text{接続対象計画電力量}}$ ~~ハ 近接性評価割引額~~ 近接性評価割引額は、近接性評価割引単価の区分ごとに30分ごとの近接性評価割引電力量のその1月（毎月1日から当該月の末日までといたします。）の合計値に(2)イに定める単価を適用して算定された金額の合計といたします。	
	<u>2 系統設備効率化割引の対象変電所等</u> <u>(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年 12 月 27 日実施）	託送供給等約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																																				
	次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。 <table><tr><th>割引区分</th><th>都または県</th><th>割引対象変電所等</th></tr><tr><td rowspan="5">A－1</td><td>東京都</td><td>上野変電所，青梅変電所，北多摩変電所，城南変電所，新宿変電所，新多摩変電所，水道橋変電所，世田谷変電所，西東京変電所，練馬変電所，東新宿変電所，墨東変電所，南多摩変電所</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>新所沢変電所，新飯能変電所，豊岡変電所，中東京変電所，新座変電所，南狭山変電所</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>荏田変電所，北相模変電所 1・2・3 バンク，新秦野変電所</td></tr><tr><td>山梨県</td><td>東山梨変電所</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>新富士変電所</td></tr><tr><td rowspan="6">A－2</td><td>東京都</td><td>多摩変電所</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>西毛変電所，新新田変電所，新榛名変電所，東毛変電所，西群馬開閉所，東群馬変電所</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>上尾変電所，北熊谷変電所，北与野変電所，京北変電所，新岡部変電所，新坂戸変電所，新秩父開閉所，西越谷変電所，南川越変電所</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>北相模変電所 4・5 バンク，港北変電所</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>信濃川変電所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）</td></tr><tr><td>長野県</td><td>新信濃変電所（中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域）</td></tr><tr><td rowspan="4">A－3</td><td>東京都</td><td>江東変電所</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>新今市開閉所，新栃木変電所</td></tr><tr><td>茨城県</td><td>新古河変電所</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>北葛飾変電所，北東京変電所</td></tr></table>	割引区分	都または県	割引対象変電所等	A－1	東京都	上野変電所，青梅変電所，北多摩変電所，城南変電所，新宿変電所，新多摩変電所，水道橋変電所，世田谷変電所，西東京変電所，練馬変電所，東新宿変電所，墨東変電所，南多摩変電所	埼玉県	新所沢変電所，新飯能変電所，豊岡変電所，中東京変電所，新座変電所，南狭山変電所	神奈川県	荏田変電所，北相模変電所 1・2・3 バンク，新秦野変電所	山梨県	東山梨変電所	静岡県	新富士変電所	A－2	東京都	多摩変電所	群馬県	西毛変電所，新新田変電所，新榛名変電所，東毛変電所，西群馬開閉所，東群馬変電所	埼玉県	上尾変電所，北熊谷変電所，北与野変電所，京北変電所，新岡部変電所，新坂戸変電所，新秩父開閉所，西越谷変電所，南川越変電所	神奈川県	北相模変電所 4・5 バンク，港北変電所	新潟県	信濃川変電所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）	長野県	新信濃変電所（中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域）	A－3	東京都	江東変電所	栃木県	新今市開閉所，新栃木変電所	茨城県	新古河変電所	埼玉県	北葛飾変電所，北東京変電所
割引区分	都または県	割引対象変電所等																																			
A－1	東京都	上野変電所，青梅変電所，北多摩変電所，城南変電所，新宿変電所，新多摩変電所，水道橋変電所，世田谷変電所，西東京変電所，練馬変電所，東新宿変電所，墨東変電所，南多摩変電所																																			
	埼玉県	新所沢変電所，新飯能変電所，豊岡変電所，中東京変電所，新座変電所，南狭山変電所																																			
	神奈川県	荏田変電所，北相模変電所 1・2・3 バンク，新秦野変電所																																			
	山梨県	東山梨変電所																																			
	静岡県	新富士変電所																																			
A－2	東京都	多摩変電所																																			
	群馬県	西毛変電所，新新田変電所，新榛名変電所，東毛変電所，西群馬開閉所，東群馬変電所																																			
	埼玉県	上尾変電所，北熊谷変電所，北与野変電所，京北変電所，新岡部変電所，新坂戸変電所，新秩父開閉所，西越谷変電所，南川越変電所																																			
	神奈川県	北相模変電所 4・5 バンク，港北変電所																																			
	新潟県	信濃川変電所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）																																			
	長野県	新信濃変電所（中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域）																																			
A－3	東京都	江東変電所																																			
	栃木県	新今市開閉所，新栃木変電所																																			
	茨城県	新古河変電所																																			
	埼玉県	北葛飾変電所，北東京変電所																																			

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
		神 奈 川 県	中相模変電所，西横浜変電所
		福 島 県	南いわき開閉所（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域）
		B－１ 東 京 都	葵町変電所，青戸変電所，青葉町変電所，青山変電所，赤坂変電所，赤羽変電所，昭島変電所，秋留変電所，浅川変電所，浅草変電所，旭町変電所，麻布変電所，小豆沢変電所，愛宕変電所，綾瀬変電所，新井宿変電所，荒木町変電所，有明町変電所，飯倉変電所，飯田橋変電所，井口変電所，伊興変電所，石川町変電所，板橋変電所，市ヶ谷変電所，一之江変電所，稲城変電所，稲荷台変電所，稲荷町変電所，犬目変電所，井之頭変電所，今川変電所，入谷町変電所，岩淵変電所，岩本町変電所，上野変電所，宇喜田変電所，浮間変電所，内幸町変電所，厩橋変電所，梅島変電所，梅田東変電所，江古田変電所，枝川町変電所，江戸橋変電所，荏原変電所，扇橋変電所，青梅変電所，青梅橋変電所，大泉変電所，大久野変電所，王子変電所，大島変電所，尾久変電所，奥戸変電所，小作変電所，押部変電所，落合変電所，お茶の水変電所，音羽変電所，小名木川変電所，尾山台変電所，貝取変電所，蠣浜変電所，梶野変電所，鍛冶橋変電所，柏町変電所，春日変電所，霞ヶ関変電所，片倉変電所，金町変電所，要町変電所，上大崎変電所，上荻変電所，加美平変電所，上高田変電所，上平井変電所，上富士変電所，上用賀変電所，亀戸変電所，茅場町変電所，河田町変電所，河原町変電所，神田変電所，神田東口変電所，菊川変電所，北綾瀬変電所，北小岩変電所，北渋谷変電所，北新宿変電所，北千住変電所，北園変電所，北戸山変電所，北野変電所，北堀切変電所，北山変電所，吉祥寺変電所，御苑前変電所，清瀬変電所，錦糸町変電所，久ヶ原変電所，九段変電所，国立変電所，久保町変電所，久米川変電所，藏前変電所，車返変電所，久留米変電所，月光町変電所，小合変電所，恋ヶ窪変電所，小岩変電所，麴町変電所，庚申塚変電所，郷地変電所，小金井変電所，国分寺南変電所，小島変電所，小平変電所，五反田変電所，狛江変電所，駒沢変電所，小松川変電所，小峰変電所，小茂根変電所，金王坂変電所，境変電所，笹塚変電所，左門町変電所，沢井変電所，三番町変電所，残堀変電所，鹿浜変電所，鹿骨変電所，信濃町変電所，篠崎変電所，柴崎変電所，渋谷変電所，渋谷変電所，志村変電所，下清戸変電所，下十条変電所，下沼田変電所，下丸子変電所，石神井変電所，自由ヶ丘変電所，十間川変電所，白魚橋変電所，白子変電所，新和泉町変電所，新小川町変電所，神泉町変電所，新富変電所，新橋変電所，神保町変電所，巢鴨変電所，鈴木町変電所，須田町変電所，砂川変電所，砂町変電所，隅

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）			
			田変電所、駿河台変電所、諏訪木変電所、成城変電所、清正公前変電所、聖蹟桜ヶ丘変電所、関町変電所、世田谷変電所、浅間町変電所、千石町変電所、千人町変電所、祖師谷変電所、外神田変電所、台町変電所、大楽寺変電所、高井戸変電所、高砂変電所、高島平変電所、高幡変電所、高幡不動変電所、鷹番変電所、高松変電所、田柄変電所、内匠変電所、堅川変電所、田無変電所、田端変電所、田町変電所、玉の井変電所、千歳変電所、千歳船橋変電所、千早変電所、調布変電所、調布ヶ丘変電所、築地変電所、月島変電所、堤方変電所、弦巻変電所、鶴巻町変電所、寺島変電所、寺田変電所、田園調布変電所、通町変電所、徳丸変電所、戸崎変電所、等々力変電所、飛田給変電所、富ヶ谷変電所、戸山変電所、豊玉変電所、仲御徒町変電所、中神変電所、中川変電所、中河原変電所、中小岩変電所、長島変電所、中台変電所、永田町変電所、中野変電所、中丸変電所、長峰変電所、中村橋変電所、並木橋変電所、西赤羽変電所、西新井変電所、西板橋変電所、西大泉変電所、西落合変電所、西蒲田変電所、西亀有変電所、西茅場変電所、西北原変電所、錦町変電所、西銀座変電所、西久保変電所、西五反田変電所、西新宿変電所、西巢鴨変電所、西台変電所、西八丁堀変電所、西舟渡変電所、日暮里変電所、二の橋変電所、貫井変電所、根ヶ布変電所、根岸変電所、練馬変電所、野方変電所、拝島変電所、白山変電所、箱根ヶ崎変電所、橋場変電所、蓮沼変電所、蓮根変電所、八王子変電所、八幡山変電所、初台変電所、花園変電所、馬場先変電所、浜町変電所、浜松町変電所、原宿変電所、晴海変電所、番衆変電所、番町変電所、東池袋変電所、東内幸町変電所、東尾久変電所、東葛西変電所、東亀有変電所、東銀座変電所、東小岩変電所、東品川変電所、東中野変電所、東村山変電所、東大和変電所、光が丘変電所、氷川変電所、一ツ橋変電所、日野変電所、日之出変電所、日比谷変電所、碑文谷変電所、平山変電所、広尾変電所、深川変電所、福神橋変電所、福住変電所、袋町変電所、布田変電所、二葉町変電所、府中変電所、福生変電所、船堀橋変電所、別所変電所、保谷変電所、保木間変電所、堀江変電所、堀切変電所、本蒲田変電所、本銀町変電所、本郷変電所、本所変電所、前野変電所、馬込変電所、増戸変電所、町田変電所、町屋変電所、松島変電所、松葉町変電所、松原変電所、丸の内変電所、三河島変電所、瑞穂町変電所、水元変電所、三鷹変電所、三鷹台変電所、道塚変電所、緑町変電所、南青山変電所、南池袋変電所、南泉変電所、南木挽町変電所、南鞆町変電所、南柴崎変電所、南新橋変電所、南砂町変電所、南千住変電所、南田中変電所、南中野変電所、みなみ野変電所、南浜橋変電所、南馬込変電所、明神町変電所、向島変電所、向台変電所、村山変電所、目黒変電所、目白変電所、元麻布変電所、元横山変電所、師岡変電所、矢口	

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
				変電所，八坂変電所，矢崎変電所，柳島変電所，柳田変電所，谷原変電所，谷保変電所，大和町変電所，由木変電所，湯島変電所，用賀変電所，芳町変電所，六本木変電所，若葉町変電所，早稲田変電所
			茨 城 県	学園都市変電所，木戸変電所，五霞変電所
			埼 玉 県	秋ヶ瀬変電所，朝霞変電所，旭台変電所，あずま変電所，愛宕町変電所，天沼変電所，伊奈変電所，伊原変電所，入曽変電所，入間変電所，植田谷変電所，上ノ原変電所，浦和変電所，大石変電所，大瀬変電所，大広戸変電所，大袋変電所，大宮変電所，大宮桜木変電所，大和田変電所，加倉変電所，加納変電所，上青木変電所，上吉羽変電所，亀久保変電所，川口変電所，川口芝変電所，川口戸塚変電所，川口本町変電所，川寺変電所，川西変電所，木崎変電所，岸町変電所，北足立変電所，北大宮変電所，北川口変電所，北坂戸変電所，久喜変電所，栗橋変電所，黒谷変電所，鴻巣変電所，幸松変電所，越谷変電所，越谷宮本変電所，小堤変電所，小手指変電所，さいたま新都心変電所，幸町変電所，鷲高変電所，笹目北町変電所，幸手変電所，狭山変電所，三野宮変電所，慈恩寺変電所，志木変電所，下郷変電所，下富変電所，菖蒲変電所，庄和変電所，白岡変電所，白幡変電所，新郷変電所，杉戸変電所，清門変電所，草加変電所，草加稲荷変電所，大門変電所，武里変電所，田島変電所，竹間沢変電所，所沢変電所，戸田公園変電所，豊岡変電所，中曽根変電所，並木変電所，西川越変電所，西草加変電所，西袋変電所，西堀変電所，西蔵変電所，二度栗山変電所，野火止変電所，蓮田変電所，原山変電所，東浦和変電所，東川口変電所，東北野変電所，東久喜変電所，東越谷変電所，東町変電所，東八潮変電所，膝折変電所，美女木変電所，平方変電所，深作変電所，福原変電所，ふじみ野変電所，星の宮変電所，堀の内変電所，前谷変電所，松郷変電所，松伏変電所，美笹変電所，三郷変電所，瑞穂変電所，南越谷変電所，南町変電所，南辻変電所，宮代変電所，宮戸変電所，宮前変電所，武蔵大井変電所，武蔵藤沢変電所，宗岡変電所，館橋変電所，八木崎変電所，八潮変電所，谷塚町変電所，柳瀬変電所，横曽根変電所，吉川変電所，吉野変電所，与野変電所，寄巻変電所，領家変電所，脇田変電所，和光変電所，鷲宮変電所，蕨変電所
			千 葉 県	茜浜変電所，我孫子変電所，市川第二変電所，浦安変電所，江戸川台変電所，大洲変電所，大谷口変電所，海神変電所，海浜変電所，柏変電所，柏井変電所，柏高田変電所，柏東口変電所，葛飾変電所，金ヶ作変電所，鎌ヶ谷変電所，北栄変電所，北三咲変電所，行徳変電所，検見川変電所，小

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
				金変電所，酒井根変電所，鷺沼変電所，作草部変電所，塩焼変電所，下貝塚変電所，菅野変電所，園生変電所，鷹の台変電所，塚田変電所，津田沼変電所，坪井変電所，出洲変電所，富塚変電所，長作変電所，長沼変電所，流山変電所，習志野変電所，西千葉変電所，西松戸変電所，根戸変電所，原木変電所，東松戸変電所，二和東変電所，船橋変電所，平和台変電所，本町変電所，舞浜変電所，幕張変電所，幕張本郷変電所，増尾変電所，松戸変電所，松飛台変電所，湊町変電所，南園生変電所，南山変電所，美浜変電所，麦丸変電所，本大久保変電所，本中山変電所，矢切変電所，八柱変電所，八幡変電所，六和変電所
			神 奈 川 県	愛川変電所，青木町変電所，あざみ野変電所，綾瀬台変電所，生田変電所，伊勢原変電所，市ヶ尾変電所，岩戸変電所，梅田変電所，恵比須町変電所，海老名変電所，大磯変電所，大塚変電所，大沼変電所，大野変電所，大庭変電所，大谷変電所，岡田変電所，片瀬変電所，亀井野変電所，鴨志田変電所，川井変電所，木古庭変電所，北相模変電所，衣笠変電所，鶴沼変電所，久里浜変電所，高座変電所，御所見変電所，佐江戸変電所，相模大野変電所，相模台変電所，桜山変電所，座間変電所，寒川変電所，三田変電所，下沖変電所，湘南変電所，白鷺変電所，神明変電所，末広町変電所，清新変電所，瀬谷変電所，大黒ふ頭変電所，宝町変電所，武山変電所，城藤沢変電所，田村変電所，茅ヶ崎変電所，辻堂変電所，中井変電所，中津変電所，中山変電所，西鶴間変電所，西横浜変電所，根坂間変電所，長谷変電所，秦野変電所，馬入変電所，引地川変電所，ひばりが丘変電所，比々多変電所，平台変電所，平塚変電所，比留川変電所，深見変電所，二ツ橋変電所，平成町変電所，馬堀変電所，三浦変電所，三崎変電所，緑が丘変電所，宮地変電所，六会変電所，大和変電所，横須賀変電所，若松町変電所
		B－２	東 京 都	阿佐ヶ谷変電所，池尻変電所，牛込変電所，宇田川変電所，梅屋敷変電所，恵比寿変電所，追分変電所，大井変電所，大岡山変電所，大崎変電所，大宮前変電所，大森変電所，荻窪変電所，柏木変電所，蒲田変電所，上北沢変電所，上通変電所，木曽変電所，糞谷変電所，桜丘変電所，鮫洲変電所，三軒茶屋変電所，芝浦変電所，下井草変電所，凶師町変電所，洗足変電所，千駄ヶ谷変電所，代沢変電所，台場変電所，平町変電所，竹町変電所，角筈変電所，鶴川変電所，天空橋変電所，戸越変電所，豊島町変電所，成宗変電所，成瀬変電所，南海橋変電所，南郷変電所，西芝浦変電所，原町田変電所，東大崎変電所，東北沢変電所，東世田谷変電所，広町変電所，前沢変電所，南荏原変電所，森

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
				ヶ崎変電所、森野変電所、祐天寺変電所、淀橋変電所、代々木変電所、六郷変電所、和田堀変電所
		栃 木 県		宇都宮変電所、江曾島変電所、栗山変電所、宿郷変電所、砂田変電所、匠町変電所、中禅寺変電所、鶴田変電所、戸祭変電所、馬場通変電所、平石変電所、平出変電所、松ヶ峰変電所、真岡変電所、築瀬町変電所
		群 馬 県		天川変電所、伊勢崎変電所、井野川変電所、岩神変電所、北高崎変電所、倉賀野変電所、曲輪町変電所、下和田変電所、新前橋変電所、須田貝変電所、高崎変電所、館林変電所、問屋町変電所、前橋変電所、水上変電所、宮郷変電所、宮元町変電所
		茨 城 県		牛谷変電所、大町変電所、北川辺変電所、北多賀変電所、古河変電所、下館変電所、白梅変電所、助川変電所、総和変電所、多賀変電所、高津変電所、つくば並木変電所、土浦変電所、取手変電所、中土浦変電所、根本変電所、東取手変電所、日立変電所、常陸海浜変電所、水戸変電所、南古河変電所、守谷変電所、結城変電所
		埼 玉 県		吾野変電所、今井変電所、大中居変電所、桶川変電所、柏原変電所、加須変電所、上広瀬変電所、上福岡変電所、川越変電所、北加須変電所、北本変電所、行田変電所、熊谷変電所、腰越変電所、坂戸変電所、指扇変電所、千本桜変電所、草加青柳変電所、秩父変電所、飯能変電所、東熊谷変電所、日高変電所、深谷変電所、本庄変電所、的場変電所、三ヶ尻変電所、箕田変電所、南篠崎変電所、南山田変電所、芳野台変電所
		千 葉 県		吾妻町変電所、市原変電所、犬吠変電所、うすい変電所、渾河変電所、上高野変電所、鴨川変電所、黒砂変電所、五井変電所、公津東変電所、三ヶ尾変電所、潮見変電所、鹿渡変電所、志津変電所、蘇我変電所、高師変電所、千種変電所、千葉変電所、出口変電所、寺台変電所、東金変電所、富浦変電所、長浦変電所、西成田変電所、根郷変電所、野田変電所、富士見町変電所、船尾変電所、宮崎変電所、明神変電所、八千代台変電所、吉橋変電所、若松台変電所
		神 奈 川 県		足柄変電所、厚木変電所、新玉変電所、有馬変電所、飯山変電所、石川変電所、伊勢佐木町変電所、磯子変電所、井田変電所、市沢変電所、井土ヶ谷変電所、稲荷変電所、浮島変電所、内山変電所、大船変電所、恩田変電所、貝山変電所、笠間町変電所、梶ヶ谷変電所、鹿島田変電所、加瀬変電所、神奈川変電所、金沢変電所、金子変電所、鎌倉変

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）		
				電所，上大岡変電所，上永谷変電所，上和田変電所，川崎変電所，川尻変電所，菊名変電所，岸根変電所，北幸変電所，北寺尾変電所，北の原変電所，久地変電所，弘明寺変電所，黒川変電所，国府津変電所，港南台変電所，強羅変電所，古淵変電所，小港変電所，子安変電所，境木変電所，栄町変電所，相模原変電所，桜木町変電所，桜橋変電所，笹下変電所，幸浦変電所，さちが丘変電所，塩浜変電所，品濃変電所，下野毛変電所，白根変電所，末吉変電所，菅沼変電所，杉田変電所，住吉町変電所，仙石変電所，センター北変電所，大師変電所，高田変電所，竹松変電所，多古変電所，田名変電所，多摩川変電所，丹沢湖変電所，長後変電所，長者町変電所，塚原変電所，津久井変電所，土橋変電所，網島変電所，鶴ヶ峰変電所，鶴見変電所，戸塚変電所，富岡変電所，鳥山変電所，中島変電所，中町変電所，仲通変電所，中野島変電所，中野町変電所，中原変電所，中堀変電所，中和田変電所，生麦変電所，日進町変電所，新羽変電所，能見台変電所，登戸変電所，箱根変電所，橋本変電所，早川変電所，東扇島変電所，東方変電所，東神奈川変電所，東戸塚変電所，東橋本変電所，東山田変電所，日吉変電所，福浦変電所，藤野変電所，星川変電所，保土ヶ谷変電所，堀川変電所，堀西変電所，本牧変電所，舞岡変電所，水沢変電所，溝ノ口変電所，三ツ沢変電所，みなとみらい変電所，南吉田変電所，峰変電所，宮本変電所，御幸変電所，六浦変電所，矢部変電所，山下町変電所，山手変電所，湯河原変電所，百合ヶ丘変電所，横浜変電所，林間変電所，若宮変電所，渡田変電所
		山 梨 県		飯田町変電所，飯富変電所，上野原変電所，大津変電所，鐘ヶ淵変電所，上吉田変電所，河口湖変電所，国母変電所，駒橋変電所，幸変電所，桜町変電所，塩沢変電所，田野倉変電所，玉諸変電所，徳行変電所，富沢変電所，初狩変電所，早川第一変電所，早川第三変電所，平野変電所，富士吉田変電所，身延変電所，八代変電所，山中変電所，山梨変電所，竜王変電所
		静 岡 県		熱海変電所，厚原変電所，伊豆戸田変電所，伊東変電所，稲取変電所，今泉変電所，宇佐美変電所，大室変電所，岡宮変電所，香貫変電所，三軒家変電所，下田変電所，城内変電所，新富士変電所，堰原変電所，高島変電所，堅堀変電所，津田変電所，土肥変電所，堂庭変電所，長岡変電所，中土狩変電所，沼津変電所，初川変電所，原変電所，広小路変電所，富士変電所，間門変電所，松崎変電所，松本変電所，三島変電所，南御殿場変電所，宮島変電所，八幡野変電所，吉原変電所

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	なお、系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については、<u>原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。</u> <u>（２） 系統設備効率化割引の割引区分の適用</u> イ <u>（１）の割引区分は、10（契約の成立および契約期間）（１）により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。</u> <u>なお、連系変電所等については、原則として令和10年４月１日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。</u> <u>また、令和６年３月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場所については、原則としてこの約款の実施期日までに当社が選定し、発電者にお知らせした連系変電所等により適用いたします。</u> ロ <u>（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても、（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。</u> ハ <u>（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても、（１）の割引区分は、イにより適用するものといたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。</u> ニ <u>令和６年４月１日以降、受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について、発電量調整供給の開始または変更以降、（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は、その次の（１）に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り、次のとおりといたします。ただし、適用される22（系統連系受電サービス）（３）ハ（ロ）の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。</u>

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）			
		<u>見直し前の 割引区分</u>	<u>見直し後の割引区分</u>	<u>適用される割引区分</u>
		<u>A－１</u>	<u>A－１，A－２，A－３ または割引対象外</u>	<u>A－１</u>
	<u>A－２</u>	<u>A－１</u>	<u>A－１</u>	
		<u>A－２，A－３または 割引対象外</u>	<u>A－２</u>	
	<u>A－３</u>	<u>A－１</u>	<u>A－１</u>	
		<u>A－２</u>	<u>A－２</u>	
		<u>A－３または割引対象外</u>	<u>A－３</u>	
	<u>B－１</u>	<u>B－１，B－２または 割引対象外</u>	<u>B－１</u>	
	<u>B－２</u>	<u>B－１</u>	<u>B－１</u>	
		<u>B－２または割引対象外</u>	<u>B－２</u>	
５ 平均力率の算定 （１） 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 平均力率（パーセント）＝ 有効電力量 ×100 √(有効電力量)²+(無効電力量)² （２） 有効電力量および無効電力量の計量については、~~29~~（計量）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、~~29~~（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受	５ 平均力率の算定 （１） 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 平均力率（パーセント）＝ 有効電力量 ×100 √(有効電力量)²+(無効電力量)² （２） 有効電力量および無効電力量の計量については、<u>30</u>（計量）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、<u>30</u>（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受			

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものいたします。	電電圧および供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものいたします。
７ 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い （１） 発電量調整受電計画電力量の取扱い 発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不相当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。 イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。） ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。 この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。	７ 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い （１） 発電量調整受電計画電力量の取扱い 発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。 ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不相当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。 イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。） ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。 この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
発電バランシンググループごとの発電計画 $= \frac{\text{みなし発電計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$	発電バランシンググループごとの発電計画 $= \frac{\text{みなし発電計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$
（２） 接続対象計画電力量の取扱い 接続対象計画電力量は、原則として、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。 ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。 イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。） ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。	（２） 接続対象計画電力量の取扱い 接続対象計画電力量は、原則として、別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。 ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。 イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。） ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。
（３） 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる	（３） 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
場合には、当該計画は次に定める値とみなします。 (イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。） (ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、(イ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の(イ)または(ロ)に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となるときの~~30~~（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。 $\begin{array}{l} \text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画} \\ \text{みなし需要抑制計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における需} \\ \text{要抑制バランシンググループごと} \\ = \\ \hline \text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値} \end{array}$ (イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といた	場合には、当該計画は次に定める値とみなします。 (イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合 卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は、通知を受けた変更後の値といたします。また、約定がない場合は零とみなします。） (ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、(イ)以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合 需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。） ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の(イ)または(ロ)に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となるときの³¹（電力および電力量の算定）(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。 なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。 $\begin{array}{l} \text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画} \\ \text{みなし需要抑制計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における需} \\ \text{要抑制バランシンググループごと} \\ = \\ \hline \text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値} \end{array}$ (イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といた

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
します。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値 （ロ） 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値	します。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値 （ロ） 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合 販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値
８ 電力量の協定 電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 （１） 定額制供給の場合の接続供給電力量 イ 接続供給電力量の算定式 その１月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、~~32~~（料金の算定）（１）イ、ロ、~~㍑~~または~~㍒~~の場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。	８ 電力量の協定 電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 （１） 定額制供給の場合の接続供給電力量 イ 接続供給電力量の算定式 その１月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、<u>33</u>（料金の算定）（１）イ、ロ、<u>㍑</u>または<u>㍒</u>の場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）

電灯定額 接続送電 サービス	電灯である 契約負荷設 備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別 使用時間
		10ワットをこえ20ワットまで の1灯につき	20ワット×ロに定める月別 使用時間
		20ワットをこえ40ワットまで の1灯につき	40ワット×ロに定める月別 使用時間
		40ワットをこえ60ワットまで の1灯につき	60ワット×ロに定める月別 使用時間
		60ワットをこえ100ワットま での1灯につき	100ワット×ロに定める月 別使用時間
		100ワットをこえる1灯につ き100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月 別使用時間
	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき		20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使用 時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使用 時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

託送供給等約款（令和6年4月1日実施）

電灯定額 接続送電 サービス	電灯である 契約負荷設 備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別 使用時間
		10ワットをこえ20ワットまで の1灯につき	20ワット×ロに定める月別 使用時間
		20ワットをこえ40ワットまで の1灯につき	40ワット×ロに定める月別 使用時間
		40ワットをこえ60ワットまで の1灯につき	60ワット×ロに定める月別 使用時間
		60ワットをこえ100ワットま での1灯につき	100ワット×ロに定める月 別使用時間
		100ワットをこえる1灯につ き100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月 別使用時間
	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき		20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使用 時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使用 時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
イ 過去の接続供給電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間の日数}}{\text{協定期間の日数}}$ (ロ) 前３月間の接続供給電力量による場合 $\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間の日数}}{\text{協定期間の日数}}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間の日数}}{\text{協定期間の日数}}$ ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、62（計量器等の取付け）に準ずるものとした	イ 過去の接続供給電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間の日数}}{\text{協定期間の日数}}$ (ロ) 前３月間の接続供給電力量による場合 $\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間の日数}}{\text{協定期間の日数}}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間の日数}}{\text{協定期間の日数}}$ ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、63（計量器等の取付け）に準ずるものとした

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
します。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 計量電力量 100パーセント+（±誤差率） なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。 (イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 (4) 発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。	します。 ホ 公差をこえる誤差により修正する場合 計量電力量 100パーセント+（±誤差率） なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。 (イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月 (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 (3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。 (4) 発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。
9 需要計画・調達計画・販売計画 需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	9 需要計画・調達計画・販売計画 需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）						託送供給等約款（令和6年4月1日実施）								
対 象 期 間		年間計画 （第1年度、 第2年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌日計画	当日計画	対 象 期 間		年間計画 （第1年度、 第2年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの 実需給の開 始時刻の1 時間前	通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの 実需給 の開始時 刻の1時 間前
通知の内容	需要想定値	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの接続 対象電力	30分ごとの接続対象電 力量		通知の内容	需要想定値	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの接続 対象電力	週間計画と 同一の時刻 の接続対象 電力	30分ごとの接続対象 電力量	
	需要想定値 に対する 調 達 計 画 ・販売計画	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの接続 対象電力に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	30分ごとの接続対象電 力量に対する 発電契約者 、契約者ま たは需要抑 制契約者ご との調達分 および販売 分の計画値			需要想定値 に対する 調 達 計 画 ・販売計画	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの接続 対象電力に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	週間計画と 同一の時刻 の接続対象 電力に 対する 発電契約 者、契約 者または 需要抑制 契約者ご との調達 分および 販売分の 計画値	30分ごとの接続対象 電力量に対する 発電契約者 、契約者ま たは需要抑 制契約者ご との調達分 および販売 分の計画値	
		供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を 行なう場合を除きます。）			—				供給力未調達分の計画値 （自己等への電気の供給を 行なう場合を除きます。）			—		
（注1）需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。						（注1）需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。								
（注2）年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。						（注2）年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。								
（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。						（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。								

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（注４） <u>週間</u> 計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注４） <u>翌々日</u> 計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
10 発電計画・調達計画・販売計画 発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	10 発電計画・調達計画・販売計画 発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）						託送供給等約款（令和6年4月1日実施）								
対 象 期 間		年間計画 （第1年度、 第2年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌日計画	当日計画	対 象 期 間		年間計画 （第1年度、 第2年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時	原則として 30分ごとの実需 給の開始時刻の1 時間前	通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	原則として 30分ごとの 実需給の開始時刻の1 時間前
通 知 の 内 容	発 電 計 画	各月の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値	各週の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値	電力広域的 運営推進機関が指定する時刻の 日ごとの発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量		通 知 の 内 容	発 電 計 画	各月の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値	各週の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値	電力広域的 運営推進機関が指定する時刻の 日ごとの発電量調整受電電力	週間計画と 同一の時刻 の発電量調整受電電力	30分ごとの発電量調整受電電力量	
	調 達 計 画 ・販売計画	各月の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値に対する 契約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	各週の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値に対する 契約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	電力広域的 運営推進機関が指定する時刻の 日ごとの発電量調整受電電力 に対する契約者、 発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する 契約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値			調 達 計 画 ・販売計画	各月の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値に対する 契約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	各週の平日 および休日の 発電量調整受電電力 の最大値および最小値に対する 契約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	電力広域的 運営推進機関が指定する時刻の 日ごとの発電量調整受電電力 に対する契約者、 発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	週間計画と 同一の時刻 の発電量調整受電電力 に対する契約者、 発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する 契約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの 調達分および販売分の計画値	
	発電設備等の 停止計画	作業の開始日時、作業の終了日時、 停止内容、その他必要な項目		—	—			発電設備等の 停止計画	作業の開始日時、作業の終了日時、 停止内容、その他必要な項目		—	—	—	
		—	—	計画外作業 計画作業の変更分		—			—	計画外作業 計画作業の変更分				
(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。						(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。								

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月３１日までの期間といたします。 （注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。 （注４）計画外作業および計画作業の変更分については、発生の都度、速やかに提出していただきます。 （注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注６）週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注２）年度とは、４月１日から翌年の３月３１日までの期間といたします。 （注３）当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。 （注４）計画外作業および計画作業の変更分については、発生の<u>つど</u>、<u>すみやかに</u>提出していただきます。 （注５）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。 （注６）<u>翌々日</u>計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
11 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。	11 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）						託送供給等約款（令和6年4月1日実施）								
対 象 期 間		年間計画 （第1年度、 第2年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌日計画	当日計画	対 象 期 間		年間計画 （第1年度、 第2年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	翌々日 計画	翌日計画	当日計画
通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの の実需給 の開始時刻の1時間前	通 知 の 期 限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日 午前12時	30分ごとの の実需給 の開始時刻の1時間前
通知の内容	需 要 抑 制 計 画	各月の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの需要 抑制量調整 受電電力	30分ごとの需要抑制量 調整受電電力量		通知の内容	需 要 抑 制 計 画	各月の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの需要 抑制量調整 受電電力	週間計画と 同一の時刻 の需要抑制 量調整受電 電力	30分ごとの需要抑制量調 整受電電力量	
	調 達 計 画 ・ 販 売 計 画	各月の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値に對する 契約者、発 電契約者ま たは需要抑 制契約者ご との調達分 および販売 分の計画値	各週の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値に對する 契約者、発 電契約者ま たは需要抑 制契約者ご との調達分 および販売 分の計画値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの需要 抑制量調整 受電電力に 對する契約 者、発電契 約者または 需要抑制契 約者ごとの 調達分およ び販売分の 計画値	30分ごとの需要抑制量 調整受電電力量に對する 契約者、発電契約者ま たは需要抑制契約者ご との調達分および販売 分の計画値			調 達 計 画 ・ 販 売 計 画	各月の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値に對する 契約者、発 電契約者ま たは需要抑 制契約者ご との調達分 および販売 分の計画値	各週の平日 および休日の 需要抑制 量調整受電 電力の最大 値および最 小値に對する 契約者、発 電契約者ま たは需要抑 制契約者ご との調達分 および販売 分の計画値	電力広域的 運営推進機 関が指定す る時刻の日 ごとの需要 抑制量調整 受電電力に 對する契約 者、発電契 約者または 需要抑制契 約者ごとの 調達分およ び販売分の 計画値	週間計画と 同一の時刻 の需要抑制 量調整受電 電力に對する 契約者、 発電契約者 または需要 抑制契約者 ごとの調達 分および販 売分の計画 値	30分ごとの需要抑制量調 整受電電力量に對する契 約者、発電契約者または 需要抑制契約者ごとの調 達分および販売分の計画 値	
	ベースラ イン	—	—	—	—	30分ごと の値		ベースラ イン	—	—	—	—	—	—
（注1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。						（注1）需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。								
（注2）年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。						（注2）年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。								
（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。						（注3）当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。								

託送供給等約款新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
（注４） <u>週間</u> 計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。	（注４） <u>翌々日</u> 計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。
14 スポットネットワーク方式の工事費の算式 ~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）ロ（イ）a（c）の工事費の算定は、次の算式によります。 $\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$ この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 ~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）ロ（イ） × {100パーセント+20パーセント×（利用回線数－１）} a（b）の工事費単価	14 スポットネットワーク方式の工事費の算式 <u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）ロ（イ）a（c）の工事費の算定は、次の算式によります。 $\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$ この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 <u>70</u>（供給地点への供給設備の工事費負担金）（１）ロ（イ） × {100パーセント+20パーセント×（利用回線数－１）} a（b）の工事費単価

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）	託送供給等約款（令和6年4月1日実施）
系統連系技術要件 【託送供給等約款別冊】 令和5年12月27日実施 東京電力パワーグリッド株式会社	系統連系技術要件 【託送供給等約款別冊】 令和6年4月1日実施 東京電力パワーグリッド株式会社

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
目次	目次
I 総則 1	I 総則 1
II 発電者設備（低圧） 1 発電設備等の種類 2 2 電気方式 2 3 運転可能周波数 2 4 力率 3 5 高調波 3 6 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 4 7 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 4 8 不要解列の防止 5 9 保護装置の設置 8 10 保護装置の設置場所 10 11 解列箇所 10 12 保護リレーの設置相数 10 13 接地方式 11 14 直流流出防止変圧器の設置 11 15 電圧変動対策 12 16 短絡容量 15 17 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 15 18 サイバーセキュリティ対策 15 19 電力品質に関する対策 16 20 発電機諸元 17	II 発電者設備（低圧） 1 発電設備等の種類 2 2 電気方式 2 3 運転可能周波数 2 4 力率 3 5 高調波 3 6 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 4 7 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 <u>5</u> 8 不要解列の防止 5 9 保護装置の設置 8 10 保護装置の設置場所 10 11 解列箇所 10 12 保護リレーの設置相数 10 13 接地方式 11 14 直流流出防止変圧器の設置 11 15 電圧変動対策 12 16 短絡容量 15 17 過電流引き外し素子を有する遮断器の設置 15 18 サイバーセキュリティ対策 15 19 電力品質に関する対策 16 20 発電機諸元 17

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
Ⅲ 発電者設備（高圧） １ 電気方式 18 ２ 運転可能周波数 18 ３ 力率 19 ４ 高調波 19 ５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 19 ６ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 20 ７ 不要解列の防止 20 ８ 保護装置の設置 23 ９ 保護装置の設置場所 26 １０ 解列箇所 26 １１ 保護リレーの設置相数 26 １２ 自動負荷制限 27 １３ 線路無電圧確認装置の設置 27 １４ 接地方式 28 １５ 直流流出防止変圧器の設置 28 １６ 電圧変動対策 29 １７ 短絡容量 32 １８ 発電機定数・諸元 32 １９ 昇圧用変圧器 34 ２０ 連絡体制 35 ２１ バンク逆潮流の制限 36 ２２ サイバーセキュリティ対策 36 ２３ 電力品質に関する対策 37 Ⅳ 発電者設備（特別高圧） １ 電気方式 38 ２ 運転可能周波数・並列時許容周波数 38 ３ 力率 39 ４ 高調波 39 ５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 39 ６ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 40	Ⅲ 発電者設備（高圧） １ 電気方式 18 ２ 運転可能周波数 18 ３ 力率 19 ４ 高調波 19 ５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 19 ６ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 20 ７ 不要解列の防止 20 ８ 保護装置の設置 23 ９ 保護装置の設置場所 26 １０ 解列箇所 26 １１ 保護リレーの設置相数 26 １２ 自動負荷制限 27 １３ 線路無電圧確認装置の設置 27 １４ 接地方式 28 １５ 直流流出防止変圧器の設置 28 １６ 電圧変動対策 29 １７ 短絡容量 32 １８ 発電機定数・諸元 32 １９ 昇圧用変圧器 34 ２０ 連絡体制 35 ２１ バンク逆潮流の制限 36 ２２ サイバーセキュリティ対策 36 ２３ 電力品質に関する対策 37 Ⅳ 発電者設備（特別高圧） １ 電気方式 39 ２ 運転可能周波数・並列時許容周波数 39 ３ 力率 40 ４ 高調波 40 ５ 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 40 ６ 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 41

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）		託送供給等約款（令和６年４月１日実施）	
7	不要解列の防止	40	41
8	保護装置の設置	43	44
9	再閉路方式	49	50
10	保護装置の設置場所	50	51
11	解列箇所	50	51
12	保護リレーの設置相数	50	51
13	自動負荷制限・発電抑制	51	52
14	線路無電圧確認装置の設置	52	53
15	発電機運転制御装置の付加	53	54
16	中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施	58	59
17	直流流出防止変圧器の設置	58	59
18	電圧変動対策	59	60
19	出力変動対策	61	62
20	短絡・地絡電流対策	62	63
21	発電機定数・諸元	62	63
22	昇圧用変圧器	66	67
23	連絡体制	67	68
24	電気現象記録装置	70	71
25	サイバーセキュリティ対策	70	71
26	電力品質に関する対策	71	72
V 需要者設備（低圧）		V 需要者設備（低圧）	
1	力率	73	74
2	保護装置の設置	73	74
VI 需要者設備（高圧）		VI 需要者設備（高圧）	
1	電気方式	75	76
2	保護装置の設置	75	76
3	連絡体制	75	76
4	電力品質に関する対策	75	76
		5	サイバーセキュリティ対策 81

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和 5 年 12 月 27 日実施）	託送供給等約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
Ⅶ 需要者設備（特別高圧） 1 電気方式 80 2 保護装置の設置 80 3 中性点接地装置の付加 82 4 連絡体制 82 5 電力品質に関する対策 84	Ⅶ 需要者設備（特別高圧） 1 電気方式 82 2 保護装置の設置 82 3 中性点接地装置の付加 84 4 連絡体制 84 5 電力品質に関する対策 86 6 サイバーセキュリティ対策 90
Ⅱ 発電者設備（低圧）	Ⅱ 発電者設備（低圧）
1 発電設備等の種類 ~~連系する~~発電設備等は、逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし、逆変換装置を用いない発電設備等の連系は、~~逆潮流がない場合~~に限ります。	1 発電設備等の種類 <u>逆潮流有りの連系とすることができる</u>発電設備等は、逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし、逆変換装置を用いない場合でも、<u>逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出及び解列ができ、他の需要家へ影響を及ぼすおそれが無い場合</u>に限り、<u>逆潮流有りの連系とすることができます。</u>
3 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。 - a 連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下 - b 運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお、周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz、それ以外は 48.5Hz とし、検出時限は自動再開路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒） ただし、逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については、これによりません。 ~~なお、交流発電設備のガスエンジンおよびガスタービンについては除きます。~~	3 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。 - a 連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下 - b 運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお、周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz、それ以外は 48.5Hz とし、検出時限は自動再開路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：2 秒） ただし、逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については、これによりません。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
１８ サイバーセキュリティ対策 サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電者と当社との間で迅速かつ確かな情報連絡を行い、速やかに必要な措置を講じる必要があるため、発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名及び一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。	１８ サイバーセキュリティ対策 <u>自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。</u> <u>上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。</u> (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電者と当社との間で迅速かつ確かな情報連絡を行い、速やかに必要な措置を講じる必要があるため、発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名及び一般加入電話番号、または携帯電話番号を通知すること。
Ⅲ 発電者設備（高圧） ２ 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。 a 連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下 b 運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお、周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz、それ以外は 48.5Hz とし、検出時限は自動再開路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし、逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については、これによりません。 ~~なお、交流発電設備のガスエンジンおよびガスタービンについては除きます。~~	Ⅲ 発電者設備（高圧） ２ 運転可能周波数 発電設備等の連続運転可能周波数及び運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。 a 連続運転可能周波数:48.5Hz を超え 50.5Hz 以下 b 運転可能周波数:47.5Hz 以上 51.5Hz 以下 なお、周波数低下時の運転継続時間は、48.5Hz では 10 分程度以上、48.0Hz では 1 分程度以上としていただきます。また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下、「FRT 要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等は 47.5Hz、それ以外は 48.5Hz とし、検出時限は自動再開路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。（協調が取れる範囲の最大値：２秒） ただし、逆変換装置を用いた発電設備等で FRT 要件非適用の設備については、これによりません。
２２ サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は、電気事業法に基づき、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。	２２ サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は、電気事業法に基づき、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。	<u>自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。</u> 上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。
Ⅳ 発電者設備（特別高圧） １８ 電圧変動対策 (1) 常時電圧変動対策 発電設備等の連系による電圧変動は、常時電圧の概ね±１～２％以内を適正值とし、この範囲を逸脱しないよう、自動電圧調整装置（AVR）の設置等により、自動的に電圧を調整していただきます。 (2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時において、瞬時的に発生する電圧変動に対しても、常時電圧の±２％を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。 a 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 b 二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を有するものを用いること。 c 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２％程度を超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策をすること。 d 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用	Ⅳ 発電者設備（特別高圧） １８ 電圧変動対策 (1) 常時電圧変動対策 発電設備等の連系による電圧変動は、常時電圧の概ね±１～２％以内を適正值とし、この範囲を逸脱しないよう、自動電圧調整装置（AVR）の設置等により、自動的に電圧を調整していただきます。 (2) 瞬時電圧変動対策 発電設備等の並解列時において、瞬時的に発生する電圧変動に対しても、常時電圧の±２％を目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。 a 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。 b 二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を有するものを用いること。 c 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から±２％程度を超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策をすること。 d 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
いること。 e 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の２％を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。 f 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき、適正值を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。 (a) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVC などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 (b) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVC などを設置すること。 [対策要否の判定基準例] 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は、0.23V 以下）に維持する。 (3) その他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、他者の電気の使用に影響を及ぼす、もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には、その抑制対策を実施していただきます。 22kV 系統（公称電圧。以下同様とします。）については、高圧または低圧の需要者等に配電塔や柱上変圧器等を介して供給しうる系統であることから、受電地点における電圧変動が(1)、(2)で示す値以内であっても、発電設備等からの逆潮流や発電設備等の脱落等により、他の低圧の需要者等の電圧が適正值（$101\pm 6V$、$202\pm 20V$）を逸脱するおそれがあります。このような場合には、自動的に電圧を調整する対策や自家消費の負荷を制限する対策を実施していただきます。	いること。 e 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の２％を目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いること。 f 発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるとき、適正值を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うこと。 (a) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVC などの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。 (b) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正值を逸脱するおそれがあるときには、SVC などを設置すること。 [対策要否の判定基準例] 受電点における電圧フリッカレベル（ΔV_{10}）を 0.45V 以下（当該設備のみの場合は、0.23V 以下）に維持する。 (3) その他 <u>a 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは</u>、その抑制対策を実施していただきます。 <u>b 22kV 系統（公称電圧。以下同様とします。）については、高圧または低圧の需要者等に配電塔や柱上変圧器等を介して供給しうる系統であることから、受電地点における電圧変動が(1)、(2)及び(3) a で示す値以内であっても、発電設備等からの逆潮流や発電設備等の脱落等により、他の低圧の需要者等の電圧が適正值（$101\pm 6V$、$202\pm 20V$）を逸脱するおそれがあります。このような場合には、自動的に電圧を調整する対策や自家消費の負荷を制限する対策を実施していただきます。</u>
２５ サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は、電気事業法に基づき、「電	２５ サイバーセキュリティ対策 事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限る。）は、電気事業法に基づき、「電

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。	力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。 <u>自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。</u> 上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化などを行うために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。 (1) 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。 (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。 (3) 発電設備等に関し、セキュリティ管理責任者を設置すること。
Ⅵ 需要者設備（高圧） ４ 電力品質に関する対策 (1) 高調波抑制対策 a 対象となる需要者 (a) 高調波を発生する機器の容量を６パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について、50kVAを超える需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表１参照） (b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔１相当りの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。 b 高調波流出電流の算出 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。 (a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。	Ⅵ 需要者設備（高圧） ４ 電力品質に関する対策 (1) 高調波抑制対策 a 対象となる需要者 (a) 高調波を発生する機器の容量を６パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について、50kVAを超える需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表１参照） (b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔１相当りの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。 b 高調波流出電流の算出 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。 (a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）					託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
(b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。 (c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。 (d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。 c 高調波流出電流の上限値 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表 2 に示す需要者の契約電力 1kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則として、該当特定需要者の契約電力（kW を単位とする。）を乗じた値といたします。 d 高調波流出電流の抑制対策の実施 特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。					(b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。 (c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。 (d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。 c 高調波流出電流の上限値 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表 2 に示す需要者の契約電力 1kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則として、該当特定需要者の契約電力（kW を単位とする。）を乗じた値といたします。 d 高調波流出電流の抑制対策の実施 特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。				
表 1 換算係数					表 1 換算係数				
回路分類	回路種別		換算係数 K _i ^{*1}	主な利用例	回路分類	回路種別		換算係数 K _i ^{*1}	主な利用例
1	三相ブリッジ	6 パルス変換装置	K11=1	・直流電鉄変電所 ・電気化学 ・その他一般	1	三相ブリッジ	6 パルス変換装置	K11=1	・直流電鉄変電所 ・電気化学 ・その他一般
		12 パルス変換装置	K12=0.5				12 パルス変換装置	K12=0.5	
		24 パルス変換装置	K1=0.25				24 パルス変換装置	K1=0.25	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3	・交流式電気鉄道車両	2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3	・交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	K2=0.65				混合ブリッジ	K2=0.65	
		均一ブリッジ	K23=0.7				均一ブリッジ	K23=0.7	
3	三相ブリッジ	リアクトルなし	K31=3.4	・汎用インバータ	3	三相ブリッジ	リアクトルなし	K31=3.4	・汎用インバータ

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）					託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
	(コンデンサ平滑)	リアクトルあり(交流側)	K32=1.8	・エレベータ ・冷凍空調機 ・その他一般		(コンデンサ平滑)	リアクトルあり(交流側)	K32=1.8	・エレベータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり(直流側)	K33=1.8				リアクトルあり(直流側)	K33=1.8	
		リアクトルあり(交・直流側)	K34=1.4				リアクトルあり(交・直流側)	K34=1.4	
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3	・汎用インバータ ・冷凍空調機 ・その他一般	4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3	・汎用インバータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K4=0.35				リアクトルあり(交流側)	K4=0.35	
5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM ^{※2} 制御) (電流型 PWM 制御)	—	K5=0	・無停電電源装置 ・通信用電源装置 ・エレベータ ・系統連系用分散電源	5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM ^{※2} 制御) (電流型 PWM 制御)	—	K5=0	・無停電電源装置 ・通信用電源装置 ・エレベータ ・系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—	K6=0	・通信用電源装置 ・交流式電気鉄道車両 ・系統連系用分散電源	6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—	K6=0	・通信用電源装置 ・交流式電気鉄道車両 ・系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	・無効電力調整装置 ・大型照明装置 ・加熱器	7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	・無効電力調整装置 ・大型照明装置 ・加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3				リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3	
8	サイクロコンバータ	6パルス変換装置相当	K81=1	・電動機（圧延用， セメント用，交流式 電気鉄道車両用）	8	サイクロコンバータ	6パルス変換装置相当	K81=1	・電動機（圧延用， セメント用，交流式 電気鉄道車両用）
		12パルス変換装置相当	K82=0.5				12パルス変換装置相当	K82=0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	・製鋼用	9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	・製鋼用
10	その他		K10:申告値		10	その他		K10:申告値	

※1 Ki=変換回路種別毎の $\sqrt{\sum(n \times \%In)^2} / 6$ パルス変換装置の $\sqrt{\sum(n \times \%In)^2}$

※1 Ki=変換回路種別毎の $\sqrt{\sum(n \times \%In)^2} / 6$ パルス変換装置の $\sqrt{\sum(n \times \%In)^2}$

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和5年12月27日実施）	託送供給等約款（令和6年4月1日実施）																																
（n：高調波の次数，$\%I_n$：n次の高調波電流の基本波電流に対する比率） ※2　PWM：Pulse Width Modulation 表2　契約電力1kWあたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW） <table><tr><td>5次</td><td>7次</td><td>11次</td><td>13次</td><td>17次</td><td>19次</td><td>23次</td><td>23次超過</td></tr><tr><td>3.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.90</td><td>0.76</td><td>0.70</td></tr></table> (2)　力率の保持 力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合には、夜間・休祭日等の軽負荷時に進み力率とならないよう、電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。また、系統運用上必要な場合には、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお問い合わせすることがあります。 (3)　その他 需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需要者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。 - a　各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 - b　電圧または周波数が著しく変動する場合 - c　波形に著しいひずみを生じる場合 - d　著しく高周波を発生する場合	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70	（n：高調波の次数，$\%I_n$：n次の高調波電流の基本波電流に対する比率） ※2　PWM：Pulse Width Modulation 表2　契約電力1kWあたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW） <table><tr><td>5次</td><td>7次</td><td>11次</td><td>13次</td><td>17次</td><td>19次</td><td>23次</td><td>23次超過</td></tr><tr><td>3.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>0.90</td><td>0.76</td><td>0.70</td></tr></table> (2)　力率の保持 力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合には、夜間・休祭日等の軽負荷時に進み力率とならないよう、電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。また、系統運用上必要な場合には、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお問い合わせすることがあります。 (3)　電圧変動対策 <u>受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。なお、上記理由に関わらず、他者の電気の使用に影響を及ぼす、もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には、その抑制対策を実施していただきます。</u> (4)　その他 需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需要者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。 - a　各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 - b　電圧または周波数が著しく変動する場合 - c　波形に著しいひずみを生じる場合 - d　著しく高周波を発生する場合 5　サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70
5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過																										
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70																										
5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過																										
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70																										

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	<u>係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。</u>
Ⅶ 需要者設備（特別高圧） ５ 電力品質に関する対策 (1) 高調波抑制対策 a 対象となる需要者 (a) 高調波を発生する機器の容量を６パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について、次に該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。 （表３参照） イ 供給電圧が 22kV の需要者であって、等価容量の合計が 300kVA を超える場合 ロ 供給電圧が 66kV 以上の需要者であって、等価容量の合計が 2,000kVA を超える場合 (b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔１相当たりの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。 b 高調波流出電流の算出 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。 (a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。 (b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。 (c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。 (d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。 c 高調波流出電流の上限値 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表４に示す需要者の契約電力 1 kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則	Ⅶ 需要者設備（特別高圧） ５ 電力品質に関する対策 (1) 高調波抑制対策 a 対象となる需要者 (a) 高調波を発生する機器の容量を６パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について、次に該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。 （表３参照） イ 供給電圧が 22kV の需要者であって、等価容量の合計が 300kVA を超える場合 ロ 供給電圧が 66kV 以上の需要者であって、等価容量の合計が 2,000kVA を超える場合 (b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本産業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔１相当たりの入力電流が 20A 以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。 b 高調波流出電流の算出 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。 (a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。 (b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。 (c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。 (d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。 c 高調波流出電流の上限値 特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表４に示す需要者の契約電力 1 kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
として、該当特定需要者の契約電力（kW を単位とする。）を乗じた値といたします。 d 高調波流出電流の抑制対策の実施 特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。 (2) 力率の保持 力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合は、以下の点を配慮していただきます。 夜間および休祭日等の軽負荷時には、進み力率とならないよう電力用コンデンサを自動的に開放する装置を設置していただくことがあります。 また、系統運用上必要な場合は、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお願ひすることがあります。 (3) その他 需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および発電者の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。 a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 b 電圧または周波数が著しく変動する場合 c 波形に著しいひずみを生じる場合 d 著しく高周波を発生する場合	として、該当特定需要者の契約電力（kW を単位とする。）を乗じた値といたします。 d 高調波流出電流の抑制対策の実施 特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。 (2) 力率の保持 力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合は、以下の点を配慮していただきます。 夜間および休祭日等の軽負荷時には、進み力率とならないよう電力用コンデンサを自動的に開放する装置を設置していただくことがあります。 また、系統運用上必要な場合は、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお願ひすることがあります。 <u>(3) 電圧変動対策</u> <u>受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から 10%を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施していただきます。</u> (4) その他 需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および発電者の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。 a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 b 電圧または周波数が著しく変動する場合 c 波形に著しいひずみを生じる場合 d 著しく高周波を発生する場合

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）					託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
表３ 換算係数					表３ 換算係数				
回路分類	回路種別		換算係数 K _i ^{※1}	主な利用例	回路分類	回路種別		換算係数 K _i ^{※1}	主な利用例
1	三相ブリッジ	6パルス変換装置	K11=1	・直流電鉄変電所 ・電気化学 ・その他一般	1	三相ブリッジ	6パルス変換装置	K11=1	・直流電鉄変電所 ・電気化学 ・その他一般
		12パルス変換装置	K12=0.5				12パルス変換装置	K12=0.5	
		24パルス変換装置	K13=0.25				24パルス変換装置	K13=0.25	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3	・交流式電気鉄道車両	2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3	・交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	K22=0.65				混合ブリッジ	K22=0.65	
		均一ブリッジ	K23=0.7				均一ブリッジ	K23=0.7	
3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K31=3.4	・汎用インバータ ・エレベータ ・冷凍空調機 ・その他一般	3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K31=3.4	・汎用インバータ ・エレベータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K32=1.8				リアクトルあり(交流側)	K32=1.8	
		リアクトルあり(直流側)	K33=1.8				リアクトルあり(直流側)	K33=1.8	
		リアクトルあり(交・直流側)	K34=1.4				リアクトルあり(交・直流側)	K34=1.4	
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3	・汎用インバータ ・冷凍空調機 ・その他一般	4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3	・汎用インバータ ・冷凍空調機 ・その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K42=0.35				リアクトルあり(交流側)	K42=0.35	
5	自励三相ブリッジ (電圧型PWM ^{※2} 制御) (電流型PWM制御)	—	K5=0	・無停電電源装置 ・通信用電源装置 ・エレベータ ・系統連系用分散電源	5	自励三相ブリッジ (電圧型PWM ^{※2} 制御) (電流型PWM制御)	—	K5=0	・無停電電源装置 ・通信用電源装置 ・エレベータ ・系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ	—	K6=0	・通信用電源装置	6	自励単相ブリッジ	—	K6=0	・通信用電源装置

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）					託送供給等約款（令和６年４月１日実施）				
	(電圧型 PWM 制御)			・ 交流式電気鉄道車両 ・ 系統連系用分散電源		(電圧型 PWM 制御)			・ 交流式電気鉄道車両 ・ 系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	・ 無効電力調整装置 ・ 大型照明装置 ・ 加熱器	7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	・ 無効電力調整装置 ・ 大型照明装置 ・ 加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3				リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3	
8	サイクロコンバータ	6 パルス変換装置相当	K81=1	・ 電動機（圧延用， セメント用，交流式 電気鉄道車両用）	8	サイクロコンバータ	6 パルス変換装置相当	K81=1	・ 電動機（圧延用， セメント用，交流式 電気鉄道車両用）
		12 パルス変換装置相当	K82=0.5				12 パルス変換装置相当	K82=0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	・ 製鋼用	9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	・ 製鋼用
10	その他		K10:申告値		10	その他		K10:申告値	
※1 $K_i = \text{変換回路種別毎の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2} / 6 \text{ パルス変換装置の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}$ （ n ：高調波の次数， $\%I_n$ ： n 次の高調波電流の基本波電流に対する比率） ※2 PWM:Pulse Width Modulation 表4 契約電力 1kW あたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）					※1 $K_i = \text{変換回路種別毎の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2} / 6 \text{ パルス変換装置の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}$ （ n ：高調波の次数， $\%I_n$ ： n 次の高調波電流の基本波電流に対する比率） ※2 PWM:Pulse Width Modulation 表4 契約電力 1kW あたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）				
供給電圧	5 次	7 次	11 次	13 次	17 次	19 次	23 次	23 次超過	
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36	
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12	
154kV	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05	
275kV	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02	
					6 サイバーセキュリティ対策 自家用電気工作物（発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。）に				

系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】新旧比較表

託送供給等約款（令和５年１２月２７日実施）	託送供給等約款（令和６年４月１日実施）
	係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

3 電気事業法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の
規定により提出した書類の写し

託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請書

原企発 5 第 4 号

令和 5 年 9 月 29 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

次のとおり収入の見通しの変更の承認を受けたいので、電気事業法第 17 条の 2 第 4 項の規定により申請します。

変 更 の 内 容	別紙のとおりであります
変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

別 紙

電気事業法施行規則第 17 条の 4 の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の規定に基づいて作成した書類

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、基本政策小委）において取りまとめられた「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（2023年2月公表）」において、2024年度から発電側課金制度を導入することとされており、これに伴う託送料金の見直しが必要となります。

当該見直しを契機として、託送供給等に係る収入の見通しについても、第62回基本政策小委（2023年5月30日開催）において容量市場での供給力調達の在り方を見直すことに伴い容量拠出金の負担見直しに関して託送負担とする方向性が示されたことや、2022年度の最終保障供給取引損益やインバランス収支（追加供給力公募費用を含む）について、第1規制期間における収入の見通しの申請時点では実績が確定していなかったことにより収入の見通しに織り込むことができなかった費用について実績が確定したことに加えて、直近で承認を受けた託送供給等に係る収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値と規制期間における実績値に約定や公募の確定に伴う乖離が生じると見込まれることなどを踏まえ、変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第17条の2第4項の規定にもとづき、ここに託送供給等に係る収入の見通しの変更を申請する次第であります。

- 2 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の規定に基づいて作成した書類

様式第 1 （第 3 条から第 1 1 条まで関係）

第 1 表

収入の見通し総括表

（単位：千円）

		2023年度 （想定）	2024年度 （想定）	2025年度 （想定）	2026年度 （想定）	2027年度 （想定）	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	
第 1 区分	役員給与	192,000	192,000	191,000	191,000	190,000	956,000	191,200	
	給料手当	113,462,000	112,073,000	109,450,000	106,350,000	102,319,000	543,654,000	108,730,800	
	給料手当振替額（貸方）	▲ 1,182,000	▲ 1,169,000	▲ 1,142,000	▲ 1,110,000	▲ 1,067,000	▲ 5,670,000	▲ 1,134,000	▲表示で記載
	退職給与金 ※1	6,097,000	7,521,000	7,223,000	6,864,000	6,359,000	34,064,000	6,812,800	
	厚生費	18,623,000	18,541,000	18,117,000	17,670,000	17,127,000	90,078,000	18,015,600	
	委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	
	委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	
	雑給	746,000	745,000	745,000	746,000	745,000	3,727,000	745,400	
	（人件費計）	137,938,000	137,903,000	134,584,000	130,711,000	125,673,000	666,809,000	133,361,800	
	修繕費 ※2	13,156,000	12,380,000	11,797,000	11,851,000	11,863,000	61,047,000	12,209,400	
	研究費	8,952,000	8,556,000	9,490,000	8,505,000	8,503,000	44,006,000	8,801,200	
	消耗品費	4,095,000	4,095,000	4,094,000	4,094,000	4,093,000	20,471,000	4,094,200	
	損害保険料	1,728,000	1,728,000	1,728,000	1,728,000	1,726,000	8,638,000	1,727,600	
	養成費	1,679,000	1,762,000	1,637,000	1,637,000	1,761,000	8,476,000	1,695,200	
	建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 723,000	▲ 943,000	▲ 652,000	▲ 768,000	▲ 603,000	▲ 3,689,000	▲ 737,800	▲表示で記載
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲ 144,000	▲ 144,000	▲ 144,000	▲ 143,000	▲ 143,000	▲ 718,000	▲ 143,600	▲表示で記載
	委託費 ※3	121,464,000	122,217,000	124,423,000	124,592,000	125,909,000	618,605,000	123,721,000	
	普及開発関係費	19,000	19,000	19,000	19,000	18,000	94,000	18,800	
	諸費 ※4	23,690,000	24,032,000	23,595,000	24,152,000	23,734,000	119,203,000	23,840,600	
	電気事業雑収益 ※5	▲ 2,006,000	▲ 1,916,000	▲ 1,830,000	▲ 1,822,000	▲ 1,816,000	▲ 9,390,000	▲ 1,878,000	▲表示で記載
第 1 区分費用計		309,848,000	309,689,000	308,741,000	304,556,000	300,718,000	1,533,552,000	306,710,400	
第 2 区分	修繕費 ※6	73,391,000	71,679,000	69,402,000	69,783,000	69,829,000	354,084,000	70,816,800	
	委託費 ※7	4,297,000	3,281,000	3,114,000	2,898,000	2,891,000	16,481,000	3,296,200	
	諸費 ※8	321,000	331,000	603,000	699,000	638,000	2,592,000	518,400	
	減価償却費 ※9	7,056,000	27,334,000	46,887,000	66,427,000	82,494,000	230,198,000	46,039,600	
	固定資産税 ※10	-	3,250,000	8,416,000	12,162,000	15,732,000	39,560,000	7,912,000	
第 2 区分費用計		85,065,000	105,875,000	128,422,000	151,969,000	171,584,000	642,915,000	128,583,000	
次世代投資費用		2,574,000	6,730,000	13,703,000	31,981,000	34,610,000	89,598,000	17,919,600	
	修繕費 ※11	108,858,000	101,659,000	91,265,000	92,944,000	95,801,000	490,527,000	98,105,400	
	委託費 ※12	-	-	-	-	-	-	-	
	固定資産除却費	71,036,000	79,502,000	86,848,000	85,636,000	83,317,000	406,339,000	81,267,800	
	賃借料 ※13	21,970,000	21,939,000	21,877,000	21,842,000	21,685,000	109,313,000	21,862,600	
	託送料 ※14	17,405,000	17,404,000	17,327,000	17,204,000	16,824,000	86,164,000	17,232,800	
	共有設備費等分担額	1,038,000	1,038,000	1,038,000	1,038,000	1,038,000	5,190,000	1,038,000	
	共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
	他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	

第	地帯間購入送電費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	1,000	
	一般送配電事業等に係る電力料 ※15	2,634,000	2,622,000	2,608,000	2,595,000	2,582,000	13,041,000	2,608,200	
	需給調整市場手数料 ※16	39,000	637,000	637,000	637,000	637,000	2,587,000	517,400	
	電力費振替勘定（貸方）	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 1,330,000	▲ 266,000	▲表示で記載
	開発費	-	-	-	-	-	-	-	
	株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	
	社債発行費	1,027,000	1,028,000	1,028,000	536,000	400,000	4,019,000	803,800	
	開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	
	株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	
	社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	
	廃炉等負担金	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	600,000,000	120,000,000	
	離島等供給に係る費用 ※17	10,842,000	10,568,000	10,474,000	10,299,000	10,134,000	52,317,000	10,463,400	
	離島等供給に係る収益 ※18	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 16,180,000	▲ 3,236,000	▲表示で記載
第	3区分費用計	351,348,000	352,896,000	349,601,000	349,230,000	348,917,000	1,751,992,000	350,398,400	
控	地帯間販売送電料	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 310,000	▲ 62,000	▲表示で記載
	地帯間販売電源料	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
	他社販売送電料	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
	他社販売電源料	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
	託送収益 ※19	▲ 6,245,000	▲ 6,245,000	▲ 5,889,000	▲ 5,894,000	▲ 5,446,000	▲ 29,719,000	▲ 5,943,800	▲表示で記載
	事業者間精算収益	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 30,900,000	▲ 6,180,000	▲表示で記載
	電気事業雑収益 ※20	▲ 59,062,000	▲ 59,776,000	▲ 60,530,000	▲ 58,964,000	▲ 58,589,000	▲ 296,921,000	▲ 59,384,200	▲表示で記載
	預金利息	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
控	除収益計	▲ 71,549,000	▲ 72,263,000	▲ 72,661,000	▲ 71,100,000	▲ 70,277,000	▲ 357,850,000	▲ 71,570,000	
制	減価償却費 ※21	210,539,000	196,453,000	186,275,000	176,215,000	166,743,000	936,225,000	187,245,000	
	退職給与金 ※22	1,710,000	-	-	-	-	1,710,000	342,000	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用	124,000	96,000	98,000	96,000	-	414,000	82,800	
	賃借料 ※23	74,201,000	74,201,000	74,201,000	74,201,000	74,202,000	371,006,000	74,201,200	
	諸費 ※24	4,885,000	4,889,000	4,887,000	4,890,000	4,892,000	24,443,000	4,888,600	
	貸倒損	829,000	829,000	829,000	829,000	830,000	4,146,000	829,200	貸方の場合は▲表示で記載
	振替損失調整額	5,874,000	5,874,000	5,874,000	5,874,000	5,874,000	29,370,000	5,874,000	
	インバランス収支過不足額 ※25	37,624,000	31,358,000	-	-	-	68,982,000	13,796,400	貸方の場合は▲表示で記載
	電源開発促進税	101,195,000	100,873,000	100,822,000	100,753,000	100,941,000	504,584,000	100,916,800	
	事業税	17,645,000	17,872,000	17,654,000	18,315,000	18,455,000	89,941,000	17,988,200	
	雑税	2,290,000	2,290,000	2,290,000	2,290,000	2,289,000	11,449,000	2,289,800	
	法人税等	27,927,000	27,927,000	27,927,000	27,926,000	27,926,000	139,633,000	27,926,600	
	賠償負担金相当金	23,052,000	23,052,000	23,052,000	23,052,000	23,052,000	115,260,000	23,052,000	
	廃炉円滑化負担金相当金	17,073,000	17,073,000	17,073,000	17,073,000	17,073,000	85,365,000	17,073,000	
	固定資産税 ※26	60,246,000	57,810,000	55,176,000	52,534,000	49,983,000	275,749,000	55,149,800	
	調整力の確保に要する費用 ※27	▲ 2,463,000	51,064,000	32,095,000	32,712,000	45,301,000	158,709,000	31,741,800	貸方の場合は▲表示で記載
	再給電に要する費用 ※28	-	-	-	-	-	-	-	
制	御不能費用計	582,751,000	611,661,000	548,253,000	536,760,000	537,561,000	2,816,986,000	563,397,200	

	託送料 ※29	6, 176, 000	6, 177, 000	7, 516, 000	8, 444, 000	11, 386, 000	39, 699, 000	7, 939, 800	
	補償費	887, 000	887, 000	887, 000	887, 000	887, 000	4, 435, 000	887, 000	
	事業者間精算費	12, 021, 000	12, 021, 000	12, 021, 000	12, 021, 000	12, 021, 000	60, 105, 000	12, 021, 000	
	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用 ※30	1, 318, 000	1, 318, 000	1, 318, 000	1, 318, 000	1, 318, 000	6, 590, 000	1, 318, 000	
	調整力の確保に要する費用 ※31	107, 957, 000	81, 317, 000	89, 414, 000	73, 709, 000	70, 659, 000	423, 056, 000	84, 611, 200	
	発電抑制に要する費用 ※32	38, 000	38, 000	39, 000	39, 000	39, 000	193, 000	38, 600	
事後検証費用		128, 397, 000	101, 758, 000	111, 195, 000	96, 418, 000	96, 310, 000	534, 078, 000	106, 815, 600	
事業報酬		64, 419, 000	66, 220, 000	68, 545, 000	70, 524, 000	71, 879, 000	341, 587, 000	68, 317, 400	
追加事業報酬		331, 000	333, 000	340, 000	376, 000	404, 000	1, 784, 000	356, 800	
収入の見通し計		1, 453, 184, 000	1, 482, 899, 000	1, 456, 139, 000	1, 470, 714, 000	1, 491, 706, 000	7, 354, 642, 000	1, 470, 928, 400	

（記載注意）

- ※1：第6条に規定するものを除く。
- ※2：発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。
- ※3：第4条及び第5条に規定するものを除く。
- ※4：第4条及び第6条に規定するものを除く。
- ※5：会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。
- ※6：取替修繕費及び修繕費であって配電設備及び業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。
- ※7：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。
- ※8：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。
- ※9：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外のものに限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※10：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外のものに限る。）に対する税額に限る。
- ※11：第3条及び第4条に規定するものを除く。
- ※12：支障木の伐採の委託に係る費用に限る。
- ※13：第6条に規定するものを除く。
- ※14：第7条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。
- ※15：一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。
- ※16：需給調整市場における取引に係る売買手数料をいう。
- ※17：送配電等業務に係る費用及び第9条に規定するものを除く。
- ※18：送配電等業務に係る収益を除く。
- ※19：接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。
- ※20：第3条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。
- ※21：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※22：規制期間初年度の前々年度3月31日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。
- ※23：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。
- ※24：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。
- ※25：電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。
- ※26：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。
- ※27：法第28条の40第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。
- ※28：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。
- ※29：連系線の増強等に係る費用に限る。
- ※30：災害等扶助交付金を含む。
- ※31：一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（第5条及び第6条に規定するものを除く。）、一般送配電事業者が、調整電源等（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備（同条第3項第1号に掲げる太陽光及び同項第2号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）から供出される電力量について、翌日市場（一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。）の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値との差を調整するための調整電源等を除く。）を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。
- ※32：送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用をいう。

様式第2（第3条から第11条まで関係）

第1表

第1区分費用明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
役員給与	150,682	162,342	165,201	195,089	212,607	885,921	177,184	192,000	192,000	191,000	191,000	190,000	956,000	191,200	
給料手当	135,348,363	128,027,413	125,641,190	119,586,900	116,428,800	625,032,666	125,006,533	113,462,000	112,073,000	109,450,000	106,350,000	102,319,000	543,654,000	108,730,800	
給料手当振替額（貸方）	▲ 1,472,853	▲ 1,519,029	▲ 1,418,933	▲ 1,034,994	▲ 1,047,742	▲ 6,493,551	▲ 1,298,710	▲ 1,182,000	▲ 1,169,000	▲ 1,142,000	▲ 1,110,000	▲ 1,067,000	▲ 5,670,000	▲ 1,134,000	▲表示で記載
退職給与金 ※1	14,160,341	10,485,444	9,526,982	9,564,074	8,845,960	52,582,801	10,516,560	6,097,000	7,521,000	7,223,000	6,864,000	6,359,000	34,064,000	6,812,800	
厚生費	21,230,629	20,426,746	19,999,641	19,107,281	19,016,420	99,780,717	19,956,143	18,623,000	18,541,000	18,117,000	17,670,000	17,127,000	90,078,000	18,015,600	
委託検針費	11,102,375	9,782,874	7,607,025	11,571,058	-	40,063,332	8,012,666	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	3,174,567	3,288,311	2,739,109	4,635,361	-	13,837,348	2,767,470	-	-	-	-	-	-	-	
雑給	1,585,865	1,339,146	879,199	772,815	743,971	5,320,996	1,064,199	746,000	745,000	745,000	746,000	745,000	3,727,000	745,400	
修繕費 ※2	8,286,845	9,023,639	11,512,960	11,439,690	12,233,898	52,497,032	10,499,406	13,156,000	12,380,000	11,797,000	11,851,000	11,863,000	61,047,000	12,209,400	
研究費	6,885,932	6,814,524	7,264,972	7,374,730	7,718,700	36,058,858	7,211,772	8,952,000	8,556,000	9,490,000	8,505,000	8,503,000	44,006,000	8,801,200	
消耗品費	3,709,416	3,455,475	4,158,446	4,286,489	4,838,904	20,448,730	4,089,746	4,095,000	4,095,000	4,094,000	4,094,000	4,093,000	20,471,000	4,094,200	
損害保険料	1,889,388	1,565,503	1,563,972	1,717,112	1,905,556	8,641,531	1,728,306	1,728,000	1,728,000	1,728,000	1,728,000	1,726,000	8,638,000	1,727,600	
養成費	921,138	976,728	1,119,384	1,329,888	1,166,311	5,513,449	1,102,690	1,679,000	1,762,000	1,637,000	1,637,000	1,761,000	8,476,000	1,695,200	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 278,906	▲ 487,159	▲ 335,598	▲ 434,217	▲ 636,462	▲ 2,172,342	▲ 434,468	▲ 723,000	▲ 943,000	▲ 652,000	▲ 768,000	▲ 603,000	▲ 3,689,000	▲ 737,800	▲表示で記載
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲ 124,131	▲ 113,213	▲ 158,766	▲ 166,884	▲ 151,343	▲ 714,337	▲ 142,867	▲ 144,000	▲ 144,000	▲ 144,000	▲ 143,000	▲ 143,000	▲ 718,000	▲ 143,600	▲表示で記載
委託費 ※3	109,491,399	104,657,893	111,968,196	102,008,548	111,995,663	540,121,699	108,024,340	121,464,000	122,217,000	124,423,000	124,592,000	125,909,000	618,605,000	123,721,000	
普及開発関係費	1,314	3,896	27,619	10,981	18,899	62,709	12,542	19,000	19,000	19,000	19,000	18,000	94,000	18,800	
諸費 ※4	17,880,001	17,781,538	19,764,917	20,307,293	22,335,470	98,069,219	19,613,844	23,690,000	24,032,000	23,595,000	24,152,000	23,734,000	119,203,000	23,840,600	
電気事業雑収益 ※5	▲ 19,352,209	▲ 19,001,820	▲ 20,096,019	▲ 9,187,030	▲ 2,026,175	▲ 69,663,253	▲ 13,932,651	▲ 2,006,000	▲ 1,916,000	▲ 1,830,000	▲ 1,822,000	▲ 1,816,000	▲ 9,390,000	▲ 1,878,000	▲表示で記載
第1区分費用計	314,590,156	296,670,251	301,929,497	303,084,184	303,599,437	1,519,873,525	303,974,705	309,848,000	309,689,000	308,741,000	304,556,000	300,718,000	1,533,552,000	306,710,400	

(記載注意)

※1：第6条に規定するものを除く。

※2：発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。

※3：第4条及び第5条に規定するものを除く。

※4：第4条及び第6条に規定するものを除く。

※5：会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。

《項目別明細表》

(1) 第3条第3項関係

[役員給与]

(単位：千円)

		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
社内取締役報酬		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社外取締役報酬		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社内監査役報酬		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社外監査役報酬		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		150,682	162,342	165,201	195,089	212,607	885,921	177,184	192,000	192,000	191,000	191,000	190,000	956,000	191,200	
社内取締役	役員数(人)	6	6	6	7	7	32	6	7	7	7	7	7	35	7	
	1人あたり平均報酬額(千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社外取締役	役員数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1人あたり平均報酬額(千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社内監査役	役員数(人)	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	2	10	2	
	1人あたり平均報酬額(千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社外監査役	役員数(人)	-	-	-	-	1	1	-	1	1	1	1	1	5	1	
	1人あたり平均報酬額(千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[給料手当]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
基準賃金	84,775,326	80,862,411	77,231,618	75,533,592	73,663,687	392,066,634	78,413,327	72,148,000	71,544,000	70,191,000	68,500,000	66,546,000	348,929,000	69,785,800	
基準外賃金	19,708,470	19,372,642	21,269,878	19,424,610	20,071,359	99,846,959	19,969,392	19,055,000	18,900,000	18,539,000	18,074,000	17,532,000	92,100,000	18,420,000	
諸給与金	34,029,980	32,109,469	31,429,304	30,363,057	28,939,863	156,871,673	31,374,335	29,157,000	28,651,000	28,258,000	27,507,000	26,402,000	139,975,000	27,995,000	
控除口(貸方)	▲ 3,151,246	▲ 4,299,463	▲ 4,265,458	▲ 5,691,220	▲ 6,201,061	▲ 23,608,448	▲ 4,721,690	▲ 6,868,000	▲ 6,992,000	▲ 7,509,000	▲ 7,702,000	▲ 8,134,000	▲ 37,205,000	▲ 7,441,000	
附帯事業振替額	▲ 14,167	▲ 17,646	▲ 24,152	▲ 43,139	▲ 45,048	▲ 144,152	▲ 28,830	▲ 30,000	▲ 30,000	▲ 29,000	▲ 29,000	▲ 27,000	▲ 145,000	▲ 29,000	
合計	135,348,363	128,027,413	125,641,190	119,586,900	116,428,800	625,032,666	125,006,533	113,462,000	112,073,000	109,450,000	106,350,000	102,319,000	543,654,000	108,730,800	
平均経費人員(人)	18,172	17,288	16,453	15,932	15,593	83,438	16,688	15,280	15,105	14,820	14,483	14,099	73,787	14,757	
平均基準賃金(千円/月)	389	390	391	395	394	1,959	392	393	395	395	394	393	1,970	394	

[退職給与金]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
引当金増加額	3,039,077	▲ 1,858,968	▲ 5,868,148	▲ 6,834,069	▲ 7,325,182	▲ 18,847,290	▲ 3,769,458	▲ 8,353,000	▲ 7,060,000	▲ 8,608,000	▲ 10,893,000	▲ 12,192,000	▲ 47,106,000	▲ 9,421,200	
実払額	11,121,264	12,344,412	15,395,130	16,398,143	16,171,142	71,430,091	14,286,018	14,450,000	14,581,000	15,831,000	17,757,000	18,551,000	81,170,000	16,234,000	
年金保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	14,160,341	10,485,444	9,526,982	9,564,074	8,845,960	52,582,801	10,516,560	6,097,000	7,521,000	7,223,000	6,864,000	6,359,000	34,064,000	6,812,800	

〔厚生費〕		(単位：千円)															
		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
法定厚生費	健康保険料	5,848,372	5,627,141	5,542,007	5,396,418	5,075,043	27,488,981	5,497,796	4,904,000	4,893,000	4,806,000	4,702,000	4,583,000	23,888,000	4,777,600		
	介護保険料	594,116	689,763	782,329	879,507	957,823	3,903,538	780,708	975,000	981,000	964,000	942,000	919,000	4,781,000	956,200		
	労災保険料	260,646	263,553	271,971	245,140	241,719	1,283,029	256,606	257,000	255,000	251,000	248,000	241,000	1,252,000	250,400		
	雇用保険料	827,844	807,960	804,747	781,886	772,724	3,995,161	799,032	953,000	945,000	930,000	913,000	890,000	4,631,000	926,200		
	厚生年金保険料	11,110,038	10,736,321	10,487,326	10,358,969	10,212,764	52,905,418	10,581,084	9,882,000	9,865,000	9,682,000	9,469,000	9,228,000	48,126,000	9,625,200		
	労災補償費	393	414	250	183	299	1,539	308	-	-	-	-	-	-	-	-	
	健康診断費	128,036	123,766	111,152	90,072	129,002	582,028	116,406	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	550,000	110,000		
	子ども・子育て拠出金	282,825	357,970	391,467	373,639	404,284	1,810,185	362,037	389,000	390,000	382,000	374,000	365,000	1,900,000	380,000		
	その他	▲ 577,284	▲ 847,533	▲ 1,152,621	▲ 1,469,593	▲ 1,488,255	▲ 5,535,286	▲ 1,107,057	▲ 1,519,000	▲ 1,543,000	▲ 1,610,000	▲ 1,636,000	▲ 1,693,000	▲ 8,001,000	▲ 1,600,200		
	計	18,474,986	17,759,355	17,238,628	16,656,221	16,305,403	86,434,593	17,286,919	15,951,000	15,896,000	15,515,000	15,122,000	14,643,000	77,127,000	15,425,400		
一般厚生費	安全管理費	14,798	13,698	17,353	117,378	111,515	274,742	54,948	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000	20,000		
	衛生管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	福利事業費	1,510,788	1,466,702	1,545,682	1,179,152	1,499,863	7,202,187	1,440,437	1,465,000	1,451,000	1,426,000	1,396,000	1,358,000	7,096,000	1,419,200		
	厚生施設運営費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	文化体育費	-	20,817	15,590	5,987	8,156	50,550	10,110	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	175,000	35,000		
	慶弔費	42,813	36,509	65,174	54,179	32,145	230,820	46,164	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	255,000	51,000		
	その他	1,187,244	1,129,665	1,117,214	1,094,364	1,059,338	5,587,825	1,117,565	1,101,000	1,088,000	1,070,000	1,046,000	1,020,000	5,325,000	1,065,000		
	計	2,755,643	2,667,391	2,761,013	2,451,060	2,711,017	13,346,124	2,669,225	2,672,000	2,645,000	2,602,000	2,548,000	2,484,000	12,951,000	2,590,200		
合計		21,230,629	20,426,746	19,999,641	19,107,281	19,016,420	99,780,717	19,956,143	18,623,000	18,541,000	18,117,000	17,670,000	17,127,000	90,078,000	18,015,600		

〔雑給〕		(単位：千円)														
		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
				5ヶ年計	5ヶ年平均			5ヶ年計	5ヶ年平均							
嘱託給	その他	1,585,865	1,339,146	879,199	772,815	743,971	5,320,996	1,064,199	746,000	745,000	745,000	746,000	745,000	3,727,000	745,400	
	計	1,585,865	1,339,146	879,199	772,815	743,971	5,320,996	1,064,199	746,000	745,000	745,000	746,000	745,000	3,727,000	745,400	
嘱託員平均人員（人）		372	313	243	220	193	1,341	268	193	193	193	193	193	965	193	
臨時用給		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		1,585,865	1,339,146	879,199	772,815	743,971	5,320,996	1,064,199	746,000	745,000	745,000	746,000	745,000	3,727,000	745,400	

【研究費】																	(単位：千円)
		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
社内研究費	カーボンニュートラルに係る研究	136,341	28,621	80,641	126,108	53,259	424,970	84,994	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	430,000	86,000		
	レジリエンス強化に係る研究	99,846	21,125	58,846	92,184	38,594	310,595	62,119	63,000	62,000	63,000	63,000	63,000	314,000	62,800		
	人口減少への対応に係る研究	48,202	10,222	28,333	44,248	18,525	149,530	29,906	30,000	30,000	30,000	31,000	31,000	152,000	30,400		
	多様なライフスタイルへの対応に係る研究	35,118	7,496	20,342	32,449	13,894	109,299	21,860	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	110,000	22,000		
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	319,507	67,464	188,162	294,989	124,272	994,394	198,879	201,000	200,000	201,000	202,000	202,000	1,006,000	201,200		
委託研究費	カーボンニュートラルに係る研究	2,093,323	2,143,849	2,277,569	2,236,018	2,386,622	11,137,381	2,227,476	2,635,000	2,551,000	2,966,000	2,540,000	2,539,000	13,231,000	2,646,200		
	レジリエンス強化に係る研究	2,810,838	2,862,100	3,007,699	3,073,787	3,281,991	15,036,415	3,007,283	4,306,000	4,069,000	4,313,000	4,037,000	4,037,000	20,762,000	4,152,400		
	人口減少への対応に係る研究	879,334	941,086	933,549	939,541	1,042,796	4,736,306	947,261	1,045,000	986,000	1,115,000	978,000	978,000	5,102,000	1,020,400		
	多様なライフスタイルへの対応に係る研究	782,930	800,025	857,993	830,395	883,019	4,154,362	830,872	765,000	750,000	895,000	748,000	747,000	3,905,000	781,000		
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	6,566,425	6,747,060	7,076,810	7,079,741	7,594,428	35,064,464	7,012,893	8,751,000	8,356,000	9,289,000	8,303,000	8,301,000	43,000,000	8,600,000		
合計		6,885,932	6,814,524	7,264,972	7,374,730	7,718,700	36,058,858	7,211,772	8,952,000	8,556,000	9,490,000	8,505,000	8,503,000	44,006,000	8,801,200		

〔養成費〕															(単位：千円)	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均		
研修施設運営費	252,207	250,921	282,420	522,380	529,855	1,837,783	367,557	626,000	554,000	554,000	554,000	553,000	2,841,000	568,200		
その他	668,931	725,807	836,964	807,508	636,456	3,675,666	735,133	1,053,000	1,208,000	1,083,000	1,083,000	1,208,000	5,635,000	1,127,000		
合計	921,138	976,728	1,119,384	1,329,888	1,166,311	5,513,449	1,102,690	1,679,000	1,762,000	1,637,000	1,637,000	1,761,000	8,476,000	1,695,200		

〔委託費〕																(単位：千円)	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考		
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均			
システムサポート委託	24,591,069	22,853,045	14,796,531	12,738,654	15,428,657	90,407,956	18,081,591	18,165,000	16,287,000	16,360,000	16,362,000	16,364,000	83,538,000	16,707,600			
ビジネスサポート委託	26,414,859	19,812,524	19,518,225	14,917,576	15,021,718	95,684,902	19,136,980	15,862,000	16,184,000	15,747,000	15,671,000	15,498,000	78,962,000	15,792,400			
システム保守・運用委託	2,819,462	2,809,314	16,823,069	12,053,135	10,797,135	45,302,115	9,060,423	14,682,000	14,692,000	15,021,000	14,564,000	16,051,000	75,010,000	15,002,000			
給電関係委託	713,150	1,090,529	795,886	855,781	1,041,063	4,496,409	899,282	7,081,000	9,048,000	11,341,000	11,341,000	11,342,000	50,153,000	10,030,600			
竣工調査・定期調査業務委託	7,821,340	7,759,055	7,624,723	7,368,848	8,514,548	39,088,514	7,817,703	7,958,000	7,958,000	7,959,000	7,959,000	7,960,000	39,794,000	7,958,800			
土地・建物管理委託	6,625,173	7,598,043	7,869,890	7,843,320	7,919,883	37,856,309	7,571,262	7,898,000	7,899,000	7,900,000	7,900,000	7,900,000	39,497,000	7,899,400			
資材関連委託	6,221,859	6,631,425	8,415,067	8,210,885	7,330,153	36,809,389	7,361,878	7,787,000	7,788,000	7,789,000	7,789,000	7,789,000	38,942,000	7,788,400			
その他配電関係委託	6,647,391	7,022,911	7,334,806	6,801,629	7,536,676	35,343,413	7,068,683	6,974,000	6,975,000	6,975,000	6,975,000	6,976,000	34,875,000	6,975,000			
人材派遣費	3,275,138	3,146,141	3,466,213	4,527,926	4,912,078	19,327,496	3,865,499	4,730,000	4,730,000	4,731,000	4,731,000	4,731,000	23,653,000	4,730,600			
異動業務委託	4,081,699	3,750,949	4,060,396	2,677,555	4,772,128	19,342,727	3,868,545	3,732,000	3,733,000	3,733,000	3,733,000	3,734,000	18,665,000	3,733,000			
技術サポート委託	2,765,764	2,886,188	3,207,014	2,896,782	2,990,759	14,746,507	2,949,301	2,776,000	2,798,000	2,743,000	2,885,000	2,885,000	14,087,000	2,817,400			
図面等データ整備委託	3,100,212	2,910,546	2,797,521	2,529,902	2,786,675	14,124,856	2,824,971	2,663,000	2,664,000	2,664,000	2,664,000	2,664,000	13,319,000	2,663,800			
配電設備巡視・点検委託	1,957,518	2,063,059	2,169,107	2,320,175	2,259,307	10,769,166	2,153,833	2,295,000	2,295,000	2,295,000	2,295,000	2,295,000	11,475,000	2,295,000			
スマートメーター関連委託	1,172,908	738,121	517,182	617,473	632,147	3,677,831	735,566	1,409,000	1,717,000	2,282,000	2,282,000	2,282,000	9,407,000	1,881,400			
その他	11,283,857	13,586,043	12,572,566	15,648,907	20,052,736	73,144,109	14,628,822	17,452,000	17,449,000	17,448,000	17,441,000	17,438,000	87,228,000	17,445,600			
合計	109,491,399	104,657,893	111,968,196	102,008,548	111,995,663	540,121,699	108,024,340	121,464,000	122,217,000	124,423,000	124,592,000	125,909,000	618,605,000	123,721,000			

[普及開発関係費]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
停電周知費用	-	148	22,838	7,456	-	30,442	6,088	10,000	10,000	10,000	10,000	9,000	49,000	9,800	
その他	1,314	3,748	4,781	3,525	18,899	32,267	6,453	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	45,000	9,000	
合計	1,314	3,896	27,619	10,981	18,899	62,709	12,542	19,000	19,000	19,000	19,000	18,000	94,000	18,800	

[諸費]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
通信運搬費	1,022,819	4,375,331	4,327,252	4,697,090	5,007,237	19,429,729	3,885,946	5,121,000	5,156,000	4,740,000	5,305,000	4,900,000	25,222,000	5,044,400	
旅費	2,018,304	2,055,874	1,969,639	1,289,509	1,348,390	8,681,716	1,736,343	2,018,000	2,018,000	2,018,000	2,018,000	2,018,000	10,090,000	2,018,000	
団体費	118,217	118,372	114,233	116,384	118,354	585,560	117,112	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	590,000	118,000	
その他	14,720,661	11,231,961	13,353,793	14,204,310	15,861,489	69,372,214	13,874,443	16,433,000	16,740,000	16,719,000	16,711,000	16,698,000	83,301,000	16,660,200	
合計	17,880,001	17,781,538	19,764,917	20,307,293	22,335,470	98,069,219	19,613,844	23,690,000	24,032,000	23,595,000	24,152,000	23,734,000	119,203,000	23,840,600	

第2表
第2区分費用明細表

(単位：千円)

		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
連 系 線 ・ 基 幹 系 統	減 価 償 却 費 ※1	-	-	-	-	-	-	-	641,000	5,878,000	8,823,000	12,216,000	15,493,000	43,051,000	8,610,200	
	固 定 資 産 税 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	461,000	2,069,000	2,914,000	3,521,000	8,965,000	1,793,000	
	計	-	-	-	-	-	-	-	641,000	6,339,000	10,892,000	15,130,000	19,014,000	52,016,000	10,403,200	
ロ ー カ ル 系 統	減 価 償 却 費 ※3	-	-	-	-	-	-	-	1,383,000	5,142,000	9,060,000	13,385,000	17,986,000	46,956,000	9,391,200	
	固 定 資 産 税 ※4	-	-	-	-	-	-	-	-	888,000	2,755,000	4,013,000	5,465,000	13,121,000	2,624,200	
	計	-	-	-	-	-	-	-	1,383,000	6,030,000	11,815,000	17,398,000	23,451,000	60,077,000	12,015,400	
配 電 系 統	修 繕 費 ※5	74,219,719	66,314,788	61,646,472	61,489,331	67,482,030	331,152,340	66,230,468	73,391,000	71,679,000	69,402,000	69,783,000	69,829,000	354,084,000	70,816,800	
	減 価 償 却 費 ※6	-	-	-	-	-	-	-	2,914,000	8,568,000	14,163,000	19,990,000	25,941,000	71,576,000	14,315,200	
	固 定 資 産 税 ※7	-	-	-	-	-	-	-	-	1,761,000	3,319,000	4,784,000	6,217,000	16,081,000	3,216,200	
	計	74,219,719	66,314,788	61,646,472	61,489,331	67,482,030	331,152,340	66,230,468	76,305,000	82,008,000	86,884,000	94,557,000	101,987,000	441,741,000	88,348,200	
そ の 他 投 資	修 繕 費 ※8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	委 託 費 ※9	2,268,863	1,921,635	1,688,764	4,845,782	6,124,157	16,849,201	3,369,840	4,297,000	3,281,000	3,114,000	2,898,000	2,891,000	16,481,000	3,296,200	
	諸 費 ※10	-	-	-	-	67,779	67,779	13,556	321,000	331,000	603,000	699,000	638,000	2,592,000	518,400	
	減 価 償 却 費 ※11	-	-	-	-	-	-	-	2,118,000	7,746,000	14,841,000	20,836,000	23,074,000	68,615,000	13,723,000	
	固 定 資 産 税 ※12	-	-	-	-	-	-	-	-	140,000	273,000	451,000	529,000	1,393,000	278,600	
	計	2,268,863	1,921,635	1,688,764	4,845,782	6,191,936	16,916,980	3,383,396	6,736,000	11,498,000	18,831,000	24,884,000	27,132,000	89,081,000	17,816,200	
第 2 区 分 費 用 計		76,488,582	68,236,423	63,335,236	66,335,113	73,673,966	348,069,320	69,613,864	85,065,000	105,875,000	128,422,000	151,969,000	171,584,000	642,915,000	128,583,000	

(記載注意)

- ※1：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（連系線及び基幹系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※2：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（連系線及び基幹系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。
- ※3：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（ローカル系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※4：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（ローカル系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。
- ※5：取替修繕費であって配電設備に係るもの及び修繕費であって配電設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。
- ※6：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※7：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。
- ※8：取替修繕費であって業務設備に係るもの及び修繕費であって業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。
- ※9：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。
- ※10：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。
- ※11：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電等設備を除く。）に対する減価償却費に限る。
- ※12：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電等設備を除く。）に対する税額に限る。

《項目別明細表》

(1) 第4条第3項から第5項まで関係

[設備投資(竣工額)]

(単位：千円)

			2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
			5ヶ年計	5ヶ年平均	5ヶ年計	5ヶ年平均												
拡 充 投 資	連 系 線 系 統	発 電 等 設 備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		送 電 設 備	650,835	4,972,585	1,833,806	42,268,693	5,174,525	54,900,444	10,980,089	15,096,000	66,818,000	6,536,000	24,544,000	15,891,000	128,885,000	25,777,000		
		変 電 設 備	1,840,081	1,495,431	3,814,792	38,414,975	521,882	46,087,161	9,217,432	6,079,000	26,145,000	16,136,000	26,606,000	14,705,000	89,671,000	17,934,200		
		計	2,490,916	6,468,016	5,648,598	80,683,668	5,696,407	100,987,605	20,197,521	21,175,000	92,963,000	22,672,000	51,150,000	30,596,000	218,556,000	43,711,200		
	ロ ー カ ル 系 統	発 電 等 設 備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		送 電 設 備	11,159,044	15,059,917	40,786,125	22,900,276	27,326,657	117,232,019	23,446,404	23,512,000	75,818,000	36,283,000	53,858,000	46,091,000	235,562,000	47,112,400		
		変 電 設 備	3,088,518	4,628,723	3,730,985	3,929,837	6,027,283	21,405,346	4,281,069	4,842,000	5,927,000	7,954,000	11,461,000	5,503,000	35,687,000	7,137,400		
		計	14,247,562	19,688,640	44,517,110	26,830,113	33,353,940	138,637,365	27,727,473	28,354,000	81,745,000	44,237,000	65,319,000	51,594,000	271,249,000	54,249,800		
	配 電 系 統		84,696,219	83,204,884	88,803,467	91,557,765	88,384,412	436,646,747	87,329,349	95,524,000	90,369,000	98,338,000	105,045,000	102,542,000	491,818,000	98,363,600		
	拡 充 投 資 計			101,434,697	109,361,540	138,969,175	199,071,546	127,434,759	676,271,717	135,254,343	145,053,000	265,077,000	165,247,000	221,514,000	184,732,000	981,623,000	196,324,600	
更 新 投 資	連 系 線 系 統	発 電 等 設 備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		送 電 設 備	19,229,253	22,232,074	5,020,216	7,609,695	8,259,636	62,350,874	12,470,175	8,036,000	28,282,000	41,988,000	17,276,000	45,377,000	140,959,000	28,191,800		
		変 電 設 備	7,695,664	8,189,915	13,096,313	8,344,860	7,413,827	44,740,579	8,948,116	10,458,000	18,665,000	15,041,000	18,892,000	19,701,000	82,757,000	16,551,400		
		計	26,924,917	30,421,989	18,116,529	15,954,555	15,673,463	107,091,453	21,418,291	18,494,000	46,947,000	57,029,000	36,168,000	65,078,000	223,716,000	44,743,200		
	ロ ー カ ル 系 統	発 電 等 設 備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		送 電 設 備	25,088,578	21,839,984	22,430,390	30,054,051	22,971,444	122,384,447	24,476,889	28,727,000	38,971,000	48,363,000	50,966,000	53,357,000	220,384,000	44,076,800		
		変 電 設 備	17,336,121	14,403,056	17,746,642	18,354,892	17,635,756	85,476,467	17,095,293	27,138,000	29,672,000	28,683,000	25,485,000	31,886,000	142,864,000	28,572,800		
		計	42,424,699	36,243,040	40,177,032	48,408,943	40,607,200	207,860,914	41,572,183	55,865,000	68,643,000	77,046,000	76,451,000	85,243,000	363,248,000	72,649,600		
	配 電 系 統		102,083,830	104,842,556	91,807,176	90,198,432	100,754,537	489,686,531	97,937,306	105,694,000	103,046,000	94,008,000	95,479,000	95,413,000	493,640,000	98,728,000		
	更 新 投 資 計			171,433,446	171,507,585	150,100,737	154,561,930	157,035,200	804,638,898	160,927,780	180,053,000	218,636,000	228,083,000	208,098,000	245,734,000	1,080,604,000	216,120,800	
合 計			272,868,143	280,869,125	289,069,912	353,633,476	284,469,959	1,480,910,615	296,182,123	325,106,000	483,713,000	393,330,000	429,612,000	430,466,000	2,062,227,000	412,445,400		
修 繕 費 振 替 額 (配 電)			▲ 79,995,777	▲ 73,196,530	▲ 65,919,983	▲ 60,190,765	▲ 64,019,164	▲ 343,322,219	▲ 68,664,444	▲ 65,268,000	▲ 63,197,000	▲ 58,263,000	▲ 58,731,000	▲ 58,514,000	▲ 303,973,000	▲ 60,794,600	▲表示で記載	

《項目別明細表》

(1) 第4条第8項関係

[その他の投資に係る設備投資（竣工額）]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
通 信 工 事	8,509,978	8,754,462	9,159,047	7,471,030	7,069,504	40,964,021	8,192,804	9,918,000	9,916,000	10,508,000	10,170,000	9,993,000	50,505,000	10,101,000	
シ ス テ ム 開 発 及 び 改 良	5,127,520	8,959,915	5,759,991	29,579,919	11,758,176	61,185,521	12,237,104	19,994,000	14,559,000	40,789,000	6,988,000	3,233,000	85,563,000	17,112,600	
建 物 関 連 工 事	7,820,087	9,196,030	8,341,614	8,666,064	7,033,613	41,057,408	8,211,482	9,820,000	9,020,000	10,337,000	7,255,000	7,102,000	43,534,000	8,706,800	
系 統 ・ 給 電 設 備 工 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備 品 取 得	1,223,418	1,699,125	1,983,645	2,217,465	3,506,147	10,629,800	2,125,960	3,331,000	2,320,000	2,187,000	1,950,000	1,794,000	11,582,000	2,316,400	
リ ー ス 資 産 取 得	1,469	-	-	-	-	1,469	294	-	-	-	-	-	-	-	
用 地 権 利 設 定 ※ 1	1,595,833	1,769,545	1,653,546	6,516,298	2,144,084	13,679,306	2,735,861	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	24,278,305	30,379,077	26,897,843	54,450,776	31,511,524	167,517,525	33,503,505	43,063,000	35,815,000	63,821,000	26,363,000	22,122,000	191,184,000	38,236,800	
修 繕 費 振 替 額 (通 信)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
(参考) 離島等供給に係る設備投資	2,537,588	1,893,527	868,864	1,418,644	439,999	7,158,622	1,431,724	1,612,000	844,000	711,000	622,000	596,000	4,385,000	877,000	

(記載注意)

※1 規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に関して設定された地役権等をいう。

第3表

第3区分費用明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
修繕費 ※1	97,132,926	90,757,286	82,572,388	86,303,411	89,276,837	446,042,848	89,208,570	108,858,000	101,659,000	91,265,000	92,944,000	95,801,000	490,527,000	98,105,400	
委託費 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産除却費	49,759,898	56,396,558	53,948,877	52,308,488	59,180,485	271,594,306	54,318,861	71,036,000	79,502,000	86,848,000	85,636,000	83,317,000	406,339,000	81,267,800	
賃借料 ※3	22,940,728	20,585,370	21,015,688	21,239,382	21,562,040	107,343,208	21,468,642	21,970,000	21,939,000	21,877,000	21,842,000	21,685,000	109,313,000	21,862,600	
託送料 ※4	16,298,284	16,204,444	15,704,094	16,038,913	17,589,484	81,835,219	16,367,044	17,405,000	17,404,000	17,327,000	17,204,000	16,824,000	86,164,000	17,232,800	
共有設備費等分担額	950,391	926,362	1,136,484	1,120,868	1,055,509	5,189,614	1,037,923	1,038,000	1,038,000	1,038,000	1,038,000	1,038,000	5,190,000	1,038,000	
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地帯間購入送電費	810	904	822	570	658	3,764	753	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	1,000	
一般送配電事業等に係る電力料 ※5	2,316,708	2,726,310	2,485,948	2,266,557	3,445,519	13,241,042	2,648,208	2,634,000	2,622,000	2,608,000	2,595,000	2,582,000	13,041,000	2,608,200	
需給調整市場手数料 ※6	-	-	-	-	90,528	90,528	18,106	39,000	637,000	637,000	637,000	637,000	2,587,000	517,400	
電力費振替勘定（貸方）	▲ 21,078	▲ 15,197	▲ 37,418	▲ 57,417	▲ 148,318	▲ 279,428	▲ 55,886	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 266,000	▲ 1,330,000	▲ 266,000	▲表示で記載
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	1,048,048	1,329,593	1,735,250	1,885,087	1,356,988	7,354,966	1,470,993	1,027,000	1,028,000	1,028,000	536,000	400,000	4,019,000	803,800	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃炉等負担金	126,834,010	140,871,247	123,315,762	134,576,928	122,113,267	647,711,214	129,542,243	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	600,000,000	120,000,000	
離島等供給に係る費用 ※7	8,994,603	9,541,977	9,599,565	9,449,479	12,435,796	50,021,420	10,004,284	10,842,000	10,568,000	10,474,000	10,299,000	10,134,000	52,317,000	10,463,400	
離島等供給に係る収益 ※8	▲ 2,263,756	▲ 2,446,025	▲ 2,383,919	▲ 2,099,136	▲ 2,328,791	▲ 11,521,627	▲ 2,304,325	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 16,180,000	▲ 3,236,000	▲表示で記載
第3区分費用計	323,991,572	336,878,829	309,093,541	323,033,130	325,630,002	1,618,627,074	323,725,415	351,348,000	352,896,000	349,601,000	349,230,000	348,917,000	1,751,992,000	350,398,400	

(記載注意)

※1：第3条及び第4条に規定するものを除く。

※2：支障木の伐採の委託に係る費用に限る。

※3：第6条に規定するものを除く。

※4：第7条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。

※5：一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。

※6：需給調整市場における取引に係る売買手数料をいう。

※7：送配電等業務に係る費用及び第9条に規定するものを除く。

※8：送配電等業務に係る収益を除く。

《項目別明細表》

(1) 第5条第3項関係

[修繕費]

(単位：千円)

		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備	設備取替・補修	6,966,356	6,159,608	7,670,507	7,331,861	7,919,011	36,047,343	7,209,469	9,351,000	8,552,000	9,771,000	9,493,000	10,055,000	47,222,000	9,444,400	
	塗装	3,337,326	4,816,657	4,868,137	6,476,012	6,854,454	26,352,586	5,270,517	9,552,000	10,546,000	9,543,000	9,614,000	10,367,000	49,622,000	9,924,400	
	保安対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第三者要請対応	1,918,013	1,546,691	698,263	782,160	916,549	5,861,676	1,172,335	1,777,000	1,426,000	640,000	714,000	832,000	5,389,000	1,077,800	
	その他	5,165,005	5,860,327	5,261,695	6,310,275	6,898,824	29,496,126	5,899,225	5,269,000	5,806,000	5,214,000	6,205,000	6,813,000	29,307,000	5,861,400	
	計	17,386,700	18,383,283	18,498,602	20,900,308	22,588,838	97,757,731	19,551,546	25,949,000	26,330,000	25,168,000	26,026,000	28,067,000	131,540,000	26,308,000	
変電設備	設備取替・補修	6,487,645	6,567,310	4,955,597	4,590,261	5,589,740	28,190,553	5,638,111	7,657,000	7,442,000	5,871,000	5,458,000	6,451,000	32,879,000	6,575,800	
	塗装	74,853	121,812	15,927	7,395	35,891	255,878	51,176	144,000	161,000	58,000	48,000	77,000	488,000	97,600	
	保安対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第三者要請対応	23,090	8,759	15	673	1,076	33,613	6,723	25,000	10,000	1,000	1,000	2,000	39,000	7,800	
	その他	203,866	45,626	258,494	527,742	825,454	1,861,182	372,236	472,000	477,000	15,000	186,000	399,000	1,549,000	309,800	
	計	6,789,454	6,743,507	5,230,033	5,126,071	6,452,161	30,341,226	6,068,245	8,298,000	8,090,000	5,945,000	5,693,000	6,929,000	34,955,000	6,991,000	
配電設備	第三者要請対応	18,340,872	14,272,310	12,000,879	13,409,323	14,091,195	72,114,579	14,422,916	18,246,000	14,127,000	11,819,000	13,139,000	13,737,000	71,068,000	14,213,600	
	その他	53,043,793	49,684,610	45,257,233	44,894,780	43,851,350	236,731,766	47,346,353	53,948,000	50,443,000	45,822,000	45,172,000	43,904,000	239,289,000	47,857,800	
	計	71,384,665	63,956,920	57,258,112	58,304,103	57,942,545	308,846,345	61,769,269	72,194,000	64,570,000	57,641,000	58,311,000	57,641,000	310,357,000	62,071,400	
業務設備	第三者要請対応	1,724	-	-	301	-	2,025	405	2,000	-	-	-	-	2,000	400	
	その他	1,570,383	1,673,576	1,585,641	1,972,628	2,293,293	9,095,521	1,819,104	2,415,000	2,669,000	2,511,000	2,914,000	3,164,000	13,673,000	2,734,600	
	計	1,572,107	1,673,576	1,585,641	1,972,929	2,293,293	9,097,546	1,819,509	2,417,000	2,669,000	2,511,000	2,914,000	3,164,000	13,675,000	2,735,000	
合計		97,132,926	90,757,286	82,572,388	86,303,411	89,276,837	446,042,848	89,208,570	108,858,000	101,659,000	91,265,000	92,944,000	95,801,000	490,527,000	98,105,400	

[委託費]

(単位：千円)

		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
変電設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
配電設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

〔固定資産除却費〕

(単位：千円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備	除却損	3,984,027	3,994,098	4,054,095	4,379,349	7,635,535	24,047,104	4,809,421	3,240,000	4,676,000	5,691,000	6,759,000	5,524,000	25,890,000	5,178,000	
	除却費用	10,092,819	11,182,350	11,070,040	9,704,806	11,765,401	53,815,416	10,763,083	16,541,000	19,487,000	27,773,000	24,919,000	23,576,000	112,296,000	22,459,200	
変電設備	除却損	3,673,720	2,320,560	1,727,676	1,728,902	1,510,792	10,961,650	2,192,330	1,689,000	4,965,000	2,684,000	2,460,000	1,851,000	13,649,000	2,729,800	
	除却費用	2,919,026	4,591,971	4,234,094	2,858,553	2,846,568	17,450,212	3,490,042	5,634,000	7,138,000	7,037,000	6,484,000	7,299,000	33,592,000	6,718,400	
配電設備	除却損	11,643,900	15,205,821	13,264,740	13,591,578	14,751,858	68,457,897	13,691,579	17,725,000	18,164,000	17,224,000	17,936,000	18,191,000	89,240,000	17,848,000	
	除却費用	16,918,345	18,526,119	19,141,596	19,709,367	19,519,242	93,814,669	18,762,934	25,124,000	23,194,000	24,344,000	25,905,000	25,791,000	124,358,000	24,871,600	
業務設備	除却損	221,963	224,449	97,486	123,629	657,090	1,324,617	264,923	215,000	640,000	736,000	260,000	198,000	2,049,000	409,800	
	除却費用	306,098	351,190	359,150	212,304	493,999	1,722,741	344,548	868,000	1,238,000	1,359,000	913,000	887,000	5,265,000	1,053,000	
合計	除却損	19,523,610	21,744,928	19,143,997	19,823,458	24,555,275	104,791,268	20,958,254	22,869,000	28,445,000	26,335,000	27,415,000	25,764,000	130,828,000	26,165,600	
	除却費用	30,236,288	34,651,630	34,804,880	32,485,030	34,625,210	166,803,038	33,360,608	48,167,000	51,057,000	60,513,000	58,221,000	57,553,000	275,511,000	55,102,200	

〔賃借料〕

(単位：千円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
借地借家料		19,610,745	17,309,163	17,625,067	17,679,106	17,670,666	89,894,747	17,978,949	17,818,000	17,677,000	17,570,000	17,486,000	17,373,000	87,924,000	17,584,800	
機械賃借料		69,646	75,420	53,958	52,312	39,738	291,074	58,215	40,000	40,000	39,000	39,000	39,000	197,000	39,400	
車両リース料		2,266,543	2,209,767	2,329,289	2,450,925	2,745,648	12,002,172	2,400,434	3,085,000	3,200,000	3,251,000	3,306,000	3,267,000	16,109,000	3,221,800	
その他		993,794	991,020	1,007,374	1,057,039	1,105,988	5,155,215	1,031,043	1,027,000	1,022,000	1,017,000	1,011,000	1,006,000	5,083,000	1,016,600	
合計		22,940,728	20,585,370	21,015,688	21,239,382	21,562,040	107,343,208	21,468,642	21,970,000	21,939,000	21,877,000	21,842,000	21,685,000	109,313,000	21,862,600	

〔託送料〕

(単位：千円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
合計		16,298,284	16,204,444	15,704,094	16,038,913	17,589,484	81,835,219	16,367,044	17,405,000	17,404,000	17,327,000	17,204,000	16,824,000	86,164,000	17,232,800	

第4表

離島等供給に係る費用明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
役員給与	1,047	1,128	1,148	1,355	1,470	6,148	1,230	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	1,000	
給料手当	1,061,279	991,806	987,307	938,654	850,614	4,829,660	965,932	637,000	636,000	635,000	634,000	634,000	3,176,000	635,200	
給料手当振替額(貸方)	▲12,775	▲10,546	▲8,703	▲6,061	▲5,270	▲43,355	▲8,671	▲7,000	▲7,000	▲7,000	▲7,000	▲7,000	▲35,000	▲7,000	▲表示で記載
退職給与金	107,153	46,847	86,524	47,579	55,689	343,792	68,758	43,000	43,000	43,000	42,000	42,000	213,000	42,600	
厚生費	168,291	160,475	156,363	151,757	143,798	780,684	156,137	108,000	109,000	109,000	109,000	109,000	544,000	108,800	
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑給	105,833	98,254	89,317	79,964	83,724	457,092	91,418	82,000	82,000	82,000	80,000	80,000	406,000	81,200	
燃料費	2,831,798	3,417,902	3,383,316	2,948,829	3,914,667	16,496,512	3,299,302	4,770,000	4,770,000	4,770,000	4,680,000	4,680,000	23,670,000	4,734,000	
廃棄物処理費	48,482	25,794	-	1,630	4,358	80,264	16,053	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	9,000	1,800	
消耗品費	49,216	49,253	52,478	49,130	70,424	270,501	54,100	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	245,000	49,000	
修繕費	1,434,991	1,431,713	1,470,437	1,611,437	1,515,584	7,464,162	1,492,832	2,222,000	1,749,000	1,848,000	1,843,000	1,689,000	9,351,000	1,870,200	
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	951	22,001	204	179	179	23,514	4,703	-	-	-	-	-	-	-	
貸借料	35,469	31,396	28,727	27,737	27,423	150,752	30,150	27,000	27,000	26,000	25,000	25,000	130,000	26,000	
託送料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託費	1,049,569	919,505	1,135,287	1,089,753	1,148,922	5,343,036	1,068,607	1,014,000	1,014,000	1,014,000	1,015,000	1,015,000	5,072,000	1,014,400	
損害保険料	4,137	3,396	3,473	3,715	4,352	19,073	3,815	4,000	4,000	4,000	4,000	5,000	21,000	4,200	
普及開発関係費	15	44	307	122	209	697	139	-	-	-	-	1,000	1,000	200	
養成費	6,401	6,789	7,778	9,240	8,067	38,275	7,655	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000	7,000	
研究費	83,635	82,768	88,239	89,572	93,517	437,731	87,546	-	-	-	-	1,000	1,000	200	
諸費	179,788	156,615	188,523	200,965	212,341	938,232	187,646	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000	955,000	191,000	
貸倒損	12	38	198	17,214	▲8,299	9,163	1,833	1,000	1,000	1,000	1,000	-	4,000	800	
減価償却費	1,086,906	1,253,041	1,197,213	1,233,911	1,180,553	5,951,624	1,190,325	948,000	989,000	996,000	1,018,000	1,011,000	4,962,000	992,400	
固定資産税	102,366	125,951	134,130	121,534	124,990	608,971	121,794	114,000	124,000	123,000	120,000	116,000	597,000	119,400	
雑税	842	133	431	66	116	1,588	318	-	-	-	-	1,000	1,000	200	
固定資産除却費	400,324	366,270	292,450	306,346	2,622,372	3,987,762	797,552	253,000	403,000	206,000	111,000	109,000	1,082,000	216,400	
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
他社購入電源費	16,000	19,666	19,401	19,531	55,591	130,189	26,038	106,000	106,000	106,000	106,000	106,000	530,000	106,000	
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲699	▲1,221	▲841	▲1,088	▲1,595	▲5,444	▲1,089	▲2,000	▲3,000	▲3,000	▲3,000	▲3,000	▲14,000	▲2,800	▲表示で記載

附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲ 1,508	▲ 1,375	▲ 1,928	▲ 2,027	▲ 1,834	▲ 8,672	▲ 1,734	▲ 1,000	▲ 1,000	▲ 1,000	▲ 2,000	▲ 2,000	▲ 7,000	▲ 1,400	▲表示で記載
開 発 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株 式 交 付 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社 債 発 行 費	2,627	3,332	4,349	4,725	3,401	18,434	3,687	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	11,000	2,200	
開 発 費 償 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株 式 交 付 費 償 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社 債 発 行 費 償 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法 人 税 等	232,453	341,002	283,437	503,710	330,433	1,691,035	338,207	270,000	270,000	270,000	271,000	271,000	1,352,000	270,400	
離 島 等 供 給 に 係 る 費 用 計	8,994,603	9,541,977	9,599,565	9,449,479	12,435,796	50,021,420	10,004,284	10,842,000	10,568,000	10,474,000	10,299,000	10,134,000	52,317,000	10,463,400	
（ 参 考 ） 事 業 報 酬	-	-	-	-	-	-	-	204,000	204,000	204,000	204,000	206,000	1,022,000	204,400	

第5表

離島等供給に係る収益明細表

（単位：千円）

	2017年度 （実績）	2018年度 （実績）	2019年度 （実績）	2020年度 （実績）	2021年度 （実績）	参照期間		2023年度 （想定）	2024年度 （想定）	2025年度 （想定）	2026年度 （想定）	2027年度 （想定）	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
電 灯 料	▲ 1,286,667	▲ 1,377,125	▲ 1,348,044	▲ 1,210,306	▲ 1,341,494	▲ 6,563,636	▲ 1,312,727	▲ 1,835,000	▲ 1,835,000	▲ 1,835,000	▲ 1,835,000	▲ 1,835,000	▲ 9,175,000	▲ 1,835,000	▲表示で記載
電 力 料	▲ 977,089	▲ 1,068,900	▲ 1,035,875	▲ 888,830	▲ 987,297	▲ 4,957,991	▲ 991,598	▲ 1,401,000	▲ 1,401,000	▲ 1,401,000	▲ 1,401,000	▲ 1,401,000	▲ 7,005,000	▲ 1,401,000	▲表示で記載
離 島 等 供 給 に 係 る 収 益 計	▲ 2,263,756	▲ 2,446,025	▲ 2,383,919	▲ 2,099,136	▲ 2,328,791	▲ 11,521,627	▲ 2,304,325	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 3,236,000	▲ 16,180,000	▲ 3,236,000	▲表示で記載

第6表
制御不能費用明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
減価償却費 ※1	280,717,770	274,996,671	270,932,995	258,107,948	260,859,860	1,345,615,244	269,123,049	210,539,000	196,453,000	186,275,000	176,215,000	166,743,000	936,225,000	187,245,000	
退職給与金 ※2	1,261,998	▲ 3,742,817	2,926,179	▲ 2,716,162	▲ 792,633	▲ 3,063,435	▲ 612,687	1,710,000	-	-	-	-	1,710,000	342,000	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用	▲ 9,184,617	▲ 18,735,535	▲ 1,633,196	▲ 182,525	▲ 634,209	▲ 30,370,082	▲ 6,074,016	124,000	96,000	98,000	96,000	-	414,000	82,800	
賃借料 ※3	69,935,292	70,264,228	74,002,781	74,301,231	74,605,251	363,108,783	72,621,757	74,201,000	74,201,000	74,201,000	74,201,000	74,202,000	371,006,000	74,201,200	
諸費 ※4	1,984,234	2,077,950	2,790,502	3,586,024	4,006,265	14,444,975	2,888,995	4,885,000	4,889,000	4,887,000	4,890,000	4,892,000	24,443,000	4,888,600	
貸倒損	11,577	38,045	198,289	17,196,412	▲ 8,290,351	9,153,972	1,830,794	829,000	829,000	829,000	829,000	830,000	4,146,000	829,200	貸方の場合は▲表示で記載
振替損失調整額	2,894,009	4,284,205	3,725,211	2,470,919	5,874,400	19,248,744	3,849,749	5,874,000	5,874,000	5,874,000	5,874,000	5,874,000	29,370,000	5,874,000	
インバランス収支過不足額 ※5	8,156,000	1,571,000	3,136,000	▲ 40,671,000	19,480,000	▲ 8,328,000	▲ 1,665,600	37,624,000	31,358,000	-	-	-	68,982,000	13,796,400	貸方の場合は▲表示で記載
電源開発促進税	104,340,399	103,567,354	101,698,548	100,708,369	101,361,539	511,676,209	102,335,242	101,195,000	100,873,000	100,822,000	100,753,000	100,941,000	504,584,000	100,916,800	
事業税	17,556,149	17,133,834	16,683,901	17,804,297	17,116,839	86,295,020	17,259,004	17,645,000	17,872,000	17,654,000	18,315,000	18,455,000	89,941,000	17,988,200	
雑税	2,081,135	1,980,038	2,615,251	2,389,966	2,382,488	11,448,878	2,289,776	2,290,000	2,290,000	2,290,000	2,290,000	2,289,000	11,449,000	2,289,800	
法人税等	19,138,610	28,075,817	23,336,347	41,472,107	27,273,386	139,296,267	27,859,253	27,927,000	27,927,000	27,927,000	27,926,000	27,926,000	139,633,000	27,926,600	
賠償負担金相当金	-	-	-	9,805,000	20,647,976	30,452,976	6,090,595	23,052,000	23,052,000	23,052,000	23,052,000	23,052,000	115,260,000	23,052,000	
廃炉円滑化負担金相当金	-	-	-	3,410,064	11,163,268	14,573,332	2,914,666	17,073,000	17,073,000	17,073,000	17,073,000	17,073,000	85,365,000	17,073,000	
固定資産税 ※6	62,093,121	61,278,642	60,406,063	59,896,818	59,549,913	303,224,557	60,644,911	60,246,000	57,810,000	55,176,000	52,534,000	49,983,000	275,749,000	55,149,800	
調整力の確保に要する費用 ※7	▲ 62,199	▲ 306,503	▲ 368,671	▲ 529,336	125,819	▲ 1,140,890	▲ 228,178	▲ 2,463,000	51,064,000	32,095,000	32,712,000	45,301,000	158,709,000	31,741,800	貸方の場合は▲表示で記載
再給電に要する費用 ※8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
制御不能費用計	560,923,478	542,482,929	560,450,200	547,050,132	594,729,811	2,805,636,550	561,127,310	582,751,000	611,661,000	548,253,000	536,760,000	537,561,000	2,816,986,000	563,397,200	

(記載注意)

※1：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※2：規制期間初年度の前々年度3月31日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。

※3：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。

※4：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。

※5：電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。

※6：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。

※7：法第28条の4第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。

※8：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。

《項目別明細表》

(1) 第6条第3項第1号関係

[減価償却費]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備	117,775,343	113,508,475	110,391,993	96,731,455	93,945,979	532,353,245	106,470,649	81,226,000	75,406,000	70,861,000	67,017,000	63,478,000	357,988,000	71,597,600	
変電設備	51,236,593	49,292,389	47,411,358	46,888,657	49,895,482	244,724,479	48,944,896	39,028,000	36,557,000	34,912,000	32,484,000	31,002,000	173,983,000	34,796,600	
配電設備	106,087,861	106,661,230	107,045,680	107,609,287	109,226,467	536,630,525	107,326,105	83,109,000	78,131,000	75,446,000	72,957,000	69,393,000	379,036,000	75,807,200	
業務設備	5,617,973	5,534,577	6,083,964	6,878,549	7,791,932	31,906,995	6,381,399	7,176,000	6,359,000	5,056,000	3,757,000	2,870,000	25,218,000	5,043,600	
合計	280,717,770	274,996,671	270,932,995	258,107,948	260,859,860	1,345,615,244	269,123,049	210,539,000	196,453,000	186,275,000	176,215,000	166,743,000	936,225,000	187,245,000	

(2) 第6条第3項第2号関係

[退職給与金]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
数理計算上の差異 (2016年度以前発生分)	3,177,366	▲ 1,610,641	-	-	-	1,566,725	313,345	-	-	-	-	-	-	-	
数理計算上の差異 (2017年度発生分)	▲ 1,915,368	▲ 1,915,368	▲ 1,915,368	-	-	▲ 5,746,104	▲ 1,149,221	-	-	-	-	-	-	-	
数理計算上の差異 (2018年度発生分)	-	▲ 216,808	▲ 216,808	▲ 216,808	-	▲ 650,424	▲ 130,085	-	-	-	-	-	-	-	
数理計算上の差異 (2019年度発生分)	-	-	5,058,355	5,058,355	5,058,521	15,175,231	3,035,046	-	-	-	-	-	-	-	
数理計算上の差異 (2020年度発生分)	-	-	-	▲ 7,557,709	▲ 7,557,957	▲ 15,115,666	▲ 3,023,133	-	-	-	-	-	-	-	
数理計算上の差異 (2021年度発生分)	-	-	-	-	1,706,803	1,706,803	341,361	1,710,000	-	-	-	-	1,710,000	342,000	
合計	1,261,998	▲ 3,742,817	2,926,179	▲ 2,716,162	▲ 792,633	▲ 3,063,435	▲ 612,687	1,710,000	-	-	-	-	1,710,000	342,000	

数理計算上の差異の償却年数 (年)	3

(3) 第6条第3項第3号関係

[ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
分析 (採油含む)	75,977	62,698	72,744	85,742	100,264	397,425	79,485	80,000	80,000	79,000	80,000	-	319,000	63,800	
運搬・処理	▲ 9,260,594	▲ 18,798,233	▲ 1,705,940	▲ 268,267	▲ 734,473	▲ 30,767,507	▲ 6,153,501	44,000	16,000	19,000	16,000	-	95,000	19,000	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	▲ 9,184,617	▲ 18,735,535	▲ 1,633,196	▲ 182,525	▲ 634,209	▲ 30,370,082	▲ 6,074,016	124,000	96,000	98,000	96,000	-	414,000	82,800	

[賃借料]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
道路占用料	28,703,474	28,865,559	32,556,037	32,738,844	32,920,222	155,784,136	31,156,827	32,738,000	32,738,000	32,738,000	32,738,000	32,739,000	163,691,000	32,738,200	
水面使用料	7,734	7,733	7,733	26,752	27,171	77,123	15,425	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000	15,000	
線路使用料	2,272,109	2,307,991	2,336,662	2,360,671	2,379,647	11,657,080	2,331,416	2,331,000	2,331,000	2,331,000	2,331,000	2,331,000	11,655,000	2,331,000	
電柱敷地料	14,504,294	14,553,703	14,530,914	14,580,516	14,670,554	72,839,981	14,567,996	14,568,000	14,568,000	14,568,000	14,568,000	14,568,000	72,840,000	14,568,000	
線下補償料	21,363,729	21,383,967	21,366,046	21,263,172	21,260,036	106,636,950	21,327,390	21,327,000	21,327,000	21,327,000	21,327,000	21,327,000	106,635,000	21,327,000	
河敷料	1,238,093	1,250,126	1,243,367	1,327,424	1,348,456	6,407,466	1,281,493	1,281,000	1,281,000	1,281,000	1,281,000	1,281,000	6,405,000	1,281,000	
占用関係借地料	1,845,859	1,895,149	1,962,022	2,003,852	1,999,165	9,706,047	1,941,209	1,941,000	1,941,000	1,941,000	1,941,000	1,941,000	9,705,000	1,941,000	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	69,935,292	70,264,228	74,002,781	74,301,231	74,605,251	363,108,783	72,621,757	74,201,000	74,201,000	74,201,000	74,201,000	74,202,000	371,006,000	74,201,200	

〔諸費〕															(単位：千円)	
	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
受益者負担金	96,501	116,795	4,221	170,905	140,469	528,891	105,778	106,000	106,000	106,000	106,000	106,000	530,000	106,000		
推進機関の会費（特別会費を含む）	1,887,733	1,961,155	2,786,281	3,415,119	3,546,257	13,596,545	2,719,309	2,792,000	2,792,000	2,792,000	2,792,000	2,792,000	13,960,000	2,792,000		
災害等扶助拠出金	-	-	-	-	319,539	319,539	63,908	1,987,000	1,991,000	1,989,000	1,992,000	1,994,000	9,953,000	1,990,600		
合計	1,984,234	2,077,950	2,790,502	3,586,024	4,006,265	14,444,975	2,888,995	4,885,000	4,889,000	4,887,000	4,890,000	4,892,000	24,443,000	4,888,600		

〔貸倒損〕															(単位：千円)	
	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
貸倒引当額	▲ 368	▲ 4,746,246	20,035	17,106,285	▲ 8,406,847	3,972,859	794,572	▲ 208,000	▲ 208,000	▲ 208,000	▲ 208,000	▲ 207,000	▲ 1,039,000	▲ 207,800	貸方の場合は▲表示で記載	
貸倒損発生額	11,945	4,784,291	178,254	90,127	116,496	5,181,113	1,036,223	1,037,000	1,037,000	1,037,000	1,037,000	1,037,000	5,185,000	1,037,000		
合計	11,577	38,045	198,289	17,196,412	▲ 8,290,351	9,153,972	1,830,794	829,000	829,000	829,000	829,000	830,000	4,146,000	829,200		

〔振替損失調整額〕															(単位：千円)	
	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
振替損失電力量（千kWh）	331,000	409,000	390,000	256,000	398,000	1,784,000	356,800	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000	1,990,000	398,000		
振替損失調整額	2,894,009	4,284,205	3,725,211	2,470,919	5,874,400	19,248,744	3,849,749	5,874,000	5,874,000	5,874,000	5,874,000	5,874,000	29,370,000	5,874,000		

〔インバランス収支過不足額〕	
参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額（千円）	37,624,000

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
インバランス収支過不足額	8,156,000	1,571,000	3,136,000	▲ 40,671,000	19,480,000	▲ 8,328,000	▲ 1,665,600	-	-	-	-	-	-	-	貸方の場合は▲表示で記載
「参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額」に係る回収・還元調整額								37,624,000	31,358,000	-	-	-	68,982,000	13,796,400	貸方の場合は▲表示で記載 規制期間には2022年度の収支過不足額に伴う調整額31,358,000千円が含まれる
合計								37,624,000	31,358,000	-	-	-	68,982,000	13,796,400	

(4) 第6条第3項第8号関係

[調整力の確保に要する費用]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	45,457,000	14,976,000	24,984,000	40,213,000	125,630,000	25,126,000	
その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用	14,001	12,558	13,658	13,379	12,703	66,299	13,260	17,000	8,087,000	19,599,000	10,208,000	7,566,000	45,477,000	9,095,400	
電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用	203,647	91,827	81,432	103,303	112,259	592,468	118,494	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	560,000	112,000	
最終保障供給に係る利益又は損失	▲ 279,847	▲ 410,888	▲ 463,761	▲ 646,018	857	▲ 1,799,657	▲ 359,931	▲ 2,592,000	▲ 2,592,000	▲ 2,592,000	▲ 2,592,000	▲ 2,590,000	▲ 12,958,000	▲ 2,591,600	貸方場合は▲表示で記載 規制期間には2022年3月から2023年3月までの調整額として▲11,158,000千円が含まれる
合計	▲ 62,199	▲ 306,503	▲ 368,671	▲ 529,336	125,819	▲ 1,140,890	▲ 228,178	▲ 2,463,000	51,064,000	32,095,000	32,712,000	45,301,000	158,709,000	31,741,800	

第7表
事後検証費用明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
託 送 料 ※1	3,323,044	3,636,760	3,585,935	3,393,906	7,016,903	20,956,548	4,191,310	6,176,000	6,177,000	7,516,000	8,444,000	11,386,000	39,699,000	7,939,800	
補 償 費	806,188	3,812,353	757,115	962,656	990,429	7,328,741	1,465,748	887,000	887,000	887,000	887,000	887,000	4,435,000	887,000	
事 業 者 間 精 算 費	9,406,360	12,206,911	13,321,103	12,642,247	12,020,570	59,597,191	11,919,438	12,021,000	12,021,000	12,021,000	12,021,000	12,021,000	60,105,000	12,021,000	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用 ※2	196,284	550,924	17,077,943	1,706,580	198,976	19,730,707	3,946,141	1,318,000	1,318,000	1,318,000	1,318,000	1,318,000	6,590,000	1,318,000	
調 整 力 の 確 保 に 要 す る 費 用 ※3	88,328,862	94,301,959	88,200,741	97,447,394	103,783,401	472,062,357	94,412,471	107,957,000	81,317,000	89,414,000	73,709,000	70,659,000	423,056,000	84,611,200	
発 電 抑 制 に 要 す る 費 用 ※4	-	-	-	-	-	-	-	38,000	38,000	39,000	39,000	39,000	193,000	38,600	
事 後 検 証 費 用 計	102,060,738	114,508,907	122,942,837	116,152,783	124,010,279	579,675,544	115,935,109	128,397,000	101,758,000	111,195,000	96,418,000	96,310,000	534,078,000	106,815,600	

(記載注意)

※1：連系線の増強等に係る費用に限る。

※2：災害等扶助交付金を含む。

※3：一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（第5条及び第6条に規定するものを除く。）、一般送配電事業者が、調整電源等を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。

※4：送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用をいう。

《項目別明細表》

(1) 第7条第3項第1号関係

〔託送料〕															(単位：千円)	
	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考	
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
合計	3,323,044	3,636,760	3,585,935	3,393,906	7,016,903	20,956,548	4,191,310	6,176,000	6,177,000	7,516,000	8,444,000	11,386,000	39,699,000	7,939,800		

〔事業者間精算費〕

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
北海道電力ネットワーク	電力量 (千kWh)	182,819	77,127	233,661	802,506	2,218,873	3,514,986	702,997	2,219,000	2,219,000	2,219,000	2,219,000	2,219,000	11,095,000	2,219,000	
	電力量料金	51,189	21,596	65,425	224,702	1,244,796	1,607,708	321,542	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	6,225,000	1,245,000	
東北電力ネットワーク	電力量 (千kWh)	21,581,627	23,502,389	25,718,929	28,420,333	21,452,635	120,675,913	24,135,183	21,453,000	21,453,000	21,453,000	21,453,000	21,453,000	107,265,000	21,453,000	
	電力量料金	7,769,385	8,460,860	9,258,814	10,231,320	7,722,949	43,443,328	8,688,666	7,723,000	7,723,000	7,723,000	7,723,000	7,723,000	38,615,000	7,723,000	
東京電力パワーグリッド	電力量 (千kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電力量料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中部電力パワーグリッド	電力量 (千kWh)	2,801,786	3,791,311	3,864,037	2,754,564	2,615,301	15,826,999	3,165,400	2,615,000	2,615,000	2,615,000	2,615,000	2,615,000	13,075,000	2,615,000	
	電力量料金	730,810	1,675,700	1,716,270	705,805	1,484,428	6,313,013	1,262,603	1,484,000	1,484,000	1,484,000	1,484,000	1,484,000	7,420,000	1,484,000	
北陸電力送配電	電力量 (千kWh)	95,461	71,550	1,049,356	888,007	758,021	2,862,395	572,479	758,000	758,000	758,000	758,000	758,000	3,790,000	758,000	
	電力量料金	27,179	22,440	310,788	262,984	258,668	882,059	176,412	259,000	259,000	259,000	259,000	259,000	1,295,000	259,000	
関西電力送配電	電力量 (千kWh)	1,230,931	2,639,585	3,105,043	2,184,713	2,195,356	11,355,628	2,271,126	2,195,000	2,195,000	2,195,000	2,195,000	2,195,000	10,975,000	2,195,000	
	電力量料金	283,286	607,105	714,160	502,596	505,000	2,612,147	522,429	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	2,525,000	505,000	
中国電力ネットワーク	電力量 (千kWh)	922,305	1,342,428	918,377	785,344	975,720	4,944,174	988,835	976,000	976,000	976,000	976,000	976,000	4,880,000	976,000	
	電力量料金	276,692	402,728	275,513	235,603	292,716	1,483,252	296,650	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	1,465,000	293,000	
四国電力送配電	電力量 (千kWh)	58,266	1,048,956	1,083,416	573,782	623,750	3,388,170	677,634	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	3,120,000	624,000	
	電力量料金	44,082	662,154	722,846	319,116	364,722	2,112,920	422,584	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000	1,825,000	365,000	
九州電力送配電	電力量 (千kWh)	799,062	1,265,458	918,880	571,862	526,041	4,081,303	816,261	526,000	526,000	526,000	526,000	526,000	2,630,000	526,000	
	電力量料金	223,737	354,328	257,287	160,121	147,291	1,142,764	228,553	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	735,000	147,000	
合計	電力量 (千kWh)	27,672,257	33,738,804	36,891,699	36,981,111	31,365,697	166,649,568	33,329,914	31,366,000	31,366,000	31,366,000	31,366,000	31,366,000	156,830,000	31,366,000	
	電力量料金	9,406,360	12,206,911	13,321,103	12,642,247	12,020,570	59,597,191	11,919,438	12,021,000	12,021,000	12,021,000	12,021,000	12,021,000	60,105,000	12,021,000	

(2) 第7条第3項第2号関係

〔補償費〕																(単位：千円)	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参照期間		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考		
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均			
定期的補償費	30,062	34,828	29,156	33,133	33,391	160,570	32,114	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	160,000	32,000			
臨時的補償費	321,818	392,242	286,764	424,579	462,517	1,887,920	377,584	378,000	378,000	378,000	378,000	378,000	1,890,000	378,000			
損害賠償費	454,308	3,385,283	441,195	504,944	494,521	5,280,251	1,056,050	477,000	477,000	477,000	477,000	477,000	2,385,000	477,000			
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合計	806,188	3,812,353	757,115	962,656	990,429	7,328,741	1,465,748	887,000	887,000	887,000	887,000	887,000	4,435,000	887,000			

(3) 第7条第3項第3号関係

[震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
委託費	1,113	-	882,055	8,066	-	891,234	178,247	89,000	89,000	89,000	89,000	89,000	445,000	89,000	
修繕費	172,717	500,286	8,880,167	1,831,888	141,048	11,526,106	2,305,221	1,294,000	1,294,000	1,294,000	1,294,000	1,294,000	6,470,000	1,294,000	
固定資産除却費	22,454	50,638	1,438,210	▲ 134,236	57,928	1,434,994	286,999	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	1,140,000	228,000	
災害等扶助交付金	-	-	-	-	-	-	-	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 4,400,000	▲ 880,000	▲表示で記載
賃借料	-	-	158	-	-	158	32	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	-	-	-	1,650	-	1,650	330	-	-	-	-	-	-	-	
消耗品費	-	-	2,151	-	-	2,151	430	-	-	-	-	-	-	-	
諸費	-	-	5,874,597	▲ 788	-	5,873,809	1,174,762	587,000	587,000	587,000	587,000	587,000	2,935,000	587,000	
給料手当	-	-	605	-	-	605	121	-	-	-	-	-	-	-	
合計	196,284	550,924	17,077,943	1,706,580	198,976	19,730,707	3,946,141	1,318,000	1,318,000	1,318,000	1,318,000	1,318,000	6,590,000	1,318,000	

[震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用]過去10年間の実績額

(単位：千円)

	2012年度 (実績)	2013年度 (実績)	2014年度 (実績)	2015年度 (実績)	2016年度 (実績)	参照期間		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						10ヶ年計	10ヶ年平均	
委託費	-	-	-	-	-			1,113	-	882,055	8,066	-	891,234	89,123	
修繕費	327,645	312,185	413,334	160,478	203,732			172,717	500,286	8,880,167	1,831,888	141,048	12,943,480	1,294,348	
固定資産除却費	564,320	49,500	152,710	63,607	14,054			22,454	50,638	1,438,210	▲ 134,236	57,928	2,279,185	227,919	
災害等扶助交付金	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
賃借料	-	-	-	-	-			-	-	158	-	-	158	16	
補償費	-	-	-	-	-			-	-	-	1,650	-	1,650	165	
消耗品費	-	-	-	-	-			-	-	2,151	-	-	2,151	215	
諸費	-	-	-	-	-			-	-	5,874,597	▲ 788	-	5,873,809	587,381	
給料手当	-	-	-	-	-			-	-	605	-	-	605	61	
合計	891,965	361,685	566,044	224,085	217,786			196,284	550,924	17,077,943	1,706,580	198,976	21,992,272	2,199,227	

(4) 第7条第3項第4号関係

[調整力の確保に要する費用]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
一般送配電事業者が、電気の周波数の値の維持及びインバランスを調整するための指令をすることができ る調整電源等を公募により調達するのに要する費用	50,201,562	49,199,713	46,637,953	48,870,600	45,163,688	240,073,516	48,014,703	42,800,000	-	-	-	-	42,800,000	8,560,000	
一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用	31,959,713	38,765,531	35,774,551	43,016,248	47,322,792	196,838,835	39,367,767	44,654,000	-	-	-	-	44,654,000	8,930,800	
一般送配電事業者が、調整電源等を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用	-	-	-	-	-	-	-	4,733,000	66,360,000	78,349,000	67,148,000	66,580,000	283,170,000	56,634,000	
その他	6,167,587	6,336,715	5,788,237	5,560,546	11,296,921	35,150,006	7,030,001	15,770,000	14,957,000	11,065,000	6,561,000	4,079,000	52,432,000	10,486,400	
合計	88,328,862	94,301,959	88,200,741	97,447,394	103,783,401	472,062,357	94,412,471	107,957,000	81,317,000	89,414,000	73,709,000	70,659,000	423,056,000	84,611,200	

第8表
次世代投資費用明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
減価償却費	-	-	-	-	242	242	48	403,000	2,504,000	4,186,000	13,547,000	15,237,000	35,877,000	7,175,400	
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	14,000	231,000	222,000	597,000	1,064,000	212,800	
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託費	-	-	151,300	24,300	114,000	289,600	57,920	1,858,000	2,358,000	2,002,000	2,114,000	1,793,000	10,125,000	2,025,000	
諸費	-	-	-	-	-	-	-	8,000	41,000	1,145,000	1,636,000	2,439,000	5,269,000	1,053,800	
固定資産除却費	-	-	-	-	-	-	-	10,000	69,000	182,000	912,000	519,000	1,692,000	338,400	
修繕費	-	-	-	-	-	-	-	231,000	1,550,000	4,712,000	12,925,000	13,214,000	32,632,000	6,526,400	
賃借料	-	-	-	-	-	-	-	64,000	194,000	392,000	625,000	811,000	2,086,000	417,200	
消耗品費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	853,000	-	-	853,000	170,600	
次世代投資費用計	-	-	151,300	24,300	114,242	289,842	57,968	2,574,000	6,730,000	13,703,000	31,981,000	34,610,000	89,598,000	17,919,600	

第9表

事業報酬明細表

(単位：千円)

						2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
											5ヶ年計	5ヶ年平均	
特	定	固	定	資	産	4,034,816,000	4,152,685,000	4,328,252,000	4,473,824,000	4,587,908,000	21,577,485,000	4,315,497,000	
建	設	中	の	資	産	139,837,000	141,113,000	122,593,000	109,286,000	86,275,000	599,104,000	119,820,800	
特	定 投				資	12,621,000	11,468,000	10,419,000	9,475,000	8,614,000	52,597,000	10,519,400	
運 転 資 本	営	業 資			本	94,863,000	96,760,000	95,576,000	95,973,000	95,909,000	479,081,000	95,816,200	
	貯	蔵			品	12,454,000	12,616,000	12,813,000	13,022,000	13,214,000	64,119,000	12,823,800	
	計					107,317,000	109,376,000	108,389,000	108,995,000	109,123,000	543,200,000	108,640,000	
繰	延	償	却	資	産	-	-	-	-	-	-	-	
レ	一	ト	ベ	一	ス	計	4,294,591,000	4,414,642,000	4,569,653,000	4,701,580,000	4,791,920,000	22,772,386,000	4,554,477,200
報	酬				率	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
事	業	報	酬	計	64,419,000	66,220,000	68,545,000	70,524,000	71,879,000	341,587,000	68,317,400		

第10表

追加事業報酬明細表

(単位：千円)

							2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	規制期間		備考
							(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
追	加	事	業	報	酬	額	331,000	333,000	340,000	376,000	404,000	1,784,000	356,800	
追	加	事	業	報	酬	計	331,000	333,000	340,000	376,000	404,000	1,784,000	356,800	

第11表

追加事業報酬対象額明細表

(単位：千円)

	設備名称	区間	2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
特 定 固 定 資 産	東清水線	東清水変電所～佐久間東幹線	-	-	-	3,546,000	6,992,000	10,538,000	2,107,600	
特 定 固 定 資 産	新富士変電所	—	-	-	-	3,536,000	6,902,000	10,438,000	2,087,600	
特 定 固 定 資 産	福島幹線山線	福島幹線山線 (No. 9)～福島幹線山線 (No. 12)	-	304,000	945,000	1,260,000	2,085,000	4,594,000	918,800	
特 定 固 定 資 産	東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村	30,063,000	30,114,000	29,932,000	29,537,000	28,955,000	148,601,000	29,720,200	
特 定 固 定 資 産	東京中部間直流連系設備関連 (中部電力分) ①飛騨分岐線 ②飛騨変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No.115～飛騨変換所 ②岐阜県高山市	12,621,000	11,468,000	10,419,000	9,475,000	8,614,000	52,597,000	10,519,400	
建 設 中 の 資 産	東清水線	東清水変電所～佐久間東幹線	906,000	1,850,000	2,908,000	1,667,000	-	7,331,000	1,466,200	
建 設 中 の 資 産	新富士変電所	—	34,000	186,000	540,000	375,000	-	1,135,000	227,000	
建 設 中 の 資 産	福島幹線山線	福島幹線山線 (No. 9)～福島幹線山線 (No. 12)	448,000	537,000	638,000	715,000	382,000	2,720,000	544,000	
建 設 中 の 資 産	東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			44,072,000	44,459,000	45,382,000	50,111,000	53,930,000	237,954,000	47,590,800	

第12表

控除収益明細表

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
地帯間販売送電料	▲ 82,339	▲ 82,694	▲ 70,435	▲ 53,033	▲ 61,970	▲ 350,471	▲ 70,094	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 62,000	▲ 310,000	▲ 62,000	▲表示で記載
地帯間販売電源料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
他社販売送電料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
他社販売電源料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
託送収益 ※1	▲ 2,001,754	▲ 2,378,713	▲ 2,565,316	▲ 2,679,498	▲ 6,977,162	▲ 16,602,443	▲ 3,320,489	▲ 6,245,000	▲ 6,245,000	▲ 5,889,000	▲ 5,894,000	▲ 5,446,000	▲ 29,719,000	▲ 5,943,800	▲表示で記載
事業者間精算収益	▲ 1,234,449	▲ 454,746	▲ 183,210	▲ 685,309	▲ 6,179,783	▲ 8,737,497	▲ 1,747,499	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 30,900,000	▲ 6,180,000	▲表示で記載
電気事業雑収益 ※2	▲ 59,046,807	▲ 58,015,363	▲ 55,405,945	▲ 57,720,304	▲ 58,005,089	▲ 288,193,508	▲ 57,638,702	▲ 59,062,000	▲ 59,776,000	▲ 60,530,000	▲ 58,964,000	▲ 58,589,000	▲ 296,921,000	▲ 59,384,200	▲表示で記載
預金利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
控除収益計	▲ 62,365,349	▲ 60,931,516	▲ 58,224,906	▲ 61,138,144	▲ 71,224,004	▲ 313,883,919	▲ 62,776,784	▲ 71,549,000	▲ 72,263,000	▲ 72,661,000	▲ 71,100,000	▲ 70,277,000	▲ 357,850,000	▲ 71,570,000	

(記載注意)

※1：接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。

※2：第3条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。

《項目別明細表》

(1) 第11条第3項関係

[託送収益]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
合計	▲ 2,001,754	▲ 2,378,713	▲ 2,565,316	▲ 2,679,498	▲ 6,977,162	▲ 16,602,443	▲ 3,320,489	▲ 6,245,000	▲ 6,245,000	▲ 5,889,000	▲ 5,894,000	▲ 5,446,000	▲ 29,719,000	▲ 5,943,800	

[事業者間精算収益]

(単位：千円)

		2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
北海道電力ネットワーク	電力量（千kWh）	286,218	153,450	72,109	122,343	102,573	736,693	147,339	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000	515,000	103,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 54,381	▲ 29,155	▲ 13,701	▲ 23,245	▲ 19,489	▲ 139,971	▲ 27,994	▲ 19,000	▲ 19,000	▲ 19,000	▲ 19,000	▲ 19,000	▲ 95,000	▲ 19,000	▲表示で記載
東北電力ネットワーク	電力量（千kWh）	1,960,241	994,438	43,579	214,937	369,083	3,582,278	716,456	369,000	369,000	369,000	369,000	369,000	1,845,000	369,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 372,446	▲ 188,943	▲ 8,280	▲ 40,838	▲ 70,126	▲ 680,633	▲ 136,127	▲ 70,000	▲ 70,000	▲ 70,000	▲ 70,000	▲ 70,000	▲ 350,000	▲ 70,000	▲表示で記載
東京電力パワーグリッド	電力量（千kWh）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
	電力量料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲表示で記載
中部電力パワーグリッド	電力量（千kWh）	1,371,150	453,237	128,575	678,472	4,914,897	7,546,331	1,509,266	4,914,000	4,914,000	4,914,000	4,914,000	4,914,000	24,570,000	4,914,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 680,352	▲ 86,115	▲ 24,429	▲ 128,910	▲ 5,170,469	▲ 6,090,275	▲ 1,218,055	▲ 5,171,000	▲ 5,171,000	▲ 5,171,000	▲ 5,171,000	▲ 5,171,000	▲ 25,855,000	▲ 5,171,000	▲表示で記載
北陸電力送配電	電力量（千kWh）	10,290	49,031	30,173	93,985	66,843	250,322	50,064	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000	335,000	67,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 12,554	▲ 59,817	▲ 36,812	▲ 114,662	▲ 81,548	▲ 305,393	▲ 61,079	▲ 82,000	▲ 82,000	▲ 82,000	▲ 82,000	▲ 82,000	▲ 410,000	▲ 82,000	▲表示で記載
関西電力送配電	電力量（千kWh）	224,360	44,250	92,985	426,411	685,644	1,473,650	294,730	686,000	686,000	686,000	686,000	686,000	3,430,000	686,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 42,628	▲ 8,408	▲ 17,667	▲ 81,018	▲ 330,030	▲ 479,751	▲ 95,950	▲ 330,000	▲ 330,000	▲ 330,000	▲ 330,000	▲ 330,000	▲ 1,650,000	▲ 330,000	▲表示で記載
中国電力ネットワーク	電力量（千kWh）	41,482	49,014	29,300	162,288	334,103	616,187	123,237	334,000	334,000	334,000	334,000	334,000	1,670,000	334,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 50,608	▲ 58,205	▲ 35,746	▲ 197,991	▲ 407,606	▲ 750,156	▲ 150,031	▲ 408,000	▲ 408,000	▲ 408,000	▲ 408,000	▲ 408,000	▲ 2,040,000	▲ 408,000	▲表示で記載
四国電力送配電	電力量（千kWh）	3,700	7,340	24,222	38,948	33,782	107,992	21,598	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	170,000	34,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 4,514	▲ 11,210	▲ 29,550	▲ 47,517	▲ 41,214	▲ 134,005	▲ 26,801	▲ 41,000	▲ 41,000	▲ 41,000	▲ 41,000	▲ 41,000	▲ 205,000	▲ 41,000	▲表示で記載
九州電力送配電	電力量（千kWh）	13,906	10,568	13,955	41,908	48,608	128,945	25,789	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	245,000	49,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 16,966	▲ 12,893	▲ 17,025	▲ 51,128	▲ 59,301	▲ 157,313	▲ 31,463	▲ 59,000	▲ 59,000	▲ 59,000	▲ 59,000	▲ 59,000	▲ 295,000	▲ 59,000	▲表示で記載
合計	電力量（千kWh）	3,911,347	1,761,328	434,898	1,779,292	6,555,533	14,442,398	2,888,480	6,556,000	6,556,000	6,556,000	6,556,000	6,556,000	32,780,000	6,556,000	▲表示で記載
	電力量料金	▲ 1,234,449	▲ 454,746	▲ 183,210	▲ 685,309	▲ 6,179,783	▲ 8,737,497	▲ 1,747,499	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 6,180,000	▲ 30,900,000	▲ 6,180,000	▲表示で記載

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	参照期間		2023年度 (想定)	2024年度 (想定)	2025年度 (想定)	2026年度 (想定)	2027年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
契約超過金	▲ 4,211	▲ 7,615	▲ 9,824	▲ 84,744	▲ 108,125	▲ 214,519	▲ 42,904	▲ 108,000	▲ 108,000	▲ 108,000	▲ 108,000	▲ 108,000	▲ 540,000	▲ 108,000	▲表示で記載
違約金	▲ 401	▲ 508	▲ 337	—	▲ 3	▲ 1,249	▲ 250	—	—	—	—	—	—	—	▲表示で記載
諸貸付料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲表示で記載
受託運転益	▲ 6,639	▲ 7,595	▲ 7,281	▲ 6,021	▲ 8,321	▲ 35,857	▲ 7,171	▲ 8,000	▲ 8,000	▲ 8,000	▲ 8,000	▲ 8,000	▲ 40,000	▲ 8,000	▲表示で記載
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲表示で記載
受託工事益	▲ 482,162	▲ 1,151,055	▲ 1,253,107	▲ 934,712	▲ 672,837	▲ 4,493,873	▲ 898,775	▲ 673,000	▲ 273,000	▲ 273,000	▲ 273,000	▲ 273,000	▲ 1,765,000	▲ 353,000	▲表示で記載
広告料	▲ 391,801	▲ 375,533	▲ 360,413	▲ 333,983	▲ 320,152	▲ 1,781,882	▲ 356,376	▲ 320,000	▲ 320,000	▲ 320,000	▲ 320,000	▲ 320,000	▲ 1,600,000	▲ 320,000	▲表示で記載
供給雑収	▲ 1,502,897	▲ 881,527	▲ 880,130	▲ 1,060,798	▲ 1,252,126	▲ 5,577,478	▲ 1,115,496	▲ 1,252,000	▲ 1,252,000	▲ 1,252,000	▲ 1,252,000	▲ 1,252,000	▲ 6,260,000	▲ 1,252,000	▲表示で記載
系統設置交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 3,000	▲ 3,000	▲ 600	▲表示で記載
広域系統整備交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲表示で記載
雑口	▲ 56,658,696	▲ 55,591,530	▲ 52,894,853	▲ 55,300,046	▲ 55,643,525	▲ 276,088,650	▲ 55,217,730	▲ 56,701,000	▲ 57,815,000	▲ 58,569,000	▲ 57,003,000	▲ 56,625,000	▲ 286,713,000	▲ 57,342,600	▲表示で記載
合計	▲ 59,046,807	▲ 58,015,363	▲ 55,405,945	▲ 57,720,304	▲ 58,005,089	▲ 288,193,508	▲ 57,638,702	▲ 59,062,000	▲ 59,776,000	▲ 60,530,000	▲ 58,964,000	▲ 58,589,000	▲ 296,921,000	▲ 59,384,200	▲表示で記載
(再掲) 共架料	▲ 12,486,674	▲ 12,891,719	▲ 6,159,259	▲ 6,096,880	▲ 6,099,381	▲ 43,733,913	▲ 8,746,783	▲ 6,099,000	▲ 6,099,000	▲ 6,099,000	▲ 6,099,000	▲ 6,099,000	▲ 30,495,000	▲ 6,099,000	▲表示で記載
(参考) 災害等扶助交付金	—	—	—	—	—	—	—	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 880,000	▲ 4,400,000	▲ 880,000	▲表示で記載

4 一般送配電事業託送供給等約款料金算定 規則の規定に基づいて作成した書類

7 部門整理表（その1）

（単位：百万円）

	水力発電費			火力発電費			新エネルギー等発電等費			送電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	—	—	—	3	—	3	—	—	—	150	—	150
給料手当	—	—	—	1,664	1,463	201	—	—	—	85,464	53,530	31,934
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	▲20	▲14	▲6	—	—	—	▲811	▲552	▲259
退職給与金	—	—	—	114	—	114	—	—	—	5,625	—	5,625
厚生費	—	—	—	295	254	41	—	—	—	14,015	9,060	4,955
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	348	343	5	40	40	—	273	60	213
燃料費	—	—	—	23,670	23,670	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	9	9	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	183	175	8	5	5	—	3,159	1,975	1,184
修繕費	60	60	—	9,255	9,206	49	—	—	—	157,463	155,292	2,171
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,516	2,443	73
賃借料	—	—	—	85	24	61	—	—	—	212,300	209,559	2,741
託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	125,863	125,863	—
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,105	60,105	—
委託費	—	—	—	3,070	2,140	930	11	11	—	73,379	31,592	41,787
損害保険料	—	—	—	21	20	1	—	—	—	3,780	3,630	150
普及開発関係費	—	—	—	1	—	1	—	—	—	27	—	27
養成費	—	—	—	20	—	20	—	—	—	1,296	—	1,296
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,102	—	16,102
諸費	—	—	—	539	230	309	10	10	—	32,418	3,707	28,711
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	5	5	—	562	528	34	55	55	—	99,768	98,232	1,536
雑税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,022	890	1,132
減価償却費	15	15	—	4,774	4,588	186	455	455	—	431,381	423,069	8,312
固定資産除却費	—	—	—	1,063	1,037	26	—	—	—	140,232	139,080	1,152
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,015	5,015	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲8	—	▲8	▲6	—	▲6	▲1,354	—	▲1,354
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲6	—	▲6	—	—	—	▲208	—	▲208
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	9	—	9	2	—	2	1,257	—	1,257
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	1,184	—	1,184	14	—	14	40,420	—	40,420
電気事業報酬	2	—	2	843	—	843	159	—	159	108,889	—	108,889
合計	82	80	2	47,678	43,673	4,005	745	576	169	1,620,546	1,322,550	297,996

（記載注意） 1 固有の欄には第8条第2項で整理された金額（一般管理費等を除く。）を、一般の欄には第8条第3項又は第5項で整理された金額を記載すること。
2 帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。

- 注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

7 部門整理表（その2）

（単位：百万円）

	変電費			配電費			販売費			合計	帰属方法別 (%)		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般		直課	活動帰属 基準	配賦基準
役員給与	159	—	159	511	—	511	138	—	138	961	0.0	100.0	0.0
給料手当	86,570	57,724	28,846	288,690	220,428	68,262	84,442	59,507	24,935	546,830	91.9	8.1	0.0
給料手当振替額（貸方）	▲870	▲596	▲274	▲3,153	▲2,278	▲875	▲851	▲614	▲237	▲5,705	71.1	28.9	0.0
退職給与金	5,698	—	5,698	18,995	—	18,995	5,555	—	5,555	35,987	91.9	8.1	0.0
厚生費	14,850	10,277	4,573	47,544	36,176	11,368	13,918	9,965	3,953	90,622	89.0	11.0	0.0
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	321	95	226	2,151	1,430	721	1,000	805	195	4,133	67.1	32.9	0.0
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,670	100.0	0.0	0.0
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	100.0	0.0	0.0
消耗品費	4,084	3,015	1,069	10,959	8,428	2,531	3,179	2,255	924	21,569	92.4	7.6	0.0
修繕費	66,924	64,624	2,300	718,251	710,897	7,354	2,158	—	2,158	954,111	98.5	1.5	0.0
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	314	305	9	1,772	1,720	52	26	25	1	4,628	97.1	0.0	2.9
賃借料	60,052	57,148	2,904	207,568	198,281	9,287	2,530	—	2,530	482,535	96.4	3.6	0.0
託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	125,863	100.0	0.0	0.0
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,105	100.0	0.0	0.0
委託費	58,965	14,708	44,257	343,456	180,038	163,418	172,166	103,858	68,308	651,047	56.2	3.0	40.8
損害保険料	1,739	1,670	69	3,119	2,995	124	—	—	—	8,659	96.0	0.0	4.0
普及開発関係費	12	—	12	49	—	49	6	—	6	95	0.0	0.0	100.0
養成費	1,209	—	1,209	3,426	—	3,426	2,560	—	2,560	8,511	32.4	67.6	0.0
研究費	9,066	—	9,066	18,697	—	18,697	142	—	142	44,007	59.8	0.0	40.2
諸費	16,576	1,155	15,421	83,347	35,021	48,326	25,109	9,385	15,724	157,999	44.6	0.0	55.4
貸倒損	—	—	—	—	—	—	4,150	4,150	—	4,150	100.0	0.0	0.0
固定資産税	58,045	56,417	1,628	157,128	151,922	5,206	1,407	—	1,407	316,970	96.9	3.1	0.0
雑税	9,019	3,970	5,049	352	155	197	57	25	32	11,450	44.0	0.0	56.0
減価償却費	223,811	215,006	8,805	530,086	498,548	31,538	16,740	—	16,740	1,207,262	95.6	4.4	0.0
固定資産除却費	48,660	47,439	1,221	219,338	215,433	3,905	1,055	—	1,055	410,348	98.2	1.8	0.0
共有設備費等分担額	—	—	—	175	175	—	—	—	—	5,190	100.0	0.0	0.0
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲724	—	▲724	▲1,611	—	▲1,611	—	—	—	▲3,703	0.0	100.0	0.0
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲95	—	▲95	▲372	—	▲372	▲44	—	▲44	▲725	0.0	0.0	100.0
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	649	—	649	2,113	—	2,113	—	—	—	4,030	0.0	98.7	1.3
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	18,399	—	18,399	72,368	—	72,368	8,600	—	8,600	140,985	0.0	0.0	100.0
電気事業報酬	54,325	—	54,325	176,357	—	176,357	1,012	—	1,012	341,587	96.3	2.9	0.8
合計	737,758	532,957	204,801	2,901,316	2,259,369	641,947	345,055	189,361	155,694	5,653,180	87.3	3.5	9.2

（記載注意） 1 固有の欄には第8条第2項で整理された金額（一般管理費等を除く。）を，一般の欄には第8条第3項又は第5項で整理された金額を記載すること。
2 帰属方法別の欄には，各項目ごとに，別表第2において定める「直課」，「活動帰属基準」，「配賦基準」を基に合計の「直課」，「活動帰属基準」，「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。

- 注 1 該当すべき事項がないときは，表の作成又は記載を省略することができる。
2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし，営業費，事業報酬，追加事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は，「千円」を「百万円」に読み替え，百万円単位をもって表示することを妨げない。
3 火力に係るものは，汽力及び内燃力に係るものをいう。

送配電関連費整理表

(単位：百万円)

	総離島等供給費				総アンシラリーサービス費	総送電費	受電用変電サービス費	配電用変電サービス費	低圧配電費	高圧配電費	需要家費	給電費	一般販売費	合計	帰属方法別(%)		
	水力発電費分	火力発電費分	新エネルギー等発電費分												直課	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	3	—	3	—		150	18	141	99	251	234	42	23	961	0.3	63.3	36.4
給料手当	1,664	—	1,664	—		85,464	9,930	76,640	56,176	141,836	135,320	25,584	14,216	546,830	29.2	34.6	36.2
給料手当振替額（貸方）	▲20	—	▲20	—		▲811	▲100	▲770	▲614	▲1,549	▲1,440	▲258	▲143	▲5,705	20.5	41.6	37.9
退職給与金	114	—	114	—		5,625	654	5,044	3,696	9,333	8,903	1,683	935	35,987	29.2	34.6	36.2
厚生費	295	—	295	—		14,015	1,703	13,147	9,251	23,359	22,292	4,217	2,343	90,622	28.6	35.4	36.0
委託検針費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	388	—	348	40		273	37	284	418	1,057	1,204	303	169	4,133	13.1	51.2	35.7
燃料費	23,670	—	23,670	—		—	—	—	—	—	—	—	—	23,670	100.0	0.0	0.0
廃棄物処理費	9	—	9	—		—	—	—	—	—	—	—	—	9	100.0	0.0	0.0
消耗品費	188	—	183	5		3,159	2,987	1,097	2,133	5,384	5,123	963	535	21,569	32.0	33.1	34.9
修繕費	9,315	60	9,255	—		157,463	50,347	16,577	137,358	346,809	235,135	772	335	954,111	48.6	0.7	50.7
水利使用料	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—		2,516	36	278	345	870	571	8	4	4,628	59.4	0.0	40.6
貸借料	85	—	85	—		212,300	45,177	14,875	58,887	148,681	1,327	780	423	482,535	55.3	1.7	43.0
託送料	—	—	—	—		125,863	—	—	—	—	—	—	—	125,863	100.0	0.0	0.0
事業者間精算費	—	—	—	—		60,105	—	—	—	—	—	—	—	60,105	100.0	0.0	0.0
委託費	3,081	—	3,070	11		73,379	44,359	14,606	72,597	183,297	193,435	47,567	18,726	651,047	30.4	0.1	69.5
損害保険料	21	—	21	—		3,780	199	1,540	778	1,966	375	—	—	8,659	61.5	4.3	34.2
普及開発関係費	1	—	1	—		27	9	3	14	35	—	—	6	95	7.4	0.0	92.6
養成費	20	—	20	—		1,296	139	1,070	667	1,683	1,512	1,985	139	8,511	28.3	31.5	40.2
研究費	—	—	—	—		16,102	8,063	1,003	4,343	10,964	3,505	17	10	44,007	37.4	4.7	57.9
諸費	549	—	539	10		32,418	12,124	4,452	11,394	28,768	55,193	9,277	3,824	157,999	30.7	0.0	69.3
貸倒損	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	4,150	4,150	100.0	0.0	0.0
固定資産税	622	5	562	55		99,768	40,707	17,338	38,313	96,735	22,824	426	237	316,970	50.1	7.3	42.6
雑税	—	—	—	—		2,022	6,596	2,423	68	173	141	17	10	11,450	42.4	0.0	57.6
減価償却費	5,244	15	4,774	455		431,381	156,959	66,852	124,452	314,221	95,437	11,435	1,281	1,207,262	56.7	7.0	36.3
固定資産除却費	1,063	—	1,063	—		140,232	34,125	14,535	35,541	89,734	94,621	320	177	410,348	64.5	5.0	30.5
共有設備費等分担額	—	—	—	—		5,015	—	—	50	125	—	—	—	5,190	96.6	0.0	3.4
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間購入電源費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間購入送電費	—	—	—	—		5	—	—	—	—	—	—	—	5	100.0	0.0	0.0
他社購入電源費	530	—	—	530	869,416	—	—	—	—	—	—	—	—	869,946	100.0	0.0	0.0
他社購入送電費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非化石証書購入費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲14	—	▲8	▲6		▲1,354	▲508	▲216	▲457	▲1,154	—	—	—	▲3,703	0.4	56.1	43.5
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲6	—	▲6	—		▲208	▲69	▲26	▲106	▲266	▲23	▲13	▲8	▲725	0.8	0.0	99.2
開発費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	11	—	9	2		1,257	455	194	527	1,332	254	—	—	4,030	0.3	53.0	46.7
社債発行費償却	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	1,198	—	1,184	14		40,420	13,457	4,942	18,065	45,612	13,238	2,606	1,447	140,985	0.8	6.2	93.0
電気事業報酬	1,004	2	843	159		108,889	38,098	16,227	44,024	111,153	21,715	307	170	341,587	46.7	7.2	46.1
自社アンシラリーサービス費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間販売電源料	—	—	—	—	▲204	—	—	—	—	—	—	—	—	▲204	100.0	0.0	0.0
地帯間販売送電料	—	—	—	—	—	▲310	—	—	—	—	—	—	—	▲310	100.0	0.0	0.0
他社販売電源料	—	—	—	—	▲75,980	—	—	—	—	—	—	—	—	▲75,980	100.0	0.0	0.0
他社販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	49,035	82	47,678	1,275	793,232	1,620,241	465,502	272,256	618,019	1,560,409	910,896	108,038	49,009	6,446,637	54.1	6.6	39.3

(記載注意)

- 1 帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。
- 2 自社アンシラリーサービス費の欄には、第8条第1項で自社アンシラリーサービス費に整理された金額を記載すること。
- 3 その他は、様式第3の注1から3までと同様とすること。

送配電関連費明細表（その 1）

（単位：百万円）

	総離島等供給費									総アンシラリーサービス費			総送電費		
	水力発電費分			火力発電費分			新エネルギー等発電等費分			計			計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変						
役員給与	—	—	—	3	3	—	—	—	—				150	150	—
給料手当	—	—	—	1,664	1,664	—	—	—	—				85,464	85,464	—
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	▲20	▲20	—	—	—	—				▲811	▲811	—
退職給与金	—	—	—	114	114	—	—	—	—				5,625	5,625	—
厚生費	—	—	—	295	295	—	—	—	—				14,015	14,015	—
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
雑給	—	—	—	348	348	—	40	40	—				273	273	—
燃料費	—	—	—	23,670	—	23,670	—	—	—				—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	9	—	9	—	—	—				—	—	—
消耗品費	—	—	—	183	183	—	5	5	—				3,159	3,159	—
修繕費	60	60	—	9,255	9,255	—	—	—	—				157,463	157,463	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				2,516	2,516	—
賃借料	—	—	—	85	85	—	—	—	—				212,300	212,300	—
託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—				125,863	108,391	17,472
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				60,105	—	60,105
委託費	—	—	—	3,070	3,070	—	11	11	—				73,379	73,379	—
損害保険料	—	—	—	21	21	—	—	—	—				3,780	3,780	—
普及開発関係費	—	—	—	1	1	—	—	—	—				27	27	—
養成費	—	—	—	20	20	—	—	—	—				1,296	1,296	—
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				16,102	16,102	—
諸費	—	—	—	539	539	—	10	10	—				32,418	32,418	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
固定資産税	5	5	—	562	562	—	55	55	—				99,768	99,768	—
雑税	—	—	—	—	—	—	—	—	—				2,022	2,022	—
減価償却費	15	15	—	4,774	4,774	—	455	455	—				431,381	431,381	—
固定資産除却費	—	—	—	1,063	1,063	—	—	—	—				140,232	140,232	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—				5,015	5,015	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間購入送電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	530	—	530	869,416	260,947	608,469	—	—	—
他社購入送電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非化石証書購入費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲8	▲8	—	▲6	▲6	—				▲1,354	▲1,354	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	▲6	▲6	—	—	—	—				▲208	▲208	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
社債発行費	—	—	—	9	9	—	2	2	—				1,257	1,257	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—
法人税等	—	—	—	1,184	1,184	—	14	14	—				40,420	40,420	—
電気事業報酬	2	2	—	843	843	—	159	159	—				108,889	108,889	—
自社アンシラリーサービス費										—	—	—			
地帯間販売電源料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲204	▲204	—	—	—	—
地帯間販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲310	—	▲310
他社販売電源料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲75,980	—	▲75,980	—	—	—
他社販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	82	82	—	47,678	23,999	23,679	1,275	745	530	793,232	260,743	532,489	1,620,241	1,542,969	77,272

（記載注意） 様式第 3 の注 1 から 3 ままで同様とすること。

様式第5（第11条関係）

送配電関連費明細表（その2）

（単位：百万円）

	受電用変電サービス費			配電用変電サービス費			低圧配電費			高圧配電費			給電費			需要家費	合計
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変		
役員給与	18	18	—	141	141	—	99	99	—	251	251	—	42	42	—	234	938
給料手当	9,930	9,930	—	76,640	76,640	—	56,176	56,176	—	141,836	141,836	—	25,584	25,584	—	135,320	532,614
給料手当振替額（貸方）	▲100	▲100	—	▲770	▲770	—	▲614	▲614	—	▲1,549	▲1,549	—	▲258	▲258	—	▲1,440	▲5,562
退職給与金	654	654	—	5,044	5,044	—	3,696	3,696	—	9,333	9,333	—	1,683	1,683	—	8,903	35,052
厚生費	1,703	1,703	—	13,147	13,147	—	9,251	9,251	—	23,359	23,359	—	4,217	4,217	—	22,292	88,279
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	37	37	—	284	284	—	418	418	—	1,057	1,057	—	303	303	—	1,204	3,964
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,670
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
消耗品費	2,987	2,987	—	1,097	1,097	—	2,133	2,133	—	5,384	5,384	—	963	963	—	5,123	21,034
修繕費	50,347	50,347	—	16,577	16,577	—	137,358	137,358	—	346,809	346,809	—	772	772	—	235,135	953,776
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	36	36	—	278	278	—	345	345	—	870	870	—	8	8	—	571	4,624
賃借料	45,177	45,177	—	14,875	14,875	—	58,887	58,887	—	148,681	148,681	—	780	780	—	1,327	482,112
託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	125,863
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,105
委託費	44,359	44,359	—	14,606	14,606	—	72,597	72,597	—	183,297	183,297	—	47,567	47,567	—	193,435	632,321
損害保険料	199	199	—	1,540	1,540	—	778	778	—	1,966	1,966	—	—	—	—	375	8,659
普及開発関係費	9	9	—	3	3	—	14	14	—	35	35	—	—	—	—	—	89
養成費	139	139	—	1,070	1,070	—	667	667	—	1,683	1,683	—	1,985	1,985	—	1,512	8,372
研究費	8,063	8,063	—	1,003	1,003	—	4,343	4,343	—	10,964	10,964	—	17	17	—	3,505	43,997
諸費	12,124	12,124	—	4,452	4,452	—	11,394	11,394	—	28,768	28,768	—	9,277	9,277	—	55,193	154,175
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	40,707	40,707	—	17,338	17,338	—	38,313	38,313	—	96,735	96,735	—	426	426	—	22,824	316,733
雑税	6,596	6,596	—	2,423	2,423	—	68	68	—	173	173	—	17	17	—	141	11,440
減価償却費	156,959	156,959	—	66,852	66,852	—	124,452	124,452	—	314,221	314,221	—	11,435	11,435	—	95,437	1,205,981
固定資産除却費	34,125	34,125	—	14,535	14,535	—	35,541	35,541	—	89,734	89,734	—	320	320	—	94,621	410,171
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	50	50	—	125	125	—	—	—	—	—	5,190
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間購入送電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	869,946
他社購入送電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非化石証書購入費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲508	▲508	—	▲216	▲216	—	▲457	▲457	—	▲1,154	▲1,154	—	—	—	—	—	▲3,703
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲69	▲69	—	▲26	▲26	—	▲106	▲106	—	▲266	▲266	—	▲13	▲13	—	▲23	▲717
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	455	455	—	194	194	—	527	527	—	1,332	1,332	—	—	—	—	254	4,030
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	13,457	13,457	—	4,942	4,942	—	18,065	18,065	—	45,612	45,612	—	2,606	2,606	—	13,238	139,538
電気事業報酬	38,098	38,098	—	16,227	16,227	—	44,024	44,024	—	111,153	111,153	—	307	307	—	21,715	341,417
自社アンソロジーサービス費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間販売電源料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲204
地帯間販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲310
他社販売電源料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲75,980
他社販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	465,502	465,502	—	272,256	272,256	—	618,019	618,019	—	1,560,409	1,560,409	—	108,038	108,038	—	910,896	6,397,628

（記載注意） 様式第3の注1から3までと同様とすること。

様式第 5 の 2 （第11条の 2 関係）

発電側比率整理表

発電側の延契約電力		需要側の延契約電力 (10 ³ kW)	発電側比率 (%)
① (10 ³ kW)	② (10 ³ kW)		
823,962	1,019,264	1,963,288	27.6

(記載注意)

- 1 発電側の延契約電力①に関しては、第11条の 2 第 1 項第 1 号の規定により算定された値から同項第 2 号及び第 3 号の規定により算定された値を合計して得た値を差し引いた値を、同②に関しては、同項第 1 号の規定により算定された値から同項第 3 号の規定により算定された値を差し引いた値を記載すること。
- 2 需要側の延契約電力に関しては、第11条の 2 第 1 項第 4 号の値を記載すること。

様式第5の3（第11条の3関係）

送配電関連固定費整理表

（単位：百万円）

発電側送配電関連固定費		需要側送配電関連固定費		
総送電費	受電用変電サービス費	総送電費	受電用変電サービス費	その他
340,689	102,782	1,202,280	362,720	2,844,291

（記載注意）

- 1 様式第3の注1及び2と同様とすること。
- 2 その他に関しては、需要側送配電関連固定費のうち、総送電費及び受電用変電サービス費以外の合計した値を記載すること。

様式第 6 （第12条関係）

送配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電等量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特 別 高 圧 需 要	11,706	—	11,526	9,352	75,873	45,000	74,918
高 圧 需 要	22,806	406,243	22,806	15,777	98,209	3,214,000	94,617
低 圧 需 要	25,604	1,560,509	19,184	22,288	106,233	373,513,000	98,945
合 計	60,116	1,966,752	53,516	47,417	280,315	376,772,000	268,480

（注）上記はいずれも規制期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、規制期間の合計値は、特別高圧需要374,592百万kWh、高圧需要473,086百万kWh、低圧需要494,726百万kWh。

送配電関連費発電及び三需要種別計算表

（単位：百万円）

需要種別等		固定費			可変費			需要家費			合計		
		計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加
需要側	特別高压需要	440,023	424,233	15,790	341,321	171,616	169,705 <54,309>	11,542	10,680	862	792,886	606,529	186,357
	高 圧 需 要	1,347,927	1,274,567	73,360	436,947	222,080	214,867 <70,279>	47,178	43,652	3,526	1,832,052	1,540,299	291,753
	低 圧 需 要	2,894,541	2,710,491	184,050	465,836	240,274	225,562 <76,037>	925,856	856,564	69,292	4,286,233	3,807,329	478,904
発電側		443,471	443,471	—							443,471	443,471	—

（記載注意）

- 1 需要側の固有の欄には第13条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には、第23条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を記載すること。
固定費に係る発電側の固有の欄には第11条の3第1項で抽出された発電側送配電関連固定費を、追加の欄には、第22条の2第2項で整理された追加発電側送配電関連固定費を記載すること。
- 2 特別高压需要、高压需要及び低压需要の<>内には、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金として第15条第2項で整理された追加可変費を内数として記載すること。
- 3 その他は、様式第3の注2と同様とすること。

様式第 7 の 2 (第25条関係)

発電側託送供給料金割引額設定表

(単位：百万円)

基幹系統の設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資するものである場合										
発電側送配電関連原価等のうち、基幹系統分			発電側送配電関連原価等における基幹系統分のうち							
			計			計の半額	割引額		割引額の半額	
	当該基幹系統分のうち、半額	割引額 (円/kW・月)		減価償却費	電気事業報酬		(円/kW・月)	(円/kW・月)	(円/kW・月)	(円/kW・月)
171,357	85,679	28.05	63,537	50,865	12,672	31,769	10.40	5.20	2.60	

特別高圧系統の設備投資の効率化に資するものである場合								
発電側送配電関連原価等の うち、特別高圧系統分	当該特別高圧系統分の 半額	割引額 (円/kW・月)	発電側送配電関連原価等における特別高圧系統分のうち					
			計			計の半額	割引額 (円/kW・月)	
				減価償却費	電気事業報酬			
272,114	136,057	44.54	98,823	79,040	19,783	49,412	16.18	

(記載注意)

様式第 3 の注 1 及び 2 と同様とすること。

様式第 8（第25条関係）

送配電関連需要種別原価等と需要側託送供給料金収入の比較表及び発電側送配電関連原価等と発電側託送供給料金収入の比較表

（単位：百万円）

需要種別等		固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 又は発電電等量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
需要側	特 別 高 圧 需 要	440,023	341,321	11,542	792,886	374,592	2.12	792,135
	高 圧 需 要	1,347,927	436,947	47,178	1,832,052	473,086	3.87	1,832,846
	低 圧 需 要	2,894,541	465,836	925,856	4,286,233	494,726	8.66	4,285,391
	発電側	443,471			443,471	889,840	0.50	444,208

（記載注意）

様式第 3 の注 1 及び 2 と同様とすること。

（注）上記の三需要種別ごとの単価は、いずれも2023年度から2027年度の送配電関連需要種別原価等と販売電力量をもとに算定している。

なお、2024年度から2027年度の送配電関連需要種別原価等と販売電力量をもとに算定した三需要種別ごとの単価は、特別高圧需要2.05 円/kWh、
高圧需要3.78 円/kWh、低圧需要8.58 円/kWh。